

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ[®]

2019 太陽生命の現状

T&D
Try & Discover



太陽生命の経営ビジョン

太陽生命の経営ビジョンは、
今後の成長の礎として、「お客様」「従業員」「社会」のそれぞれの視点から、
当社の目指す企業像を具体的に表現し、企業として目指す方向性を明確にしています。

**わたしたちは、高品質の商品とサービスを通して、
お客様に必要とされ、愛される会社を目指します。**

**わたしたちは、お客様への感謝の気持ちと、
仕事への誇りを大切にします。**

**わたしたちは、広く社会に役立ち、
確かな未来に貢献できる会社を目指します。**

T&D保険グループの経営理念

Try&Discover(挑戦と発見)による価値の創造を通じて、
人と社会に貢献するグループを目指します。



会社概要

社名	太陽生命保険株式会社 (TAIYO LIFE INSURANCE COMPANY)
代表者	代表取締役社長 副島 直樹
設立	1948年（昭和23年）2月（創業 1893年（明治26年）5月）
本社所在地	〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1
総資産	7兆4,118億円
資本金等	資本金625億円、資本準備金625億円、合計1,250億円
事業所	国内：143支社8営業所、 海外：2駐在員事務所（ニューヨーク、ヤンゴン）
従業員数	10,805名 (内務員2,365名、営業職員8,440名)
2019年3月末現在（代表者は、2019年4月1日現在）	

T&D保険グループCSR憲章

T&D保険グループは、グループ経営理念に基づき、社会とともに持続的成長を遂げ、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たします。

- 1 より良い商品・サービスの提供
- 2 コンプライアンスの徹底
- 3 人権の尊重
- 4 コミュニケーション
- 5 地域・社会への貢献
- 6 地球環境の保護
- 7 実効あるガバナンスの構築と徹底

グループストラクチャー

太陽生命は、大同生命およびT&Dフィナンシャル生命とともに、生命保険会社3社を中心とする「T&D保険グループ」の一員です。

T&D保険グループのグループストラクチャー



CONTENTS

経営ビジョン	01
沿革	03
トップメッセージ	05

経営戦略

中期経営計画	09
太陽の元気プロジェクト	11
ベストシニアサービス	13
海外事業	15

業績概要

契約業績	17
収益状況・健全性	18

ステークホルダーに対する取組み

太陽生命的ステークホルダー	20
お客様との関わり	21
お客さま本位の業務運営に係る方針	21
営業体制	22
商品	23
営業教育体制	28
お客様サービス	29
従業員との関わり	34
従業員のはたらきがい	34
社会との関わり	37
資産運用を通じた社会への貢献	37
スポーツを通じた社会への貢献	39
地域・社会、環境への貢献	41
SDGs(持続可能な開発目標)への貢献	43
外部機関からの評価	43

経営管理体制

コーポレート・ガバナンス体制	44
内部統制体制	45
コンプライアンス体制	46
ERMの推進	47
リスク管理体制	47

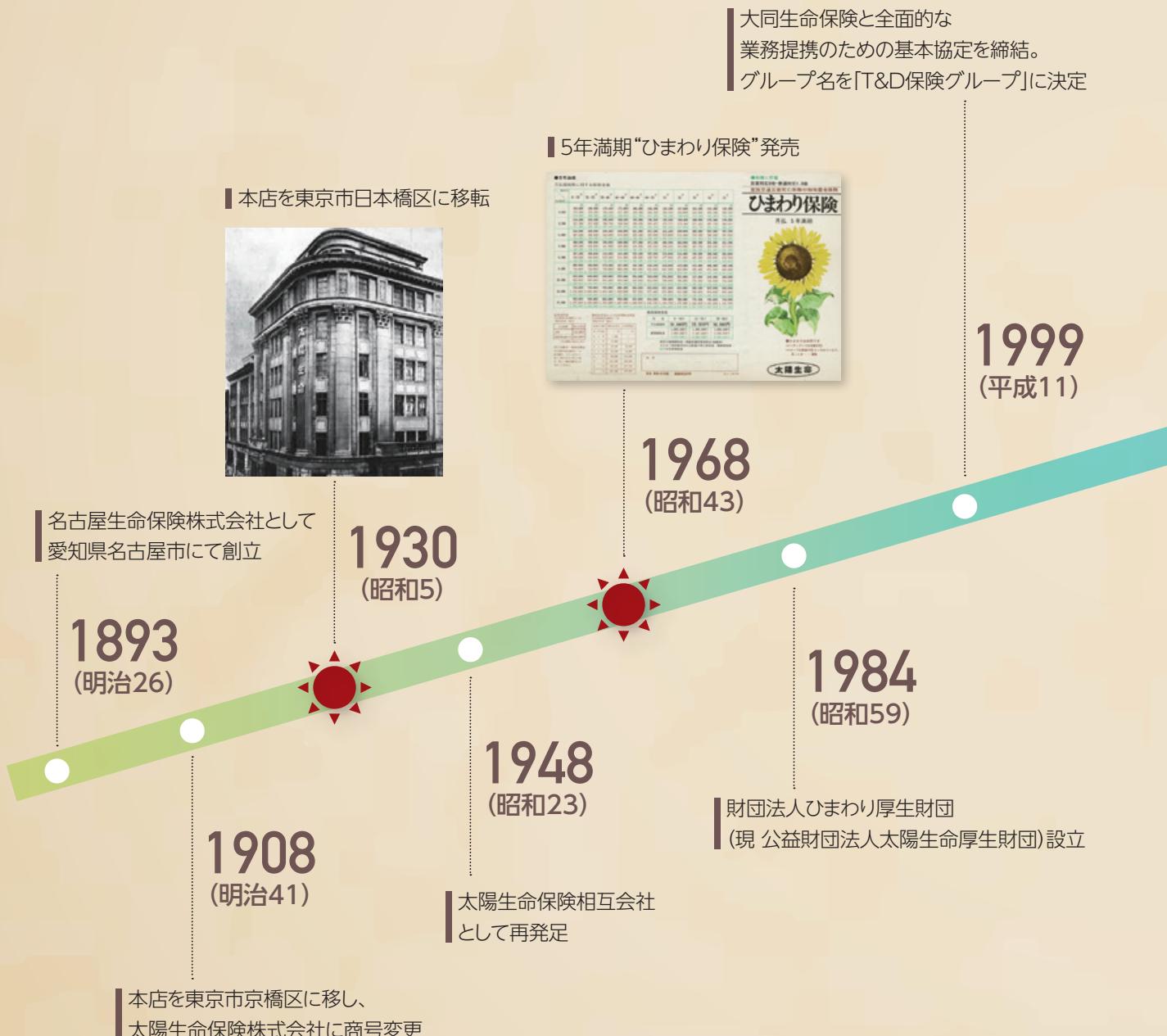
会社情報

※会社情報の目次は49ページをご覧下さい。

▷ 沿革 Company History

当社は、1893年（明治26年）5月、名古屋生命保険株式会社として愛知県名古屋市で発足し、1908年（明治41年）に本社を東京に移し、社名を太陽生命保険株式会社と改めました。以来、太陽生命の名は変わることなく多くの方々に親しまれてきました。

これからも、伝統を大切に守りつつ、日々変革を繰り返し、時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けする生命保険会社を目指して歩みを進めてまいります。





太陽生命保険株式会社

「元気！長生き！太陽生命」
健康で長生きを喜べる社会の
実現に向けて

代表取締役社長 副島直樹



TOP MESSAGE

トップメッセージ

日頃より、太陽生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
当社を支えていただいております皆様に心より感謝し、厚く御礼申し上げます。

2018年度振り返って

2018年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善を通じ個人消費が緩やかに増加したほか、企業収益も高水準で推移するなど、各種経済対策および金融政策の効果を背景に、景気は緩やかに回復しました。

金融市場につきましては、国内株式は、国内企業収益の改善を背景に株価が上昇しましたが、年度末にかけては、世界経済の先行き不透明感の高まり等により、株価は下落しました。また、国内金利は、日本銀行による長短金利のコントロールを伴う量的・質的金融緩和政策の継続により、10年長期国債利回りは、日本銀行が目標水準としているゼロ%近傍で推移しました。

このような情勢のもと、当社はコアビジネスである「家庭市場での営業職員チャネルによる死亡・医療・介護保障を中心とした総合生活保障の商品販売」を中心に企業価値の向上に取り組みました。

2018年度の当社決算は、生命保険業界初の『ひまわり認知症予防保険』や就業不能収入保障保険『働けなくなったときの保険〔I型〕』等の第三分野（医療・介護・ガン等）商品の販売が好調だったこと等により、第三分野の新契約年換算保険料は前年比122.9%の163億円と大きく伸展したことから、同保有契約年換算保険料は前年比104.8%の1,107億円となりました。収益面では、金融機関代理店チャネルを通じた終身生活介護年金保険『My介護Best』の販売増加等により経常収益が前年比124.2%の9,176億円と大きく伸展ましたが、当期純利益は為替ヘッジコストの増加等により前年比83.8%の255億円となりました。また、保険会社の健全性を示す指標の一つであるソルベンシー・マージン比率は、849.7%と、お客様に十分ご安心いただける水準を維持することができました。

2016-2018年度中期経営計画 最終年度の取組み

当社は『時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けする生命保険会社を目指す』ことをビジョンとして掲げ、2016年4月からの3ヵ年を計画期間とする中期経営計画に取り組んできました。

中期経営計画では高齢化の進展を見据え、「商品の充実」「サービスの向上」「営業力の強化」の三位一体となった販売推進を通じ、シニアマーケットでのトップブランドを構築するため、主に以下の取組みを実施しました。

<商品の充実>

2018年10月には、「人生100歳時代」のリスクに備える「100歳時代シリーズ」として、生命保険業界初『ひまわり認知症予防保険』を発売しました。この商品は、認知症になった場合の保障だけでなく、認知症にならなければ「予防」の段階からお客様をサポートする保険です。特則の付加により契約1年後から2年ごとに支払われる「予防給付金」を利用し、簡単な血液検査でMCI（軽度認知障害）のリスクを判定する「MCIスクリーニング検査」や疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキングの体験ツアー」等の認知症予防サービスをご利用いただけます。また、認知症と診断された場合に保険金を主契約でお支払いする「認知症診断保険金」は業界初であり、早期の治療にご活用いただけます。認知症に対する世の中の関心の高さを背景に、発売1年目から多くのお客様にご加入いただき、販売件数は6万6千件（2019年6月末時点）を超えるました。

2018年12月には、資金的な問題で高齢者向けホームを退去する方がいる現状を踏まえ、株式会社ベネッセスタイルケアが運営する高齢者向けホームの利用料を、一生涯受け取れる年金でサポートする新たな団体年金『月額利用料サポートプラン』を同社と共同開発しました。

さらに、2008年10月に発売した当社の主力商品である『保険組曲Best』は、必要な保障を自在に組み合わせができる商品として、累計293万件（2019年6月末時点）を超えるご加入をいただいている。『保険組曲Best』は発売以降、さまざまな進化を遂げており、

今後もラインアップの充実を図ることにより、従来以上にお客様にご安心をお届けできる『保険組曲Best』へと進化させていきます。

<サービスの向上>

ご加入時からご契約期間中、お支払時に至るまで、長期間にわたりお客様に信頼され、安心いただけるサービスをお届けするため、さまざまな改革・改善に継続的に取り組んでおります。

ご加入時には、シニアのお客様の誤認防止等のために「ご家族同席」を積極的に推進することに加えて、認知症や入院等によりシニアのお客様ご本人とコミュニケーションや連絡が困難となった場合等に備え、あらかじめご家族の連絡先を登録いただく「ご家族登録制度」を導入しています。

ご契約期間中には、シニアのお客様を年1回以上訪問し、契約内容確認や請求勧奨等を行う「シニア訪問サービス」を実施しています。さらに2018年8月には、お客様専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」を創設しました。「太陽生命マイページ」は「電子交付書面の閲覧」「資金利用」「各種変更手続き」の機能に加え、当社からのお知らせや情報提供等の「コミュニケーション」機能を備えています。

お支払時には、専門知識を有する内務員が直接お客様やご家族を訪問し、給付金等の請求手続きをサポートする「かけつけ隊サービス」を実施しています。新携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」を用いてペーパーレスで給付請求手続きを行うこのサービスでは、最短30分程度で給付金のお支払いを可能としています。2016年4月のサービス開始から2019年3月末までのご利用件数は約7万件に達し、多くのお客様にご好評をいただいています。また、新携帯端末のTV電話機能を活用し本社専門部署と接続することにより、営業職員も専門知識を有する内務員と同等のお支払サービスをご提供できるようになりました。これを機に、ペーパーレスでの請求手続きサービスのご提供範囲を、シニアのお客様からすべてのお客様に拡大しています。

<営業力の強化>

2018年8月に、新携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」を導入しました。「太陽生命コンシェルジュ」は、お客様のご要望を伺いながらその場で最適なプランをご提案する「コンサルティング・プレゼンテーション機能」や、音声入力により健康状態を告知いただく高性能の「音声

認識機能」等、最新のITを駆使して機能を充実させ、生命保険募集のあり方を変えることで、営業の生産性向上につなげています。

また、金融機関代理店を通じた販売につきましては、取扱代理店の拡充に取り組んだ結果、44金融機関まで拡大しています。

△ 太陽の元気プロジェクト

2016年6月より、「人生100歳時代」を見据え、「健康寿命の延伸」すなわち“元気に長生きする”という社会的課題に応えるため、「太陽の元気プロジェクト」を開始しました。「従業員」が元気になり、「お客様」に元気になっていただき、そして「社会」の元気に貢献するためのさまざまな施策を推進しています。

<従業員を“元気”にする>

従業員が長く「元気」に働く環境づくりに向け、総労働時間の縮減や有給休暇の取得促進、各種制度の充実等に取り組んでいます。業界に先駆けて65歳定年制度および70歳まで勤ける継続雇用制度を導入したほか、最長3年間の介護休業制度、子が3歳になるまで取得可能な育児休暇・育児休業制度を導入しています。2018年4月には、短時間勤務制度を拡充し、子が小学校卒業まで適用可能としました。また、従業員の健康増進への取組みとして、2018年6月には社内禁煙を達成しました。

さらに、業務改革の一環としてペーパーレス化の推進やオフィス環境の整備による効率的な働き方を推進してきました。2018年度は「太陽生命コンシェルジュ」を導入、契約から領収までのペーパーレス化を実現し、事務を大幅に削減するなど業務の効率化を図りました。これにより従業員の働き方を変革することでワークライフバランスの実現を図っています。

<お客様の“元気”をサポートする>

高品質の商品・サービスを通じてお客様に生涯にわたる安心を提供するため、商品・サービスの充実を図っています。

「MCIスクリーニング検査」や「クアオルト健康ウォーキング」の体験ツアー等の認知症予防サービスをお客様にご案内しています。加えて、『ひまわり認知症予防保険』にご加入のお客様には、歩行速度等の測定を通じて将来の認知機能低下リスクを知らせる機能や、「脳トレドリル」で脳機能を活性化させる機能、家族がお客様の日々の歩行状況を見守ることができる機能を搭載した「認知症予防アプリ」を提供しています。

また、認知症等の予防・早期発見・ケア、健康増進等に関するサービスの提供とあわせ、従業員の専門知識習得によるサービス力の向上を通じて、お客様の元気をサポートする取組みを継続しています。

<社会の“元気”に貢献する>

社会の「元気」に貢献する取組みとして、「元気・健康」に取り組んでいる企業・団体等を応援しています。地域住民の健康を支える「かかりつけ医」の活躍を表彰する日本医師会等主催の「赤ひげ大賞」への協賛、全国の認知症関連セミナーへの協賛、疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」の導入を進めている地方自治体の支援等を行っています。加えて、東京都健康長寿医療センターとの「歩行速度データ」を活用した共同研究や、滋賀大学、滋賀医科大学、日本医師会総合政策研究機構との認知症に関する研究を通じて、認知症をはじめとする超高齢社会の課題解決に取り組んでいます。

2019-2021年度中期経営計画

当社では、2019年4月より開始される3ヵ年の中期経営計画を策定いたしました。今後、日本の総人口が減少していくなか、65歳以上のシニア層の人口は増加を続け、10年後には総人口の30%を占めるようになっていくこと、また、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると予測されるなど、今後、認知症や介護状態といった長生きのリスクが従来以上に顕在化することが見込まれています。このような環境変化を見据えて、新たな中期経営計画では、「100歳時代を先取りした最優の

商品・サービスをご家庭にお届けすることにより、より多くのお客様の安心で豊かな暮らしを支える保険会社となる」をビジョンとし、令和元年から始まる新たな成長ステージに向けて各種施策を推進してまいります。

すでに、上述のとおり、2018年10月より生命保険業界初の『ひまわり認知症予防保険』を販売するなど、こうした時代を先取りした取組みによりシニアマーケットでのトップブランドの構築をさらに進め、より多くのお客様の「元気で長生きをサポート」したいと考えております。

おわりに

これまでの業務改革による事務作業の大幅な削減と営業効率の向上を通じて、「商品の充実」「サービスの向上」「営業力の強化」の三位一体となった販売推進を行うことができる環境を整備したことにより、当社はシニアマーケットでのトップブランドを構築してまいりました。

私たち太陽生命は、「元気！長生き！太陽生命」をキャッチフレーズに、健康で長生きを喜べる社会の実現に向けて力を尽くし、お客様の暮らしに寄り添った、新しい時代の変化に対応できる生命保険会社としてこれから

も進化し続けてまいります。そして、「より良い保険商品を提供し、確実に保険金をお支払いする」という従来の生命保険会社の役割に加えて、「病気を予防することをサポートし、お客様の健康増進のお役に立つ」という「超高齢社会」における生命保険会社の新しい役割を担っていきたいと考えております。

そのためにも、従業員一同、日々たゆまぬ努力を続けてまいりますので、引き続き皆様方のご支援とご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

2019年7月

代表取締役社長 副島直樹



T&D保険グループ 中期経営計画（2019年度～2021年度） 「Try & Discover 2021～共有価値の創造～」

T&D保険グループでは、2019年度から2021年度までの3カ年のグループ中期経営計画「Try & Discover 2021～共有価値の創造～」を取り組んでいます。

本中期経営計画では、グループ各社が特化する市場において「健康寿命の延伸」や「中小企業の事業継続」等の社会的課題の解決に一層お応えすることで、「社会にとっての価値」と「企業にとっての価値」の両方を創造する『共有価値の創造』を進めてまいります。

本中期経営計画の全体方針と主要経営指標

全体方針	▶ 「コアビジネスの強化」と「事業ポートフォリオの多様化」を通じ、絶えず変化する人と社会の課題の解決に貢献することで、社会とともに成長する保険グループをめざす		
主要経営目標	経済価値	新契約価値	・2021年度：1,700億円以上 [コアROEV ^(※1) ：3年を通じて年5.0%以上]
	財務会計	当期純利益	・2021年度：2018年度水準（730億円）以上

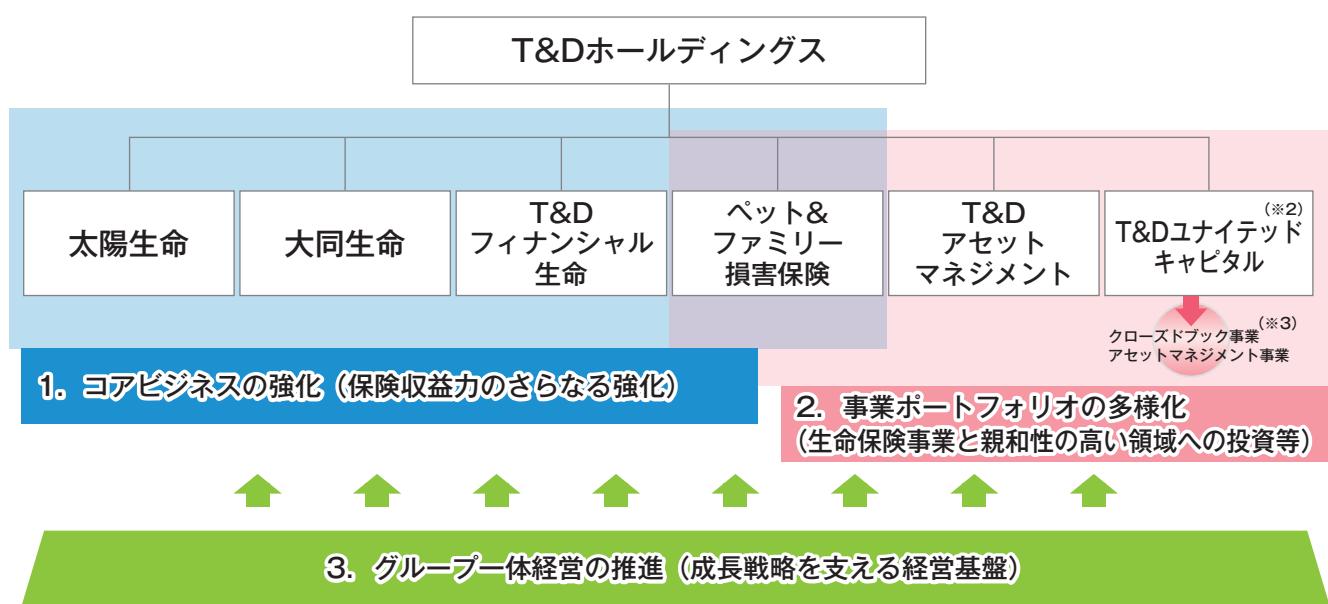
本中期経営計画の基本戦略

本中期経営計画は、3つの基本戦略から構成しております。

1つ目が「コアビジネスの強化」です。コアである国内生保事業において、お客さまニーズや社会の変化を先取りした事業展開により、お客さまや地域・社会とのリレーションを深化することで、コアビジネスをより強固なものとしてまいります。

2つ目が「事業ポートフォリオの多様化」です。コアである国内生保事業でさらなる成長を実現するとともに、超長期の視点で起こりうる社会構造の変化を見据え、生保事業とのシナジーを重視した戦略的な事業投資により、「事業ポートフォリオの多様化」を着実に進化させてまいります。

3つ目が「グループ一体経営の推進」です。成長戦略を支える経営基盤を一層強化する観点から、グループ一体経営のさらなる推進により、社会になくてはならない保険グループへと真価を發揮してまいります。



太陽生命中期経営計画 (2019年度～2021年度)

今後、日本の総人口が減少していくなか、65歳以上のシニア層の人口は増加を続け、10年後には総人口の30%を占めるようになります。そして、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になるとと言われています。また、社会保障制度（公的年金・医療・介護）の財政難が指摘されつつあり、今まで以上に自助努力によって老後や健康不安等の「長生きのリスク」への備えが必要になることが見込まれます。このような社会的背景の中で、当社の主要マーケットである「家庭市場」でもシニア層のマーケットが拡大していくと見込まれています。

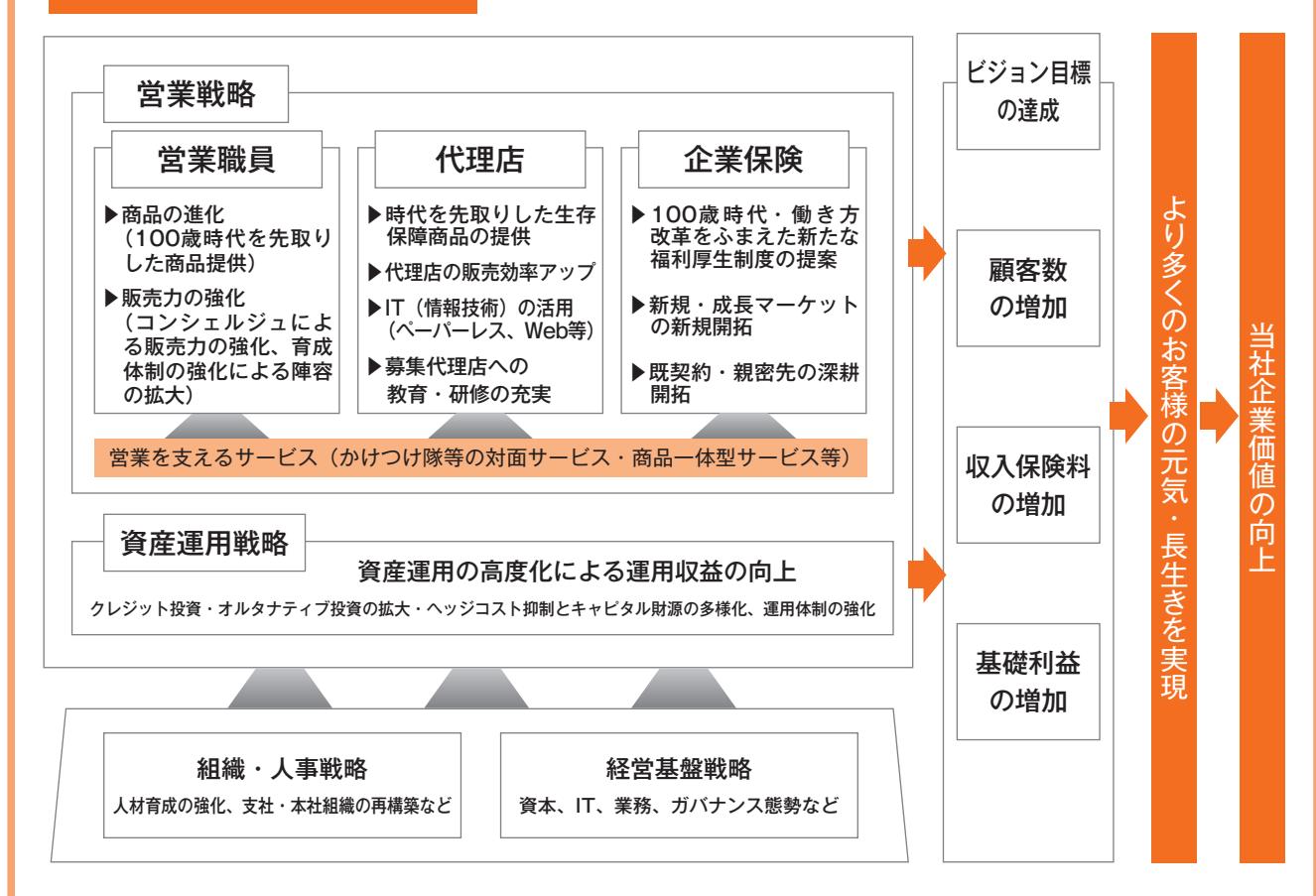
上記のような環境変化を見据えて、当社の2019年度～2021年度中期経営計画では、「100歳時代を先取りした最優の商品・サービスをご家庭にお届けすることにより、より多くのお客様の安心で豊かな暮らしを支える保険会社となる」というビジョンのもと、シニアマーケットでのトップブランドの構築をさらに進めています。

当社では、これまでの業務改革による事務作業の大幅な削減と、2018年8月に導入した新携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」による営業効率の向上を通じて、新たな価値の創造に集中できる環境を整備しました。本中期経営計画により、私たち太陽生命は、「元気！長生き！太陽生命」をキャッチフレーズに、健康で長生きを喜ぶ社会の実現に向けて力を尽くし、お客様の暮らしに寄り添った生命保険会社として、より多くのお客様の「元気で長生きをサポート」を実現していきます。

中期経営計画のビジョン

100歳時代を先取りした最優の商品・サービスをご家庭にお届けすることにより、より多くのお客様の安心で豊かな暮らしを支える保険会社となる。

中期経営計画の戦略全体像





太陽の元気 project

本格的な超高齢社会、「人生100歳時代」の到来に向け、「健康寿命の延伸」すなわち“健康で元気に長生きする”という社会的課題にこたえるために、2016年6月より、「従業員」「お客様」「社会」のすべてを元氣にする取組み、「太陽の元気プロジェクト」を推進しています。

太陽の元気宣言

従業員を“元気”にします。

- ・従業員の健康増進を図り、一人ひとりがいきいきと働くことができる元気な職場を作ります。
- ・元気な職場で生まれる活発なコミュニケーションによって、新商品や新サービス等の新たな価値を創造します。

お客様の“元気”をサポートします。

- ・お客様の健康寿命の延伸をサポートするサービスを提供します。
- ・お客様の元気をサポートするために、従業員のサービス力を高めます。

社会の“元気”に貢献します。

- ・当社が保有するデータの活用によって、医療の進歩に貢献します。
- ・「元気・健康」に取り組んでいる企業・団体等を応援します。

従業員を元気に

●最長70歳まで働く雇用制度の導入

「お客様」や「社会」を元氣にするためには、「従業員」が高い意欲を持って長く元気に働く環境を構築することが欠かせません。2017年4月、業界に先がけて65歳定年制度および最長70歳まで働く継続雇用制度を導入しました。

● クアオルト健康ウォーキングを活用した従業員の健康づくり

疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」を活用した従業員の健康づくりを推進しています。宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・スタイル）プログラムを定期的に実施するなど、健康に対する意識を高める機会を設けています。

● 社内完全禁煙の達成

2017年10月より、従業員の健康増進を一層推進することを目的として、全社禁煙運動をスタートしました。全事業所において従業員が使用するすべての喫煙所を廃止し、2018年6月に全役職員が社内完全禁煙を達成しました。



お客様を元気に

● 「認知症予防サービス」の提供

簡単な血液検査でMCI（軽度認知障害）のリスクを判定する「MCIスクリーニング検査」や疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」の体験ツアー等の認知症予防サービスをお客様にご案内しています。加えて、『ひまわり認知症予防保険』にご加入のお客様には、歩行速度等の測定を通じて将来の認知機能低下リスクを知らせる機能や、「脳トレドリル」で脳機能を活性化させる機能、ご家族がお客様の日々の歩行状況を見守ることができる機能を搭載した「認知症予防アプリ」を提供しています。

● お客様対応力の向上

2016年度より、シニアのお客様や障がいをお持ちのお客様への対応力を高めていくために、本社および全国の支社において、認知症サポーター養成講座やユニバーサルマナー検定の受講を実施しています。2018年度からは、全国キャラバン・メイト連絡協議会と連携し、「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「企業内キャラバン・メイト」の育成・登録を行っています。



社会を元気に

● 全国各地での「認知症セミナー」への協賛

2018年度、全国各地で開催されたテレビ局や新聞社が主催する認知症セミナーに協賛しました。同セミナーでは、認知症専門医による基調講演や認知症に携わる様々な立場の方々が参加するパネルディスカッションや健康をテーマにした落語、かかりつけ医の先生を対象とした認知症予防セミナーなどを実施しました。

● 「日本医師会 赤ひげ大賞」への協賛

2017年度より、「日本医師会 赤ひげ大賞」に特別協賛しています。全国の都道府県医師会が推薦する「地域住民の健康を支えている医師」、「離島や過疎地域での活動など地域の現場医療に貢献した医師」を表彰するものです。

● 「太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード」の実施

2016年度より、疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」を全国に普及させることを目的として、「太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード」を実施しています。地域住民の健康寿命の延伸に向け、「クアオルト健康ウォーキング」の導入を目指す自治体を公募し、受賞自治体におけるウォーキングコース整備・専門ガイド育成を支援するものです。

● 認知症に関する共同研究

2018年10月より、東京都健康長寿医療センターと、「認知症予防アプリ」の歩行速度データを活用して、日常的歩行速度の「性別・年齢別基準値」および「地域差や季節変動」を明らかにするための共同研究を開始しました。

また、同じく2018年10月より、日本医師会総合政策研究機構の協力のもと、滋賀大学および滋賀医科大学と、認知症と既往症や生活習慣との相関等に関する共同研究を開始しました。



「シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社」を目指して ～ベストシニアサービス(BSS: Best Senior Service)の取組み～

当社は、2014年度より、「シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になる」ことを目指して「ベストシニアサービス (BSS)」をスタートしました。

BSSの取組みに際しては、シニアのお客様の利便性向上に向け、サービス・商品・制度・帳票・ホスピタリティ等あらゆる面を「シニアのお客様視点」で見直し、改革・改善に取り組んでまいりました。

BSSの取組みを推進し、シニアのお客様に業界最高水準のサービス・商品をお届けすることで、シニアのお客様はもとより、若い世代のお客様にも「太陽生命なら将来にわたりずっと安心できる」と信頼いただける保険会社を目指してまいります。



ベストシニアサービスの具体的な取組み

● シニアのお客様への訪問活動の実施

シニアのお客様を対象として、入院給付金等のご請求漏れがないかの確認やご契約内容の確認等のため、営業職員等による年1回以上の訪問活動を実施しています。

また、近隣に当社の支社・営業所がなく、地理的な要因から当社の営業職員による定期的な訪問が困難なシニアのお客様に対して、宅配業者による未請求確認等を目的に作成した小冊子の直接配布と当社からのお電話による確認をセットにした活動を実施しています。



● ご契約時やご継続時の安心に向けた取組み

シニアのお客様の契約締結時には、ご家族の同席を積極的に推進するとともに、営業職員が携帯している端末のテレビ電話機能を活用して、本社担当者が契約意向の再確認や告知事項の再確認（一部商品）を行っています。

また、大規模災害の発生時など、万一ご契約者様と連絡が取れない場合に備えて、あらかじめご家族の連絡先を登録いただく「ご家族登録制度」を導入するとともに、同制度への登録勧奨を推進しています。

また、当制度にご登録いただくと、ご契約者様に代わってご登録いただいたご家族から、保障内容や請求の手続き方法をお問い合わせいただくことが可能となります。

●かけつけ隊サービス

「かけつけ隊サービス」は、専門知識を有する内務員が直接お客様やご家族のもとにお伺いすることで、給付金等のご請求手続きにおけるお客様の負担をなくし、内務員ならではのきめ細かなサポートを提供するものです。

シニアのお客様をはじめとする多くのお客様に大変ご好評をいただき、2016年4月のサービス開始以来、ご利用件数は70,000件（2019年4月時点）を超えております。

（※）上記のサービスには、訪問可能な地域、日時など所定の条件がございます。

かけつけ隊



かけつけ隊イメージキャラクター
「いかなキヤット」

ご自宅等へ訪問し、
給付金請求等のお手続きを実施



|かけつけ隊サービスがより便利になりました！

かけつけ隊サービスの一例

給付金等ご請求手続きをペーパーレスで！

必要事項の記入や入力は、「かけつけ隊」がすべて行います。お客様は請求内容を確認し、専用モバイル端末「太陽生命コンシェルジュ」上に自署するだけでお手続きは完了です。



▲太陽生命コンシェルジュ

お支払いまでの日数を短縮！

領収証などの書類は、モバイル端末のカメラで撮影し、撮影データを送信します。シニアのお客様に多い白内障による入院・手術のご請求では、データ送信後、最短30分程度でのお支払いが可能となりました。

診断書取得の代行・代筆サービス

身体が不自由などの理由により、診断書の取得が困難なお客様に対し、診断書を代行取得するサービスや、請求書類を代筆するサービスを実施しています。

海外事業

海外事業の推進

当社は、高い経済発展が注目されているミャンマーを中心に海外事業を推進しています。2012年4月、当社は外国生命保険会社として初めてミャンマーに駐在員事務所を開設しました。ミャンマー政府は2019年1月に保険事業の外資開放を発表しました。当社ではミャンマー生命保険事業への参入に向け、現地保険会社への出資準備を行っています。



ヤンゴン駐在員事務所職員



ヤンゴン駐在員事務所が入居するサクラタワー

ミャンマー保険事業の発展・普及に向けた主な活動

● ミャンマー保険業界の発展に向けた支援

2015年7月、ミャンマー初の医療保険を販売するプロジェクトにおいて、ミャンマー保険事業監督委員会より、リーディングコンサルタントとして認定を受けました。当社では各保険会社が行う募集や引受査定などへのアドバイス、研修、各種データの収集・分析などのコンサルタント活動を行っています。

2017年4月には現地保険会社の要望や各種データにもとづき、医療保険の改定を行い、直近では2019年2月に改定を実施しました。今後も保障の充実に向けて医療保険の改定について引き続き支援し、医療保険の普及に向けて積極的に協力していきます。

2016年10月、ミャンマー国営保険会社であるミャンマー保険公社との間で、「健全なミャンマー生命保険業界を発展させるための協働に関する覚書」を締結しました。当社は、ミャンマー生命保険業界の健全な発展に寄与するための取組みを、ミャンマー保険公社と協力して実施していきます。

2017年9月より、ミャンマー保険公社に対し公務員保険の商品改定・料率見直しを支援し、また、2018年2月より現地民間保険会社に対し養老保険の改定支援を実施し、2018年8月から同保険商品の販売が開始されています。

【ミャンマー保険公社との覚書に基づく取組み】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ■ 医療保険のさらなる販売促進・普及 | ■ 国民への医療保険に関する啓蒙活動 |
| ■ 既存の生命保険商品の見直し | ■ 国民の生命保険に対する意識調査 |
| ■ 新たな生命保険商品の検討・開発 | |



● ミャンマーにおけるシステム開発会社

ミャンマーの大手システム会社ACEグループの一員であるAce Plus Solutions Company Limited（エースプラス・ソリューションズ）と、合併で設立したThuriya Ace Technology Company Limited（トゥリヤ・エース・テクノロジー、以下TAT社）が2017年4月より営業を開始しました。2018年度においては、現地大手保険会社6社と保険関連システムの契約を締結し、各社の健全な業容の発展にシステムから貢献しています。

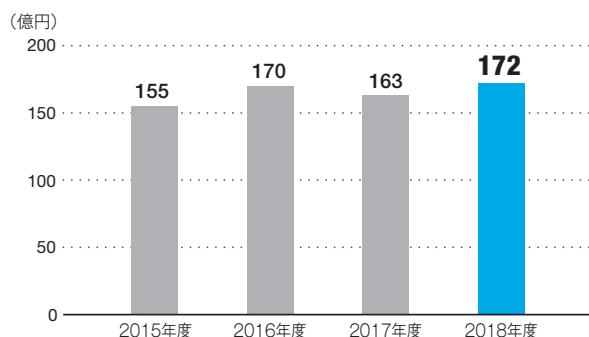
TAT社を通じて、ミャンマー保険会社への適切な保険関連システムを提供することで、ミャンマー保険業界のより一層の発展に貢献していきます。



契約業績

■ 保障性新契約年換算保険料

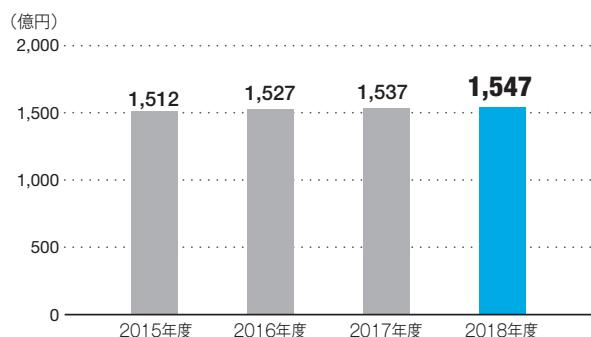
172 億円



保障性新契約年換算保険料（個人保険・個人年金保険）は、前年比105.3%の172億円となりました。これは主に、主力商品「保険組曲Best」の医療系商品の販売が好調だったことによります。

■ 保障性保有契約年換算保険料

1,547 億円



保障性保有契約年換算保険料は、新契約業績が好調だったことにより、前年比100.6%の1,547億円となりました。

保障性年換算保険料（当社独自の指標）とは、年換算保険料のうち主に貯蓄系商品を除いた保険料の合計です。保障性年換算保険料の伸展が「EVの伸展」に大きく寄与するため、当社では保障性年換算保険料を契約業績の中で重視する指標としています。

■ 団体保険・団体年金保険

2018年度の団体保険の保有契約高は前年比102.3%の9兆9,096億円となりました。また団体年金保険の保有契約高は前年比100.9%の8,984億円となりました。

● 団体保険・団体年金保険保有契約高の推移

(単位：億円)

	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	
				前年比	
団体保険	98,853	99,481	96,866	99,096	102.3%
団体年金保険	8,727	8,825	8,902	8,984	100.9%

収益状況・健全性

■ 保険料等収入

2018年度の保険料等収入は前年比139.7%の7,151億円となりました。

7,151 億円

■ 基礎利益

2018年度の基礎利益は、前年比106.8%の518億円となりました。

518 億円

※基礎利益とは、保険関係の収支と利息や配当金等の収入を中心とした運用関係の収支からなる生命保険会社の本業の収益を示す指標の一つです。

順ざやの状況

当社は、2017年度決算に引き続き、196億円(前年比79億円増)の「順ざや」となっています。

■ 経常利益

基礎利益にキャピタル損益、臨時損益を加えた2018年度の経常利益は、前年比86.3%の541億円となりました。

541 億円

■ 当期純利益

2018年度の当期純利益は前年比83.8%の255億円となりました。

255 億円

● 収益状況の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
				前年比	
保険料等収入	6,571	6,543	5,119	7,151	139.7%
経常利益	791	666	627	541	86.3%
当期純利益	268	289	304	255	83.8%

■ 市場整合的エンベディッド・バリュー

当社では、MCEV原則(The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles^①)に基づいた市場整合的エンベディッド・バリュー(以下、MCEV)を開示しています。

(^① Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008)

	2019年3月末	2018年3月末	増減
MCEV	8,562	8,250	311
修正純資産	8,959	8,535	423
保有契約価値	△ 397	△ 285	△ 111
新契約価値	553	409	143

(※) エンベディッド・バリューとは、生命保険会社が現在保有する保険契約と総資産に基づき、将来に見込まれる利益の現在価値などから計算される会社の経済的価値であり、貸借対照表などから計算される「修正純資産」と保有契約に基づき計算される「保有契約価値」からなります。

■ ソルベンシー・マージン比率

2018年度末のソルベンシー・マージン比率は849.7%（前年比14.6ポイント増）となり、引き続き十分な保険金等の支払余力を有しています。

849.7%

生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てていますので、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大地震や株価の大暴落等通常の予測を超えるリスクが発生することがあります。ソルベンシー・マージン比率とは、そのリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つです。

■ 格付け

財務内容の健全性や、堅固な営業基盤、収益力向上に対する取組みなどが評価され、日米の格付機関から高い評価を得ています。

保険会社の格付けは、独立した第三者機関である格付機関が、保険会社の保険金支払能力等に対する確実性をさまざまな情報から判断・決定し、アルファベットなどの記号でわかりやすく表したものです。

格付投資情報センター (R&I)	日本格付研究所 (JCR)	スタンダード&プアーズ (S&P)
AA-	AA-	A

保険金支払能力は極めて高く、優れた要素がある。

債務履行の確実性は非常に高い。

保険会社が保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付け(AAA,AA)に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

(2019年7月1日現在)

- (※) 1. 標記の格付けはすべて、当社が正式に格付機関に評価依頼し取得したものです。
- 2. 格付けは、保険会社の保険金支払に対する確実性を表した格付機関の意見であり、保険金支払などについて保証を行うものではありません。
- 3. 格付けは、格付機関による見直し時点の情報に基づいたものであり、将来的に変更される可能性があります。
- 4. 格付機関ごとに格付けの定義は異なります。R&Iは「保険金支払能力」、JCRは「保険金支払能力格付」、S&Pは「保険財務力格付け」です。

太陽生命のステークホルダー



お客様との関わり

- ▶ お客さま本位の業務運営に係る方針
- ▶ 営業体制
- ▶ 商品
- ▶ 営業教育体制
- ▶ お客様サービス

⇒ P.21



従業員との関わり

- ▶ 従業員のはたらきがい

⇒ P.34



社会との関わり

- ▶ 資産運用を通じた社会への貢献
- ▶ スポーツを通じた社会への貢献
- ▶ 地域・社会、環境への貢献
- ▶ SDGs（持続可能な開発目標）への貢献
- ▶ 外部機関からの評価

⇒ P.37

お客さま本位の業務運営に係る方針

当社は、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、お客さま本位の業務運営を一層推進するため「お客さま本位の業務運営に係る方針」を定めています。

【お客さま本位の業務運営に係る方針】

太陽生命保険株式会社は、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「お客さま本位の業務運営に係る方針」を定めます。

また、当社は、本方針の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

1. より良い保険商品・サービスの提供

私たちは、お客さまの状況やニーズにあった最適で質の高い保険商品・サービスの開発と提供に取り組みます。

2. 「お客さま本位」の提案・販売

私たちは、お客さまの状況やご意向を踏まえ、「お客さま本位」の適正な保険商品の提案を行います。

また、保険商品の販売に際し、お客さまにとって不利益となる事項を含め、保険商品に係る重要な情報をお客さまに正しくご理解いただけるよう、正確でわかりやすい情報提供に取り組みます。

3. 業務運営の質の向上

私たちは、お客さまとの末永い信頼関係を構築するために、お客さまに関わるすべてのプロセスにおいて、高品質のサービス提供に取り組みます。

○お客さまに正確かつ迅速に保険金・給付金等をお支払いするとともに、適切な情報提供によりご請求漏れの防止に取り組みます。

○お客さまからさまざまな機会にお伺いする「お客様の声」を活用し、お客さまの視点に立ったサービス品質の向上に取り組みます。

4. 資産運用

私たちは、お客さまに保険金・給付金等を確実にお支払いするため、長期安定的な収益の確保を目指すとともに、投融資先の公共性・資産の健全性等に十分配慮した資産運用を行います。

5. 利益相反取引の適切な管理

私たちは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための方針を策定、公表するとともに、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理してまいります。

6. 「お客さま本位」の行動を実践する人材の育成等

私たちは、「お客さま本位」の姿勢と行動を徹底するとともに、お客さまとの末永い信頼関係を構築していくため、高い倫理観と専門的な知識を兼ね備えた人材を育成します。

また、本方針に基づく行動を促進する態勢の構築に取り組みます。

7. 推進態勢

私たちは、本方針に基づく取り組み状況を取締役会等に定期的に報告するとともに、その内容を公表します。また、本方針についても見直しの必要がないか定期的に確認を行います。

営業体制

個人のお客様

当社は、家庭市場において死亡・医療・介護保障を中心とした総合生活保障の商品をお客様にお届けするために、営業職員が二人一組のコンビ活動により個別にご家庭を訪問し、新規開拓を行うことで成長を続けてまいりました。

2019-2021年度中期経営計画では、『100歳時代を先取りした最優の商品・サービスをご家庭にお届けすることにより、より多くのお客様の安心で豊かな暮らしを支える保険会社となる』というビジョンのもと、100歳時代を先取りした商品への進化と、IT技術の活用等による販売力を強化することで、より多くのお客様の元気・長生きを実現していきます。

●訪問による対面サービスの強化

当社では、2014年度からシニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になることを目指し、ベストシニアサービスを展開しています。その取組みとしてシニアのお客様を対象に、ご契約内容確認や請求勧奨等を行うため、年1回以上の訪問活動を行うなど、シニアのお客様の安心をサポートする活動を推進しています。また、シニアのお客様のご契約締結時に、誤認防止等を目的として、ご家族の同席を積極的に推進するとともに、営業職員が所持している携帯端末のテレビ電話機能を活用し、本社担当者とご契約内容を再確認する取組みを行っています。



2016年4月からは、シニアのお客様が安心、便利に給付のお手続きができるよう、専門知識を有する内務員が直接お客様やご家族のもとを訪問し、お手続きのサポートを行う「お支払い手続き訪問サービス（かけつけ隊サービス）」を開発しました。サービス開始以来ご利用件数は70,000件を超え^(※)、多くのお客様に大変ご好評をいただいています。

^(※) 2019年4月時点

●時代の変化を先取りした商品開発

お客様に一生涯にわたる安心をご提供するため、主力商品である「保険組曲Best」の充実を図っています。

2016年3月には、業界初となる^(※1)選択緩和型の認知症保障商品である「ひまわり認知症治療保険」および就業不能時の収入を保障する「働きなくなったときの保険」を発売いたしました。

また、2018年10月より『世の中から認知症をなくしたい』という強い想いを込めて開発した「ひまわり認知症予防保険」を発売いたしました。『保険で病気を予防する』をコンセプトに、「早期発見」「早期予防」「早期改善」サービスにより、「認知症になった場合の保障」だけでなく「認知症にならないための予防」へのお客様の取組みをサポートするという仕組みを新たに導入しました。

シニアのお客様にご支持をいただき、認知症関連商品の累計販売件数^(※2)は2019年6月末時点で50万件を越えています。

^(※1) 簡単な告知により加入できる選択緩和型の商品で、認知症について保障する保険は生命保険業界初となります
(一般社団法人生命保険協会加盟41社について、当社調べ(2015年12月末時点))。

^(※2) 「ひまわり認知症治療保険」、「認知症治療保険」、「ひまわり認知症予防保険」、「遅発認知症治療終身保険」の合計販売件数

法人のお客様

少子高齢化や働き方改革など福利厚生制度をめぐる環境は時代とともに大きく変化し、福利厚生制度も多様化・高度化しています。当社は、親の介護による離職防止の一助となる「団体生活介護保険」をはじめ、社会環境の変化に対応する商品開発を行い、企業・団体に提供しています。

代理店での保険販売

金融機関代理店および一般代理店による介護保険や認知症に備える保険など、独自性のある商品をご用意し、お客様の幅広いニーズにお応えしています。また、金融機関代理店数も着実に増え、より多くのお客様に当社商品をご提供できるようになりました。

商品

個人向け生命保険商品のお取扱い



組み立て自由な保険 保険組曲Best

さまざまなお客様のニーズにきめ細かくお応えするために、2008年10月に業界初の組み立て保険「保険組曲Best」を発売し、その後も商品ラインアップの充実を図っています。直近では、2018年4月に「働けなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕」を新たにラインアップに追加しています。

TVC放映中



特長 1

保険組曲Bestなら自分にピッタリな保険を組み立てられます。

24種類の単体の保険（主契約）から、必要な保険を選んで組み合わせることにより、ご自分のニーズに合った保障を準備することができます。

<主契約一覧>



【万一のため】の保険

- 生活応援保険（月額型） ●終身保険
- 定期保険 ●傷害保険



【3大疾病】に備える保険

- 特定疾病・疾病障害保険〔I型〕・〔II型〕



【就業不能・認知症・介護】に備える保険

- 働けなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕
- 生活介護保険〔II型〕 ●認知症治療保険
- 終身生活介護年金保険〔I型〕



【ケガや病気】に備える保険

- 入院保険 ●女性特定疾病入院保険
- 女性入院保険 ●生活習慣病入院保険
- ガン入院保険 ●入院一時金保険
- 女性入院一時金保険
- 生活習慣病入院一時金保険 ●手術保険



【資金準備・長生きへの備え】のための保険

- 積立保険 ●生存給付金付定期保険
- 個人年金保険 ●長寿生存年金保険



特長 2

就業不能状態をしっかり保障します。

2018年4月発売の「働けなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕」は、病気やケガなどを原因とした所定の就業不能状態が30日継続したとき給付金をお支払いします。また、所定の早期就業不能状態が30日継続するごとに150日まで最大5回、給付金をお支払いします。さらに、所定の就業不能状態が180日継続したときには「就業不能年金」をお支払いします。



特長 3

3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加え、病気による所定の障害状態(重度の糖尿病・人工透析療法など)も手厚く保障します。

「特定疾病・疾病障害保険〔I型〕・〔II型〕」は、3大疾病で所定の状態に該当したときに加えて、病気による所定の障害状態のときにも保険金をお支払いします。

また、特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則により、「上皮内がんになったとき」や「急性心筋梗塞・脳卒中で入院したとき」も保障の対象になります。

<保障対象となる疾病障害状態>



(※) 日常生活が著しい制限を受けるなどの状態に該当し、その状態が180日継続したと診断されるなど、所定の条件があります。



特長 4

最新の医療保障を準備できます。

入院は、日帰り入院から保障します。また、がんを原因とする入院の場合は、お支払日数に限度はありません。手術は、公的医療保険制度に連動し、外来での手術や放射線治療も保障します。さらに先進医療も対象です。
※一部お支払い対象外の手術等があります。



特長 5

人生100歳時代に備えることができます。 (終身生活介護年金保険〔I型〕と長寿生存年金保険を指定のとき)

「終身生活介護年金保険〔I型〕」は、所定の介護を要する状態になったとき、終身生活介護年金をお支払いします。長寿生存年金保険は、トンチン性(※)を高め、さらに解約払戻金を低く設定することで年金額を大きくしたトンチン型年金です。長生きするほど受取年金累計額は多くなります。

(※) トンチン性とは、死亡した方の持分を生きている方に移すことで、より多くの生存給付が与えられる割合のことをいいます。
考案者の名前(トンティ)からトンチン型と呼ばれます。



特長 6

充実の新総合保険料払込免除特約

新総合保険料払込免除特約を付加することで、いざというときには保険料のお払込みが免除されます。保険料のお払込みが免除となるのはつぎのような状態に該当されたときです。

〔3大疾病〕で所定の状態

所定の【身体障害状態】

【病気による所定の障害状態】

所定の【要生活介護状態】等(所定の【働けない状態】)

所定の【高度障害状態】

所定の【特定障害状態】

(※) なお、快方に向かったときも、保険料のお払込みは不要です。



特長 7

割引制度も充実

月払契約であれば、保険料の合計額に応じて保険料が割引となる「契約割引制度(保険料割引制度)」があります。合計額が大きくなるほど割引額は大きくなります。

契約割引制度

業界初!
(※1)

ひまわり認知症予防保険

ひまわり認知症予防保険

当社は、認知症に前向きに向き合い、老後を安心してお送りいただくための保険商品として業界初^(※1)の「ひまわり認知症予防保険」を2018年10月に発売しました。健康に不安のある方（入院したことがある方等）も簡単な告知でお申し込みいただけます。

(※1) 状態継続日数の要件がなく、所定の認知症と診断されたときに保険金を主契約でお支払いする生命保険は業界初です。（2018年7月現在、当社調べ）

TVCM放映中

※「ひまわり認知症予防保険」は、選択緩和型認知症診断保険の商標登録です。特長
1

ご契約の翌年から予防給付金をお受け取りいただけます。
(選択緩和型認知症診断保険(生存給付金特則付加)を指定のとき)

認知症の
予防

ご契約からわずか1年で、その後は2年ごとに予防給付金をお受け取りいただけます。

終身プランの場合、生涯予防給付金をお受け取りいただけます。10年満期プランの場合、5回の予防給付金と10年後の満期保険金をお受け取りいただけます。

特長
2

予防給付金を活用して認知症予防サービスを利用できます。

認知症の
予防

予防給付金を活用してMCIスクリーニング検査やクアオルト® 健康ウォーキング体験ツアーを利用することができます。

MCIスクリーニング検査

(サービス提供：株式会社MCB I)

- 認知症の前段階であるMCI（軽度認知障害）の発症リスクを調べる血液検査です。
- MCIスクリーニング検査を受診されたお客様には、株式会社MCB Iより特典をご用意しています。詳しくは「認知症予防あんしんガイド」（別冊）をご覧ください。

認知症予防アプリ

(無料)

- 歩行と脳トレに家族で楽しく取り組めるアプリ。全国ランキングも表示されます。

クアオルト® 健康 ウォーキング体験ツアー

(旅行企画・実施：京王観光株式会社)

- 認知症や生活習慣病の予防・改善に、1泊2日の「頑張らない」ウォーキングツアー。

特長
3

認知症をダブルの保険金で保障します。
(選択緩和型認知症診断保険と選択緩和型認知症治療保険を両方指定のとき)

認知症の保障

認知症診断保険金は、認知症と診断されたときにお支払いします。その後、認知症の症状がさらに進み、所定の状態が180日継続したとき、さらに認知症治療保険金をお支払いします。

特長
4

7大疾病や女性特有の病気等を保障します。
(選択緩和型7大疾病医療一時金保険または選択緩和型女性疾病医療一時金保険を指定のとき)

入院の保障

放射線治療の保障

手術の保障

骨折の保障

「7大生活習慣病」やシニアの方に多い老人性白内障・脊椎障害・熱中症による入院・手術のとき一時金をお支払いします。さらに、女性の場合は、子宮筋腫・卵巣囊腫などの「女性特有の病気」も対象です。事故や転倒による骨折、骨粗じよう症による骨折などシニアの方に多い、要介護の原因になりやすい「骨折」の治療を受けたとき一時金をお支払いします（180日につき1回を限度とし、同一の原因による支払いは1回に限ります）。

金融機関窓口での商品のお取扱い

My介護Best

My介護Best

2014年3月より販売開始しました「My介護Best」は、公的介護保険制度で要介護2以上の認定を受けた場合、当社所定の要生活介護状態に該当した場合の生活介護年金に加えて、万一のときに死亡給付金のお支払いがあり、介護とともに相続についても備えたいというお客様にご好評いただいている。

特長 1

介護状態に該当された場合、毎年、終身生活介護年金をお支払いします。

- 被保険者が生存されている間、生涯お支払いします。
※支払保証期間経過前に亡くなられた場合、20年間となります。
- 初回年金割増特則が付加されているため、第1回の終身生活介護年金額は「基本年金額×2」になります。

・終身生活介護年金のお支払いには所定の条件があります。

特長 2

介護状態に該当せずに万一のことがあった場合、死亡給付金をお支払いします。

- 保障期間は生涯です。
・終身生活介護年金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
・死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

特長 3

解約された場合、期間の経過に応じた解約払戻金をお支払いします。

- 保険料払込期間中の解約払戻金額を低く設定(解約払戻金額を低く設定しない場合の70%)することによって保険料が割安になっています。
・解約された場合、ご契約は消滅します。
・解約払戻金額は、保険料払込期間満了後でも、お払込保険料の合計額より少なくなる場合があります。

My年金Best外貨

My年金Best外貨

国内の超低金利環境において、より資産運用の選択肢を増やしたいとの声にお応えするとともに、ご契約時に将来の年金受取額や解約払戻金額などが外貨建で確定するシンプルな設計で2017年7月より販売しています。

特長 1

ご契約時に指定通貨建で年金額が確定します。

- 指定通貨は米ドル・豪ドルから選択いただけます。
- 円支払特約により、円建でのお受け取りも可能です。
- 据置期間は6年または10年から選択いただけます。
※契約年齢が81歳～84歳の場合、6年となります。

特長 2

お受け取り方法は年金受取または一括受取から選択いただけます。

- 年金保障期間は、5年または10年の確定年金から選択いただけます。
- 年金保障期間中に残り期間分を一括で受け取ることも可能です。

特長 3

据置期間中に解約した場合、経過に応じた解約払戻金があります。

- 市場価格調整（※）は行いません。
- ご契約時に経過月数ごとの解約払戻金額が指定通貨建で確定します。
(※) 解約払戻金額が、対象となる市場金利の変動に応じて増減するしくみです。

法人向け商品のお取扱い

人生100歳時代の到来や働き方改革の進展といった環境の変化により、企業の福利厚生制度に対するニーズも多様化しています。

そのような中、当社では介護による負担を軽減するため、従業員の親が介護状態になったときに保険金をお支払いする「団体生活介護保険」をはじめ、商品ラインアップの充実を図っています。

また、資金的な問題で有料老人ホーム等を退去されている方が増加している現状をふまえ、長生きをする方が、お金の心配をすることなく、ご家族とともに長生きを喜べる社会にしたいという想いから、一生涯受け取れる年金で利用料等をサポートする団体年金を開発し、取扱いを開始しました。



損害保険商品のお取扱い

損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代理店として、主に営業職員が窓口となって損害保険商品をお届けしています。

生命保険のみならず損害保険もラインアップに加えることで、お客様のさまざまなニーズに十分お応えできるようにしています。

■ 自動車保険



● THE クルマの保険（個人用自動車保険）

「お客様の生活に寄り添い、一番の安心を提供できる自動車保険であること」そんな思いから誕生した個人専用の自動車保険です。



● SGP（一般自動車保険）

すべてのお客様のさまざまなリスクに対応する総合型自動車保険です。

■ 火災保険



● THE すまいの保険（個人用火災総合保険）

火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りする保険です。

■ くらしの保険



● ユトリックス（くらしの安心保険）

家財・身の回り品の補償からケガ・賠償責任の補償まで「くらし」のさまざまな場面で「安心」をサポートする保険です。

■ ケガの保険



● THE ケガの保険（傷害総合保険）

国内・国外を問わず、家庭、職場、旅行中など日常生活におけるさまざまなケガ（傷害）や個人賠償責任を補償する保険です。

営業教育体制

■ 営業職員への教育

お客様一人ひとりに最適なコンサルティングを行い、確かな安心と充実したサービスをご提供することにより、今後ともお客様に選ばれ、信頼される会社を目指します。そのために営業職員の技術・知識はもちろん、お客様の期待に応え、お客様から選ばれるための努力を惜しまず、自己研鑽による成長を積み重ねるプロフェッショナルな営業職員を育成していきます。



● 新人営業職員教育(Progress)

生命保険営業を行っていく上で必要となる心構えや知識・技術など、営業の基礎を徹底して学びます。



● FP教育

多様化するお客様のニーズにお応えして、最適な保険商品をご提案するためには、お客様の立場に立った質の高いコンサルティングが欠かせません。お客様に安心感・納得感を持って当社の保険にご加入いただき、一生懸命のパートナーとなるよう、生命保険だけでなく、社会保障制度・不動産・税務・相続等に関する豊富な知識を習得することを目的に、「FP技能士(厚生労働省所管国家資格)」の取得を推進しています。

● 業界共通教育

新人営業職員教育制度やFP教育と並行して、生命保険業界の業界共通教育制度についても積極的に取り組み、体系的な知識習得に努めています。

● 朝礼時教育

お客様のあらゆるニーズにお応えできるよう、毎日の朝礼の中で商品知識、税務知識、コンプライアンス、マナー・エチケットなどの基礎的な教育から、最適なコンサルティングセールスにいたるまで幅広いテーマを取り上げて教育を実施しています。

■ 法人募集代理店への教育

法人募集代理店がコンプライアンスを遵守し、お客様のニーズに沿った営業活動を実践できるよう、法人募集代理店教育・研修計画に基づいた指導・教育に努めています。

お客様サービス

お客様とのコミュニケーション

●新携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」によるお客様サービス



2018年8月、営業職員が携行する携帯端末が革新的な進化を遂げ、「太陽生命コンシェルジュ」として生まれ変わりました。搭載した各種新機能を通じた新しいコミュニケーションによってお客様とつながることで、お客様の利便性向上とお客様サービスの進化を実現しています。

携帯端末の新機能を利用したコンサルティング営業

営業職員が携帯している端末には、モデルプラン提示機能が搭載されています。お客様の年齢とご希望の保険種類を選択するだけで最適な保障プランが自動的に抽出され、お客様一人ひとりのニーズに合った素早いご提案が可能となりました。

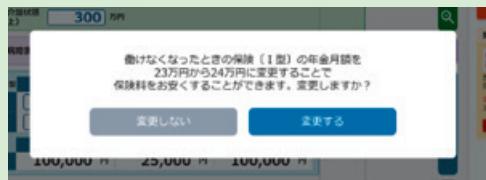
また、プレゼンテーション画面を用いた保障のニーズ喚起により、納得感のあるご提案を行っています。

これらの機能により、お客様と一緒に画面を見ながらご希望の保障を一つひとつ選択し、きめ細やかなコンサルティングセールスを実践しています。



契約割引制度を活用するためのポップアップメッセージ表示

太陽生命には、お客様の加入するプランに応じた契約割引制度があります。設計したプランの保障を増額することで契約割引制度の割引ランクが上がり、保険料がお安くなる場合においては、ポップアップメッセージが自動的に表示され、ボタン一つでプランを自動的に変更・ご提案することができます。



ご加入手続きの簡素化

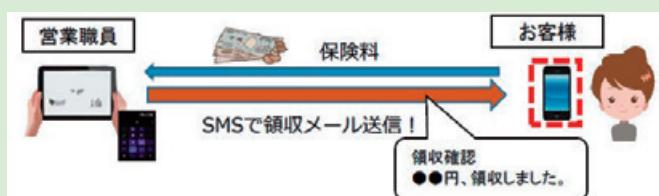
高性能の音声認識機能を搭載し、音声入力により健康状態の告知をいただくことが可能になりました。

手が不自由で字が書けない、病名を書くことが難しいというお客様でも、病名やキーワードを音声入力することにより簡単かつスムーズに告知手続きを完了することができ、お客様の負担が大きく軽減されました。



提案から領収までのペーパーレス化

これまでプリンタ機能付きの決済端末によりレシート発行していた第1回保険料領収証等をペーパーレス化し、原則としてSMS（ショートメッセージサービス）によるメール配信とすることにより、決済手続きの完全ペーパーレス化を実現しました。



カメラ機能によりスピーディーな給付金のお支払い

お客様に給付金のご請求をいただく際、ご自身で必要事項の記入や入力を行うことなく、営業職員が病院発行の領収証等に基づき入力した請求内容を確認し画面上に署名するだけで手続きが完了します。さらに、搭載したカメラで領収証等を撮影し即時に本社に送信することにより、自内障による入院・手術など一定の条件を満たした場合、最短30分以内のお支払いを実現しています。



●ご契約者専用WEBサイト「太陽生命マイページ」開設

「太陽生命マイページ」とは、太陽生命の個人保険にご加入のご契約者様がご利用いただけるインターネットサービスです。「太陽生命マイページ」にご登録いただくと、パソコンやスマートフォンで、加入しているご契約の保障内容や保険料などを確認できる「契約内容照会」をはじめ、ご登録住所の変更や生命保険料控除証明書の再発行、契約者貸付のご利用のほか、お手続用紙送付依頼の受付などもご利用いただけます。

●お客様サービスセンターの取組み

お電話にて、専門のコミュニケーターがお客様からのお用件やご要望をお伺いしています。書類手配のほか、ご要望によっては各支社や担当部署と連携しながら、迅速できめ細やかにお客様のお申し出にお応えしています。

また、シニアのお客様にもよりご利用いただきやすい仕組み（直接オペレーターをご用件をお伺いする「シニア専用保険ダイヤル」等）を導入し、お客様により良いサービスをご提供できる体制を整備しています。



お客様
サービスセンター

0120-97-2111 通話無料

営業時間

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜・日曜 9:00～17:00
(祝日・年末年始 (12/30～1/4) は休業します)

●お客様訪問活動

ご契約後も、お客様一人ひとりにより良いサービスをご提供するために、当社職員が定期的にお客様を訪問し、ご契約内容の説明やご提案・各種ご案内など対面でのアフターサービスに努めています。

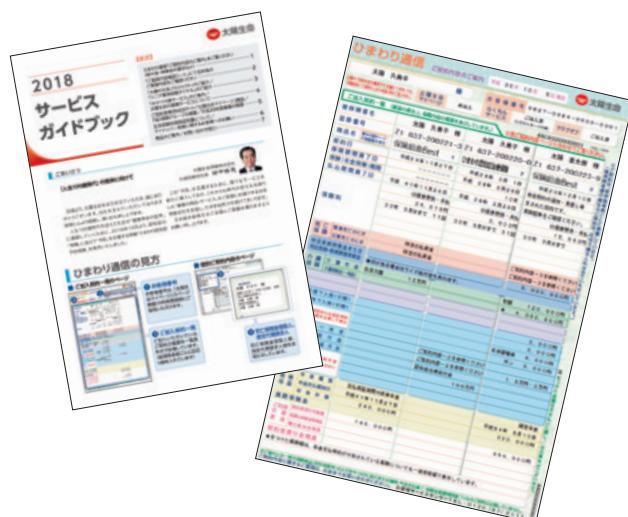
●電話によるアフターフォロー

お客様サービスセンターのアフターフォローコール担当者が、接点の少ないお客様にお電話を差し上げ、お手続きの有無やご意見・ご要望をお伺いするほか、新商品やサービスのご案内も行っています。

●ひまわり通信・サービスガイドブック

お客様のご契約内容の最新状況等をわかりやすく記載した「ひまわり通信」を毎年発行し、お客様へお届けしています。ご加入いただいているご契約について、保障内容を被保険者様ごとに一覧表形式で記載するなど、ご契約内容を総合的にご確認いただける掲載内容としています。

また、お客様に向けた各種サービスのご案内「サービスガイドブック」を同封し、保険に関わる最新の情報をお届けできるようにしています。





● 認知症予防アプリ

2016年10月より、認知症の予防をサポートするスマートフォンアプリ「認知症予防アプリ」の提供を開始し、2018年4月に全面リニューアルしました。この「認知症予防アプリ」は、歩行速度の低下を測定し、将来の認知機能低下リスクをお知らせします。また、毎日更新される脳トレドリルで楽しみながら無理なく脳機能を活性化できます。見まもり機能で「見まもり家族」を登録するとお互いの取り組み状況を確認することもでき、ご家族と一緒に認知症予防に取り組むことができます。



トップ画面

脳トレ画面

● ユニバーサルマナー検定

シニアのお客様や障がいをお持ちのお客様への対応力を高めていくために、「ユニバーサルマナー検定」を全社に導入しています。2016年7月には、本社および全国の支社役職員が「ユニバーサルマナー検定3級」を受講し、講義・グループワークのほか、視覚・聴覚障がいのある方とのコミュニケーションを理解するための実技研修を体験しており、その後も継続して研修を実施しています。

ユニバーサルマナー
検定3級認定証

また、一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会主催の「ユニバーサルマナーアワード2017」において、超高齢社会の到来に向けた特に優れた取組事例として高く評価され「ユニバーサルマナーアワード」および「審査員賞」を受賞しました。
(※)「ユニバーサルマナー」とは、自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識のもと、サポートを実践することを意味し、「ユニバーサルマナー検定」は、一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会がユニバーサルマナーの普及・啓発を目的として実施しているものです。

● 認知症サポーター

本社・支社等すべての事業所において「認知症サポーター養成講座」を受講し、「認知症サポーター」を配置しています。社会的関心が高まっている認知症についての理解を深めることで、認知症の方やご家族を温かく見守り、支援する社会の実現に協力してまいります。

※「認知症サポーター」は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域において認知症の人や家族に対してできる範囲の手助けをする人であり、厚生労働省が推進する「認知症サポーターキャラバン事業」における「認知症サポーター養成講座」を受講・修了した者を称する名称です。



● 東京都「心のバリアフリー」サポート企業

「従業員」「お客様」「社会」のすべてを元気にする取組み「太陽の元気プロジェクト」および「BSS」(ベスト・シニア・サービス)の推進、障がい者・高齢者への対応力強化に向けた各種研修等の推進が評価され、2019年度東京都「心のバリアフリー」サポート企業に登録されました。

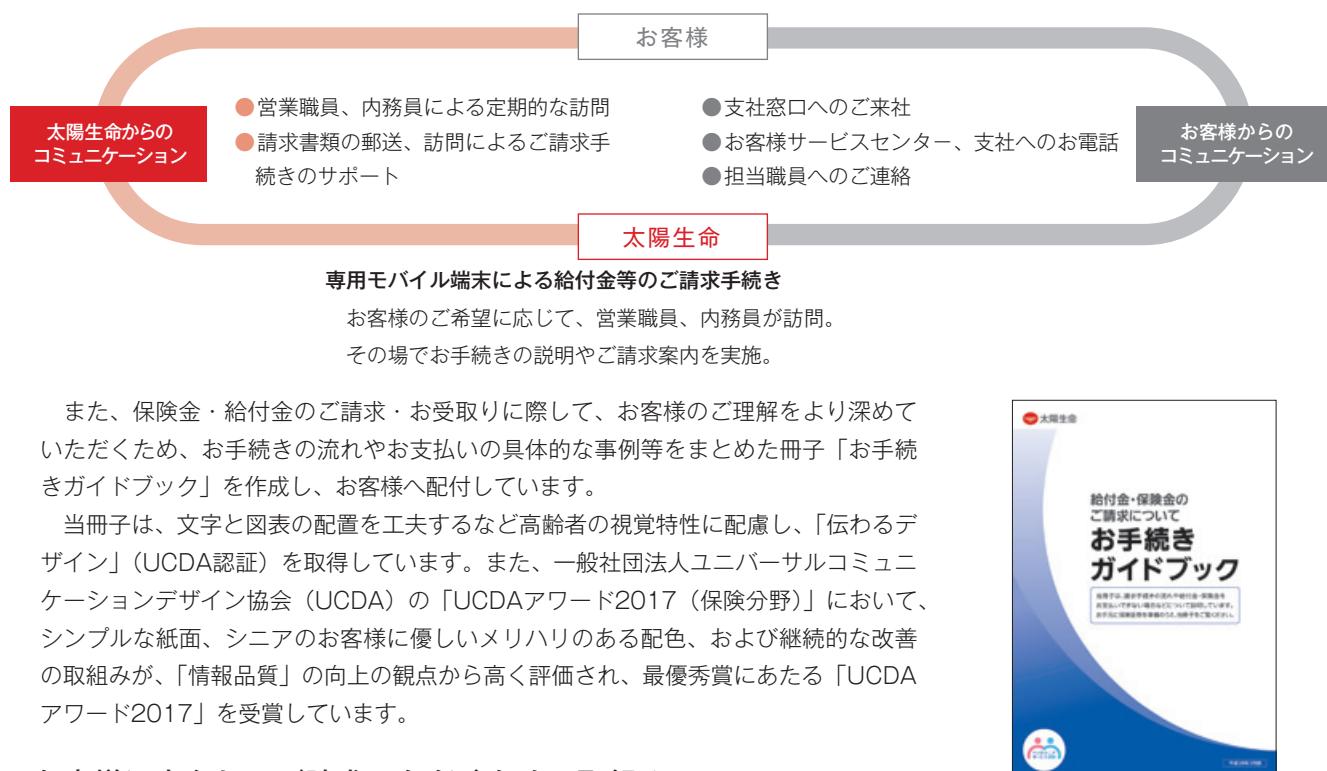


保険金・給付金のお支払い

当社では、正確かつ迅速に保険金・給付金をお支払いすることが、お客様からの信頼を得る第一歩であると考えています。生命保険の役割が最大限発揮されるよう、保険金・給付金のご請求時におけるサービス向上のため、さまざまな取組みを行っています。

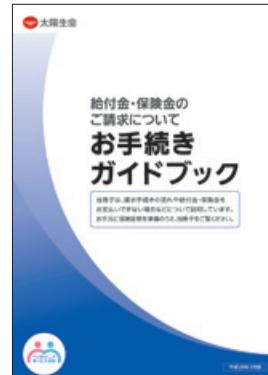
●保険金・給付金を確実にお受け取りいただくためのご案内

お客様サービスセンターや支社でお客様から保険金・給付金のご請求を受け付けた際には、郵送によるご案内のほか、担当営業職員や内務員が直接お客様のご自宅等を訪問し、ご請求手続きのサポートやお手続きに関する情報提供を行う活動を進めています。



また、保険金・給付金のご請求・お受取りに際して、お客様のご理解をより深めていただくため、お手続きの流れやお支払いの具体的な事例等をまとめた冊子「お手続きガイドブック」を作成し、お客様へ配付しています。

当冊子は、文字と図表の配置を工夫するなど高齢者の視覚特性に配慮し、「伝わるデザイン」(UCDA認証)を取得しています。また、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会(UCDA)の「UCDAアワード2017(保険分野)」において、シンプルな紙面、シニアのお客様に優しいメリハリのある配色、および継続的な改善の取組みが、「情報品質」の向上の観点から高く評価され、最優秀賞にあたる「UCDAアワード2017」を受賞しています。



●お客様に安心してご請求いただくための取組み

お客様のご請求時における利便性向上のため、専門知識を有する内務員がお客様を訪問する「かけつけ隊サービス」に加え、担当営業職員においても専用モバイル端末による給付金のご請求手続きを取り扱っています。お客様は、担当営業職員等が入力したご請求内容を確認し、端末上で自署するだけで手続きが完了しますので、ご請求手続きに係るお客様のご負担が大幅に軽減されます。

このほか、シニアのお客様が診断書を取得できずご請求手続きに苦慮される場合に、当社内務員が診断書の取得を代行するサービスや、専用モバイル端末での手続きを依頼できるご親族が身近にいらっしゃらない場合に、当社内務員が代行手続きを行うサービス、視覚障がい等により端末画面上に表示される内容を読むことが困難な場合に、代行手続き時に代読を合わせて行うサービスを開拓しています。

●適切に保険金・給付金をお支払いするための態勢強化

当社では、保険金・給付金を適切にお支払いするための態勢強化に継続して取り組んでいます。

お客様の声を活かした業務改善への取組みや、保険金・給付金の支払査定に関する判断の妥当性について、社外有識者からの助言を得るため「サービス品質向上委員会」を設置しています。

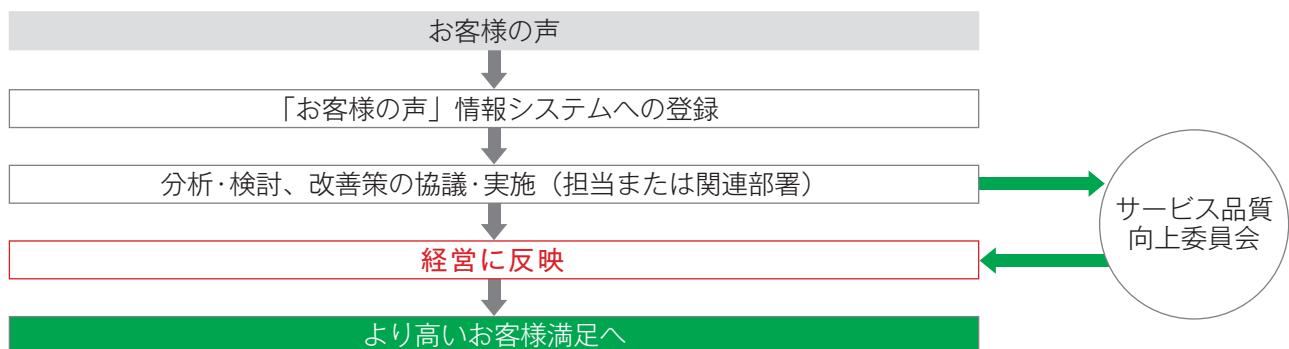
また、診断書の記載内容をデジタルデータ化し、傷病・手術コードへ自動変換した結果を支払査定業務に活用するとともに、ご請求いただいた入院や手術以外のお支払いの可能性についてもご案内しています。さらに、正確かつ迅速なお支払いを通じて、より一層お客様にご満足いただけるよう、支払査定の自動化を推進しています。



お客様の声

● お客様の声を活かす仕組み

お客様サービスセンターや、営業職員をはじめとする役員は、お客様と接するさまざまな機会に「お客様の声」を積極的にお伺いしています。お申し出内容は「お客様の声」情報システムに登録し、これを関連部署が分析し、改善策を検討・実施することにより、当社の業務やサービスの改善につなげています。



● 「サービス品質向上委員会」での社外委員との意見交換

「お客様の声」を経営に反映させるため、社外委員と当社役職員で構成する「サービス品質向上委員会」を四半期ごとに開催しています。委員会では、「お客様の声」に基づく業務改善の状況や保険金等支払業務の適切性について報告し、社外委員からはお客様の視点に立ったご意見をいただき、業務改善に活かしています。



● 「ISO10002」への取組み

「お客様の声（苦情等）」をもとに「お客様の視点に立った業務改善」を継続していくため、2008年3月に苦情対応に関する国際規格「ISO10002」に準拠した規程を定め、その適切な運用と定着に努めてまいりました。

2019年3月、現在の取組みについて第三者に検証・評価を依頼し、当社の「苦情対応マネジメントシステム」が順調に機能しているとの評価を受けた「第三者意見書」を取得し、2019年4月、国際規格「ISO10002」への適合性を維持していることを宣言いたしました。

● お客様懇談会の開催

お客様に当社や生命保険に対する一層のご理解と信頼を深めていただくこと、また、ご意見・ご要望をお伺いすること目的にお客様懇談会を開催しています。

2018年度お客様懇談会は全国139会場で開催し、1,277名のお客様にご出席いただきました。



従業員のはたらきがい

当社は、働きやすい職場環境づくりに向け、女性の活躍推進や有給休暇の取得促進、介護休暇制度の充実などを取り組んでいます。さらに、業務改革の一環として、従業員のワークスタイルの変革に取り組んでおり、ペーパーレス化の推進やオフィス環境の整備を通じた効率的な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現を図っています。

また、従業員の健康増進に取り組むことで、一人ひとりが元気にいきいきと長く働くことのできる「元気な職場づくり」を目指しています。

スマートワークの実現(働き方改革)

スマートワークの実現を通じて働き方改革に取り組んでいます。スマートワークとは、従業員一人ひとりがやりがい、充実感を持って働くことです。スマートワークを実現するためには、「仕事の質の向上」と「ワーク・ライフ・バランスの充実」が必要であり、そのための一歩として、これまで、時短や有給休暇の取得促進等に向けた各種取組みを行ってきました。

今後もこうした成果を積み重ね、従業員一人ひとりがスマートワークを実現することで、従業員の仕事が「作業の仕事」から「知恵の仕事」となるよう業務改革を進めてまいります。

働きやすい職場環境の実現

子育て支援について、短時間勤務制度など各種制度を導入しており、東京労働局長より、次世代育成支援に積極的に取り組む企業として「基準に適合する一般事業主の認定」を取得しています。また、2015年8月には、より高い水準の取組みを行っている企業として「プラチナくるみん」の認定を取得しました。

さらに、2017年8月より育児休暇の拡充として「育児参加のための休暇」を新設^(*)、2018年4月には「短時間勤務制度」の適用範囲を「子が小学校卒業まで」に拡大し、仕事と育児のさらなる両立支援にも取り組んでいます。

(※)「育児参加のための休暇」とは、配偶者が出産し、子が3歳に達するまでの間、育児休業を通算して10日までいつでも取得することができ、かつ、当該休暇について給与を支給する制度です。

<内務員の各種制度>



TOPICS



「プラチナくるみん」とは、子育てサポート企業として「くるみん認定」を取得した企業のうち、より高い水準の取組みを行った企業が認定される制度です。

当社では、短時間勤務制度をはじめとした、育児・介護を支援する人事制度の積極的な活用に加え、早帰り施策の継続的な取組みや有給休暇取得促進、配偶者の出産に伴う男性育児休業等の取得推進など、さまざまな両立支援の取組みが評価され、「プラチナくるみん」の認定を取得しています。



◀ ダイバーシティ推進への取組み

多様な人材が活躍できる職場風土の形成に取り組んでいます。

● 女性の活躍推進

・職場環境の整備

育児や介護との両立支援、総労働時間の縮減や有給休暇の取得促進、住環境の整備等、女性を含めた多様な人材が柔軟に働く環境の整備に取り組んでいます。

・管理職登用

積極的な女性管理職の育成、登用に取り組んでいます。

・女性取締役

2018年6月に初の女性取締役が誕生しています。

<女性管理職比率>

2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月
19.6%	19.1%	20.2%	20.3%

● シニアの活躍推進

これまで、60歳定年後最長65歳まで継続して勤務できる制度を導入してきましたが、2017年4月より、定年を65歳に延長し、また65歳以降も70歳まで働く人事制度を導入しています。

この制度が評価され、人材領域で優れた新しい取組みを積極的に行っている企業を表彰する「第8回 日本HRチャレンジ大賞」(主催:「日本HRチャレンジ大賞」実行委員会、後援:厚生労働省、東洋経済新報社、ビジネスパブリッシング、HR総研(ProFuture))において、金融機関で初めて『イノベーション賞』を受賞^(※1)しました。



(※1) 「日本HRチャレンジ大賞」で『イノベーション賞』を受賞するのは、金融機関において初となります
（「日本HRチャレンジ大賞」事務局調べ（2019年5月末時点））。

● 海外で活躍できる人材の育成

2018年度は海外トレーニーとして6名の派遣を行いました。今後の海外戦略を見据え、海外事業において活躍できる人材を計画的に育成していきます。

● 障がい者雇用

障がい者の採用を積極的に行っており、2019年3月1日時点で、障がい者雇用率は2.57%となっています。合理的配慮を必要とする障がいのある従業員については、例えば視覚障がいのある従業員に対して音声対応パソコンを付与するなど、個々の状況に応じて働きやすい環境を整備しています。

● 男性従業員の育児休業

男性従業員の育休取得率は、4年連続で100%となっています。

男性従業員がより一層育児に参加しやすい環境を整備するため、取得期間を原則、連続1週間以上の運用として取得促進を図ります。

健康増進への取組み

クアオルトを活用した健康増進施策やがん検診の受診率向上を推進していくことで、従業員がより元気に、健康に、そして長く働けるように取り組んでいくとともに、長く元気に働く人事制度の導入、さらなるワークスタイルの変革に取り組んでいきます。

● クアオルトを活用した従業員の健康づくり

2016年10月、山形県上山市と「上山型温泉クアオルト（健康保養地）活用包括的連携に関する協定書」を締結し、「上山型温泉クアオルト（健康保養地）事業」^(※)を活用した従業員の健康づくりを進めています。2016年10月以降、多くの従業員が、宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムに参加し、食事の採り方や運動方法を学んだ結果、全員が生活習慣の改善や減量に成功するなど成果につながっています。

(※) 「上山型温泉クアオルト（健康保養地）事業」

クアオルトとは、ドイツ語で「健康保養地・療養地」を意味します。上山市は、先進ドイツに倣い、豊かな自然や温泉、旬産旬消の食、医科学的根拠に基づくウォーキングなどを組み合わせた体験を通じて、市民の健康増進と交流人口の拡大による地域活性化のために、長期滞在型の健康保養地づくりに取り組んでいます。



● がん検診受診率の向上

各所属に配置している健康推進連絡員を対象とした研修を実施し、すべての所属においてがん検診受診勧奨を行っています。また2017年度からは、健康保険組合と連携し、がん検診費用の補助を開始し、従業員のみならず家族も含めてがん検診受診率の向上を図っていきます。

● 社内完全禁煙の達成

2017年10月より、従業員の健康増進を一層推進することを目的として、全社禁煙運動をスタートしました。全事業所において従業員が使用するすべての喫煙所を廃止し、2018年6月に全役職員が社内完全禁煙を達成しました。

● 認知症予防の取組み

2017年度より、認知症予防のための「軽度認知障害（MCI）スクリーニング検査」を実施しています。55歳以上の従業員を対象として会社が検査費用を負担するなど、幅広く従業員の健康増進に取り組んでいます。

● 健康経営優良法人（ホワイト500）

2017年2月に、経済産業省が従業員の健康増進に取り組む「健康経営」を普及させることを目的としてスタートした「健康経営優良法人認定制度」に基づく「健康経営優良法人（ホワイト500）」に3年連続で認定されました。当社が、「健康寿命の延伸」という社会的課題にこたえるために、2016年7月に「健康経営基本方針（「太陽の元気」宣言）」を制定し、「従業員」「お客様」「社会」のすべてを元気にする取組み、『太陽の元気プロジェクト』の一環として従業員の健康増進を図るための各種施策を推進していることが評価されたものです。



資産運用を通じた社会への貢献

責任投資原則(PRI)にもとづく資産運用

当社は、機関投資家として社会的責任をより一層果たしていくためには、投融資活動を通じて社会や環境により良い影響を及ぼし、持続可能な社会の実現に貢献していくことが不可欠であると考えています。

こうした考えのもと2007年3月に、国連が支援する「責任投資原則(PRI)」^(*)に日本の生命保険会社として初めて署名しました。

当社は、同原則にもとづく環境・社会・企業統治(ESG)の課題に十分配慮し、持続可能な社会の実現に向けた資産運用を推進しています。

<ESGの課題>

Signatory of:



項目	概要
環境(Environmental)	地球温暖化、エネルギー・資源の枯渇、食料・水の問題、生物多様性など
社会(Social)	消費者利益の保護、雇用・人権問題、格差問題など
企業統治(Governance)	コンプライアンス、適正な情報開示およびガバナンスの実現など

(※)責任投資原則(PRI:Principles for Responsible Investment)とは、2005年に当時の国連事務総長であったコフィー・アナン氏が金融業界に対して提唱した原則です。投資の意思決定プロセスや株式所有方針の決定に際して、環境・社会・企業統治(ESG)の課題を考慮し、受益者のために、より優れた長期的な投資効果と持続的な金融市場を実現していくための行動規範です。

責任投資原則(PRI)活動への具体的な取組み

当社では、ESGの課題を考慮した資産運用を推進するため、「ESG投融資基準」を定めており、基準にもとづく主なESG投融資手法は以下のとおりです。

【ESGインテグレーション】

株式や債券等の有価証券、不動産および貸付等の投融資の際に、投融資先企業の財務情報に加え、ESG等の非財務情報に関する企業評価を取り入れることで、長期的な投資成果の向上とともに、PRIにもとづく使命を果たすよう努めています。

○投融資判断へのESG評価の組み込み

株式や債券等の有価証券、不動産および貸付等の投融資の際に、企業におけるESGに関する取組み等を評価し、投融資判断に組み込んでいます。

○環境・シニア社会に配慮した不動産投資

不動産物件の新築や大規模修繕などをを行う際に、環境やシニア社会に配慮した取組みの検討・導入を行っています。また、景観の美化や周辺との調和に配慮する一方、既存の不動産物件においても、環境保護に留意する観点から、営業用・投資用すべての物件のエネルギー効率等をモニタリングし、必要に応じて照明設備・空調設備等の省エネ化を行うなど、継続的な環境への取組みを実施しています。

【ネガティブスクリーニング】

当社では、お客さまからお預かりした保険料について、収益性や流動性とともに、社会性・公共性の観点にも配慮した運用を行っており、反社会的行為に関与していると判断される場合や、非人道的兵器等への関与が確認された場合には、投融資を原則禁止としています。また、取引先や投融資先でESGに関わる不祥事が発生した場合や、ESGの課題等に重大な問題がある場合には、必要に応じて、直接コミュニケーションを取るなど状況を把握したうえで、当該基準に基づき投融資の可否を検討します。

【ESGテーマ投資】

環境・社会・企業統治の課題を考慮し、持続的な社会の実現に貢献できるテーマを持った資産等への投融資に取り組んでいます。

ESG投資の主な取組み事例

●再生可能エネルギー関連事業への投融資

地球環境保護や省エネルギーに貢献できる大規模な風力発電事業や太陽光発電事業(メガソーラ事業)を投資対象としたファンド等に投資を行っています。



●グリーンボンドへの投資

再生可能エネルギー発電事業やエネルギー効率化事業等への資金供給を目的とする国際金融機関等が発行する気候変動ボンド(グリーンボンド)への投資を行っています。



●グリーンローンの取組み

ESGにおいて優れた水準を持つ企業の他、再生エネルギーの促進、エコ効率技術の開発、環境負荷の制御、生物多様性の保全等の取組みを応援することを目的とした融資に取り組んでいます。

●持続可能な社会の実現に貢献できる投資

開発途上国のインフラ整備・教育・雇用支援等世界的な社会問題解決のための資金調達のために、国際協力機構(JICA)発行のソーシャルボンド等、持続可能な社会の実現に貢献できる投資にも取り組んでいます。



<国際協力機構(JICA)による支援活動事例>
ミャンマーの地方部において生活基盤インフラを整備する様子

●老人ホーム施設の建設

高齢化社会の課題に応え、シニアの方々が安心して暮らせる社会作りに貢献できるよう、当社が保有する不動産を活用した住宅型有料老人ホームの建設に取り組んでいます。



当施設は「自立」から「要介護5」までの方にご入居いただくことができ、日中は看護職員が常駐しているなど、シニアの方々が安心して暮らすことのできる街づくりに貢献できると考えています。

メディカルホームグランダ
青葉藤が丘

日本版スチュワードシップ・コード

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》^(*)の趣旨に賛同し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)や議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことに努めています。

(*)日本版スチュワードシップ・コードとは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たすことを目的に、金融庁が公表している原則です。

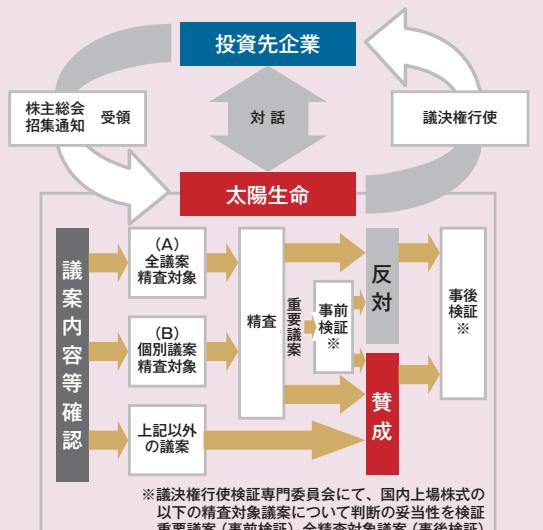
＜議決権行使の取組み状況＞

議決権行使にあたっては、日常的に投資先企業と「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことにより、当該企業の持続的な成長を促すとともに、財務情報などの形式的な判断基準にとどまらず、環境・社会・企業統治(ESG)などの課題もふまえ、賛否を判断するようにしています。

各議案の精査において建設的な対話を通じても、なお問題が改善されない場合や、株主価値を毀損するリスクが高いと判断される場合などは、当該議案に対して反対としています。

また、議決権行使における利益相反防止等を目的に社外委員も参加する議決権行使検証専門委員会が、議決権行使の判断の妥当性を検証しています。

【議決権行使プロセス】



スポーツを通じた社会への貢献

当社は、多くの人に夢と感動を与えてくれるスポーツの発展を願い、輝く女性アスリートや次世代を担う青少年の活躍、地域におけるスポーツ振興を応援しています。

ラグビー

ラグビー女子日本代表

当社は、2013年より、オフィシャルパートナーとしてラグビー女子日本代表（15人制・7人制）を応援しています。



太陽生命ウィメンズセブンズシリーズ

2014年より、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が主催する「太陽生命ウィメンズセブンズシリーズ」に特別協賛しています。



全国中学生ラグビーフットボール大会（太陽生命カップ）

2011年より、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が主催する「全国中学生ラグビーフットボール大会」（太陽生命カップ）に特別協賛しています。2018年9月15日～17日に行われた太陽生命カップでは、約1,000人の当社役職員が応援に駆けつけ、大きな声援を送りました。



全国U18女子セブンズラグビーフットボール大会

2013年より、全国高等学校選抜女子セブンズラグビーフットボール大会（旧大会名）に協賛しています。



アイスホッケー

アイスホッケー女子日本代表

当社は、2013年より、オフィシャルパートナーとしてアイスホッケー女子日本代表を応援しています。



©JIHF PHOTO



全日本小学生低学年選抜アイスホッケー大会（太陽生命U9ジャパンカップ）

2014年より、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が主催する「全日本小学生低学年選抜アイスホッケー大会」（太陽生命U9ジャパンカップ）に特別協賛しています。



アイスホッケー教室

2014年より、公益財団法人日本アイスホッケー連盟と共同でアイスホッケー教室を開催しています。2018年度は横浜・沖縄・千葉で開催しました。当社社員である久保英恵選手をはじめとする選手等を講師として招き、参加されたお客様にとって有意義な時間となりました。



地域スポーツ振興

静岡マラソン

2014年より、地域におけるスポーツ振興の一環として、「静岡マラソン」に特別協賛しています。



「平成30年度東京都スポーツ推進企業」に認定！

当社は、ラグビーやアイスホッケーへの協賛などを通じて、青少年の健全な育成、競技の普及促進を支援しています。そして、「頑張る女性を応援する企業」として、2013年1月よりラグビー女子日本代表（15人制・7人制）のオフィシャルパートナー、同年4月よりアイスホッケー女子日本代表のオフィシャルパートナーとなりました。

こうした活動が評価され、当社は運動を通じた社会貢献活動などに積極的に取り組むスポーツ推進企業として、2018年11月に東京都より「東京都スポーツ推進企業」に認定されました。

(※) 東京都スポーツ推進企業認定制度

従業員のスポーツ活動の促進に向けた優れた取組みやスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定し、広く都民に周知する制度。(2015年度より認定開始)





地域・社会、環境への貢献

太陽生命厚生財団

太陽生命厚生財団は、1984年5月に、当社の創業90周年を記念して「太陽生命ひまわり厚生財団」として設立されました。2009年12月には公益財団法人に移行し、「公益財団法人太陽生命厚生財団」に名称変更しています。

当財団は、創設以来「高齢者の福祉」および「障がい者の福祉」に関する事業・研究への助成を行い、設立目的である「わが国の社会福祉の向上に寄与する」ための事業を続けています。設立以来の助成金累計は2,107件、12億5,404万円となっています。

太陽生命グッドウィル・サークル友の会

2005年12月に、役職員による社会貢献活動を支援することを目的として、「太陽生命グッドウィル・サークル友の会」を設立しました。毎月の報酬・給与の手取り金額の100円未満の端数を会費として、森林保全活動や各職場における地域密着型の社会貢献活動などを支援しています。

太陽生命の森林

東西2か所に「太陽生命の森林」を設置し、従業員ボランティアが自らの手で森林保全活動を展開しています。

太陽生命の森林

(栃木県那須塩原市 2006年3月設置)

カラマツの人工林4.8ヘクタールにおいて、健康な樹木を育てるための間伐や林道整備作業などを実施しています。

継続した活動を行うことで、手入れが行き届かず暗かったカラマツの人工林は、太陽の光が射し込む明るい森林へと生まれ変わり、動植物の生態にも多様性がみられるなど、親しみやすい森林づくりが進んでいます。

また、2012年度より太陽生命の森林に「公益財団法人日本ダウン症協会栃木支部」の皆様をお招きし、森林教室を実施しています。



太陽生命くつきの森林

(滋賀県高島市 2007年11月設置)

旧里山林12.7ヘクタールにおいて、アカマツ林の保全、広葉樹林の植樹・育成やビオトープ整備などを進めています。

社員ボランティアが、さまざまな形で恵み豊かな森林づくりを目指した活動を展開しています。

「どんぐりプロジェクト」は、高島市立朽木東小学校の3年生児童がどんぐりから広葉樹の苗木を育て、3年後の卒業時に「太陽生命くつきの森林」に植樹するという活動で、2018年度で8年目となりました。鹿の食害などによって少なくなってしまったどんぐりになる広葉樹の森林を地域の子どもたちと力を合わせて再生することにより、木の実などの恵みをもたらし、土砂災害に強い豊かな土壤づくりに貢献します。

この取組みが評価され、全国森林レクリエーション協会が主催する「第31回森林レクリエーション地域美しの森づくり活動コンクール」において「奨励賞」を受賞しました。



全国一斉クリーンキャンペーン

1982年より本社周辺の清掃活動を行っており、2004年からは「全国一斉クリーンキャンペーン」として、全国の支社周辺地域でも実施しています。

2018年度の全国一斉クリーンキャンペーンでは、全国で5,749名が参加し、日頃お世話になっている地域に感謝の気持ちを込めて清掃活動を行いました。



ランドセルの寄贈

公益財団法人ジョイセフの取組みに2006年から賛同し、全社に呼びかけを行っています。2018年度は70個のランドセルを寄贈しました。



写真提供：ジョイセフ

ライトダウンの実施

環境省が推進する「CO₂削減・ライトダウンキャンペーン」の趣旨に賛同し、2018年度は7月6日と12月21日の2回、グループ合同で実施しました。CO₂削減のみならず、現在推進しているスマートワーク実現に向けた取組みの一環として、19時までに業務を終了し、消灯のうえ全員が退社できるよう取り組みました。

子供地球基金への募金

子供地球基金とは、世界の恵まれない子どもたちが社会の一員として自分の能力を社会に還元することができるよう、想像力豊かな子どもたちを育てることを目的としたボランティア団体です。

当社はその趣旨に賛同し、子供地球基金より子どもたちの描いた絵を購入し、2014年4月から社報の表紙として使用しています。その購入代金は、病気や戦争、災害などで心に傷を負った世界中の子どもたちへ画材や絵本、医療品などを寄付するために役立てられています。



石巻マルシェ(物産展)の開催

東日本大震災から8年が経過し、被災地の復興は進んでいますが、地元の水産加工業者の方々は依然として販路の確保に課題を抱えています。こうした状況をふまえ、昨年に引き続き「石巻元気復興センター」の皆様をお招きし、本社の公共空地を利用した「石巻マルシェ」を開催しました。当日は、多くの社員が石巻の特産物を買い求め、地元の味に笑顔があふれ、大いににぎわいました。



SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

SDGs（エスティージーズ）は、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」です。2030年までに達成を目指す国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成されています。

T&D保険グループは幅広い分野の課題の取組みを通じて持続可能な世界を実現しようとするSDGsの趣旨に賛同しており、太陽生命においても、全ての人の健康と福祉の充実に貢献する商品やサービスの提供等、様々な取組みを行っています。今後も当社の事業の特徴や強みを活かし、SDGsへの貢献を進めてまいります。

●太陽生命の取組みとSDGsの関係

ゴール	取組み内容	ゴール	取組み内容	ゴール	取組み内容
 1.貧困をなくそう	○ランドセルの寄贈 ○子供地球基金への募金 ○ESG投融資の推進	 7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに	○太陽生命的森林 ○ライトダウンの実施 ○ESG投融資の推進	 13.気候変動に具体的な対策を	○太陽生命的森林 ○ESG投融資の推進
 2.飢餓をゼロに	○ESG投融資の推進	 8.働きがいも経済成長も	○働きやすい職場環境の実現 ○スマートワークの推進 ○65歳定期年制・最長70歳まで働ける雇用制度の導入 ○ミャンマー保険事業の取組み	 14.海の豊かさを守ろう	○太陽生命的森林
 3.すべての人に健康と福祉を	○100歳時代シリーズ商品の販売 ○認知症予防アプリの提供 ○太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワードの実施 ○ESG投融資の推進	 9.産業と技術革新の基盤をつくろう	○ESG投融資の推進	 15.陸の豊かさも守ろう	○太陽生命的森林 ○太陽生命グッドウィル・サークル友の会の推進
 4.質の高い教育をみんなに	○ユニバーサルマナー検定の受講 ○認知症サポートー養成講座の実施・受講 ○認知症セミナーへの協賛	 10.人や国の不平等をなくそう	○女性の活躍推進の取組み ○65歳定期年制・最長70歳まで働ける雇用制度の導入	 16.平和と公正をすべての人に	○コンプライアンス推進の取組み
 5.ジェンダー平等を実現しよう	○女性の活躍推進の取組み ○働きやすい職場環境の実現	 11.住み続けられるまちづくり	○かけつけ隊サービスの推進 ○石巻マルシェ（物産展）の開催 ○ラグビー・アイスホッケーの応援等を通じた地域社会の活性化	 17.パートナーシップで目標を達成しよう	○ミャンマー保険事業の取組み ○ラグビーやアイスホッケーの応援等を通じた地域社会の活性化
 6.安全な水とトイレを世界中に	○太陽生命的森林 ○ESG投融資の推進	 12.つくる責任つかう責任	○太陽生命的森林 ○ESG投融資の推進		



外部機関からの評価

当社のさまざまな取組みが外部機関から高い評価をいただきました。

受賞内容	受賞時期	運営主体	内容
UCDAアワード 『独自の視点や特徴的な評価結果を持つ企業・団体に贈られる』(特別賞)受賞	2018年9月	一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会(UCDA)	「太陽生命コンシェルジュ」の契約申込手続き画面のわかりやすいデザインが評価されたもの
2018年 生命保険業界「問合せ窓口格付け」および「Webサポート格付け」において、最高評価の「三つ星」を獲得	2019年1月	HDI-Japan	お客様視点を重視した当社の取組みが高く評価されたもの
「健康経営優良法人(ホワイト500)」に認定	2019年2月	日本健康会議(経済産業省)	当社の元気プロジェクトの取組みが評価され、優良な健康経営の実践企業として認定を受けたもの
「森林レクリエーション地域美しの森づくり活動コンクール」において、「奨励賞」を受賞	2019年4月	全国森林レクリエーション協会	太陽生命くつきの森林(もり)における地元小学生との森づくり活動が評価されたもの
「日本HRチャレンジ大賞」において、「イノベーション」を受賞	2019年5月	「日本HRチャレンジ大賞」実行委員会	業界初となる『65歳定期年制・最長70歳まで働く継続雇用制度の導入』が評価されたもの

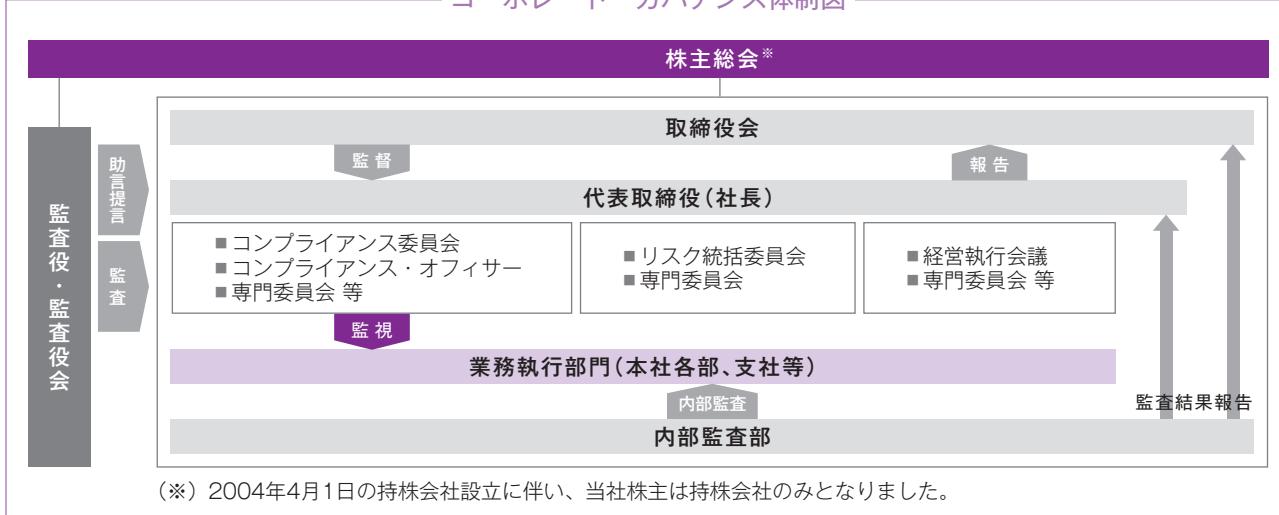
経営管理体制

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会による業務運営と監査役制度による監査機能を柱とするコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。また、取締役会のガバナンス機能と業務執行機能の一層の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割を明確化しています。

また、T&D保険グループでは、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」に対応した取組みとして、上場会社であるT&Dホールディングスが、同コードの趣旨をふまえた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定しています。当社においても、T&Dホールディングスに準じた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでいます。

— コーポレート・ガバナンス体制図 —



● 取締役会

経営の意思決定機関であり、重要な業務執行、経営戦略や各種基本方針を決定する機能を有しています。併せて、取締役の職務執行の監督、適切な内部統制システム構築など健全な業務運営を確保する責務を負っています。

また、経営上の重要な課題については、より専門的な審議・検討を行うため、取締役会から権限を委譲し、各種委員会や経営執行会議等を設置しています。

● 経営執行会議

経営の意思決定機能と業務執行機能を分離することを目的に、業務執行に関する重要事項について社長および社長の指名する執行役員等で構成する経営執行会議で審議を行い、審議結果を取締役会に報告しています（執行役員は取締役会の決議によって定められた分担に従い業務を執行します）。

● コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、全社的なコンプライアンス推進にかかる重要事項の審議・検討を行い、その内容を取締役会に報告しています。

● リスク統括委員会

リスク統括委員会は、リスク管理に関する一元的な態勢確立ならびにリスク管理の徹底を目的に、定期的に各種リスクの実態を把握し、対応策の検討を行い、その結果を取締役会に報告しています。

また、新しい保険商品を発売する際には、その引受リスクに関して適正性を把握し、中立的な見地から取締役会に報告しています。

● 監査役・監査役会

監査役は、取締役会や経営執行会議等の重要な会議へ出席するとともに、取締役や執行役員および各部門からのヒアリング等を通じて、取締役、執行役員の職務執行を監査しています。コンプライアンス・経営全般にわたるリスク管理への対応状況や業務・財産の状況についても監査を行います。

● 内部監査部

内部監査部は、経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、業務執行部門から独立した立場で、内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その結果等を取締役会等に報告しています。把握した問題点については、被監査部門等に改善策の策定を求め、改善および定着状況を確認しています。

内部統制体制

当社は、会社法の規定に基づき、内部統制システムの整備に向け以下の体制を構築することを取締役会で決議し、運用しています。

【内部統制システムに関する取締役会決議】

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、以下の体制を構築する。

1. 法令等遵守体制

- (1) 法令等遵守に関する基本方針・行動規範等を制定し、すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
- (2) 取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
- (3) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- (4) コンプライアンスに関する一元的な体制確立とその徹底のため、コンプライアンス態勢を監視及び改善する委員会を、取締役会の下部組織として設置する。また、コンプライアンスに関する情報収集・調査分析・教育啓蒙等を強化し、コンプライアンスの推進を図るために、コンプライアンスを統括する部門を設置する。
- (5) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な手順を整備するとともに、すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人にこれを徹底させる。
- (6) 関連会社を含むすべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象としたグループ共通の内部通報制度を整備する。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定め、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させるおそれのある行為を未然に防止又はすみやかに認識するための実効性のある制度とする。
- (7) 使用人による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定め手順を整備する。

2. 効率性確保体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
- (2) 組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
- (3) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。
- (4) 経営計画を適正に策定・運用するための規程を定め、それに基づき取締役会において中期的な経営計画を策定する。

3. 情報保存管理体制

- (1) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部門及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
- (2) 情報セキュリティに関する基本的な考え方を定めて、情報資産を適切に管理する方針を明確化するとともに、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

4. 統合的リスク管理（ERM）体制

- (1) 持株会社が定めるグループにおけるERMの基本的な考え方につ

に基づき、ERMの基本方針を策定し、経営の健全性を確保しつつ安定的な収益性向上を図るため、自己資本・収益・リスクを一体的に管理する体制を整備する。

- (2) ERMを推進する委員会を設置し、健全性と収益性に関する水準を定めた「リスク選好」に基づき、自己資本・収益・リスクの状況を適切に管理する。
- (3) 持株会社が定めるグループにおけるリスク管理の基本的な考え方に基づき、リスク管理の基本方針を策定し、将来にわたる経営の健全性及び適切性を確保するため、関連会社を含めたリスク管理体制を整備する。
- (4) リスク管理に関する一元的な体制確立とその徹底を目的としてリスクを統括管理する委員会を取締役会の下部組織として設置する。また、リスク管理の基本方針に基づき、関連会社を含めた経営上のリスクを分類・定義し、リスク種類毎に配置された管理部門がリスクの状況の把握・分析等を行うとともに、リスク管理を統括する部門において、これらの各リスクを統合的に管理する態勢を整備する。
- (5) 危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、関連会社を含めた危機管理体制を整備する。

5. グループ内部統制

- (1) グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負託に応えるため、当社と持株会社との間で経営管理に関する契約を締結し、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。
 - ① グループで統一すべき基本方針
 - ② 持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項
 - ③ 当社が持株会社に報告すべき事項
 - ④ 持株会社による当社への指導・助言
 - ⑤ 持株会社による当社への内部監査の実施

- (2) 上記の「持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が当社の関連会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。

6. 財務報告内部統制

- (1) グループの内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備及び適切な運用に取り組む。

7. 内部監査体制

- (1) 内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。
- (2) 内部監査を通じて内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

8. 監査役監査実効性確保体制

【1】監査役室の使用人の独立性確保に関する体制

- (1) 監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行う監査役室を設置し使用人を配置する。また、監査役室の使用人の人事評価・人事異動等に関し、常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 使用人に対する指揮命令権は監査役に属すること、及び監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。
- (3) 監査役又は監査役会より監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行う部門の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。

【2】監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び執行役員は、監査役に取締役会、経営執行会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。
- (2) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の閲覧する会社の重要な決裁書及び報告書について、必要と判断した場合や監査役より要請があった場合はみやかに内容を説明する。
- (3) 取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実その他の監査役監

査のため求められた事項をすみやかに監査役に報告する。

- (4) 取締役及び執行役員は、取締役、監査役、執行役員及び使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に持株会社の監査役に報告する体制を整備する。
- また、取締役及び執行役員は、関連会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に当社の監査役に報告する体制を整備する。
- (5) 監査役に上記(1)～(4)の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

【3】その他監査役監査の実効性確保に関する体制

- (1) 取締役及び取締役会は、監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
- (3) 代表取締役は、監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
- (4) 内部監査部門及びコンプライアンスを統括する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

コンプライアンス体制

コンプライアンス理念の周知・徹底

当社では、役職員一人ひとりが生命保険業の公共的使命を認識し、コンプライアンスの徹底を重要な課題として取り組んでいます。コンプライアンスに関する基本方針として「T&D保険グループCSR憲章」、日常活動においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準として「太陽生命コンプライアンス行動規範」およびコンプライアンス推進のための基本事項として「コンプライアンス基本方針」を制定しています。

また、これらの規程をはじめとしたコンプライアンス推進に関する社内ルール、業務遂行において遵守すべき法令等の解説、コンプライアンスに関する問題発見時の対処方法を具体的に示した「コンプライアンス・マニュアル（各職種別）」を作成し、手引きとして活用するとともに各種研修等を通じて周知・徹底しています。

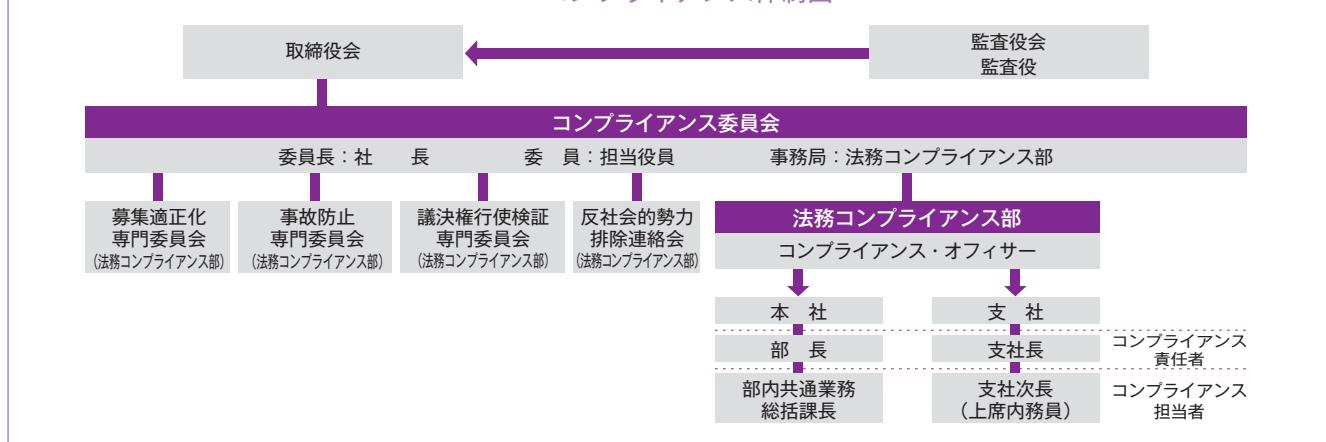
コンプライアンス委員会を中心とする運営体制

コンプライアンスに関する一元的な体制確立とその徹底を目的として、社長を委員長とし、業務執行を担当する全役員を中心に構成する「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会ではコンプライアンスに関する事項の審議・検討を行い、その徹底を図っています。

全社的なコンプライアンスを統括する部署として法務コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する情報収集から調査・分析・対応に至る一元管理を行っています。また業務運営現場におけるコンプライアンスを浸透・推進するために、「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を全支社・本社各部に配置し、効果的な研修等を行っています。

一方、法令等遵守状況を監視し、助言等を行う「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、法令等違反の未然防止と早期是正に努めています。

コンプライアンス体制図



ERMの推進

ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）とは、資本・収益・リスクを一体的に管理することで、企業価値の増大等を図るための経営管理態勢です。

リスク（損失）を回避するための受身的なリスク管理と異なり、ERMではリスクは排除・削減するだけのものではなく、リターン（収益）も考慮に入れ「能動的に選択してとるもの」と位置づけています。また、ERMでは、資本・収益・リスクを同一の評価基準で定量化し、これらを統合的に管理し経営判断を行うことで、健全性を確保しつつ収益を追求することが可能となります。

T&D保険グループでは、グループ一体となりERMの推進に取り組んでおり、当社はT&D保険グループにおける取組みをふまえ、「ERM委員会」を設置のうえERMを推進し、安定的・持続的な企業価値の増大を図ってまいります。



リスク管理体制

リスク管理の基本的な考え方

保険事業を取りまく環境が急速に変化する中で、経営の健全性を確保するため、リスクを把握・分析し、経営体力をふまえた適切なリスク管理に努めています。

現在、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、労務人事リスク、災害リスク、風評リスク、関連会社等リスクにリスクを分類しています。これらのリスクのうち、極小化すべきリスクについては防止に向け、また、能動的に引き受けるリスクについては自己資本等経営体力をふまえた適正水準に制御するために、適切にリスクを管理できる内部管理体制を整備しています。

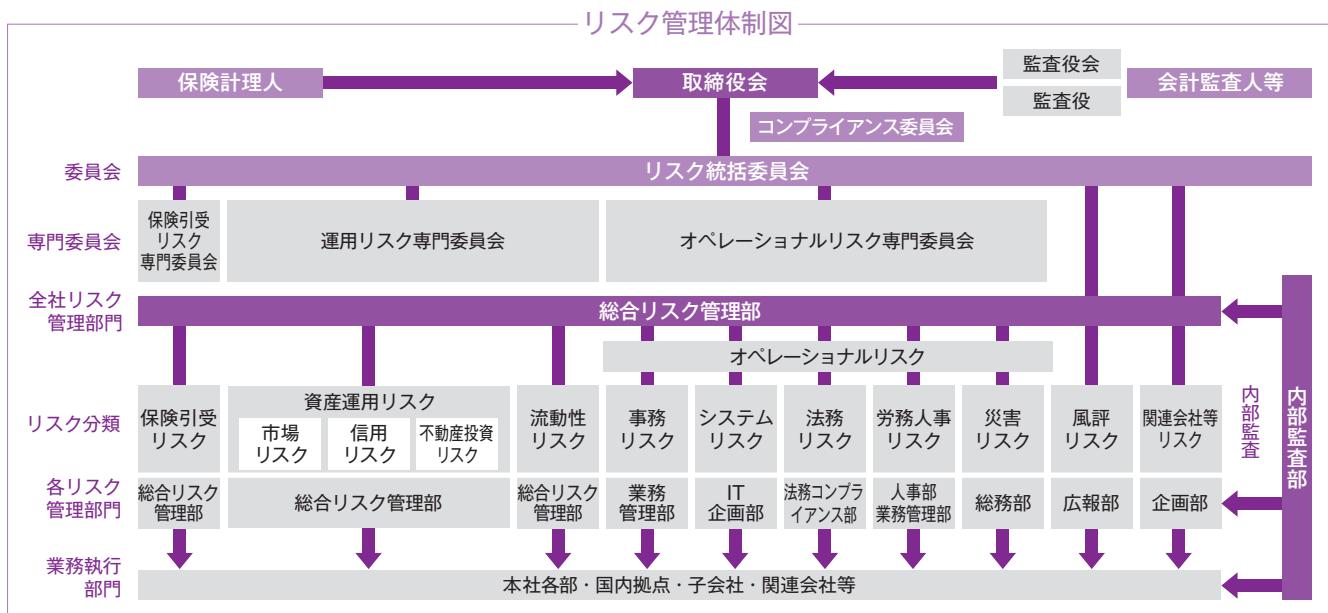
また、外部環境の変化もふまえ、リスク特性に適った管理を充実させるため、資産・負債を時価評価する「経済価値ベースの統合的リスク管理」を継続して行っており、今後更なる高度化に向けて取り組んでまいります。

リスク管理体制

T&D保険グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定めた「グループリスク管理基本方針」のもと、グループ会社を含めたりisk管理体制を整備しています。

当社のリスク管理にあたっては、「リスク管理基本方針」を取締役会で定め、リスク管理に関する一元的な体制の確立およびリスク管理の徹底を目的に、「リスク統括委員会」を設置しています。また同委員会の下部組織として、保険引受リスク専門委員会、運用リスク専門委員会およびオペレーションリスク専門委員会を設置し、専門的・実務的な観点からリスク管理に関する審議を行っています。

さらに、リスク分類ごとに収益部門とリスク管理部門を分離することにより相互牽制機能を確保するとともに、全社リスク管理部門として総合リスク管理部を設置し、各リスクを統括的に管理する体制を整えています。

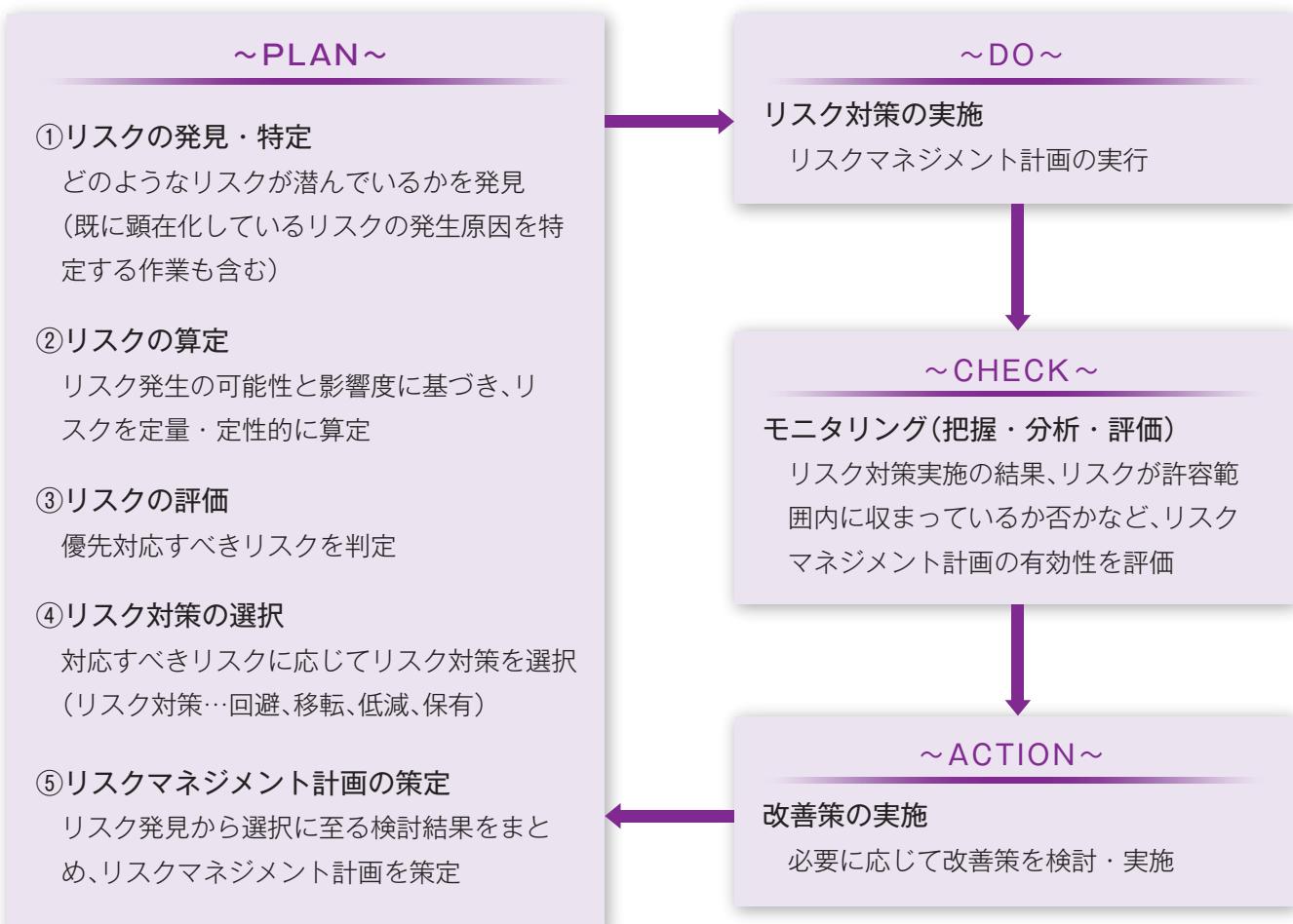


リスク管理の実践

リスクは多様化・複雑化しており、また日々変化しています。適切にリスクを管理するためには、内外環境の変化に伴うリスクの変化等を的確に捉え、リスク対策の有効性等を評価・分析し、リスク対策を適宜見直すことが重要となります。

当社では、リスク管理方針の策定からモニタリング、改善までを1つのサイクル（PDCAサイクル）とし、実効性の高いリスク管理を実践しています。

【リスク管理のPDCAサイクル】



目次

1. 会社の概況及び組織	51
(1) 沿革	51
(2) 取締役、監査役及び執行役員	53
(3) 会計監査人の氏名又は名称	55
(4) 従業員等の状況	56
(5) 本社組織図	57
(6) 経営の組織	58
(7) 本社組織	58
(8) 支社等の組織	58
(9) 店舗網	58
(10) 株式の総数	61
(11) 株式の状況	61
(12) 主要株主の状況	61
2. 保険会社の主要な業務の内容	61
(1) 会社の目的	61
(2) 主要な業務の内容	61
3. 直近事業年度における事業の概況	62
4. お客様とのコミュニケーションおよび情報システムに関する状況	67
(1) ご相談・ご照会・お申し出の状況	67
(2) 「お客様の声」を活かす仕組み	67
(3) 「サービス品質向上委員会」の活動	68
(4) ISO10002への取組み	68
(5) 「消費者志向自主宣言」を実施	68
(6) 「苦情処理態勢基本方針」	68
(7) 「お客様の声」からの改善事例	68
(8) お客様懇談会	69
(9) 情報のご提供の概略	69
(10) 保険金・給付金のお支払いについて	72
(11) 情報システムに関する状況	75
5. 販売商品	76
(1) ニーズに応える商品開発	76
(2) 販売商品一覧	76
(3) 企業・団体向けの保険商品	79
(4) ご契約後の取扱い	80
6. コンプライアンス・リスク管理	82
(1) コンプライアンス（法令等遵守）	82
(2) リスク管理の枠組み	85
(3) 金融ADR制度	86
(4) お客様の個人情報の保護	87
7. 太陽生命の勧誘方針	90
8. 保険契約者保護に関する諸制度	91
9. 直近5事業年度における事業の概況	93
10. 経営諸指標	94
(1) 商品別保有契約高	94
(2) 商品別新契約高	96
(3) 保有契約高（件数・金額・前年度末比）	98
(4) 新契約高（件数・金額・前年比、金額・転換含む）	99
(5) 解約失効契約高（金額）	100
(6) 年換算保険料	100
(7) 保障機能別保有契約高	101
(8) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高（年度末）	102
(9) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料（年度末）	103
(10) 保有契約増加率	103
(11) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	103
(12) 新契約率（対年度始）	103
(13) 解約失効率（対年度始）	103
(14) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	104
(15) 平均予定利率	104
(16) 死亡率（個人保険主契約）	104
(17) 特約発生率（個人保険・個人年金保険）	104
(18) 事業費率（対収入保険料）	104
(19) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	104
(20) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	105
(21) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	105
(22) 未だ収受していない再保険金の額	105
(23) 第三分野保険の給付事由の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	106
(24) 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	106
(25) 契約者配当の状況	108
(26) 市場整合的エンベディッド・バリュー	110
11. 計算書類関係	113
(1) 貸借対照表	113
(2) 損益計算書	115
(3) 株主資本等変動計算書	116
(4) 経常利益等の明細（基礎利益）	126
(ご参考) 基礎利益明細	127
(5) 2018年度における保険計理人の確認	128
(6) 会社法による会計監査人の監査	129
(7) 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容	129
(ご参考) 重要な後発事象	129
12. 有価証券等の時価情報（会社合計）	130
(1) 有価証券の時価情報（会社合計）	130
(2) 金銭の信託の時価情報（会社合計）	130
(3) 土地等の時価情報（会社合計）	130
(4) デリバティブ取引の時価情報（会社合計）	130
13. 資産関係	131

(1) 一般勘定資産の運用状況	131	(3) 資産運用関係収支（一般勘定）	150
(2) ポートフォリオの推移（一般勘定）	133	(4) 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）	151
(3) 運用利回り（一般勘定）	134	(5) 有価証券売却益明細表（一般勘定）	151
(4) 主要資産の平均残高（一般勘定）	134	(6) 有価証券売却損明細表（一般勘定）	151
(5) 商品有価証券明細表（一般勘定）	134	(7) 有価証券評価損明細表（一般勘定）	151
(6) 商品有価証券売買高（一般勘定）	134	(8) 貸付金償却額	151
(7) 有価証券明細表（一般勘定）	135	(9) 固定資産等処分益明細表（一般勘定）	152
(8) 有価証券残存期間別残高（一般勘定）	135	(10) 固定資産等処分損明細表（一般勘定）	152
(9) 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）	135	(11) 債貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）	152
(10) 業種別株式保有明細表（一般勘定）	136		
(11) 貸付金明細表（一般勘定）	136		
(12) 貸付金残存期間別残高（一般勘定）	137		
(13) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定）	137		
(14) 貸付金業種別内訳（一般勘定）	138		
(15) 貸付金使途別内訳（一般勘定）	139		
(16) 貸付金地域別内訳（一般勘定）	139		
(17) 貸付金担保別内訳（一般勘定）	139		
(18) 有形固定資産明細表	140		
(19) 海外投融資の状況（一般勘定）	141		
(20) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）（一般勘定）	142		
(21) 各種ローン金利（代表例）	142		
(22) その他の資産明細表	142		
(23) 債務者区分による債権の状況	143		
(24) リスク管理債権の状況	143		
(25) 個別貸倒引当金の状況	143		
(26) 元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況	143		
14. 債負関係	144		
(1) 支払備金明細表	144		
(2) 責任準備金明細表	144		
(3) 責任準備金残高の内訳	144		
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率	145		
(5) 責任準備金残高（契約年度別）	145		
(6) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	145		
(7) 契約者配当準備金明細表	145		
(8) 引当金明細表	146		
(9) 特定海外債権引当勘定の状況	146		
(10) 社債明細表	146		
(11) 借入金等明細表	146		
15. 資本関係	147		
(1) 資本金等明細表	147		
(2) 資本金の推移	147		
16. 保険事業関係収支	148		
(1) 保険料明細表	148		
(2) 保険金明細表	148		
(3) 年金明細表	149		
(4) 給付金明細表	149		
(5) 解約返戻金明細表	149		
17. 資産運用関係収支	150		
(1) 資産運用収益明細表（一般勘定）	150		
(2) 資産運用費用明細表（一般勘定）	150		
(3) 資産運用関係収支（一般勘定）	150		
(4) 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）	151		
(5) 有価証券売却益明細表（一般勘定）	151		
(6) 有価証券売却損明細表（一般勘定）	151		
(7) 有価証券評価損明細表（一般勘定）	151		
(8) 貸付金償却額	151		
(9) 固定資産等処分益明細表（一般勘定）	152		
(10) 固定資産等処分損明細表（一般勘定）	152		
(11) 債貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）	152		
18. その他収支	153		
(1) 減価償却費明細表	153		
(2) 事業費明細表	153		
(3) 税金明細表	153		
(4) リース取引	153		
19. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	154		
(1) 有価証券の時価情報（一般勘定）	154		
(2) 金銭の信託の時価情報（一般勘定）	157		
(3) 土地等の時価情報（一般勘定）	157		
(4) デリバティブ取引の時価情報（一般勘定）	158		
20. 特別勘定に関する指標等	163		
(1) 特別勘定資産残高の状況	163		
(2) 個人変額保険（特別勘定）の状況	163		
(3) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳	164		
(4) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況	164		
(5) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報	164		
(6) 個人変額年金保険（特別勘定）の状況	164		
21. 保険会社及びその子会社等の状況	165		
A. 保険会社及びその子会社等の概況	165		
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成	165		
(2) 子会社等に関する事項	166		
B. 保険会社及びその子会社等の主要な業務	167		
(1) 直近事業年度における事業の概況	167		
(2) 主要な業務の状況を示す指標	167		
C. 保険会社及びその子会社等の財産の状況	168		
(1) 連結貸借対照表	168		
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	169		
(3) 連結株主資本等変動計算書	171		
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	172		
(5) リスク管理債権の状況（連結）	183		
(6) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）	183		
(7) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	184		
(8) セグメント情報	184		
(9) 連結財務諸表についての会計監査人の監査報告	185		
(10) 代表者による連結財務諸表の適正性に関する確認	185		
(11) 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容	185		
(ご参考) 重要な後発事象	185		

1 会社の概況及び組織

[1] 沿革

1893年 5月	「名古屋生命保険株式会社」として創立 (名古屋市西区伝馬町) 初代社長 鈴木総兵衛	1999年10月	太陽ライフガンマ投資顧問株式会社が大同生命投資顧問株式会社と合併し、ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社に商号変更
1908年 7月	本店を東京市京橋区に移し、太陽生命保険株式会社に商号変更	10月	太陽生命コンファーム株式会社が大同生命コンファーム株式会社の業務を統合し、ティ・アンド・ディコンファーム株式会社に商号変更(現T&Dコンファーム株式会社)
1911年11月	西脇清三郎、社長に就任(当時、西脇銀行社長、小千谷銀行頭取)	11月	“ハッピー・メロディー”(定期付養老保険)発売
1930年 4月	本店を東京市日本橋区に移転	2000年 4月	“とことん介護”発売
1948年 2月	太陽生命保険相互会社として再発足 3月 財団法人鉄道弘済会と法人代理店契約を締結	4月	太陽生命リーシング株式会社が株式会社日本エルピーガスマーターリースと合併し、太陽生命リース株式会社に商号変更
1951年 4月	5年満期“月掛貯蓄保険”発売	4月	アメリカ太陽生命投資顧問株式会社とダイドウインターナショナル株式会社をティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社の子会社としたうえで両社を合併し、ティ・アンド・ディ投資顧問U.S.A.株式会社に商号変更(T&Dアセットマネジメント(U.S.A.)株式会社)
1957年11月	太陽不動産株式会社(現東陽興産株式会社)を設立	6月	ダイドウライフアセットマネジメントケイマン株式会社がティ・アンド・ディ・アセットマネジメントケイマン株式会社に商号変更し、同時にティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社が子会社化
1962年 4月	大部孫大夫、相互会社設立以来の初代社長に就任	7月	太陽生命ビジネスサービス株式会社、太陽生命コンピュータサービス株式会社の業務を再編し、太陽生命キャリアスタッフ株式会社、太陽生命オフィスサポート株式会社にそれぞれ商号変更
1967年 1月	太陽火災海上保険株式会社と業務提携	2001年 3月	太陽火災海上保険株式会社を子会社化
1968年 5月	5年満期“ひまわり保険”発売	6月	総合情報システム「NET'S 01(ネット・ゼロワン)」の導入を開始
1971年 6月	太陽生命代行株式会社(現東陽保険代行株式会社)を設立	8月	日本興亜損害保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)と損害保険分野における業務提携を発表
1974年 9月	10年満期“けんこうひまわり保険”発売	10月	太陽情報産業株式会社が大同生命保険相互会社(現大同生命保険株式会社)のシステム部門を統合し、ティ・アンド・ディ情報システム株式会社に商号変更
1978年 4月	大部社長が会長、西脇教二郎副社長が社長に就任	10月	「らくちんサービス」(電話・インターネットによるご契約者貸付等の取扱い)の開始
1981年 4月	太陽信用保証株式会社を設立	10月	“太陽生命の特殊終身保険ロング・フォーフシリーズ”発売
1983年 4月	“ひまわり年金プラン”発売	10月	ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社(旧東京生命保険相互会社、現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社)の株式を取得し、同時に同社の関連会社2社(東生システムサービス株式会社、株式会社東京生命収納サービス)を関連会社化
1984年 5月	財団法人ひまわり厚生財団(現公益財団法人太陽生命厚生財団)を設立	2002年 1月	東生システムサービス株式会社と株式会社東京生命収納サービスがティ・アンド・ディ・システムサービス株式会社、ティ・アンド・ディ収納サービス株式会社にそれぞれ商号変更
1986年 5月	アメリカ太陽生命投資顧問株式会社を設立 8月 太陽生命投資顧問株式会社を設立	3月	日本興亜損害保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)の損害保険商品を販売開始
10月	けんこうひまわり保険“レディー”発売	4月	太陽火災海上保険株式会社が日本興亜損害保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)と合併
1987年10月	“ひまわり終身プラン”発売	4月	“けんこうレディ2Fシリーズ” “けんこうミスター2Fシリーズ”発売
1988年 1月	太陽生命インターナショナル(英国)株式会社を設立 7月 太陽生命ビジネスサービス株式会社を設立	5月	大同ライフ投信株式会社の議決権を取得し関連会社化
1989年 5月	太陽生命リーシング株式会社を設立	7月	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社が大同ライフ投信株式会社と合併し、ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に商号変更(現T&Dアセットマネジメント株式会社)
1990年 7月	待鳥啓三専務が社長に就任	8月	太陽生命リース株式会社が大同生命リース株式会社から営業譲渡を受け、ティ・アンド・ディ太陽大同リース株式会社に商号変更(現T&Dリース株式会社)
1991年 5月	ひまわり学資プラン“がんばれ”発売 7月 太陽生命コンファーム株式会社を設立	10月	ティ・アンド・ディ情報システム株式会社がティ・アンド・ディ・システムサービス株式会社と合併(現T&D情報システム株式会社)
1992年 7月	生存給付金付定期保険“エール”発売 10月 「ひまわりカード」発行	2003年 3月	ティ・アンド・ディ収納サービス株式会社を清算
1993年 5月	創立100周年	4月	相互会社から株式会社に組織変更(資本金375億円、資本準備金375億円) 東京証券取引所市場第一部に株式を上場
1994年 7月	太陽生命コンピュータサービス株式会社を設立		
1995年 7月	待鳥社長が会長、吉池正博常務が社長に就任		
1996年10月	太陽火災海上保険株式会社と販売提携		
1997年 5月	太陽生命投資顧問株式会社がジャパン・ガンマ投資顧問株式会社と合併し、太陽ライフガンマ投資顧問株式会社に商号変更 10月 シンボルマーク決定		
1998年 9月	“ハッピー・チケット”(養老保険)発売 9月 口座振替保険料率導入		
1999年 1月	大同生命保険相互会社(現大同生命保険株式会社)と全面的な業務提携のための基本協定を締結(同年6月、グループ名称を「T&D保険グループ」に決定)		
2月	太陽生命リーシング株式会社が株式会社日本エルピーガスマーターリースの株式を取得し、子会社化		
4月	“ひまわりけんこうプランFシリーズ”発売		
7月	「フィナンシャルワン」業務提携を発表		
7月	株式会社大和総研との共同出資により太陽情報産業株式会社を設立		
10月	“ルネッセ”(変額保険)発売		

2003年 4月	“太陽生命の保険組曲”（終身保険）発売	2011年11月	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名
4月	“超エール”（生存給付金付定期保険）発売	2012年 3月	ご契約加入手続きのペーパーレス化・キャッシュレス化、およびテレビ電話によるお客様相談や健康確認を開始
11月	第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）発行	4月	ヤンゴン（ミャンマー）駐在員事務所を開設
11月	“太陽生命のやさしい保険”（無選択型医療保険）発売	10月	富国信用保証株式会社の株式および同社が保証する個人ローン債権を取得
2004年 1月	吉池社長が会長、大石勝郎専務が社長に就任	12月	満期保険金・年金のお支払い手続きのペーパーレス化の取扱いを開始
4月	当社、大同生命保険株式会社、ティ・アンド・ディ・ファイナンシャル生命保険株式会社（現T&Dファイナンシャル生命保険株式会社）が共同で、株式移転により完全親会社となる株式会社T&Dホールディングスを設立（設立と同時に「株式会社T&Dホールディングス」は東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部に株式を上場。当社は東京証券取引所市場第一部に上場していた当社株式の上場を廃止）	2013年 9月	第4回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）発行
4月	太陽生命オフィスサポート株式会社が大同生命カスタマーサービス株式会社と合併し、T&Dカスタマーサービス株式会社に商号変更	2014年 3月	銀行窓口で“終身生活介護年金保険”発売
9月	“けんこうレディエース” “けんこうミスターイース”発売	4月	“保険組曲B e s t”的介護保険および“保険料払込免除特約”的保障範囲を公的介護保険制度の要介護3以上から要介護2以上に拡大
2005年 2月	太陽生命インターナショナル（英国）株式会社を登記抹消	4月	従来の介護保険に加えて、公的介護保険制度の要介護1以上から保障を提供する“軽度介護保険”を発売
4月	“年金払介護保障特約” “保険料免除特約” “保険料免除特約（介護型）”発売	10月	“保険組曲B e s t”的医療保険のご契約加入年齢を75歳から85歳に拡大
8月	“一生健命”（年金払終身介護保障保険）発売	2015年 3月	「保険契約支援システム」に関する発明について、日本における特許権を取得
12月	“介護保障特約付団体信用生命保険”発売	4月	“特定疾病治療保険” “団体生活介護保険”発売
2006年 3月	栃木県那須塩原市に「太陽生命の森林」を設置	10月	銀行窓口で“生存給付金付特別終身保険”発売
6月	執行役員制度を導入	2016年 1月	本店を現在地（東京都中央区）に移転
8月	本店を東京都港区に移転	3月	生命保険加入時の告知の査定自動化を開始
9月	“医療サプリ”（重点疾患一時金保険） “既成緩和”（選択緩和型医療保険）発売	3月	100歳時代シリーズ第1弾として“ひまわり認知症治療保険”（無配当選択緩和型7大疾病（および女性疾患）一時金保険）発売
2007年 3月	T&Dアセットマネジメント株式会社の株式を、株式会社T&Dホールディングスに譲渡	3月	“働きなくなったときの保険”（無配当就業不能収入保障保険）発売
3月	国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱する「責任投資原則（PRI）」に署名	4月	「かけつけ隊サービス」を開始
4月	“わくわくポッケ”（こども保険）発売	10月	山形県上山市と「上山型温泉クラオルト（健康保養地）活用包括的連携に関する協定書」を締結
11月	滋賀県高島市に「太陽生命くつきの森林」を設置	12月	給付金ご請求手続きのペーパーレス化の取扱いを開始
2008年 3月	苦情対応の国際規格「ISO10002」の適合性の認証を取得	2017年 2月	ミャンマーにおいてAcePlus Solutions Company Limitedとの共同出資によりThuriya Ace Technology Company Limitedを設立
4月	新営業支援システム（T-SMAP）導入	4月	“特定疾病・疾病障害保険”発売
10月	“保険組曲B e s t”発売	4月	日本マーケティング大賞「奨励賞」を受賞
11月	新営業支援システム（T-SMAP）が「2008 CRMベストプラクティス賞」受賞	7月	銀行窓口で“通貨指定型一時払個人年金保険”発売
2009年 3月	株式会社T&Dホールディングスを割当先として500億円を増資（増資後の資本金等：資本金625億円、資本準備金625億円）	8月	銀行窓口で“ひまわり認知症治療保険”（選択緩和型7大疾病（および女性疾患）一時金保険）発売
6月	“養老保険（一時払）”（無配当養老保険）発売 大石社長が会長、中込賢次専務が社長に就任	10月	100歳時代シリーズ第2弾として“100歳時代年金”（“長寿生存年金保険”，“終身生活介護年金保険”）発売
11月	第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付および分割制限少人数私募）発行	10月	団体信用生命保険のWeb申込み手続きを開始
2010年 3月	太陽生命キャリアスタッフ株式会社を清算	12月	第5回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）発行
3月	“生活応援保険”（無配当収入保障保険）発売	2018年 4月	“働きなくなったときの保険”（無配当就業不能収入保障保険）をリニューアル “新総合保険料払込免除特約”を発売
6月	“保険組曲B e s t 総合年金リレープラン”発売	8月	次世代携帯端末「コンシェルジュ」を導入 お客様専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」を開設
10月	第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付および適格機関投資家限定）発行	10月	100歳時代シリーズ第3弾として“ひまわり認知症予防保険”発売 「太陽生命コンシェルジュ」の契約申込手続き画面が「UCDAアワード2018」で「特別賞」を受賞
2011年 3月	“生活応援保険（介護型）”（無配当介護収入保障保険）発売	2019年 4月	“My介護B e s t（一時払）”（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険）発売
4月	中込社長が株式会社T&Dホールディングス社長、田中勝英副社長が社長に就任	4月	田中社長が会長、副島直樹副社長が社長に就任
4月	ニューヨーク駐在員事務所を開設		
11月	銀行窓口で個人年金保険の販売を開始		

【2】取締役、監査役及び執行役員

①取締役及び監査役

男性17名 女性1名 (取締役及び監査役のうち女性の比率5.6%)

役職名 〔職名〕	氏名 〔生年月日〕	略歴など
代表取締役会長	田中勝英 (1954年7月20日)	1977年4月 太陽生命入社 2001年7月 当社取締役 2004年3月 当社常務取締役 2006年6月 当社取締役常務執行役員 2007年4月 当社取締役専務執行役員 2008年6月 当社代表取締役専務執行役員 2009年6月 当社代表取締役副社長 2011年4月 当社代表取締役社長 2011年6月 兼T&Dホールディングス取締役 2019年4月 当社代表取締役会長(現任)
代表取締役社長	副島直樹 (1958年11月20日)	1981年4月 太陽生命入社 2009年4月 当社執行役員 2011年4月 当社常務執行役員 2011年6月 当社取締役常務執行役員 2014年4月 当社代表取締役専務執行役員 2016年4月 当社代表取締役副社長 2019年4月 当社代表取締役社長(現任) 2019年6月 兼T&Dホールディングス取締役(現任)
取締役常務執行役員 〔企業保険管理部長〕	儀賀信利 (1962年11月7日)	1985年4月 太陽生命入社 2010年4月 当社執行役員 2010年6月 当社取締役執行役員 2017年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員	田村泰朗 (1962年9月2日)	1987年4月 太陽生命入社 2014年4月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役執行役員 2017年4月 当社取締役常務執行役員(現任) 2018年4月 兼T&Dホールディングス常務執行役員 2018年6月 兼同社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員 〔コミュニケーションセンター部長〕	堀武博 (1966年10月9日)	1990年4月 太陽生命入社 2015年4月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役執行役員 2018年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員 〔商品部長〕	下屋敷縁 (1964年7月19日)	1988年4月 太陽生命入社 2015年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員	根釜健 (1963年8月18日)	1987年4月 太陽生命入社 2015年4月 T&Dホールディングス執行役員 2016年4月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員	初芝進 (1967年3月4日)	1992年4月 太陽生命入社 2017年4月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役執行役員 〔法務コンプライアンス部長〕	二見陽子 (1962年7月31日)	1991年2月 太陽生命入社 2017年4月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役執行役員(現任)

役職名 〔職名〕	氏名 〔生年月日〕	略歴など	
取締役執行役員 〔人事部長〕	せきよし じゅん や 関吉淳也 (1963年8月5日)	1986年4月 2016年4月 2019年6月	太陽生命入社 当社執行役員 当社取締役執行役員（現任）
取締役執行役員	ねくいふみひこ 貫井文彦 (1966年11月8日)	1989年4月 2018年4月 2019年6月	太陽生命入社 当社執行役員 当社取締役執行役員（現任）
取締役 〔社外役員〕	ふくだやすお 福田弥夫 (1958年7月24日)	2015年6月	当社取締役（現任） (日本大学危機管理学部 学部長)
取締役 〔社外役員〕	やおかずお 八尾和夫 (1951年10月23日)	2016年6月	当社取締役（現任） (東京証券信用組合 理事長)
取締役	たなかよし ひさ 田中義久 (1962年4月11日)	1989年11月 2015年4月 2019年4月 2019年6月 2019年6月 2019年6月	太陽生命入社 T&Dホールディングス執行役員 同社常務執行役員 当社取締役（現任） 兼 T&Dフィナンシャル生命 取締役（現任） 兼 T&Dホールディングス 取締役常務執行役員（現任）
常勤監査役	まつえしんいち 松江晋一 (1957年1月21日)	1979年4月 2014年4月	太陽生命入社 当社常勤監査役（現任）
監査役 〔社外役員〕	いなみねきよたか 稻嶺清孝 (1957年7月18日)	2016年6月	当社監査役（現任） (公認会計士) (税理士)
監査役 〔社外役員〕	たにがきたけと 谷垣岳人 (1964年1月28日)	2016年6月	当社監査役（現任） (弁護士)
監査役	やないじゅんいち 矢内淳一 (1961年3月3日)	1984年4月 2017年6月 2017年6月	太陽生命入社 当社監査役（現任） 兼 T&Dホールディングス 常勤監査役（現任）

②執行役員

役職名 〔職名〕	氏名 〔生年月日〕	略歴など
執行役員 〔IT企画部長〕	渡邊和典 (1965年3月9日)	1987年4月 太陽生命入社 2016年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔総合リスク管理部長〕	東城孝 (1963年10月29日)	1986年4月 太陽生命入社 2017年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔法人代理店営業部長〕	佐野敏雄 (1962年12月5日)	1985年4月 太陽生命入社 2013年4月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役執行役員 2015年6月 T&Dカスタマーサービス 代表取締役社長 2016年6月 T&Dリース代表取締役社長 2018年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔契約部長〕	本横山俊明 (1964年6月17日)	1987年4月 太陽生命入社 2019年4月 当社執行役員（現任）
執行役員	大塚健司 (1964年7月15日)	1987年4月 太陽生命入社 2019年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔海外事業部長〕	森やす弘 (1965年3月5日)	1989年4月 太陽生命入社 2019年4月 当社執行役員（現任）

(2019年6月26日現在)

【3】会計監査人の氏名又は名称

E Y新日本有限責任監査法人

【4】従業員等の状況

①従業員の在籍・採用状況

区分	2017年度末 在籍数(名)	2018年度末 在籍数(名)	2017年度 採用数(名)	2018年度 採用数(名)	2018年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員・嘱託計	2,407	2,365	84	107	44.5歳	19年 8ヶ月
(男子)	1,117	1,072	52	34	44.1歳	18年 4ヶ月
(女子)	1,290	1,293	32	73	44.8歳	20年 9ヶ月
(総合職)	1,262	1,223	62	51	44.0歳	18年 7ヶ月
(一般職)	1,145	1,142	22	56	45.0歳	20年 9ヶ月
内勤職員	2,308	2,299	62	102	44.0歳	20年 1ヶ月
(男子)	1,034	1,021	36	32	43.2歳	19年 1ヶ月
(女子)	1,274	1,278	26	70	44.8歳	20年11ヶ月
(総合職)	1,174	1,164	44	46	43.2歳	19年 4ヶ月
(一般職)	1,134	1,135	18	56	44.9歳	20年10ヶ月
嘱託	99	66	22	5	60.2歳	3年 2ヶ月
(男子)	83	51	16	2	62.9歳	3年 3ヶ月
(女子)	16	15	6	3	50.7歳	3年 0ヶ月
(総合職)	88	59	18	5	59.7歳	3年 2ヶ月
(一般職)	11	7	4	0	63.9歳	3年 5ヶ月
営業職員	8,942	8,440	2,493	2,243	48.7歳	9年10ヶ月
(男子)	0	0	0	0	—	—
(女子)	8,942	8,440	2,493	2,243	48.7歳	9年10ヶ月
合計	11,349	10,805	—	—	—	—

(注) 嘱託の採用数には、2017年度16名、2018年度2名の継続雇用制度による嘱託再雇用者を含んでおります。

<参考：募集代理店数>

区分	2017年度末	2018年度末
法人	122	122
個人	18	12
合 計	140	134

区分	2017年度末	2018年度末
保険仲立人	3	3

②平均給与（内勤職員・嘱託）

(単位：千円)

区分	2018年3月	2019年3月
内勤職員・嘱託計	378	377

(注) 平均給与月額は2019年3月中の税込基準給与額であり、賞与および時間外手当などは含んでおりません。

③平均報酬（営業職員）

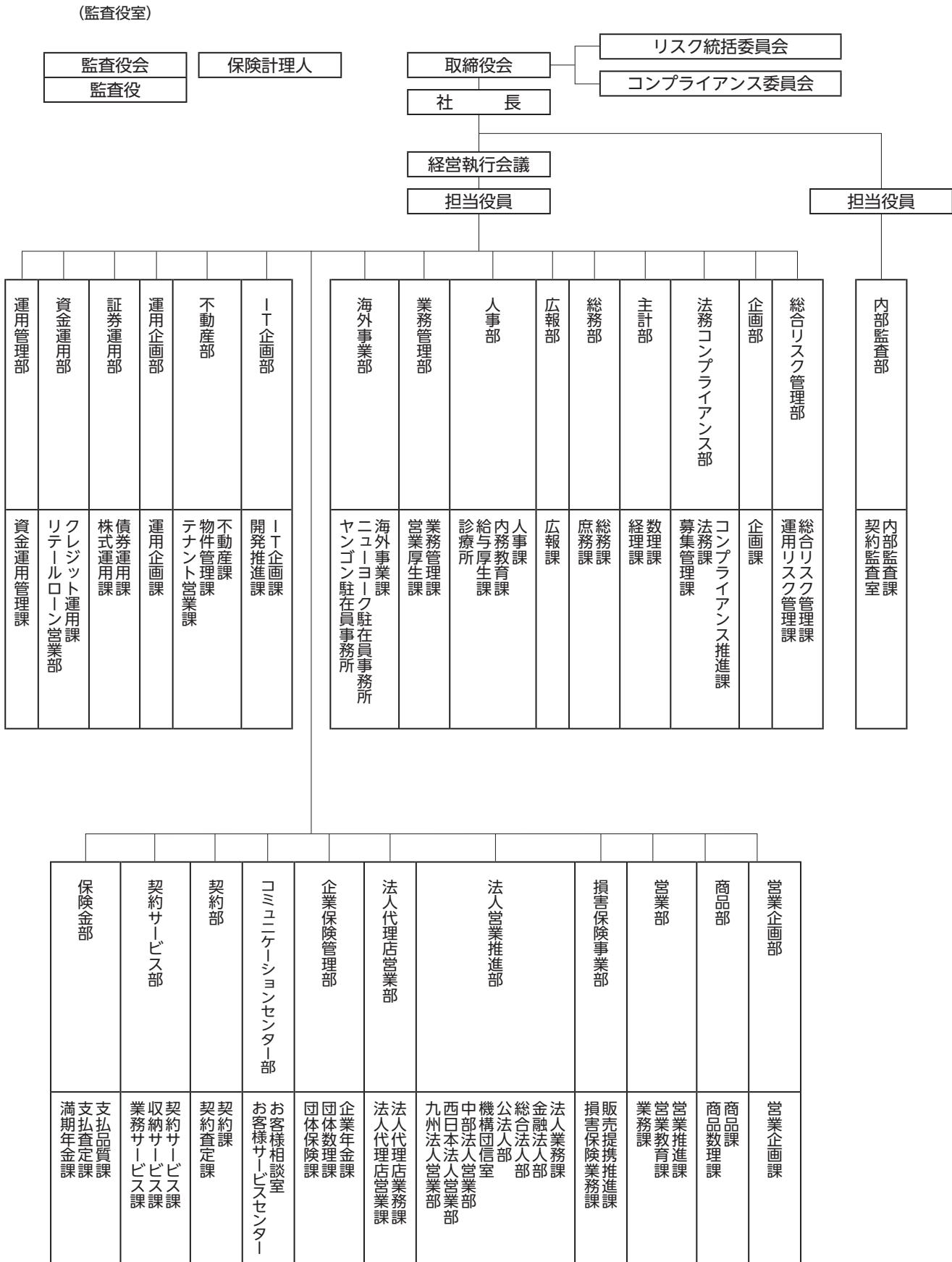
(単位：千円)

区分	2017年度	2018年度
営業職員	214	225

(注) 平均報酬は各年度の平均報酬であり、賞与および時間外手当などは含んでいません。

【5】本社組織図

(2019年7月1日現在)



【6】経営の組織

当社の経営上の組織に関しては主に以下のものがあります。

①株主総会

当社の決算書類・事業内容の報告や利益金の処分、役員の選任など、法令等で定める重要な事項を決議いたします。

②取締役会

取締役会は、取締役全員をもって構成され、当社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督いたします。

③監査役会

監査役会は、監査役全員をもって組織され、監査に関する重要な事項について報告を受け、検討・協議を行い、または決議いたします。

④経営執行会議

経営執行会議は、社長および業務担当を有する執行役員等で構成され、業務執行に関する重要な事項を決議いたします。

⑤コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、法令等遵守体制の確立に関する事項を審議し、施策方針を決定いたします。

⑥リスク統括委員会

リスク統括委員会は、リスク管理体制確立の諸施策に関する事項を審議し、施策方針を決定いたします。

【7】本社組織

区分	2017年度末	2018年度末
部	27	27
課	63	63

【8】支社等の組織

区分	2017年度末	2018年度末
支社	143	143
営業所	12	8

【9】店舗網

①本社

名称	郵便番号	所在地	電話
本社	103-6031	東京都中央区日本橋2-7-1	お客様サービスセンター 0120-97-2111

(2019年7月1日現在)

②法人営業関連サービス網

名称	郵便番号	所在地
法人営業推進部	103-0027	東京都中央区日本橋2-11-2
金融法人部		
総合法人部		
公法人部		
機構団信室		
中部法人営業部	460-0003	愛知県名古屋市中区錦3-6-34 太陽生命名古屋ビル5F
西日本法人営業部	542-0076	大阪府大阪市中央区難波2-1-2 太陽生命難波ビル7F
九州法人営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-26-23 太陽生命博多ビル
企業保険管理部	103-0027	東京都中央区日本橋2-11-2

(2019年7月1日現在)

③全国支社等一覧

支社	所在地	電話番号
旭 川	〒070-0031 旭川市一条通9-右10	0166(23)4024(代)
札 幌 北	〒001-0908 札幌市北区新琴似8条1-1-41	011(709)5526(代)
札 幌 中	〒060-0002 札幌市中央区北2条西3-1	011(231)5533(代)
札 幌 東	〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5-4-18	011(896)1410(代)
札 幌 南	〒005-0003 札幌市南区澄川3条5-2-13	011(842)1711(代)
札 幌 西	〒063-0812 札幌市西区琴似2条7-2-3	011(612)5501(代)
小 樽	〒047-0032 小樽市稻穂2-6-3	0134(25)7060(代)
函 館	〒040-0011 函館市本町12-2	0138(51)8550(代)
青 森	〒030-0861 青森市長島2-25-1	017(776)2413(代)
八 戸	〒031-0081 八戸市柏崎1-10-12	0178(46)1181(代)
盛 岡	〒020-0878 盛岡市肴町3-9	019(653)3102(代)
秋 田	〒010-0951 秋田市山王3-1-12	018(863)8111(代)
石 巻	〒986-0825 石巻市鷲町3-15	0225(23)0206(代)
塩 釜	〒985-0021 塩釜市尾島町16-10	022(363)0527(代)
仙 台	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル1階	022(225)3111(代)
仙 台 南	〒982-0011 仙台市太白区長町5-1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022(249)3271(代)
山 形	〒990-0039 山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形2階	023(632)2761(代)
新 庄	〒996-0023 新庄市沖の町2-4 ビーンズ新庄ビル3階	0233(28)0155(代)
郡 山	〒963-8004 郡山市中町1-22 大同生命ビル	024(923)5447(代)
水 戸	〒310-0805 水戸市中央1-2-19	029(227)1101(代)
牛 久	〒300-1234 牛久市中央4-24-2 アルシェビル4階	029(830)8282(代)
宇 都 宮	〒320-0035 宇都宮市伝馬町2-11	028(634)0121(代)
小 山	〒323-0022 小山市駅東通り2-24-18	0285(22)8441(代)
高 崎	〒370-0824 高崎市田町57-1	027(322)5554(代)
熊 谷	〒360-0043 熊谷市星川2-75	048(521)1285(代)
大 宮	〒330-0846 さいたま市大宮区大門町3-42-5	048(641)3786(代)
所 沢	〒359-1123 所沢市日吉町18-1 ARAI-181ビル	04(2922)5191(代)
浦 和	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-4-9	048(829)2921(代)
朝 霞	〒351-0005 朝霞市根岸台5-3-18	048(463)6099(代)
川 越	〒350-1123 川越市脇田本町26-4	049(247)3451(代)
春 日 部	〒344-0061 春日部市粕壁2-8-13	048(754)6560(代)
越 谷	〒343-0845 越谷市南越谷1-19-6 越谷ビル6階	048(961)6730(代)
千 葉	〒260-0014 千葉市中央区本千葉町10-5	043(222)4121(代)
稻 毛 *	〒263-0043 千葉市稻毛区小仲台2-3-12 こみなど稻毛ビル3階	043(222)4121(代)
船 橋	〒273-0005 船橋市本町2-27-25	047(432)2711(代)
市 川	〒272-0021 市川市八幡1-11-4	047(334)3244(代)
柏	〒277-0842 柏市末広町6-3	04(7145)4155(代)
松 戸	〒271-0092 松戸市松戸1331-10	047(368)1288(代)
小 岩	〒133-0057 江戸川区西小岩1-29-7	03(3671)7581(代)
千 住	〒120-0036 足立区千住仲町19-8	03(3882)7638(代)
青 戸	〒125-0062 葛飾区青戸3-41-8	03(3602)5106(代)

支社	所在地	電話番号
赤 羽	〒115-0045 北区赤羽2-17-4	03(3903)9881(代)
江 東	〒136-0071 江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル7階	03(5836)1568(代)
東 京	〒101-0032 千代田区岩本町2-4-3	03(3862)1821(代)
日 暮 里*	〒116-0014 荒川区東日暮里5-48-5 光陽社ビル7階	03(3862)1821(代)
池 袋	〒171-0022 豊島区南池袋2-49-4	03(3987)4321(代)
渋 谷	〒150-0002 渋谷区渋谷2-17-2	03(3409)7841(代)
中 野	〒165-0026 中野区新井2-30-5	03(3387)4441(代)
鳥 山	〒157-0062 世田谷区南烏山5-17-8	03(3305)6061(代)
大 森	〒143-0016 大田区大森北1-17-4	03(3762)5728(代)
蒲 田	〒144-0052 大田区蒲田5-24-2 損保ジャパン日本興亜蒲田ビル5階	03(5480)4035(代)
田 無	〒188-0012 西東京市南町3-25-2	042(461)7609(代)
立 川	〒190-0023 立川市柴崎町3-11-2	042(523)0251(代)
八 王 子	〒192-0083 八王子市旭町9-1 八王子スクエアビル	042(642)1741(代)
相 模 原*	〒252-0143 相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル4階	042(642)1741(代)
町 田	〒194-0022 町田市森野1-32-17	042(722)2603(代)
登 戸	〒214-0013 川崎市多摩区登戸新町445-1	044(911)4217(代)
溝 の 口*	〒213-0001 川崎市高津区溝口2-11-8 リバーストーン第3ビル3階	044(911)4217(代)
川 崎	〒210-0004 川崎市川崎区宮本町2-24	044(244)1337(代)
藤 が 丘	〒227-0043 横浜市青葉区藤が丘2-9-2	045(971)6901(代)
横 浜 北	〒222-0011 横浜市港北区菊名6-3-14	045(401)1761(代)
横 浜	〒231-0047 横浜市中区羽衣町1-3-1	045(261)8381(代)
横 浜 西	〒241-0821 横浜市旭区二俣川2-50-14 コブレニ二俣川オフィス10階	045(273)1042(代)
横 須 賀	〒238-0008 横須賀市大滝町1-20-1	046(822)2322(代)
湘 南	〒236-0028 横浜市金沢区洲崎町6-5	045(781)2081(代)
戸 塚	〒244-0002 横浜市戸塚区矢部町17-4	045(871)1101(代)
藤 沢	〒251-0054 藤沢市朝日町13-2	0466(23)4150(代)
大 和	〒242-0017 大和市大和東3-15-4	046(264)8265(代)
厚 木	〒243-0018 厚木市中町4-16-22	046(222)1178(代)
平 塚	〒254-0042 平塚市明石町1-24	0463(21)2085(代)
小 田 原	〒250-0012 小田原市本町1-1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465(24)5681(代)
松 本	〒390-0815 松本市深志2-4-26	0263(36)5291(代)
長 野	〒380-0935 長野市中御所1-16-20	026(268)0227(代)
新 潟	〒950-0088 新潟市中央区万代4-1-11	025(243)3618(代)
富 山	〒930-0007 富山市宝町1-3-14	076(432)1534(代)
金 沢	〒920-0902 金沢市尾張町2-8-23	076(263)0541(代)
福 井	〒910-0004 福井市宝永2-1	0776(22)6630(代)
沼 津	〒410-0056 沼津市高島町11-13	055(921)5325(代)
富 士	〒417-0047 富士市青島町192-2 サン・アイ富士ビル2階	0545(52)8761(代)
清 水	〒424-0815 静岡市清水区江戸東2-1-5	054(365)2919(代)
静 岡	〒420-0852 静岡市葵区絹屋町11-4	054(254)2551(代)
藤 枝	〒426-0034 藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル3階	054(645)7600(代)

支社	所在地	電話番号
浜 松	〒430-0926 浜松市中区砂山町353-8	053(454)2501(代)
豊 橋	〒440-0888 豊橋市駅前大通3-53	0532(54)0515(代)
岡 崎	〒444-0044 岡崎市康生通南2-3	0564(21)4822(代)
熱 田	〒456-0034 名古屋市熱田区伝馬2-2-4	052(681)8538(代)
春 日 井	〒486-0916 春日井市八光町1-20-2	0568(31)2866(代)
名 古 屋	〒460-0003 名古屋市中区錦3-6-34	052(962)8911(代)
名古屋東	〒465-0093 名古屋市名東区一社2-25	052(705)3522(代)
名古屋西	〒453-0054 名古屋市中村区鳥居西通1-13	052(413)2821(代)
一 宮	〒491-0904 一宮市神山1-4-6	0586(45)5230(代)
四 日 市	〒510-0074 四日市市鵜の森1-1-18	059(351)1065(代)
津	〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル3階	059(229)2881(代)
岐 阜	〒500-8175 岐阜市長住町2-16-3	058(265)6811(代)
大 津	〒520-0042 大津市島の関2-2	077(524)1580(代)
京 都	〒600-8099 京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075(361)8111(代)
京 都 西	〒615-8073 京都市西京区桂野里町41-73	075(392)3992(代)
京 都 南	〒612-8362 京都市伏見区西大手町307-60	075(621)5633(代)
奈 良	〒631-0823 奈良市西大寺国見町1-3-7	0742(43)8011(代)
高 梶	〒569-0072 高槻市京口町9-5	072(671)8815(代)
豊 中	〒561-0884 豊中市岡町北1-2-17	06(6853)6565(代)
寝 川	〒572-0837 寝屋川市早子町10-21	072(820)2850(代)
大 阪	〒541-0048 大阪市中央区瓦町3-6-5 銀泉備後町ビル3階	06(4706)1090(代)
大 阪 西	〒551-0002 大阪市大正区三軒家東1-19-14	06(6554)8561(代)
大 阪 南	〒558-0013 大阪市住吉区我孫子東1-10-6	06(6691)3551(代)
大 阪 東	〒546-0002 大阪市東住吉区杭全1-16-27	06(4301)8585(代)
大 阪 北	〒532-0023 大阪市淀川区十三東1-10-26	06(6302)7798(代)
布 施	〒577-0056 東大阪市長堂3-4-24	06(6784)6121(代)
堺	〒590-0048 堺市堺区一条通16-1	072(238)3848(代)
藤 井 寺	〒583-0027 藤井寺市岡2-10-15	072(952)1410(代)
岸 和 田	〒596-0054 岸和田市宮本町29-26	072(431)3732(代)
和 歌 山	〒640-8331 和歌山市美園町2-1	073(436)7311(代)
川 西	〒666-0033 川西市栄町10-16	072(758)1516(代)
尼 崎	〒660-0881 尼崎市昭和通2-7-1 ニューアルカイックビル5階	06(6482)7611(代)
西 宮	〒662-0918 西宮市六湛寺町14-5	0798(35)5335(代)
神 戸	〒650-0004 神戸市中央区中山手通2-1-8	078(391)5401(代)
神 戸 西	〒654-0024 神戸市須磨区大田町3-1-4	078(732)3557(代)
明 石	〒673-0016 明石市松の内2-8-3	078(927)0202(代)
姫 路	〒670-0947 姫路市北条432-14	079(225)2006(代)
岡 山	〒700-0821 岡山市北区中山下1-2-3	086(225)1908(代)
倉 敷	〒710-0826 倉敷市老松町2-7-2	086(425)7815(代)
松 江	〒690-0006 松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル5階	0852(22)4380(代)

支社	所在地	電話番号
福 山	〒720-0812 福山市霞町1-2-11	084(923)2426(代)
吳	〒737-0045 吳市本通2-1-23 大同生命吳ビル	082(24)3390(代)
広 島	〒732-0826 広島市南区松川町1-19	082(262)1141(代)
広 島 西	〒733-0812 広島市西区己斐本町2-12-28	082(272)8346(代)
徳 山	〒745-0073 周南市代々木通2-47	0834(21)0787(代)
宇 部	〒755-0042 宇部市松島町18-10	0836(31)3709(代)
下 関	〒750-0012 下関市觀音崎町12-10	083(223)8266(代)
高 松	〒760-0056 高松市中新町2-5	087(861)0795(代)
松 山	〒790-0003 松山市三番町6-8-1	089(941)2270(代)
徳 島	〒770-0923 徳島市大道1-62 中筋ビル4階	088(626)0151(代)
高 知	〒780-0053 高知市駅前町2-16	088(824)0353(代)
小 倉	〒802-0005 北九州市小倉北区堺町2-3-20	093(531)1835(代)
八 幡	〒806-0028 北九州市八幡西区熊手2-3-13	093(631)1731(代)
福 岡 東	〒813-0013 福岡市東区香椎駅前2-1-21	092(672)1911(代)
福 岡	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-26-23	092(474)1971(代)
福 岡 西	〒814-0021 福岡市早良区荒江3-11-32	092(831)6781(代)
福 岡 南	〒812-0879 福岡市博多区銀天町3-6-21	092(571)3318(代)
久 留 米	〒830-0018 久留米市通町8-6	0942(35)6161(代)
佐 賀	〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8	0952(26)7313(代)
佐 世 保	〒857-0864 佐世保市戸尾町3-5	0956(24)2264(代)
長 崎	〒850-0032 長崎市興善町2-31	095(826)5231(代)
熊 本	〒860-0806 熊本市中央区花畠町4-3	096(353)1281(代)
大 分	〒870-0034 大分市都町1-1-1	097(534)0054(代)
宮 崎	〒880-0806 宮崎市広島2-12-11	0985(28)1811(代)
鹿 児 島	〒892-0844 鹿児島市山之口町12-14	099(224)3835(代)
那 霸	〒900-0006 那霸市おもろまち1-3-31 那霸新都心メディアビル西棟9階	098(941)3313(代)
コ ザ *	〒904-0031 沖縄市上地1-1-1 コザ・ミュージックタウン1階	098(941)3313(代)

*は営業所

(2019年7月1日現在)

④海外事務所

名称	所在地	電話番号
ニューヨーク駐在員事務所 TAIYO LIFE COMPANY NEW YORK REPRESENTATIVE OFFICE	405 Lexington Avenue, 26th Floor, New York, NY 10174	(1)212-541-2421
ヤンゴン駐在員事務所 TAIYO LIFE INSURANCE COMPANY YANGON REPRESENTATIVE OFFICE	#1606, 16th Floor, Sakura Tower 339 Bogyoke Aung San Road, Kyauktada Township, Yangon, Myanmar	(95)1-255-073

(2019年7月1日現在)

【10】株式の総数

(2019年3月31日現在)

発行可能株式総数	6,000千株
発行済株式の総数	2,500千株
当期末株主数	1名

【11】株式の状況

①発行済株式の種類等

(2019年3月31日現在)

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	2,500千株	－

②大株主

(2019年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
株式会社T&Dホールディングス	2,500千株	100.00%	－千株	－%

【12】主要株主の状況

(2019年3月31日現在)

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
株式会社T&Dホールディングス	東京都中央区日本橋2丁目7番1号	207,111百万円	保険持株会社及び少額短期保険持株会社として以下に掲げる業務 ①生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 ②その他上記に掲げる業務に附帯する業務	2004年4月1日	100.0%

2 保険会社の主要な業務の内容

【1】会社の目的

当社は、定款第2条に次の業務を行うことを目的とする旨定めています。

①生命保険業

②他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他前号の業務に付随する業務

③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務

④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

【2】主要な業務の内容

当社が行う主要な業務の内容は、次のとおりです。

①生命保険業

生命保険業免許に基づき、生命保険の引受けを行うとともに、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

②付随業務

大同生命保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびそんぽ24損害保険株式会社の、業務の代理および事務の代行を行っています。

3 直近事業年度における事業の概況

■経営環境

2018年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善を通じ個人消費が緩やかに増加したほか、企業収益も高水準で推移するなど、各種経済対策及び金融政策の効果を背景に、景気は緩やかに回復しました。

生命保険業界におきましては、2018年4月に標準生命表が改定となりました。新契約業績は、医療・介護などの第三分野商品も含めた個人保険、個人年金保険とも、堅調に推移しました。

資産運用環境につきましては、国内株式は、国内企業収益の改善を背景に株価が上昇しましたが、年度末にかけては、世界経済の先行き不透明感の高まり等により、株価は下落しました。また、国内金利は、日本銀行による長短金利のコントロールを伴う量的・質的金融緩和政策の継続により、10年長期国債利回りは、日本銀行が目標水準としているゼロ%近傍で推移しました。

■事業の経過

このような情勢のもと、当社はコアビジネスである「家庭市場での営業職員チャネルによる死亡・医療・介護保障を中心とした総合生活保障の商品販売」を中心に企業価値の向上に取り組みました。

2016－2018年度の中期経営計画では、『時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けする生命保険会社を目指す』ことをビジョンとして掲げ、「サービスの向上」・「商品の充実」・「営業力の強化」の三位一体となった販売推進により、シニアマーケットでのトップブランドを構築することを戦略方針としております。

2016年6月には、「人生100歳時代」を見据え、「健康新命の延伸」すなわち“元気に長生きする”という社会的課題に応えるため、「太陽の元気プロジェクト」を開始しました。「従業員」が元気になり、「お客様」に元気になっていただき、そして「社会」の元気に貢献するための様々な施策を推進しております。

具体的には、諸施策を次のように実施いたしました。

〈商品面〉

商品面では、高品質の商品・サービスを通じてお客様に一生涯にわたる安心を提供するため、商品内容の充実を図っております。

2018年4月には、「掛けなくなったときの保険」について、3大疾病に限らず全ての病気（精神疾患を含む）やケガを支払対象とするリニューアル（保障範囲の拡大）を実施しました。

さらに、より幅広いお客様ニーズにお応え出来

るよう、死亡・高度障害保障を兼ね備えたタイプに加えて、就業不能状態の保障に特化したタイプを発売しました。

2018年10月には、「人生100歳時代」のリスクに備える「100歳時代シリーズ」として、生命保険業界初「ひまわり認知症予防保険」を発売しました。（※）この商品は、認知症になった場合の保障だけでなく、認知症にならないための「予防」の段階からお客さまをサポートする保険です。特別の付加により契約1年後から2年ごとに支払われる「予防給付金」を活用し、簡単な血液検査でMC-I（軽度認知障害）のリスクを判定する「MC-Iスクリーニング検査」や疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」の体験ツアーなどの認知症予防サービスを利用できます。

加えて、同保険にご加入のお客さまは、歩行速度等の測定を通じて認知症・MC-Iのリスク予兆を検知する機能や、「脳トレドリル」で脳機能の活性化を図ることができる機能、ご家族がお客さまの日々の歩行状況を見守ることができる機能を搭載した「認知症予防アプリ」を利用できます。

また、認知症と診断された場合に保険金を主契約でお支払いする「認知症診断保険金」は業界初であり、早期の治療に活用できます。

企業保険分野では、資金的な問題で高齢者向けホームを退去する方がいる現状をふまえ、長生きをする方々が、お金の心配をすることなく、ご家族とともに「長生きを喜びあえる社会」にしていきたいという想いから、2018年12月には、株式会社ベネッセスタイルケアが運営する高齢者向けホームの利用料を、一生涯受け取れる年金でサポートする新たな団体年金「月額利用料サポートプラン」を同社と共同開発しました。

〈営業面〉

営業面では、2018年8月に、営業職員用新携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」を導入しました。「太陽生命コンシェルジュ」は、お客様のご要望を伺いながらその場で最適なプランをご提案する「コンサルティング・プレゼンテーション機能」や、音声入力により健康状態を告知いただく高性能の「音声認識機能」等、最新のITを駆使して機能を充実させ、生命保険募集のあり方を変えることで、営業の生産性向上につなげております。また、契約概要・ご提案書、注意喚起情報、SMSを利用した各種決済控等のペーパーレス化を実現したことにより、これまで以上にお客さまにとって「わかりやすく」「簡単で」「スピーディな」契約申込手続きが行えるようになりました。なお、「太陽生命コンシェルジュ」の契約申

手続き画面はそのわかりやすいデザイン性が評価され、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）が主催する「UCDAアワード2018」の「生命保険分野」において「特別賞」を受賞しております。

また、当社では営業職員のコンサルティング力向上の一環として業界共通試験に加え、FP（ファイナンシャル・プランナー）資格の取得を奨励しております。

〈サービス面〉

サービス面では、お客さまの多様なニーズにお応えし、ご加入時からご契約期間中、お支払時に至るまで、長期間にわたりお客さまに信頼され、安心いただけるサービスをお届けするため、改革・改善に継続的に取り組んでおります。

2014年度からは『シニアのお客さまに最もやさしい生命保険会社になる』ことを目指して「ベストシニアサービス」に取り組んでおり、シニアのお客さま向けの各種施策を実施しております。

ご加入時には、シニアのお客さまの誤認防止等のために「ご家族同席」を積極的に推進することに加えて、「太陽生命コンシェルジュ」のテレビ電話機能を活用し、本社担当者が直接、契約意向、申込内容、選択緩和型保険の場合の告知内容などを再確認する「シニア安心サポートデスク」を実施しております。また、認知症や入院等によりシニアのお客さまご本人とコミュニケーションや連絡が困難となった場合等に備え、あらかじめご家族の連絡先を登録いただく「ご家族登録制度」を導入しております。

ご契約期間中には、シニアのお客さまを年1回以上訪問し、契約内容確認や請求勧奨等を行う「シニア訪問サービス」を実施しております。遠方のシニアのお客さまに対しては、ヤマト運輸株式会社を利用して毎年1回、当社の各種制度・サービス等を記載したリーフレットをお渡しするなど、サービスの充実を図っております。また、2018年7月には当社のお客さま・ご家族等に向けてヤマトホームコンビニエンス株式会社が提供する家事代行サービス「快適生活サポートサービス」を導入しました。

お支払時には、専門知識を有する内務員が直接お客さまやご家族を訪問し、給付金等の請求手続きをサポートする「かけつけ隊サービス」を実施しております。「太陽生命コンシェルジュ」を用いてペーパーレスで給付請求手続きを行うこのサービスでは、最短30分程度で給付金のお支払いを可能としています。2016年4月のサービス開始から2019年3月末までにご利用件数は約7万件に達し、多くのお客さまにご好評をいただいております。

また、すべての手続きにおいて円滑な手続きを実現し、お客さまの利便性向上を図るため、契約のご

加入、契約内容の訂正・変更、保険金・給付金等の請求手続きについて、内務員による代筆・代読等の取扱いを実施しております。

営業職員用新携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」はカメラ機能を搭載しており、契約のご加入手続きやご請求手続きに必要な帳票類を撮影して同時に本社へデータ送信することが可能です。また、TV電話機能を活用し本社専門部署と接続することにより、営業職員も専門知識を有する内務員と同等のお支払サービスをご提供できるようになりました。

これを機に、ペーパーレスでの請求手続きサービスのご提供範囲を、シニアのお客さまからすべてのお客さまへ拡大しております。

また、2017年9月より、認知症に関する給付金を請求いただいたにもかかわらず、その時点では支払基準を満たさずにお支払いできなかったお客さまに対して、将来の請求につなげてもらえるようフォローする取組みも行っています。サービス開始から108件フォローを行い、うち10件がお支払いに繋がりました。

当社では、サービス品質の向上のため「ユニバーサルマナー検定」を全社で実施し、お客さまのことを思いやり、適切な知識のもとサポートを実践する「ユニバーサルマナー」を導入しております。

加えて、認知症に関する正しい知識と理解のもと、地域における認知症の方やご家族を手助けする「認知症センター」を全社に配置しております。2018年7月には「認知症センター養成講座」の講師役となるキャラバン・メイトを160名登録いたしました。2019年1月までに全支社・営業所で登録したキャラバン・メイトによる「認知症センター養成講座」を実施し、当講座を内製化しました。

2018年8月には、耳の聞こえない、聞こえにくい、または発話が困難なお客さま向けに、株式会社ミライロと提携し「太陽生命手話リレーサービス」の提供を開始しました。

また、同月に新契約帳票の電子交付のインフラとして「太陽生命マイページ」を創設しました。「太陽生命マイページ」は「電子交付書面の閲覧」「資金利用」「各種変更手続き」の機能に加え、当社からのお知らせや情報提供などの「コミュニケーション」機能を備えています。

そのほか、当社は、サポートサービスにおいて、世界最大の会員を擁する国際機関HDIと同じコンセプトで日本に設立された団体であるHDI-Japanが主催した、2018年生命保険業界「問合せ窓口格付け」及び「Webサポート格付け」において、最高評価の「三つ星」を獲得いたしました。

〈資産運用面〉

資産運用面では、お客さまの信頼を第一に考え、

資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）のもとで、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオの構築を目指すとともに、公共性、健全性等に十分に配慮しながら資産運用を行うこととしております。また、資産運用の高度化に向けて運用手法を多様化することで資産運用収益力の強化を図っております。

この基本的な方針にしたがい、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心とした投融資を行い、適切なリスク管理に基づき、内外株式をはじめとするリスク性資産への投融資を行っております。

国内公社債につきましては、低金利環境が継続するなか、一定の利回りを確保できる国内事業債等の買入れを行いました。貸付金につきましては、金利動向とともに与信リスクに十分留意し、個別案件を精査し実行いたしました。

円金利資産以外の資産につきましては、主に内外金利差や為替動向をふまえ、外国公社債の残高を積み増し、利息収入の確保に努めました。株式・オルタナティブ等につきましては、市場動向とともに価格変動リスクに十分留意して取り組みました。

なお、当社は「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に賛同し、各原則に対する方針を定めております。この方針にしたがい、投資先企業との対話や議決権行使等を通じて当該企業の企業価値向上や持続的成長を促し、中長期的な投資リターンを拡大させることにより、お客さまの利益に適うよう努めしております。2018年8月には、議決権行使結果の個別開示に加え、当社のスチュワードシップ活動状況及び自己評価について公表するなど、適切に対応しております。

また、責任投資原則（PRI）の署名機関として、投資分析や意思決定プロセスに ESG（環境・社会・ガバナンス）の視点を組み込んだ資産運用を推進しております。2018年度においては、温暖化対策や環境対策等の資金にあてられる融資であるグリーン・ローンを新たに実行するなど、持続可能な社会の形成・発展に貢献できるよう資産運用に取り組んでおります。

〈他の主な取組み〉

当社は、従業員が長く「元気」に働く環境づくりに向け、総労働時間の縮減や有給休暇の取得促進、各種制度の充実等に取り組んでおります。業界に先駆けて65歳定年制度及び70歳まで働く継続雇用制度を導入したほか、最長3年間の介護休業制度、子が3歳になるまで取得可能な育児休暇・育児休業制度を導入しております。2018年4月には、短時間勤務制度を拡充し、子が小学校卒業まで適用可能となりました。また、従業員の健康増進への取組みと

して、2018年6月に社内禁煙を達成いたしました。

さらに、業務改革の一環としてペーパーレス化の推進やオフィス環境の整備による効率的な働き方の推進をしてきました。2018年度は「太陽生命コンシェルジュ」の導入により、契約から領収までのペーパーレス化を実現し、事務を大幅に削減するなど業務の効率化を図りました。これにより従業員の働き方を変革することでワークライフバランスの実現を図っております。

当社は社会の「元気」に貢献する取組みとして、「元気・健康」に取り組んでいる企業・団体等を応援しております。地域住民の健康を支える「かかりつけ医」の活躍を表彰する日本医師会等主催の「赤ひげ大賞」への協賛、全国の認知症関連セミナーへの協賛、疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」の導入を進めている地方自治体の支援等を行っております。加えて、東京都健康長寿医療センターとの「歩行速度データ」を活用した共同研究や、滋賀大学、滋賀医科大学、日本医師会総合政策研究機構との認知症に関する研究を通じて、認知症をはじめとする超高齢社会の課題解決に取り組んでおります。

■主要業績

2018年度における当社の主要業績は、次のとおりです。

①契約業績の状況

個人保険は、新契約高（転換による純増加を含む）が1兆1,403億円（前年比68.8%）となりました。また、減少契約高については、満期による減少が4,535億円（前年比155.1%）、解約・失効による減少が1兆1,849億円（前年比100.5%）となりました。その結果、年度末保有契約高は16兆1,183億円（前年比93.9%）となりました。

個人年金保険は、新契約高（転換による純増加を含む）が563億円（前年比191.2%）となりました。また、減少契約高については、解約・失効による減少が551億円（前年比96.8%）となりました。その結果、年度末保有契約高は3兆8,272億円（前年比95.7%）となりました。

団体保険は、新契約高が530億円（前年比338.2%）、年度末保有契約高は9兆9,096億円（前年比102.3%）となりました。

団体年金保険の年度末保有契約高は、8,984億円（前年比100.9%）となりました。

②収支の状況

経常収益は9,176億円（前年比124.2%）となりました。このうち主な内訳は、保険料等収入が7,151億円（前年比139.7%）、資産運用収益が1,904億円（前

年比100.5%)、その他経常収益が120億円（前年比32.3%）です。保険料等収入の増加は、個人保険、個人年金保険、団体年金保険の保険料が増加したためです。資産運用収益の増加は利息及び配当金等収入が増加したためです。その他経常収益の減少は責任準備金戻入額が減少したためです。

経常費用は8,634億円（前年比127.7%）となりました。このうち主な内訳は、保険金等支払金が5,214億円（前年比99.8%）、責任準備金等繰入額が1,836億円（前年比20.734.6%）、資産運用費用が523億円（前年比115.7%）、事業費が767億円（前年比100.0%）です。保険金等支払金の減少は、個人保険の満期保険金が減少したためです。責任準備金等繰入額の増加は、保険料等収入の増加により責任準備金繰入額が増加したためです。資産運用費用の増加は、金融派生商品費用が増加したためです。

以上の結果、経常利益が541億円（前年比86.3%）となりました。

特別利益は1億円（前年比585.0%）となりました。特別損失は55億円（前年比129.0%）となりました。特別損失の増加は、減損損失が増加したためです。

契約者配当準備金繰入額は、131億円（前年比83.9%）となりました。法人税等合計は101億円（前年比81.8%）となりました。

以上の結果、当期純利益は255億円（前年比83.8%）となりました。

③資産の状況

総資産は当期中に1,924億円増加し、年度末総資産は7兆4,118億円（前年比102.7%）となりました。うち一般勘定資産は7兆4,117億円（前年比102.7%）、特別勘定資産は1億円（前年比47.2%）となりました。

年度末の一般勘定資産の主な資産構成は、公社債38.1%、外国証券29.1%、貸付金15.5%、株式6.2%、現預金・コールローン4.4%、不動産3.1%となりました。

④責任準備金の状況

標準責任準備金対象契約については標準責任準備金を、標準責任準備金対象外契約については平準純保険料式責任準備金を積み立てております。

年度末における責任準備金残高は6兆5,195億円（前年比102.9%）となりました。

■対処すべき課題

日本経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、個人消費が緩やかに増加していることに加え、企業収益の改善等を背景とした設備投資の増加や、海外景気の回復を背景とした輸出の増加、各種政策などの効果

もあって、景気は緩やかな回復が続くものと考えられます。その一方で、通商問題による影響や中国経済の先行き等、海外経済の動向に関する不確実性や地政学的リスクが、国内景気を下押しする可能性も懸念されます。

生命保険業界におきましては、少子高齢化の進展、お客さまニーズの多様化、低金利環境の長期にわたる継続などにより経営環境が変化しており、資本効率の向上、社会的課題（SDGs：持続可能な開発目標）をふまえた企業経営、お客さま本位の商品・サービスの提供、資産運用の高度化など業務運営の更なる質の向上に取り組んでいく必要があります。

このような経営環境のもと、当社は2019–2021年度の中期経営計画において、「100歳時代を先取りした最優の商品・サービスをご家庭にお届けすることにより、より多くのお客様の安心で豊かな暮らしを支える保険会社となる」をビジョンとして掲げ、企業価値の更なる増大に向け、以下の課題に対して重点的に取り組んでまいります。

①100歳時代を先取りした最優の商品・サービスの提供

主力チャネルである営業職員等のサービスレベルを向上させるとともに、お客さまのニーズに応じて新たな販売チャネルを創設すること等により、100歳時代を先取りした健康な暮らしの維持・改善に役立つ商品・サービスをより多くのお客さまに提供してまいります。

また、「太陽生命マイページ」を軸とした各種サービスとの連携等、保険を中心とした総合的な生活応援サービスを実現し、お客さまとのコミュニケーションの基盤を強化してまいります。

②資産運用収益の向上

ERMをベースとし、資産運用の高度化に向けて、運用手法を多様化することで、低金利環境下においても、持続的に資産運用収益を向上させてまいります。

③生産性の向上

これまで取り組んできた様々な業務改革や営業職員用新携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」の活用により、業界最高水準の業務効率を実現してまいります。これによって創出した労働力を活かし、営業及びお客さまサービスの体制強化を図ることで、より一層生産性を高めてまいります。

④働き方改革と人材育成

従業員が安心して働き続けられる制度の充実や、定年後も豊かに暮らせる仕組みづくりなど、更なる働き方改革を進めてまいります。

また、成果や能力に応じたメリハリのある評価や

処遇を実現することにより、働きがいの向上を図るとともに、経営人材を計画的に育成してまいります。

⑤強固な経営基盤の構築

業務体制・システム等の経営インフラをさらに強化するとともに、財務健全性の維持・向上を図ってまいります。

また、資産・負債とともに時価評価し、経済価値ベースで資本・収益・リスクを一体的に管理するERMの推進を通じて企業価値の向上を図ってまいります。

⑥内部管理態勢の強化

全役職員にコンプライアンス意識の一層の徹底を図り、法令等遵守態勢を強化し、適切なリスク管理、内部監査の機能発揮を基礎とする強固な経営基盤の構築に努めてまいります。

⑦ガバナンス態勢の強化・充実

コーポレートガバナンス・コード等をふまえ、社外役員への情報提供の充実及びサポート体制の強化、取締役会運営の高度化等、ガバナンス態勢を強化してまいります。

⑧保険金等支払管理態勢の質的向上

迅速かつ適切な保険金等のお支払いに向け、IT化の更なる推進や専門性を持った人材の育成とともに業務改善や内部監査機能の向上等を図り、支払管理態勢の一層の質的向上に努めてまいります。

(※) 所定の認知症と診断されたときに保険金を主契約でお支払いする保険は生命保険業界初となります（一般社団法人生命保険協会加盟41社について、当社調べ（2018年7月末時点））。

4 お客様とのコミュニケーションおよび情報システムに関する状況

【1】ご相談・ご照会・お申し出の状況

本社「お客様相談室」および全国の各支社で、生命保険に関するご相談・ご照会等にお応えしています。また、「お客様サービスセンター」では、専門のコミュニケーターがお客様からのお電話をお受けしています。2018年度の当センターでお客様からお受けしました電話の内容、件数は以下のとおりです。

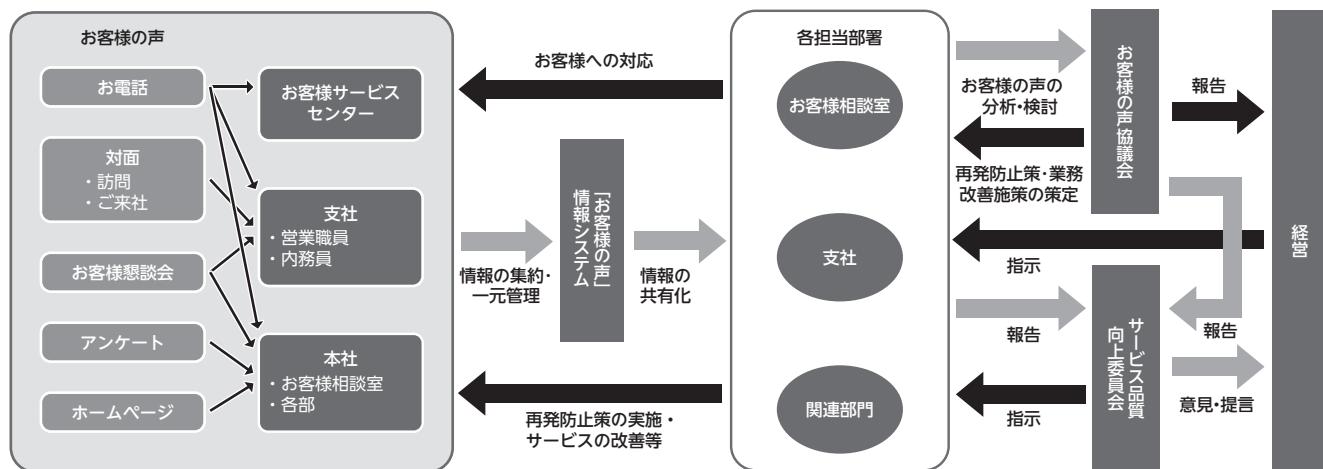
ご相談・ご照会の項目	主なご相談・ご照会の内容	件数(件)	構成比(%)
支払関係	貸付、解約、保険金、給付金、年金等手続方法	236,833	41.8
保全関係	保険料の払込状況、住所変更、契約内容変更	196,466	34.7
カード関係	ひまわりカード、らくちんサービス、T&Dクラブオフ入会に関するご照会	7,573	1.3
新契約関係	商品内容、資料請求	87,556	15.4
その他	課税関係、支社所在地など	38,562	6.8
合計		566,990	100.0

ご相談・ご照会の件数は前年度の546,001件に比べ20,989件増加（前年比103.8%）となりました。

【2】「お客様の声」を活かす仕組み

お客様からいただいた「ご意見・ご要望」や「お叱り」「お褒め」などの貴重な「お客様の声」は、速やかに支社やお客様サービスセンターなどの受付部署で「お客様の声」情報システムに登録しています。登録された全社の「お客様の声」は、コミュニケーションセンター部で集約し、関連する各部署とともにその内容を共有化して発生原因の分析などを行い、業務およびサービスの改善に結び付けています。

【「お客様の声」を活かす仕組み】



また、部門横断的な組織である「お客様の声協議会」においても、「お客様の声」をふまえて改善策の検討や対応を行い、その取組み内容や対応結果を経営へ報告するなど、「お客様の声」を経営に活かすために必要な対策を講じています。

【お客様から寄せいただいた「お客様の声」内訳】

(単位：件数=件 割合=%)

内訳	2017年度		2018年度	
	件数	割合	件数	割合
お叱り	4,720	35.0	5,657	40.6
ご意見・ご要望・ご相談	1,726	12.8	2,547	18.3
感謝・お褒め	7,047	52.2	5,713	41.1
合計	13,493	100.0	13,917	100.0

〈総合通知アンケートの実施〉

すべてのご契約者へお届けする「ひまわり通信（総合通知）」に、アンケートはがきを同封しました。アンケートでは、ご加入の保障内容、従業員の応対・マナー、ご相談・お手続きのしやすさ、保険金・給付金請求時のわかりやすさとお支払いまでの速さ等に対して満足いただいているかをお伺いし、8,423名からご回答いただきました。

2018年度のアンケート集計結果によれば、総合的に「満足」「ほぼ満足」とご回答いただいているご契約者は92.0%となっています。引き続きお客様にご満足いただけるよう取り組んでまいります。

【3】「サービス品質向上委員会」の活動

お客様にご満足いただけるサービスを提供するため、社外委員と当社の役職員で構成する「サービス品質向上委員会」を設置しています。四半期に一度、「お客様の声」を活かした業務改善への取組み状況や保険金等支払業務の適切性について報告し、意見交換を行っています。

特に社外委員からは、第三者の視点からご意見をいただき、よりお客様視点に立ったサービス提供に反映させる仕組みとしています。

【4】ISO10002への取組み

当社は「お客様の声（苦情等）」をもとに「お客様の視点に立った業務改善」を継続していく取組みにより、2008年3月に会社全体の組織を対象とした「ISO10002（品質マネジメント－顧客満足－組織における苦情対応のための指針）」導入の宣言をしました。

導入後、当社は「ISO10002」の考え方と取組みの全社への浸透・定着、また効果的・効率的な維持・改善に取り組んでまいりました。

2019年3月、現在の取組みについて第三者に検証・評価を依頼し、当社の「苦情対応マネジメントシステム」が順調に機能しているとの評価を受けた「第三者意見書」を取得し、2019年4月、国際規格「ISO10002」への適合性を維持していることを宣言いたしました。

【5】「消費者志向自主宣言」を実施

消費者を志向した取組み等が持続的な会社業績の繁栄につながるとして、消費者庁をはじめとした各消費者団体が「消費者志向自主宣言」を提唱し、当社も2017年1月に宣言しています。

主な宣言内容を以下のとおりご紹介いたします。

- ①太陽の元気プロジェクト（P.11参照）
- ②ISO10002の自己適合宣言（P.68【4】参照）
- ③ベストシニアサービスの推進（P.13参照）
- ④サービス品質向上委員会の開催（P.68【3】参照）
- ⑤お客様懇談会の開催（P.69【8】参照）

上記③の取組みが「超高齢社会を迎えたわが国において意義深い」活動として高く評価され、「第3回ACAP消費者志向活動表彰」において「消費者志向活動賞」を受賞しました（2018年2月受賞）。

（ACAP：公益社団法人消費者関連専門家会議の略）

これまで以上にお客様とのコミュニケーションを大切にして、ニーズにあった最適で質の高い商品・サービスの提供に努めてまいります。

【6】「苦情処理態勢基本方針」

当社に対する「苦情」（お客様の不満足の表明）に対して根本的な解決を図り、お客様から信頼されご満足いただける会社を目指すことを目的として「苦情処理態勢基本方針」および「太陽生命の苦情対応方針」を制定しています。お客様からの「苦情」への対応は、当社のすべての部門において最優先すべき課題であると位置づけ、迅速かつ適切・誠実に対応することなどを明示しています。

太陽生命の苦情対応方針

私たちは、お客様から信頼されご満足いただける会社でありつづけるよう、苦情対応方針を以下のとおり定めます。

1. お客様からの苦情への対応は、当社のすべての部門において、最優先すべき課題であると位置づけ、迅速かつ適切・誠実に対応します。
2. お客様からの苦情に対しては、お客様の視点に立ち、お客様の権利を尊重した対応を行います。
3. お客様からの苦情は、当社全体に向けられたものと理解し、組織をあげて最後まで誠意ある対応を行います。
4. お客様からの苦情に対しては、公正、公平に対応します。
5. 苦情の対応にあたっては、関連する法令等の社会ルールや社内規則を遵守します。
6. すべての役職員が、苦情を含めたお客様の声に耳を傾け、積極的にお客様の声を収集します。
7. 苦情を含めたお客様の声を経営に反映させ、業務およびサービスの継続的な改善を図ります。
8. お客様の声に関する情報は、ホームページや広報誌等を通じて、積極的に公開します。
9. お客様の個人情報は、厳格に管理し保護します。
10. 太陽生命の苦情対応方針を、当社のすべての役職員に周知徹底するとともに、ホームページ等に掲載し、お客様へ公開します。

【7】「お客様の声」からの改善事例

お客様からいただいたご意見・ご要望の中にはすぐに対応可能なもの、中長期的に対応を検討していかなければならぬもの等があります。このような中で2018年度「お客様の声」を反映したさまざまな取組みを実施いたしました。主な事例をご紹介いたします。

①クーリング・オフ期間の改定

2018年4月1日が契約日・更新日（終身へのご変更を含む）となるご契約^(*)から、クーリング・オフ期間を8日から20日に拡大しました。

ご契約後、お客様が契約内容を確認する時間を十分に確保いただけたようになります。

(*) クーリング・オフを取り扱う保険種類が対象です。

②「ひまわり認知症予防保険」の発売

認知症にならないための「予防」への取り組みをサポートし、認知症になったときの「保障」も準備できる「ひまわり認知症予防保険」を発売しました。

ご加入後1年後から2年ごとにお受け取りいただける「予防給付金」は、簡単な血液検査でMCI（軽度認知障害）のリスクを判定する「MCIスクリーニング検査」や疾病予防・健康増進に効果のある「アオアルト®健康ウォーキング」の体験ツアーなどの認知症予防サービスにもご活用いただけます。あわせて、歩行速度の測定と脳トレで楽しく認知症予防に取り組める「認知症予防アプリ」を無料でご利用いただけます。

また、認知症と診断された場合にお受け取りいただける「認知症診断保険金」は、早期の治療にご活用いただくことができます。

【8】お客様懇談会

お客様に当社や生命保険に対する一層のご理解と信頼を深めていただくこと、また、ご意見・ご要望をお伺いすることを目的にお客様懇談会を開催しています。

2018年度お客様懇談会は全国139会場で開催し、1,277名のお客様にご出席いただきました。

今年度の懇談会では、当社の経営方針、年度業績、太陽の元気プロジェクト、かけつけ隊サービスの取組み、ひまわり認知症治療保険等のご説明を行い、ペーパーレスで契約・ご請求手続き等を行える、当社の次世代携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」で各種手続きを体験していただきました。

お客様からは、「業績が良いので安心した」「お客様を大事にする会社の姿勢を実感した」等経営に関するご意見やお客様サービスの取組みに対する高い評価をいただき、今後の業務改善や商品開発に関する貴重なご意見をいただきました。

【9】情報のご提供の概略

①太陽生命全般に関する情報提供

当社のホームページでは、商品・サービスのご案内、主要業績をはじめ詳細な財務情報、ニュースリリースやお知らせなど、さまざまな情報を提供しています。

⇒太陽生命ホームページ：<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>

②経営内容に関する情報提供

当社の経営内容に関する情報をわかりやすく提供しています。

名称	内容	対象者
太陽生命の現状	保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料 本社、各支社の窓口において縦覧	契約者、取引先等
太陽生命のご案内	当社の経営方針や、主な取組み等を掲載した会社案内資料	契約者、取引先等
サービスガイドブック	当社の経営内容やお客様のお手続き方法等を簡潔にまとめた冊子 総合通知に同封	個人保険・個人年金保険契約者、年金受取人、据置金受取人
団体年金保険に関するご報告	団体年金保険に関する情報を掲載した冊子	団体年金保険の契約者等

なお、一般社団法人生命保険協会では、生命保険会社のディスクロージャー資料を少しでも多くの皆様に理解していただけるよう「生命保険会社のディスクロージャー解説資料『虎の巻』」を作成しています。この『虎の巻』は、当社の本社および各支社の窓口でもご覧になれます。

③ご契約後の個別情報

a.文書による情報の提供

ご契約者ごとに、現在加入されているご契約の現況や決算業績等の概略を提供しています。

名称	内容・提供方法	対象者
総合通知	加入されているご契約の現況と当社からの各種ご案内についてお知らせする通知 年1回10月下旬～11月に郵送	個人保険・個人年金保険契約者、年金受取人、据置金受取人
変額保険ご契約内容のお知らせ	加入されている変額保険の契約現況をお知らせする通知 年1回契約応当事月の翌月に郵送	個人変額保険契約者
変額保険決算のお知らせ	変額保険（特別勘定）の決算概要をお知らせする資料 年1回7～8月に郵送	個人変額保険契約者

その他、ご契約者に提供している文書による主な情報は次のとおりです。

文書名	
ご契約者 貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者貸付金お支払い計算書 ・契約者貸付返済のご案内 ・ご契約者貸付金残高と利息繰入のお知らせ ・ひまわりカード・らくちんサービスによるお取引内容のお知らせ
保険金・ 給付金など	<ul style="list-style-type: none"> ・満期のご案内 ・据置金満了のご案内 ・保険金据置利息繰入れのお知らせ ・祝金・学資金据置のご案内 ・生存給付金自動据置のご案内 ・据置祝金・学資金残高のお知らせ ・定期保険更新のお知らせ ・年金据置払いのご案内 ・年金お受取り開始のご案内 ・年金支払証書発行のお知らせ ・年金お支払計算書 ・年金お支払い手続き省略のお知らせ ・通院給付金のご案内 ・長期入院給付金のご案内 ・入院保障のご案内（入院中請求案内）
保険料の 払込み など	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料お払込のご案内 ・保険料振替貸付についてのご案内 ・保険料振替貸付金ご返済のご案内 ・失効予告通知 ・失効通知 ・復活勘定案内 ・時効案内 ・口座振替お取扱い開始のご案内 ・口座振替保険料再請求のご案内 ・口座振替不能契約保険料お払込のご案内 ・保険料振替用紙ご送付について（振替用紙扱い契約） ・特約保険料お払込のご案内 ・保険料前納期間経過のお知らせ ・保険料払込終了案内
配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者配当金のお知らせ（口座振替扱い契約）

b.お問い合わせによる情報の提供

ご契約者ご自身および登録ご家族^(*)からのお問い合わせに対して、全国の支社および本社においてお答えできる主な内容は次のとおりです。

項目名	
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者住所 ・契約者氏名 ・被保険者氏名 ・保険金受取人氏名 ・保険証券番号 ・契約年月日 ・契約時年齢 ・保険種類 ・特約内容 ・保険金額 ・保険期間 ・保険料 ・保険料払込期間 ・保険料次回払込期月 ・保険料払込方法 ・契約者配当金支払方法 ・契約者配当金額 ・契約者貸付利率
試算	<ul style="list-style-type: none"> ・ご用立金額 ・ご用立金の返済金額 ・お立替金の返済金額 ・解約払戻金額 ・保険金据置金額 ・祝金額 ・生存給付金額 ・前納保険料 ・死亡保険金額 ・入院給付金額
現在高	<ul style="list-style-type: none"> ・ご用立金の現在高 ・お立替金の現在高 ・生命保険料控除申告額 ・積立配当金の現在高

(*) 登録ご家族とは、「ご家族登録制度」に登録のご家族のこと を指します。

④保険商品に関する情報提供

お客様のニーズにあった保険商品をお選びいただくため、また保険商品の内容等を正しくご理解いただくために、次の資料を提供しています。

名称	内容・提供方法
太陽生命の保険種類のご案内	当社が販売している個人向け商品について、簡単な仕組みや特徴などを説明した冊子
各種保険パンフレット	商品の仕組み、特徴、特約などについてわかりやすく説明した資料 営業職員・代理店や支社・本社窓口で提供
ご契約のしおり・約款	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを定めた「約款」、ご契約についての大大切なことがらや諸手続き等についてわかりやすく説明した「ご契約のしおり」を合本した冊子（Web版も作成） ご契約者に交付
契約概要・ご提案書	お客様におすすめする保険商品（プラン）の内容（重要事項）を理解していただくための資料 ご契約者に交付
契約見直し比較表	保障内容の見直しの一つの方法として契約見直し制度をご利用される場合に、見直し前後のご契約内容を比較するための資料 契約概要・ご提案書と同時にご契約者に交付
ご意向把握・確認シート	お客様の準備したい保障（お客様の意向）が、お客様におすすめする保険商品にどのように対応しているかを確認いただくための資料
ご契約に際しての 重要事項のお知らせ (注意喚起情報) ご契約者用	保険契約上の重要事項（注意喚起情報）を説明し、ご契約者に了知・確認していただく書類 ご契約者に交付
ご契約に際しての 重要事項のお知らせ (被保険者用)	ご契約者と被保険者が異なる場合に、契約のお申込内容について被保険者にご確認いただくための書類 被保険者に交付
変額保険（特別勘定） の現況	個人変額保険の契約高・契約月別の運用状況等を掲載した資料 ご契約者に交付

⑤「重要事項」に関する情報提供

ご契約に際して、特に知っておいていただきたいことからを「重要事項」と呼んでいます。重要事項にはご注意いただきたい事項やデメリット情報（不利益情報）も含まれ、それらに関する情報提供については、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」・「パンフレット」・「契約概要」・「ご提案書」および「ご契約のしおり・約款」により営業職員による説明を徹底させています。

○「告知義務等」

ご契約のお申込みや復活の際に、被保険者（またはご契約者）の健康状態などについて告知をしていただいている。ご契約者および被保険者が故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、あるいは事実と異なる告知をされた場合には、責任開始期の属する日（契約日・復活日等）から2年以内であれば、会社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

○ 「責任開始期」

- ・ご契約をお引き受けすることを当社が決定（承諾）した場合は、第1回保険料に相当する金額を受け取ったとき（告知前に受け取った場合は告知のとき）から保険の責任を開始いたします。
- ・当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立いたします。

○ 「クーリング・オフ制度」

ご契約内容をもう一度検討できる時間的余裕をお申込者に提供し、ご契約のお申込みが十分に納得のうえで行われるようにするための制度です。
 ①「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」の交付日または「クーリング・オフ制度について記載した書面」の交付日、②保険契約の申込日、③第1回保険料充当金の払込日のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回等をすることができます。お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、取扱支社または本社あてに発信してください。この場合、お申込み時に受領した金額をお返しいたします。ただし、法人をご契約者としてお申込みされた場合などはこの制度は適用されません。

○ 「保険金等が支払われない場合」

たとえば、被保険者が以下のような事由により死亡された場合には死亡保険金のお支払いはできません。

- ・責任開始期の属する日から2年以内の自殺
- ・ご契約者の故意
- ・死亡保険金受取人の故意など

このほか、高度障害保険金や入院給付金等についても同様にお支払いできない場合があります。

○ 「重大事由により契約が解除される場合」

次の場合など、当社は契約を解除することがあります。

- ・契約者、被保険者または受取人が給付金等を詐取する目的で事故を発生させた場合
- ・給付金等の請求に関し、給付金等の受取に詐欺行為があった場合
- ・契約者、被保険者または受取人が反社会的勢力に該当する場合など

○ 「保険金・給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項」

- ・お支払事由が発生した場合のご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約の

しおり・約款」、「給付金・保険金のご請求について お手続きガイドブック」、当社のホームページにてご確認ください。

- ・お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等をお支払いしますので、保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合だけでなく、お支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合についても、すみやかに当社の担当者が最寄りの支社または当社お客様サービスセンターにご連絡ください。
- ・ご契約者のご住所などを変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ずご連絡ください。
- ・保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合、ご加入のご契約内容により、保険（主契約・特約）ごとに保険金・給付金等のお支払いを行う場合がありますので、ご加入のご契約内容を十分ご確認ください。
- ・指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金等や被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除について、被保険者がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

○ 「ご契約者と被保険者が異なる場合」

お申込内容について、被保険者にも正しくご理解いただけるよう、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（被保険者用）」を作成し、被保険者に交付しています。その主な記載内容は次のとおりです。

〈お申込内容〉

ご契約内容（ご契約者、死亡保険金受取人、指定代理請求人、保険種類、死亡保険金額、入院給付金日額等）

〈ご確認いただきたい事項〉

- ・告知義務等
- ・責任開始期
- ・保険金・給付金等が支払われない場合
- ・保険金・給付金等の支払いに関する手続き等の留意事項
- ・指定代理請求制度
- ・被保険者による解除請求
- ・個人情報の取扱い

○ 「保険料払込猶予期間・失効・復活等」

・保険料払込猶予期間・失効

保険料のお払込みには猶予期間がありますが、払込猶予期間中に保険料のお払込みがなかったときには、ご契約は効力を失います。

・保険料（自動）振替貸付

保険料払込猶予期間内に保険料のお払込

みがない場合、保険契約を有効に継続させるため、会社は解約払戻金の範囲内で保険料をお立て替えいたします。ご契約により、自動的にお立て替えする場合とあらかじめお申し出が必要な場合があります。なお、振替貸付金には所定の利息をいただきます。

・復活

万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから所定の期間内であれば、当社の定める方法でお手続きのうえ、ご契約の復活を申し込むことができます。(健康状態等によっては復活できないことがあります)

・保険料を前納された場合

保険料を前納してご契約された場合には「契約概要」等によりご契約時の保険料の前納回数・期間等についてご確認ください。

○ 「解約と解約払戻金」

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は毎年の死亡保険金等の支払いなどにあてられます。したがって、特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、多くの場合まったくないかあってもごくわずかです。生命保険は、ご家族の生活保障などのお役に立つ大切な財産ですから、末永くご継続ください。

○ 「元本欠損について」

(受取額と払込保険料累計額との関係)

将来受け取られる満期保険金額等の受取合計額は、多くの場合で払込保険料累計額を下回ります。

○ 「契約見直し制度に関する確認事項」

現在ご加入の当社のご契約を解約することなく新しい保障内容に変更できる制度です。契約見直し制度により、保険料計算に用いる予定利率が現在ご継続のご契約と比較して低くなる場合があります。予定利率が低くなった場合、保険種類によっては、保険料が高くなる場合がありますのでご留意ください。

○ 「新たな契約へ乗り換える場合の留意事項」

現在ご契約の保険契約を解約・減額し、新たな保険契約へお申込みされる場合、ご契約者にとって不利益となる場合があります。多くの場合、解約払戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となり、ご契約後短期間でご解約の場合はまったくないか、あってもごくわずかです。新たにお申し込みになるご契約は、被保険者の健康状態によりお引き受けできない場合があります。

○ 「信用リスクと生命保険契約者保護機構」

・信用リスク

生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合、保険業法の定めに基づく所定の手続きを経て、お約束した保険金額、年金額、給付金等が削減されることがあります。

・生命保険契約者保護機構

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

【10】保険金・給付金のお支払いについて

①保険金・給付金のお支払い状況（2018年度）

2018年度に保険金・給付金をお支払いした件数は以下のとおりです。

		(単位：件)
		件 数
保 険 金	死亡保険金	15,517
	災害保険金	282
	高度障がい保険金	527
	その他	3,500
	合 計	19,826
給 付 金	死亡給付金	4,821
	入院給付金	231,308
	手術給付金	119,440
	障がい給付金	207
	その他	7,711
	合 計	363,487
	合 計	383,313

②保険金・給付金などをお支払いできない場合

保険金・給付金などのお支払いは約款の規定に基づいてお取扱いしますが、以下のように保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。(保険種類や加入時期によって一部お取扱いが異なります。)

○保険金・給付金などのお支払事由に該当しない場合

● 「入院給付金・入院一時金」のお支払事由に該当しない入院の例

- ・「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき
- ・約款別表に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき

● 「手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例

- ・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていないレーザー屈折矯正手術（レーシック）
- ・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
- ・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置
- ・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術

● 「災害死亡保険金・災害入院給付金」のお支払事由に該当しない例

- ・疾病を原因とする事故など約款別表の「不慮の事故」に該当しないとき

○お支払事由に該当しても保険金・給付金などをお支払いできない場合

- ・約款に規定された免責事由（保険金・給付金などを支払わない場合等）に該当したとき
- ・約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

○責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

責任開始期前に原因が生じたことにより、保険金・給付金などを支払わない場合の例は、次のとおりです。

- ・当社の責任開始期（契約日・復活日など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障がい状態または所定の要介護状態になられたとき
- ・当社の責任開始期（契約日・復活日など）前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による治療を目的として入院または手術を受けたとき

ただし、責任開始期（契約日・復活日など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の復活などの際に、次のいずれかに該当したときは、責任開始期（契約日・復活日など）以後に生じた原因によるものとみなして取扱います。（特定疾病保険、保険料払込免除特約については、一部お取扱いが異なります。）

- ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき（ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。）
- ・原因となったその傷害または疾病について、次のすべてに該当するとき

- ・責任開始期（契約日・復活日など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期（契約日・復活日など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます。）がない場合
- ・責任開始期（契約日・復活日など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

○告知義務違反による解除の場合

告知義務違反による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合の例は、次のとおりです。

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

ただし、告知義務違反の対象になった原因と保険金・給付金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。

○重大事由による解除の場合

重大事由による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合は、次のとおりです。

- ・ご契約者または受取人等が保険金・給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます。）を起こしたとき
- ・受取人に保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ・ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力^(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していると認められるとき
- ・他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
- ・ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど上記と同等の重大な事由があったとき

上記の事由が生じた以後に、保険金・給付金などのお支払事由が生じたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いを行いません。

^(※1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

^(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保

険契約者もしくは保険金・給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもあります。

○詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

詐欺による取消・不法取得目的による無効により、保険金・給付金などを支払わない場合の例は、次のとおりです。

- ・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
- ・保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しません。

○ご契約が失効している場合

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、保険金・給付金などのお支払事由が生じても保険金・給付金などをお支払いできません。

<保険金・給付金のお支払いに該当しないと判断した件数>

保険金・給付金のお支払いに該当しないと判断した件数について、2018年度の状況は下表のとおりです。

今後も社内・社外のチェック機能を活用し、適切なお支払いを確保してまいります。

(単位：件)

区分	保険金					給付金					合計
	死亡保険金	災害保険金	高度障がい保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障がい給付金	その他	
詐欺取消・詐欺無効	0	0	0	3	3	0	3	0	0	0	3
不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反解除	8	0	0	14	22	0	335	166	0	5	506
重大事由解除	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
免責事由該当	35	0	0	1	36	16	27	15	0	1	59
支払事由非該当	2	8	79	268	357	16	924	8,546	14	379	9,879
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	74
お払い非該当件数合計	45	8	79	286	418	32	1,291	8,727	14	459	10,523
											10,941

(※) 上記件数は、各保険金・給付金の種類ごとに集計していますので、1契約（1証券番号）で複数カウントとなる場合があります。

(※) 上記件数については、一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払い非該当件数を計上しており、当社における従来の計上基準による件数とは一部異なります。

(※) 満期保険金や生存給付金など、特段の支払査定を要しないものは含んでおりません。

[お支払いに該当しない判断事由]

詐欺取消・詐欺無効 保険契約の加入（復活・復旧含む）時に契約者または被保険者に詐欺の行為があったことで、取消または無効となつた件数。

不法取得目的無効 契約者が保険金などを不正に取得する目的をもって保険契約に加入等されたことで、無効となつた件数。

告知義務違反解除 保険の加入等に際して、故意または重大な過失により、会社が告知を求めた事項について事実を告げなかつたことで、解除となつた件数。

重大事由解除 保険金を詐取する目的で事故を起こした場合や保険金の請求に関して詐欺行為があつたことで解除となつた件数。

免責事由該当 約款ごとに規定した免責事由（自殺・故意または重大な過失による被保険者の死亡等）に該当したことで、保険金などをお支払いしなかつた件数。

支払事由非該当 約款ごとに規定した支払事由などに該当しなかつたこと（手術非該当・契約以前に発病していた疾病を原因とした入院等）で保険金などをお支払いしなかつた件数。

③保険金・給付金などお支払いへの不服申立制度

お支払い内容についてのお問い合わせやお申し出は、お客様サービスセンターで受付しています。しかし、お客様サービスセンターでの説明では納得いただけない場合、次の申し出先を利用いただけます。

○社外弁護士相談制度

当社が「社外弁護士」をご紹介します。面談か電話で相談することができ、相談費用は無料です。（※）

○生命保険協会「生命保険相談所」

当社の指定紛争解決機関（指定ADR機関）である一般社団法人生命保険協会でお申し出を受け付けます。中立・公正な立場から紛争解決支援を行い、裁判よりも迅速に解決できます。利用費用は無料です。（※）

（※）交通費・電話料金などはお客様負担となります。

【11】情報システムに関する状況

①最新のIT技術を活用したお客様サービスの向上

当社では、ご契約加入・告知手続きおよび給付金等のお支払手続きのペーパーレス化や契約引受査定の自動化、契約者貸付金・積立配当金等を電話やインターネットでの簡単な操作でスピーディーにご指定口座へ送金する「らくちんサービス」など、最新のIT技術を活用してお客様サービスの充実を図ってきました。

2018年8月には、営業職員が携行する携帯端末を刷新し、「太陽生命コンシェルジュ」として新たにカメラ機能やTV電話機能等を搭載しました。これにより、営業職員も内務員と同等のお支払サービスの提供が可能となり、『10,000人のかけつけ隊』として「シニアのお客様」だけでなく、「全てのお客様」に「かけつけ隊サービス」の提供範囲を拡大させることができました。

さらに、「太陽生命コンシェルジュ」に搭載した音声入力による健康状態の告知受領や、ご契約の提案から保険料の領収までのペーパーレス化により、ご加入手続きの簡素化も実現しました。

上記のほかにも、歩行速度の継続的な測定により将来の認知症・MCI（軽度認知障害）のリスク予兆を検知するスマートフォンアプリ「認知症予防アプリ」や、お客様が“いつでも、どこでも”ご契約内容やご提案内容をご確認いただける、お客様専用インターネットサービス「マイページ」を提供しています。

当社では、引き続き、多様化するお客様ニーズにお応えするために、最新のIT技術を活用したお客様サービスの一層の向上に努めてまいります。

②情報セキュリティ管理態勢の強化

近年世界的規模で発生している「サイバー攻撃」は、ますます巧妙化、複雑化し、情報セキュリティ上の大きな脅威となっています。当社では、お客様からお預かりした大切な情報を安全に保護するため、継続して情報セキュリティ管理態勢の強化に努めています。

外部ネットワークとの接続については、不正侵入防御システムにより通信を監視し不正な通信を遮断する仕組みを導入しております。また、通信ログを分析することにより、不正な通信の予兆を監視しています。

さらに、全てのパソコンを、データを保存しないシンクライアントとすることで、セキュリティの向上を図っています。

これら技術的な対策に加えて、金融業界合同で実施するサイバー攻撃を想定した演習に参加し、組織

的な対応態勢の維持・向上を図っています。

こうした対策の実効性を客観的に評価するため、外部の専門業者によるセキュリティ診断を定期的に実施し、同業他社と比較しても、非常に高いレベルの対策が行われているとの評価を得ております。

③情報システムの開発実績

2018年度の主要な情報システムの開発実績は以下のとおりです。

●新商品の発売、商品改定に向けたシステム開発

「ひまわり認知症予防保険」の発売、金融機関募集代理店での「通貨指定型特別養老保険」「利率変動型一時払終身生活介護保険」の発売 等

●お客様サービスの向上に向けたシステム開発

シニア訪問サービス・かけつけ隊サービスの充実、太陽生命のマイページの開発 等

●当社の保険ビジネスを支えるシステム基盤の整備

携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」の開発、ホストコンピュータの更改 等

5 販売商品

[1] ニーズに応える商品開発

当社では、さまざまなお客様のニーズにきめ細かくお答えするために、高品質の商品を提供し、お客様の満足度が向上するよう努めています。

<新商品の開発>

当社では新商品の開発にあたり、「お客様の声」情報システムにより当社に寄せられる声から商品に関する声データの収集・分析を行っています。

また、消費者へのアンケート調査などを行い、お客様からのご意見・ご要望を収集できるよう直接的なコミュニケーションを充実させています。

これらの取り組みによりお寄せいただいたご意見・ご要望を活用し、また、医療や介護などの現状を調査することで多様なニーズにお応えし、お客様の満足度の高い商品の開発に今後とも努めてまいります。

<近年の取組み>

高品質の商品・サービスを通じてお客様に一生涯にわたる安心を提供するため、商品内容の充実を図っています。

2018年4月には、「働けなくなったときの保険」について、30日以上継続して入院した場合などにお受け取りいただける早期就業不能給付金の保障対象疾病の制限をなくし、3大疾病に限らず全ての病気(精神疾患を含む)やケガを支払対象とするリニューアル(保障範囲の拡大)を実施しました。さらに、より幅広いお客様ニーズにお応え出来るよう、死亡・高度障害保障を兼ね備えたタイプに加えて、就業不能状態の保障に特化したタイプを発売しました。

2018年10月には、「人生100歳時代」のリスクに

備える「100歳時代シリーズ」として、「ひまわり認知症予防保険」を発売しました。この商品は、認知症になった場合の保障だけでなく、認知症にならないための「予防」の段階からお客様をサポートする保険です。特則の付加により契約1年後から2年ごとに「予防給付金」を受け取ることができ、当社が用意する様々な認知症予防サービスの利用に活用することができます。また、認知症と診断された場合に保険金を主契約でお支払いする「認知症診断保険金」は業界初であり、早期の治療に活用できます。

2019年4月には、「My介護Best(一時払)」を発売しました。所定の介護を要する状態に該当したとき、毎年、生存している限り終身生活介護年金を受け取ることができます。解約の際には期間の経過に応じた解約払戻金を受け取ることができ、老後の資産形成にもお役立ていただくことができる商品です。

金融機関代理店においては、2019年4月に「マイ贈与米ドル・豪ドル」を発売しました。国内金利と比べて相対的に高い海外金利で運用することができます。死亡保障を備えながら、生存給付金を計画的な生前贈与に活用できる保険です。

また、企業保険分野では、2018年12月に、一生涯受け取れる年金で高齢者向けホーム等の利用料をサポートする新たな団体年金を導入しました。資金的な問題で高齢者向けホーム等を退去する方がいるという現状を踏まえ、長生きをする方々が、お金の心配をすることなく、ご家族とともに「長生きを喜びあえる社会」にしていきたいという想いを形にした商品です。

[2] 販売商品一覧

○個人向け商品

■総合保障保険

 次のようなセットプランもあります。	死亡、入院、手術、3大疾病、就業不能、介護、老後などに備える保険から必要な保険種類を選択して、ご希望にあった保険をご準備いただけます。また、保険金額や保険期間・保険料払込期間も、当社所定の範囲内でご希望にあわせて選択いただけます。
 「保険組曲Bestけんこう」に女性入院保険か女性特定疾病入院保険をセットしたプラン	●死亡保障を充実させる保険 終身保険、定期保険、生活応援保険(月額型) ●3大疾病などの重大な疾病についての保障を充実させる保険 特定疾病・疾病障害保険〔I型〕・〔II型〕 ●就業不能・認知症・介護についての保障を充実させる保険 認知症治療保険、生活介護保険〔II型〕、働きなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕、終身生活介護年金保険〔I型〕
 生活応援保険(月額型)(または働きなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕)と個人年金保険をセットしたプラン	●死亡・高度障害等に対する保障と貯蓄性を備えた保険 積立保険、生存給付金定期保険 ●災害に対する保障を充実させる保険 傷害保険 ●入院・手術についての保障を充実させる保険 入院保険、女性特定疾病入院保険、女性入院保険、生活習慣病入院保険、ガン入院保険、入院一時金保険、女性入院一時金保険、生活習慣病入院一時金保険、手術保険
 終身生活介護年金保険〔I型〕と長寿生存年金保険をセットしたプラン	●老後生活を充実させる保険 個人年金保険、長寿生存年金保険

■疾病・医療保険

 <p>〔無配当選択緩和型医療保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕</p>	<p>ご契約時に治療中の病気・ケガが悪化して入院や手術・放射線治療が必要になったときでも保障します。 入院は日帰り入院から保障し、手術や放射線治療は公的医療保険制度に連動して保障します。 また、入院一時金や満期祝金も準備することができます。 ※この保険には1年間の「削減期間」があります。</p>
 <p>〔無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）〕 〔無配当選択緩和型認知症治療保険（無解約払戻金型）（001）〕</p>	<p>被保険者が保険期間中に、生まれて初めて所定の器質性認知症に該当し、医師によって診断確定されたとき、認知症診断保険金をお支払いします。 選択緩和型認知症診断保険に、生存給付金特則を付加することで、死亡保険金や予防給付金（生存給付金）をお支払いします。 選択緩和型認知症治療保険を組み合わせることで、生まれて初めて所定の器質性認知症になり、所定の状態が180日継続したときに認知症治療保険金をお支払いします。 ※この保険には1年間の削減期間があります。</p>
 <p>〔無配当無選択型医療保険（無解約払戻金型）（13）〕</p>	<p>過去に大きな病気をされた方、現在通院中の方でも健康状態に関する告知や医師の診査なしでご契約いただけます。 入院や手術・放射線治療を保障する「医療集中プラン」と、医療集中プランの保障に加えて死亡保障と満期祝金がある「基本プラン」の2つのプランからお選びいただけます。 ※この保険には疾病について90日間の待期間があります。</p>

■介護保険

 <p>〔無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険（001）〕</p>	<p>所定の要生活介護状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたとき、以後、被保険者が生存している間、終身生活介護年金をお支払いします。 第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、支払保証期間中の最終の年金支払日前に死亡した場合は死亡一時金を、被保険者が終身生活介護年金が支払われずに死亡したときは死亡給付金をお支払いします。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■こども保険

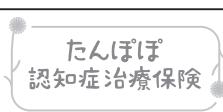
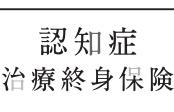
 <p>〔無配当こども保険（17）〕</p>	<p>被保険者（お子さま）が所定の年齢に達した直後の10月1日を迎えたときに学資金をお支払いします。学資金の受取回数が1回の〔I型〕と、2回の〔II型〕の2つのプランからお選びいただけます。 ご契約者の保障や被保険者（お子さま）の保障を充実させることができます（主契約のみでのご契約はできません）。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■養老保険

 <p>〔5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険（07）〕</p>	<p>満期のときは満期保険金を、不慮の事故・所定の感染症で死亡・高度障害のとき、満期保険金額の5倍をお支払いします。普通の病気で死亡・高度障害のとき、契約後2年以上経過の場合は満期保険金額と同額を、契約後2年末満の場合は死亡・高度障害給付金をお支払いします。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■金融機関代理店向け商品

 <p>〔無配当終身生活介護年金保険（低解約払戻金型）（002）〕</p>	<p>所定の要生活介護状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたとき、被保険者が生存されている間、終身生活介護年金をお支払いします。 ※支払保証期間経過前になくなられた場合は20年間となります。 介護状態に該当せずに万一のことがあった場合、死亡給付金をお支払いします。</p>
 <p>〔無配当通貨指定型一時払個人年金保険〕</p>	<p>外貨建の定額個人年金保険です。 ご契約時に指定通貨で年金額が確定します。 国内金利と比べて相対的に高い海外の金利で資産を増やすことが期待できます。</p>

 〔無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険（001）〕	所定の要生活介護状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたとき、以後、被保険者が生存している間、終身生活介護年金をお支払いします。 第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、支払保証期間中の最終の年金支払日前に死亡した場合は死亡一時金を、被保険者が終身生活介護年金が支払われずに死亡したときは死亡給付金をお支払いします。
 〔無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）（001）〕 〔無配当終身生活介護年金保険〔I型〕（無解約払戻金型）（001）〕	死亡保障を行わず、解約払戻金を低く設定することで、年金額（年金原資）を大きくしたトンチン型年金で、生存されている限り年金を受取れます。 さらに、所定の要生活介護状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたときには終身生活介護年金をお支払いします。
 〔無配当生存給付金付特別終身保険〕	被保険者が生存給付金支払期間中に生存されている場合、毎年、生存給付金をお支払いします。ご家族への生前贈与として活用することができます。 被保険者に万一のことがあった場合は死亡保険金をお支払いします。
 〔無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険〕	毎年支払われる生存給付金で計画的な生前贈与ができます。第1回目の贈与日は、契約日（一時払保険料が太陽生命に着金した日）となります。 国内金利に比べて相対的に高い海外の金利で運用します。 生存給付金額・満期給付金額は契約時に指定通貨建で確定します。
 〔無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）〕	生まれて初めて所定の器質性認知症に該当し、医師によって診断確定されたとき、認知症診断保険金をお支払いします。 生存給付金特則を付加することで、死亡保険金や予防給付金（生存給付金）をお支払いします。 ※この保険には1年間の削減期間があります。
 〔無配当遅発認知症治療終身保険〔I型〕（無解約払戻金型）（001）〕	生まれて初めて所定の器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において所定の見当識障害があると診断確定され、その状態が180日継続したときに認知症治療保険金をお支払いします。
 〔無配当遅発認知症治療終身保険〔I型〕（無解約払戻金型）（001）〕	

○特約

特約名	保障内容
こども保険入院特約	病気やケガで1日以上入院されたとき、入院給付金を支払います。
こども保険手術特約	病気やケガで手術を受けられたとき、手術給付金を支払います。また、所定の放射線治療を受けられたとき、放射線治療給付金を支払います。
こども保険医療一時金特約	病気やケガで1日以上入院されたとき、入院一時金を支払います。さらに所定の感染症が原因の場合は感染症入院一時金も支払います。また、骨折の際は骨折治療給付金を支払います。
育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態になられた場合、育英年金を支払います。
就業不能保障付育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、所定の就業不能状態になられた場合、育英年金を支払います。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、保険金を支払います。
新総合保険料払込免除特約	3大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の要生活介護状態等、所定の身体障害状態、所定の高度障害状態、所定の特定障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
生活介護保障保険料払込免除特約	所定の要生活介護状態等、所定の高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
こども保険総合保険料払込免除特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、3大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の働きない状態、所定の身体障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等を請求できます。
個人年金保険料税制適格特約	個人年金保険および長寿生存年金保険の保険料を所得税法に定める「個人年金保険料」に該当させ、個人年金保険料控除が受けられるようにすることができる特約です。

商品と契約年齢範囲

保険種類	契約年齢範囲								
	0歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
総合保障保険	0	12	15	20	25	30	35	40	45
	0	12	15	20	25	30	35	40	45
	0	12	15	20	25	30	35	40	45
	0	12	15	20	25	30	35	40	45
疾病・医療保険	20	25	30	35	40	45	50	55	60
疾病・医療保険	20	25	30	35	40	45	50	55	60
介護保険	20	25	30	35	40	45	50	55	60
こども保険	0	12	15	18	20	25	30	35	40
養老保険	0	12	15	18	20	25	30	35	40

【3】企業・団体向けの保険商品

人生100歳時代の到来や働き方改革の進展といった環境の変化により、企業の福利厚生制度に対するニーズも多様化しています。

そのような中、当社では介護による負担を軽減するため、従業員の親が介護状態になったときに保険金をお支払いする「団体生活介護保険」をはじめ、「団体信用介護保障保険」「団体信用生命保険介護保障特約」といった介護状態になったときに保障する商品を販売しております。

また、資金的な問題で有料老人ホーム等を退去されている方が増加している現状をふまえ、長生きをする方が、お金の心配をすることなく、ご家族とともに長生きを喜べる社会にしたいという想いから、一生涯受

け取れる年金で利用料等をサポートする団体年金を開発し、取扱いを開始しました。

加えて、お客様の利便性向上のために、Webを通じたサービスとして「おひさまねっと」をご提供しています。当サービスでは、「団体定期保険」等の加入申込に加え、2017年度より訂正変更・異動等をWeb上で完結できるようにした他、団体信用生命保険のWeb申込・告知手続きができるよう機能の充実を図りました。

なお、「おひさまねっと」の団体信用生命保険の申込みシステムに関する発明が評価され、2018年3月に日本における特許権を取得しています。

また、健康・介護の無料電話相談およびメンタルヘルスのカウンセリングや医療機関等の紹介サービスを企業・団体の所属員の方々にご提供しています。



【4】ご契約後の取扱い

①保険料の払込方法について

1. 口座振替扱で払い込む方法（口座振替払込）
当社が指定した金融機関などで、ご契約者が定めた口座から自動的に保険料を振り替える方法です。
なお、領収証を発行しておりませんので、振替結果は通帳にてご確認願います。

2. 団体扱で払い込む方法

集団扱、団体扱契約の場合、勤務先団体を経由してお払い込みいただきます。この場合、個々のご契約者には領収証を発行いたしません。（勤務先団体と当社との間で団体契約を締結している場合に限ります。）

3. 店頭扱で払い込む方法

当社の最寄りの支社または本社に持参してお払い込みいただきます。

4. 送金扱で払い込む方法

あらかじめ当社からお送りする振替用紙で、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局またはコンビニエンス・ストアでお払い込みいただきます。

②保険料の前納について

保険料は前納することができます。前納した保険料はいったん当社が預り、その預り金のなかから、毎月（毎年または半年ごと）保険料として充当していきます。保険料は会社の定める率で割り引きいたします。

契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合、保険料の前納分未経過保険料があれば払い戻しいたします。

③保険料の払込猶予期間について

第2回目以後の保険料の払込みについては、払込方法により次のようにになります。

1. 保険組曲 Best・ひまわり保険（5・7年）・けんこうひまわり保険等

払込期月の翌月初日から翌々月末日までです。

2.1. 以外の月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日までです。

3.1. 以外の年・半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）までです。（ただし、払込期月の契約応当日が2・6・11月の各末日の場合には、それぞれ払込期月の翌々月の4・8・1月の各末日までです。）

保険料のお払込みがないまま払込猶予期間を過ぎますとご契約は失効し、保険金などのお支払い事由が発生しても、保険金などをお支払いできなくなります。

ただし、ご契約の効力がなくなった場合でも、当社所定の期間内（商品によって異なります。）であればご契約の復活を請求することができます。この場合には改めて健康状態などについて、告知または医師による診断を受けていただきます。（やさしい保険は除きます。）

④保険料のお払込みが困難になられたとき

〈一時的に保険料のご都合がつかないとき〉

●保険料の振替貸付

1. 自動振替貸付

猶予期間満了時に当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。My年金・保険組曲・超エール・とことん介護等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社またはお客様サービスセンターへお問い合わせください。

- ・お立て替えできる金額は、解約払戻金の範囲内です。
- ・利息は当社所定の利率で複利計算いたします。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用は以下のとおりといたします。

（1）新たにお立替えを行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用いたします。

（2）すでにお立替えを行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用いたします。

（※）自動振替貸付を希望されない場合には、あらかじめ書面でお申し出ください。

2.請求振替貸付

あらかじめお申し出があった場合に限り、猶予期間満了時に保険料にお立て替えいたします。保険組曲 Best・ひまわり保険（5年・7年）・けんこうひまわり保険等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社またはお客様サービスセンターへお問い合わせください。

なお、お立て替えできる金額および利息等については前頁自動振替貸付の取扱いと同じです。

〈途中から保険料を払い込まずに、ご契約を有効に続けたいとき〉

●払済保険への変更

- ・将来の保険料のお払込みを中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、保険期間をそのままにした保険に変更することができます。
- ・保険金額は元の契約より少なくなります。死亡されたときまたは高度障害状態になられたときは、払済保険金相当額をお支払いいたします。
- ・払済保険に変更後は主契約に付加されている各種特約は消滅いたします。
- また、一部の商品については払済保険への変更をお取り扱いできないものがあります。

〈保険料の負担を軽くしたいとき〉

●保険金額または給付金額の減額

- ・保険金額または給付金額を少なくして以後の保険料を少なくすることができます。（当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。）

〈一時的にお金がご入用のとき〉

●ご契約者に対する貸付制度

生命保険は長期にわたる保険です。その間には急にまとまったお金が必要になるかもしれません。そうしたときに解約払戻金の一定の範囲内で資金をご用立てする制度です。

- (1) 契約者貸付があっても、契約が有効に継続する限り保障は変わりなく、配当金がある場合はお支払いいたします。
- (2) 契約者貸付の限度は解約払戻金の一定の範囲内です。なお、一部の商品についてはお取扱いできない場合があります。
- (3) ご用立金の利息は当社所定の利率で複利計算いたします。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することができます。この場合、変更後の利率の適用は、新たにお貸し付けを行うとき、あるいは、すでにお貸し付けを行っているときも以下のとおりといたします。

・1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から変更後の利率を適用いたします。

- (4) ひまわりカードの新規発行は停止していますが、お手持ちのひまわりカードによりお近くのATM（現金自動入出金機）を利用して貸付を受けることもできます。ATMは、ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、セブン銀行、信用金庫（※）で利用可能です。また、電話・インターネットによる契約者貸付金送金サービスも実施しています。詳しくは最寄りの支社もしくは、お客様サービスセンターへお問い合わせください。

（※）一部の信用金庫ATMではお取扱いをしていない場合があります。

〈解約について〉

・生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、この保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- ・一旦解約後、あらためてご契約されると、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。
- ・ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどのお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

6 コンプライアンス・リスク管理

[1] コンプライアンス（法令等遵守）

コンプライアンスの体制については、46ページ「コンプライアンス体制」をご覧ください。

①「太陽生命コンプライアンス行動規範」

役職員が法令等のルールに基づいて、公正かつ適切な企業活動を行っていくための基本方針として、また日常活動においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準として「太陽生命コンプライアンス行動規範」を制定しています。

②「コンプライアンス基本方針」

「T&D保険グループCSR憲章」および「太陽生命コンプライアンス行動規範」の趣旨・内容を徹底するため、コンプライアンス推進のための基本事項を「コンプライアンス基本方針」に定めています。本方針はコンプライアンスの推進態勢やコンプライアンス推進に必要な施策を具体的に規定しており、「T&D保険グループCSR憲章」、「太陽生命コンプライアンス行動規範」および本方針に基づいて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

太陽生命コンプライアンス行動規範

太陽生命は、T&D保険グループの経営理念である「価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」に基づき、お客さまをはじめとするステークホルダーに対する真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「太陽生命コンプライアンス行動規範」を定めます。

私たち太陽生命の役職員が企業活動を行うに際しては、当行動規範に則り、事業活動に関する法令等のルールを正しく理解し、厳格に遵守することにより、公正な企業活動を行わなければなりません。

また、太陽生命は、当行動規範の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

1. 法令等遵守の徹底

(1) 法令等の厳格な遵守

私たちは、国内外の法令にとどまらず、国際ルール、社会ルールおよび社内規則を守ります。また、その背景にある精神を理解し、誠実に行動します。

(2) 公正かつ自由な競争の維持・促進

私たちは、提供する商品・サービスなどに関し、競争相手との談合、取り決めによりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不公正な競争行為を行いません。

(3) 利益相反の防止

私たちは、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、会社利益に反し、自らのあるいは第三者の利益を図る行為を行いません。

(4) インサイダー取引の禁止

私たちは、上場企業グループの一員として、会社のあるいは業務上知り得た未公表の重要な情報を、会社および個人の資産運用あるいはその他の私的経済行為に利用しません。

(5) 知的財産権等の保護

私たちは、著作権や特許権等の知的財産権を尊重し、これら権利を侵害しないように企業活動を行います。

2. 社会に対する対応

(1) 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。

(2) 接待等の制限による腐敗防止

私たちは、国内外における企業活動に関し、社会儀礼の範囲を超える接待・贈答を行いまたは受けことなく、取引相手や公務員等との関係において腐敗防止に取り組みます。

(3) 政治活動・政治資金

私たちは、政治活動を行う際には、法令を遵守し、公正な姿勢を維持します。

3. 経営における適切性・透明性

(1) 適切な情報開示・説明

私たちは、提供する商品・サービスの内容や、会社およびグループの経営情報について、お客さまや株主・投資家などに対し正しく開示・説明します。

(2) 適切な情報管理

私たちは、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適正に取り扱います。また、会社およびグループが公表していない情報を適切に管理します。退職後もこれらの情報を他に漏らしません。

4. 人権の尊重および環境への配慮

(1) 人権の尊重

私たちは、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重します。また、法令等の遵守により労働者を保護し、差別やハラスメントのない健全な職場環境の維持に取り組みます。

(2) 環境への配慮

私たちは、企業活動に際し、地球環境に配慮した活動を行います。

<経営者の責務>

太陽生命の経営者は、当行動規範の精神の実現が自らの責務であることを認識したうえで率先垂範し、グループにおける周知徹底と遵守のための指導に努めます。

③コンプライアンス・プログラムの策定・推進

毎年、コンプライアンス推進のための具体的計画である「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、全社で実践していくことでコンプライアンスの徹底を図っています。

また、支社・本社各部では、全社の計画をふまえ、それぞれの固有・業務課題に応じ、支社・各部ごとに「コンプライアンス・プログラム実行計画」を策定し、日常業務のなかで自律的な取組みを推進しています。評価結果は、コンプライアンス委員会を経て、取締役会に報告されています。

④コンプライアンス教育

全従業員を対象として、各職場でコンプライアンス研修を通年で行っています。特に営業職員は、適切な保険募集に係るコンプライアンスについて、毎月2～3回、全社共通のテーマで繰り返し研修を行い定着を図っています。

また毎年、営業職員編、内務員編、代理店編の職種別の「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員・代理店に提供しています。この「コンプライアンス・マニュアル」にはコンプライアンス推

進に関する社内ルールに加え、業務遂行において遵守すべき法令等の解説や、コンプライアンスに関する問題発見時の対処方法を具体的に示しており、これをもとに実践的な研修を実施しています。

⑤社内通報制度

職場における法令等違反の早期発見および早期是正を図るため、T&D保険グループの全役職員が利用できる通報制度「T&D保険グループヘルpline」を設置しており、実効性のある運用に努めています。

⑥利益相反管理方針

「お客さま本位の業務運営に係る方針」に基づき、当社およびT&D保険グループ内の金融機関等が行う取引にともない、お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理しています。

また利益相反管理統括部署を法務コンプライアンス部とし、その独立性を維持した上で、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括しています。

利益相反管理方針

利益相反管理方針の概要

太陽生命保険株式会社（以下「当社」という。）は、「高品質の商品とサービスを通して、お客さまに必要とされ、愛される会社を目指します。」という経営ビジョンのもと、「お客さま本位の業務運営に係る方針」に基づき、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理してまいります。

当社は保険業法上の保険会社であり、法令に基づく利益相反管理体制として求められる利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり策定し、ここに本方針の概要を公表します。

1. 「利益相反のおそれのある取引」に係る管理対象範囲

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社、法令の定める当社の親金融機関等（以下単に「親金融機関等」という。）、または法令の定める当社の子金融機関等（以下単に「子金融機関等」という。）が行う取引に伴い、当社、または子金融機関等が行う業務（保険会社が保険業法上行う業務に限る。）に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。利益相反のおそれのある取引は、(1)当社、親金融機関等、または子金融機関等とお客さまとの間の利益相反、または、(2)当社、親金融機関等または子金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間等で生じる可能性があります。「お客さま」とは、当社、または子金融機関等が行う業務（保険会社が保険業法上行うことができる業務に限る。）に関して、既に取引関係のあるお客さま、取引関係に入る可能性のあるお客さま、過去に取引を行ったお客さまのうち、現在も法的権利を有しているお客さまをいいます。

(2) 類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型化としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまでも「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって必ずしも「利益相反のおそれ

のある取引」となるわけではないことにご注意下さい。なお、必要に応じ、将来の追加・修正があることにご注意下さい。

1. お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合。
2. お客さまの犠牲により、当社、親金融機関等、または子金融機関等が経済的利益を得るか、または経済的損失を避ける可能性がある場合。
3. お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘引がある場合。
4. 当社、親金融機関等または子金融機関等がお客さまと同一の業務を行っている場合。
5. お客さま以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で誘引を得る場合、または将来得ることになる場合。
6. 当該取引に関し、お客さまと他のお客さまの間に競合関係がある場合。
7. お客さま以外の者との取引に関連して、お客さまから得た情報をを利用して、当社、親金融機関等、または子金融機関等が利益を得る場合。

なお、当社は、「保険契約の締結・保険募集に関する禁止行為」について定める保険業法第300条第1項各号その他の法令上の禁止行為のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するものについては、本方針に従って「特定」をしますが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢の中で、引き続き発生防止・モニタリング等に努めます。

2. 「利益相反のおそれのある取引」の管理方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択・組み合わせることにより、当該お客様の保護を適正に確保します。

1. 対象取引を行う会社・部門と、当該お客様との取引を行う会社・部門の間で、情報の遮断を行う方法
2. 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
3. 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
4. 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、個人情報保護法をはじめとした法令のほか、当社またはT&D保険グループにおける会社が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

3. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当社の法務コンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、法務コンプライアンス部長を利益相反管理統括責任者とします。

そして、当社の利益相反管理統括部署は、実効的な利益相反管理体制を構築するために株式会社T&Dホールディングスの利益相反管理統括責任者と連携します。

なお、当社の利益相反管理統括部署は、その独立性を維持した上で、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部署の責務

利益相反管理統括部署は以下の責務を負います。

1. 利益相反管理統括部署は、本方針に沿って社内規程「利益相反管理規程」を定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証し、これを改善します。
2. 利益相反管理統括部署は、利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間これを保存します。
3. 利益相反管理統括部署は、当社の役職員に対して、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続きに関する研修を定期的に実施し、利益相反の管理について周知徹底するとともに、子金融機関等の役職員に対しても同様に周知徹底するよう体制構築を図ります。

⑦ 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

<基本方針>

当社は、太陽生命コンプライアンス行動規範の「私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠し、以下のとおり反社会的勢力対応に関する基本方針を定めています。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。なお、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とします。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

<反社会的勢力対応に関する規程>

「T&D保険グループCSR憲章」、「太陽生命コンプライアンス行動規範」のなかで反社会的勢力に対しては断固として排除することを宣言しています。

この宣言のもと、「反社会的勢力対応に関する基本方針」「反社会的勢力排除対応規程」「反社会的勢力排除対応細則」を制定し、組織全体として反社会的勢力に対応できるよう基本的事項について定めています。

<反社会的勢力対応への取組み>

当社は、反社会的勢力の全社的な排除体制の強化を目的として「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、社内および警察等外部専門機関との連携、暴力団等の反社会的勢力に関する対応策の協議、社内教育・意識啓蒙の推進等を行っています。

また、「法務コンプライアンス部」を反社会的勢力対応に関する統括部門とし、不当要求等反社会的勢力の関与が疑われる事案や情報を入手した場合は、速やかに法務コンプライアンス部へ報告する等、一元的な管理体制を構築しています。

その他、本社・支社において「不当要求防止責任者」を配置し、各部署との連絡、対応体制の整備および従業員への教育に努めるとともに、所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にして情報交換・指導・支援が受けられる体制を保つなど、反社会的勢力の排除や関係遮断に向けて組織全体で取り組んでいます。

【2】リスク管理の枠組み

リスク管理の体制については、47ページ「リスク管理体制」をご覧ください。

①リスク管理の手法

当社では、会社を取り巻くさまざまなリスクの発生を防止または一定の許容範囲内でコントロールするため、各リスクの特性をふまえたリスク管理を行っています。

リスクの分類と対応について

リスクの分類	リスクの定義	リスクへの対応
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。	新規保険商品の開発・販売および既存保険商品の改定について、保険引受リスクの観点から評価・分析するとともに、販売後も継続的に保険引受リスクの把握・分析を行っています。
資産運用リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●市場リスク 金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のファクターの変動により、資産・負債（オーバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。 ●信用リスク 信用供与先の財務状況の悪化等に伴い、資産（オーバランスを含む）の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクをいいます。 ●不動産投資リスク 賃貸料等の変動を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少することにより損失を被るリスクをいいます。 	<p>合理的な手法により資産運用の各リスク量を把握し、そのリスク量が自己資本等から算定した許容範囲に収まるようリスクコントロールに努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市場リスク 市場リスクに関しては、運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、代表的な指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）による測定等により、リスク管理を実施しています。 ●信用リスク 貸付先を中心に自己査定と連動する社内格付を設定し、信用ランクに応じたリスク管理や与信集中度に応じたリスク管理を実施しています。なお、これらの個別与信先の管理に加え、ポートフォリオの信用リスクをコントロールするためにVaRによる信用リスクの計量的管理も実施しています。 ●不動産投資リスク 含み損益の状況や投資利回りの状況等に応じて保有不動産ごとに管理办法を定め、リスク管理を実施しています。なお、不動産投資リスクをコントロールするために、VaRによるリスクの計量的管理も実施しています。
流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●資金繰りリスク 事業収支の悪化、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 ●市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができないなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資金繰りリスク 資金繰りリスクの状況をその逼迫度に応じて区分し、各区分に応じた管理办法を定めることで、資金調達のために資産の流動化を円滑に行うことができる措置をとるようにしています。 ●市場流動性リスク 市場流動性リスクが生じる懸念が生じた場合は、必要に応じて資産に応じた適切な取引限度額を設定するなどの対応を行っています。
事務リスク	役職員等が正確な業務を怠る、あるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	事務規程等の整備、事務処理の適正化・効率化向上等のための各種研修およびその推進を目的とした事務指導を実施するなど、事務リスクの未然防止・軽減に努め、正確で信頼性の高い事務管理体制を整備しています。
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る、またはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	コンピュータシステムをさまざまなリスク（故障・災害・誤処理・不正使用・破壊・盗難・漏洩等）から保護するために、関連規程類を整備し、システムリスクの発生防止・軽減に努めています。
法務リスク	諸法令等の遵守を怠ること等により、損失を被るリスクをいいます。	法務コンプライアンス部および弁護士による法務審査を実施し、法務リスクを防止・極小化するよう努めています。
労務人事リスク	雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題など、労務・人事上のトラブルが発生することにより損失を被るリスクをいいます。	雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題などの労務・人事上のトラブルの発生を把握、分析し、労務人事リスクの発生防止・軽減に努めています。
災害リスク	大規模災害等に対する予防対策、あるいは発生時の緊急措置体制が整備されていないことにより損失を被るリスクをいいます。	実際に災害が発生した場合でも被害・損失を軽減できるよう、予防対策、緊急時の措置について関連規程・マニュアル類を整備するとともに、各種訓練を定期的に実施しています。
風評リスク	当社およびT&D保険グループまたは生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が保険契約者、投資家、マスコミ、インターネット、その他社会一般等に広がり、当社の業績に悪影響が生じ損失を被るリスクをいいます。	風評リスクに関する情報、噂の収集を図り、その発生の防止に努めるとともに、風評リスクが発生した場合は被害を最小限に抑えられるよう措置を講じるようにしています。
関連会社等リスク	関連会社および関連会社以外の事業投資先において収支が悪化あるいは各種リスクが顕在化すること等により当社が損失を被るリスクをいいます。	各関連会社および事業投資先ごとにリスク管理体制の構築を進めるとともに、リスク発生状況を把握することにより、適切な措置を講じるようにしています。

(注) 当社では上記リスクのうち事務リスク・システムリスク・法務リスク・労務人事リスク・災害リスクをオペレーションリスクと総称しています。

〈定量的リスク管理について〉

資産運用リスクに加え、保険引受リスク等を含む会社全体のリスクのうちで定量的評価が可能なものについて、当社の内部モデルによって一定の信頼水準（1年、VaR99.5%の水準）で数値化して把握し、保有するリスクの水準が当社の経営体力（資本等）の範囲内にコントロールされていることを検証しています。このリスク量の計測方法等については、継続して高度化を進めており、より緻密なリスク管理の実現に取り組んでいます。

〈ストレステストについて〉

当社では、グループ共通のシナリオ等に基づくストレステストを定期的に実施しています。

ストレステストとは、多額の損失を引き起こしうる極端な事象の発生に対して会社にどの程度のリスク対応力があるかを測るために用いられる手法であり、VaR等に基づくリスク管理手法を補完するものと位置づけています。

具体的には、株価の大幅な下落、金利の急激な上昇、大地震発生等のストレスシナリオに基づく損失額を算出し、リスク対応力を検証するとともに、経営の健全性確保のための判断材料として活用しています。

〈責任準備金対応債券について〉

当社では、アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針を立て、管理しています。

このような運用方針をふまえ、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に基づいて、債券と責任準備金のデュレーションマッチングにより金利変動リスクを回避することを目的とした責任準備金対応債券を区分して運用しています。

〈再保険を付す際の方針について〉

保険収支の安定化、引受け能力の補完等を目的として必要に応じて再保険を活用しています。保険契約のリスクに応じた所定の金額を超える部分の保険金や、特別な条件を付けて締結されるリスクの高い契約の一部を再保険として出再することにより、当社が保有するリスクの適正化を図っています。

また、再保険先は、主要格付機関から一定レベル以上の格付けを得ており、十分な保険財務力を有する再保険会社のなかから選定しています。

〈ALM管理体制について〉

当社では、資産・負債をともに時価評価し、経済価値ベースで資本・収益・リスクを一体的に管理するERMの推進を通じて、安定的・持続的な企業価値

の増大を図っています。

ERMには、従来より実施している資産・負債の総合的な管理（ALM）を含んでおり、ALMを通じて金利変動によるリスクをコントロールしています。

このような方針をふまえ、ERMに係る重要事項について審議・検討を行うため、経営執行会議の下部組織としてERM委員会を設置しています。

②危機管理体制

当社では、大地震等の大規模災害やコンピュータシステムの停止等を要因として、経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、「危機対応規程」に基づき「危機対策本部」を設置し、危機事態の収束に向けた対策を実行する体制としています。

また、大地震や新型インフルエンザ等の危機事態が発生した場合においても、継続すべき非常時優先業務を保険金等支払業務と定め、当該業務を危機事態発生時においても継続しうる態勢を確保するため、事業継続計画（Business Continuity Plan）を整備し、危機管理体制の強化・充実を図っています。

【3】金融ADR制度

「ADR制度」とは裁判外紛争解決制度のことで、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者にかかわってもらいながら、柔軟な解決を図る制度です。この制度の金融分野に関するものが金融ADR制度で、2010年10月1日に開始されました。

生命保険業界では、一般社団法人生命保険協会が生命保険等の裁判外紛争解決手続を行う「指定紛争解決機関」に指定されました。当社も2010年10月1日付で、一般社団法人生命保険協会との間で「手続き実施基本契約」を締結しています。

〈お申出先〉

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所
指定紛争解決機関（指定ADR機関）である生命保険協会（03-3286-2648）にてお申出を承ります。

中立・公正な立場から紛争解決支援を行い、裁判よりも迅速な解決を図り、ご利用は無料です。
(ただし、交通費、電話料等はご負担いただきます)

相談受付日時は、9時～17時（土・日曜、祝日・年末年始を除く）となっています。

【4】お客様の個人情報の保護

①プライバシーポリシー（個人情報の保護にかかる基本方針）

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報〔個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（総称して「特定個人情報等」といいます。）を含みます。以下同じ。〕について適正な取り扱いに努めています。

1.個人情報の取得・利用目的

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・サービス提供等をさせていただくため、必要な範囲でお客様に関する個人情報を取得させていただいております。これらの個人情報（当社が既に取得し管理しているものを含みます。）は、（1）各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、（2）融資お申込みの場合における審査、融資契約の締結・維持管理、（3）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、（4）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実（新しい商品・サービスの開発を含みます。）、（5）その他保険に関する業務、などの目的のために利用します。

（※）上記にかかわらず、当社は、法令に従って、法定調書等にお客様の個人番号を記載して提出する事務に必要な範囲で、お客様の特定個人情報等を取得し利用させていただきます。

個人情報の利用目的は、あらかじめホームページによる公表等を行い、それ以外の場合は、取得後速やかにご本人に通知、もしくはホームページによる公表等を行います。当社は、このように公表または通知した利用目的の範囲を超えて、お客様に関する個人情報を利用することはありません。

2.個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を取得します。

お客様ご本人から書面により個人情報を取得する場合等は、あらかじめご本人に対し、その利用目的を明示します。

また、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知、または公表します。（ただし、利用目的の通知、公表、明示について、法令に基づき不要と規定されている場合を除きます。）

3.個人データの提供

当社では、つぎの場合を除いて、お客様に関する個人データを第三者に提供することはできません。

- (1) 法令により必要と判断される場合
- (2) 法令により許容されている場合（利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合の委託先への提供などが含まれます。）
- (3) お客様が事前に同意されている場合（特定個人情報等を包含する個人データは、法令で定められた場合以外に第三者に提供することはありません。）

4.個人データおよび特定個人情報等の安全管理

当社は、個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置に関して、別途「個人情報保護規程」等を定めており、お客様に関する個人データおよび特定個人情報等の正確性保持に努め、これを安全に管理するために適切な措置を講じます。

また、お客様に関する個人データおよび特定個人情報等の漏洩、滅失またはき損を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

5.保有個人データの開示・訂正

お客様からご自身の保有個人データに関する開示・訂正の依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り文書にて回答、訂正いたします。

6.継続的改善

当社は、個人情報の保護を推進するため、プライバシーポリシーおよびその他の個人情報保護にかかる規定を策定し、これを当社の従業者、その他関係者に周知・徹底させて実施します。

基本方針・規定等は、これを遵守し、継続的に改善します。

また、当社は、個人情報にかかるお客様のお申出等の対応に適切に取り組んでまいります。

7.匿名加工情報の取り扱いについて

当社は、個人情報に対して特定の個人を識別できないように加工した情報（匿名加工情報）について、お客様のプライバシーを厳重に保護する観点から、法令等に則り適正に取り扱います。

8.お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取り扱い、管理、および個人情報にかかる諸手続に関するご質問、お申出等につきましては、下記お客様サービスセンターまでご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

太陽生命保険株式会社

お客様サービスセンター

TEL:0120-97-2111（通話無料）

営業時間 月～金 9時～18時 土・日 9時～17時

（※）祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します。

②保有個人データの開示・訂正等の請求方法

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、ご本人またはその代理人は、当社が保有する個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止および第三者提供の停止等を求めることがあります。（以下、これらの手続を総称して「開示請求等手続」といいます。）

1. 開示請求等手続の対象となる 保有個人データの項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先（勤務先名または職業・電話番号）、契約内容に関する情報、契約内容変更に関する情報等

2. お問い合わせ窓口

最寄りの当社窓口またはお客様サービスセンター

- ・当社窓口（平日9:00～15:00、または、9:00～16:00、各店舗の所在地・営業時間・取扱業務については、ホームページ内をご覧になるか59～60ページの全国支社等一覧をご確認の上、お問い合わせください。）
(土・日・祝日・年末年始(12月30日～1月4日)を除く)
- ・太陽生命保険株式会社お客様サービスセンター（電話受付）
TEL:0120-97-2111
(平日9:00～18:00、土・日曜日9:00～17:00)
(祝日・年末年始(12月30日～1月4日)を除く)

3. 受付方法

来社または郵送

4. お申込者の範囲、ご提出いただく書類

- (1) お申込者の範囲：ご本人またはその法定代理人、もしくはご本人が委任した代理人
- (2) ご提出いただく依頼書：当社所定の「個人情報開示依頼書」「個人情報利用目的通知依頼書」「個人情報訂正等依頼書」「個人情報利用停止依頼書」「個人情報第三者提供停止依頼書」
- (3) ご提出いただく本人確認書類
 - a. ご本人によるご請求の場合
 - ・ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード）、健康保険証、年金手帳
 - b. 代理人（未成年後見人、成年後見人、ご本人が委任した代理人等）によるご請求の場合
 - (ア) ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード）、健康保険証、年金手帳

(イ) 代理人ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード）、健康保険証、年金手帳

- (ウ) 以下のうちいずれか一点
- ・委任状（ご本人が印鑑証明書の印（印鑑証明書を添付）を押印ください。）
 - ・法定代理人であることを確認できる書類（戸籍謄本・登記事項証明書等）

(※) 写真付証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード）、健康保険証、年金手帳、登記事項証明書はコピーを送付願います（郵送の場合）。

なお、個人番号カードのコピーは表面に限ります。個人番号が記載された裏面のコピーは送付しないでください。

- (4) 手数料振込依頼書の領収証（控え）のコピー
- (5) 訂正の必要があることを証する資料（訂正依頼の場合）

(※) 提出いただいた書類（依頼書、本人確認書類等）については返却いたしません。

5. 手数料

個人情報の保護に関する法律第24条第2項に基づく利用目的の通知および第25条第1項に基づく開示請求の場合は、下記の手数料をいただきます。
<手数料のご案内>

手数料一件あたり1,000円
(同封の払込取扱票により、お振り込みください。)

6. 回答方法

当社が完備した必要書類を受領後、遅滞なく書面にて「ご本人」様あてに本人限定受取郵便でご郵送させていただきます。（お受け取り時には本人確認書類をご用意ください。）代理人によるご請求の場合であっても、後見開始決定書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料をご提出いただいた場合（この場合には、代理人様宛にご郵送いたします。）を除き、ご本人様宛にご郵送いたしますのでご了承ください。

7. 開示請求等手続に関して取得した 個人情報の利用目的

開示請求等手続により当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、手数料の徴収、および当該開示および訂正等の請求に対する回答に利用いたします。

8. 開示しない場合のお取扱い

以下に定める場合は、ご本人に関する保有個人データの全部または一部につき開示いたしかねますので、予めご了承願います。開示しないことを

決定した場合は、その旨ご通知申し上げます。

また、開示しなかった場合についても、所定の手数料をいただきます。

- (1) ご本人の確認ができない場合
- (2) 代理人によるご請求に際して、代理権が確認できない場合
- (3) 所定の請求書類に不備があった場合
- (4) 所定の期間内に手数料のお支払いがない場合
- (5) ご請求のあった情報項目が保有個人データに該当しない場合
- (6) 本人または第三者の生命、身体、財産その他之權利利益を害するおそれがある場合
- (7) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (8) 他の法令に違反することとなる場合

9. 訂正、利用停止、第三者提供しない場合のお取扱い

- (1) 当社は、保有個人データの訂正の依頼を受けた場合において、必要な調査の結果、全部または一部について、訂正を行わないことがあります。訂正しないことを決定した場合は、その旨ご通知申し上げます。
- (2) 当社は、保有個人データの利用停止の依頼を受けた場合において、当該求めに理由がない場合には、利用停止を行いません。また、保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることがございます。利用停止を行わないことを決定した場合および上記の代わるべき措置をとることとした場合には、その旨ご通知申し上げます。
- (3) 当社は、保有個人データの第三者への提供の停止の依頼を受けた場合において、当該求めに理由がない場合には、第三者への提供の停止を行いません。また、保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることがございます。第三者への提供の停止を行わないことを決定した場合および上記の代わるべき措置をとることとした場合には、その旨ご通知申し上げます。

10. 保有個人データの利用停止について

当社の保有しているお客様の個人データについて当社が利用することの停止をお客様が希望される場合は、電話または当社窓口にて契約者ご本人がお申し出願います。なお、ご契約の適切な管理

に必要な通知（例えば失効に関する通知等）は除きます。

11. 認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報のお取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所

TEL:03-3286-2648

〒100-0005

千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00

(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>

7 太陽生命の勧誘方針

「太陽生命の勧誘方針」は、当社が生命保険・損害保険等の金融商品をお客さまにお勧めする際に守るべき基本的な方針です。

すべての職員に対して周知し、本社、支社等のすべての窓口、およびホームページに掲示しています。

■太陽生命の勧誘方針

当社がお客さまに対して生命保険等の金融商品の勧誘活動を行う際の基本的な方針です。

コンサルティング活動を通じてお客さまに適正なサービスをご提供するために、お客さまのご意向と実情、プライバシー等に配慮し、常に適正、適切な態度での商品設計と勧誘活動に努めてまいります。

勧誘活動にあたっては法令等を遵守いたします。

- ・勧誘活動にあたっては、お客さまからの信頼確保を第一義とし、常に保険業法など各種法令等を遵守いたします。

お客さまの状況をふまえた適正な勧誘に努めます。

- ・金融商品についての知識、経験、年齢など、お客さまの状況やお客さまのご意向を十分にふまえたうえで、適正な勧説を行います。
- ・特に、市場リスクが存在する商品（「変額保険」「特別勘定特約が付加された団体年金」など）は、商品購入目的、年齢、収入、投資等の経験など、お客さまのご意向と実情に応じた勧説に努めます。
- ・未成年の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクの排除・抑制に留意し適正な勧説を行います。
- ・高齢の方に対しては、商品内容等を十分にご理解いただけるよう、より丁寧かつ適切なご説明を行います。

時間帯や場所などに十分配慮いたします。

- ・お客さまへのご訪問やご連絡にあたっては、時間帯、場所などに十分配慮いたします。

重要な事項の適切な情報提供および説明に努めます。

- ・商品内容やご契約に関する重要な事項については、勧説時に書面などを用いて情報を提供し、ご理解いただきやすいよう、十分にご説明を行います。
- ・お客さまと直接対面しない方法で勧説を行う場合（インターネットによる販売、通信販売など）は、重要な事項などをご理解いただきやすいよう、ご説明方法に十分な工夫をいたします。

職員等に対する教育・研修の充実に努めます。

- ・コンサルティング・セールスを通じてお客さまに信頼される募集人の育成を目指すため、職員等の教育・研修体制の強化・充実に努めます。

お客さまの情報は厳正にお取り扱いいたします。

- ・お客さまの情報は厳正にお取り扱いし、お客さま情報の保護に万全を尽くします。

その他、適切な勧説に向けた体制を構築いたします。

8 保険契約者保護に関する諸制度

①早期是正措置

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、ご契約者の保護を図ることを目的として1999年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督当局が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していくこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

【ソルベンシー・マージン比率と措置内容の概要】

名称	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求めおよびその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	以下の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ①保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出およびその実行 ②配当または役員賞与の禁止またはその額の抑制 ③新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更など
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

②生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）は、保険業法に基づいて1998年12月に設立された法人であり、当社をはじめ国内で営業を行うすべての生命保険会社が会員として加入しています。

目的・業務の内容

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

補償内容等

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。^(※4)）。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

(※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続のなかで確定することとなります）。

(※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{*1}を超えていた契約を指します^{*2}。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90% - {(過去5年間ににおける各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

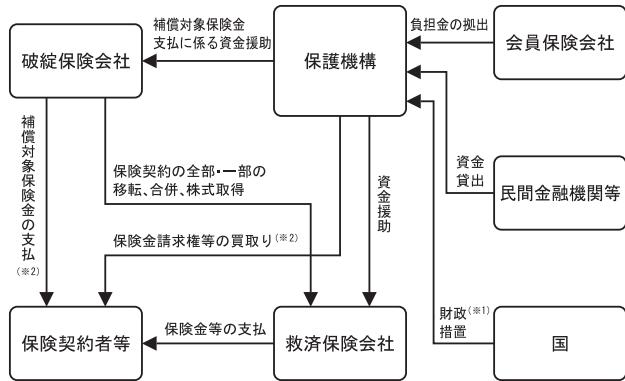
*1 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

*2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

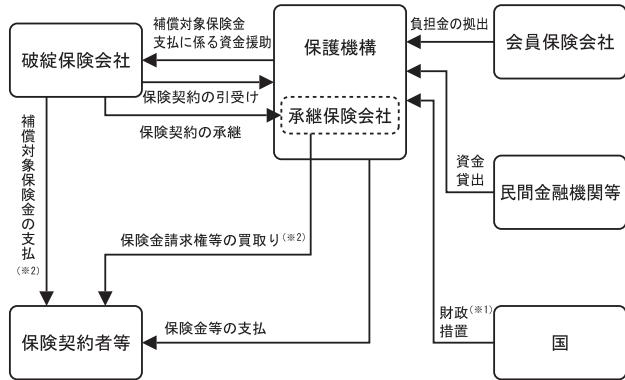
- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- (※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

《救済保険会社が現れた場合》



《救済保険会社が現れない場合》



(※1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(※2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構
TEL03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>

9 直近5事業年度における事業の概況

(単位：百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	1,061,146	873,887	897,955	738,716	917,610
保険料等収入	865,232	657,185	654,379	511,900	715,120
基礎利益	68,188	53,812	53,464	48,547	51,859
経常利益	67,606	79,124	66,642	62,790	54,196
当期純利益	27,954	26,834	28,967	30,480	25,547
資本金及び発行済株式の総数 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)
総資産	7,217,901	7,084,800	7,188,371	7,219,463	7,411,864
うち特別勘定資産	314	298	301	323	151
実質純資産	1,163,442	1,251,201	1,035,449	1,056,067	1,111,462
貸付金残高	1,381,282	1,313,219	1,216,337	1,165,756	1,145,362
有価証券残高	5,192,905	4,920,486	5,149,867	5,291,799	5,549,950
責任準備金残高	6,218,373	6,258,038	6,357,287	6,336,877	6,519,586
ソルベンシー・マージン比率	993.9%	890.6%	848.6%	835.1%	849.7%
順ざやの状況	13,679	12,786	7,727	11,607	19,606
従業員数	11,190名	11,214名	11,370名	11,349名	10,805名
新契約高（個人保険・個人年金保険）	2,840,754	2,134,199	2,084,818	1,686,796	1,196,690
解約失効高（個人保険・個人年金保険）	1,270,225	1,255,956	1,255,824	1,236,078	1,240,097
保有契約高	32,053,064	31,868,850	31,689,310	30,841,154	29,855,263
個人保険	17,814,828	17,665,700	17,545,760	17,156,741	16,118,350
個人年金保険	4,339,735	4,317,804	4,195,430	3,997,745	3,827,270
団体保険	9,898,500	9,885,346	9,948,119	9,686,668	9,909,643
団体年金保険保有契約高	885,510	872,747	882,506	890,205	898,443

(注) 1. 新契約高には、転換純増を含んでいます。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
3. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

10 経営諸指標

【1】商品別保有契約高

①件数

(単位：件、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	件数	前年度末比	件数	前年度末比
個人保険	6,795,500	102.4	6,833,427	100.6
終身介護保険	23,635	94.2	22,213	94.0
終身保険	338,443	98.1	327,435	96.7
特殊終身保険	10,721	94.4	10,142	94.6
終身生活介護年金保険・終身生活介護年金保険（I型）	112,137	136.3	170,239	151.8
定期付養老保険	6,940	91.2	6,548	94.4
生存給付金付定期保険	60,921	89.1	53,961	88.6
定期保険	156,645	94.9	132,815	84.8
特定疾病保険	336,815	86.7	269,071	79.9
特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）	287,098	136.1	352,702	122.9
生活介護保険（II型）	258,740	90.0	212,110	82.0
軽度介護保険	275,645	113.9	288,146	104.5
収入保障保険	143,628	90.6	128,123	89.2
生活介護収入保障保険	256,100	85.2	209,257	81.7
就業不能収入保障保険（I型・II型）	168,893	176.0	253,421	150.0
積立保険	287,887	97.4	264,341	91.8
養老保険	256,498	91.8	238,131	92.8
特殊養老保険（けんこう）	206,821	82.5	160,043	77.4
医療保険（けんこう）	37,443	58.3	22,729	60.7
入院保険	698,606	102.2	684,022	97.9
手術保険	698,470	102.2	683,907	97.9
無選択型医療保険	10,676	96.0	10,247	96.0
選択緩和型医療保険	223,070	124.6	272,260	122.1
選択緩和型医療一時金保険	166,579	185.1	221,139	132.8
選択緩和型認知症診断保険	—	—	48,855	—
選択緩和型認知症治療保険	—	—	10,120	—
特殊養老保険（ひまわり保険）	31,498	90.3	25,580	81.2
その他	1,741,591	104.0	1,755,870	100.8
個人年金保険	1,211,172	94.1	1,156,583	95.5
小計	8,006,672	101.1	7,990,010	99.8
団体保険	14,348,946	106.1	14,387,744	100.3
団体定期保険	3,531,251	137.8	3,498,682	99.1
総合福祉団体定期保険	1,081,936	102.0	1,171,546	108.3
団体信用生命保険	9,663,278	98.2	9,607,390	99.4
団体終身保険	379	97.4	372	98.2
心身障害者扶養者生命保険	(43,641)	(96.5)	(42,316)	(97.0)
団体生活介護保険	30,976	146.5	68,437	220.9
団体信用介護保障保険	36,884	105.6	37,262	101.0
年金特約	4,242	95.5	4,055	95.6
団体年金保険	7,946,952	101.4	7,994,205	100.6
企業年金保険	3	1.7	1	33.3
新企業年金保険	6,263,629	101.1	6,316,593	100.8
拠出型企業年金保険	1,683,320	102.6	1,677,611	99.7
国民年金基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	—	—	—	—
確定給付企業年金保険	—	—	—	—
財形保険	915	100.4	916	100.1
財形貯蓄保険	397	100.8	403	101.5
財形住宅貯蓄積立保険	518	100.2	513	99.0
財形年金保険	791	96.7	762	96.3
財形年金保険	5	83.3	3	60.0
財形年金積立保険	786	96.8	759	96.6
医療保障保険	121,067	83.8	116,554	96.3
就業不能保障保険	12,534	111.6	11,325	90.4

(注) 1. 心身障害者扶養者生命保険の件数は団体保険の合計に含んでいません。

2. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

3. 生活介護保険（II型）には介護保険（I型・II型）を含んでいます。

4. 生活介護収入保障保険には介護収入保障保険（II型）を含んでいます。

5. 特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）には特定疾病治療保険（I型・II型）を含んでいます。

6. 就業不能収入保障保険（I型・II型）には就業不能収入保障保険を含んでいます。

7. 選択緩和型医療一時金保険は選択緩和型7大疾病医療一時金保険と選択緩和型女性疾病医療一時金保険の合計です。

②金額

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	17,156,741	97.8	16,118,350	93.9
終身介護保険	75,421	93.5	70,297	93.2
終身保険	1,113,864	92.8	1,032,813	92.7
特殊終身保険	22,904	94.6	21,607	94.3
終身生活介護年金保険・終身生活介護年金保険（I型）	633,103	131.5	958,007	151.3
定期付養老保険	51,109	89.8	47,744	93.4
生存給付金付定期保険	177,070	80.0	141,859	80.1
定期保険	711,669	91.0	558,206	78.4
特定疾病保険	1,328,055	84.1	1,053,732	79.3
特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）	982,224	119.8	1,063,228	108.2
生活介護保険（II型）	967,815	84.9	750,744	77.6
軽度介護保険	—	—	—	—
収入保障保険	1,737,286	83.4	1,484,713	85.5
生活介護収入保障保険	3,948,668	77.6	2,962,459	75.0
就業不能収入保障保険（I型・II型）	3,971,069	169.8	4,694,229	118.2
積立保険	166,080	97.7	152,270	91.7
養老保険	455,160	90.6	425,023	93.4
特殊養老保険（けんこう）	302,250	83.1	234,168	77.5
医療保険（けんこう）	119,718	53.0	63,738	53.2
入院保険	—	—	—	—
手術保険	—	—	—	—
無選択型医療保険	2,946	97.0	2,801	95.1
選択緩和型医療保険	86,004	138.8	111,601	129.8
選択緩和型医療一時金保険	—	—	—	—
選択緩和型認知症診断保険	—	—	11,254	—
選択緩和型認知症治療保険	—	—	—	—
特殊養老保険（ひまわり保険）	24,835	89.6	19,915	80.2
その他	279,480	93.5	257,931	92.3
個人年金保険	3,997,745	95.3	3,827,270	95.7
小計	21,154,486	97.3	19,945,620	94.3
団体保険	9,686,668	97.4	9,909,643	102.3
団体定期保険	2,544,243	98.8	2,514,244	98.8
総合福祉団体定期保険	1,709,600	100.2	1,745,623	102.1
団体信用生命保険	5,402,314	95.9	5,619,748	104.0
団体終身保険	1,446	97.8	1,414	97.8
心身障害者扶養者生命保険	26,467	97.7	26,050	98.4
団体生活介護保険	—	—	—	—
団体信用介護保障保険	—	—	—	—
年金特約	2,596	97.8	2,561	98.7
団体年金保険	890,205	100.9	898,443	100.9
企業年金保険	4	0.9	3	83.6
新企業年金保険	85,963	102.3	88,021	102.4
拠出型企業年金保険	594,096	101.3	599,785	101.0
国民年金基金保険	5	101.0	5	100.8
団体生存保険	108,502	98.7	108,976	100.4
確定給付企業年金保険	101,633	100.2	101,650	100.0
財形保険	2,829	101.3	2,921	103.3
財形貯蓄保険	1,838	104.4	1,956	106.5
財形住宅貯蓄積立保険	991	96.0	964	97.3
財形年金保険	1,387	99.7	1,396	100.7
財形年金積立保険	6	91.5	4	62.9
財形年金保険	1,380	99.8	1,392	100.9
医療保障保険	161	96.3	156	96.8
就業不能保障保険	145	118.6	126	86.9

(注) 1. 個人年金保険・団体保険（年金特約）・財形年金保険（財形年金積立保険を除く）の金額は、年金支払開始前契約については年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約については責任準備金額です。

2. 団体年金保険・財形保険・財形年金積立保険の金額は責任準備金額です。

3. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。

4. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。

5. 生活介護保険（II型）には介護保険（I型・II型）を含んでいます。

6. 生活介護収入保障保険には介護収入保障保険（II型）を含んでいます。

7. 特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）には特定疾病治療保険（I型・II型）を含んでいます。

8. 就業不能収入保障保険（I型・II型）には就業不能収入保障保険を含んでいます。

9. 選択緩和型医療一時金保険は選択緩和型7大疾病医療一時金保険と選択緩和型女性疾病医療一時金保険の合計です。

【2】商品別新契約高

①件数

(単位：件、%)

区分	2017年度		2018年度	
	件数	前年比	件数	前年比
個人保険	(919,397) 639,277	(86.3) 94.8	(1,045,006) 636,636	(113.7) 99.6
終身介護保険	—	—	—	—
終身保険	(10,586) 3,692	(50.2) 37.6	(8,972) 2,524	(84.8) 68.4
特殊終身保険	—	—	—	—
終身生活介護年金保険・終身生活介護年金保険（I型）	(30,199) 29,876	(61.1) 60.5	(58,844) 57,399	(194.9) 192.1
定期付養老保険	—	—	—	—
生存給付金付定期保険	(2,822) 1,219	(64.1) 59.1	(2,341) 1,016	(83.0) 83.3
定期保険	(9,478) 7,963	(97.2) 103.5	(9,845) 6,619	(103.9) 83.1
特定疾病保険	(—)	(—)	(—)	(—)
特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）	(104,457) 59,954	(96.6) 109.5	(107,513) 51,503	(102.9) 85.9
生活介護保険（II型）	(6,205) 4,141	(49.0) 53.3	(3,942) 1,375	(63.5) 33.2
軽度介護保険	(65,183) 36,497	(83.0) 92.2	(53,782) 23,203	(82.5) 63.6
収入保障保険	(5,669) 677	(51.7) 65.8	(8,519) 1,977	(150.3) 292.0
生活介護収入保障保険	(—)	(—)	(—)	(—)
就業不能収入保障保険（I型・II型）	(84,281) 44,787	(88.0) 101.1	(111,518) 53,273	(132.3) 118.9
積立保険	(19,917) 14,097	(76.0) 75.9	(17,992) 12,319	(90.3) 87.4
養老保険	—	—	—	—
特殊養老保険（けんこう）	—	—	—	—
医療保険（けんこう）	—	—	—	—
入院保険	(88,521) 56,564	(84.9) 96.9	(93,640) 47,294	(105.8) 83.6
手術保険	(88,521) 56,564	(84.9) 96.9	(93,640) 47,294	(105.8) 83.6
無選択型医療保険	2,211	139.0	2,129	96.3
選択緩和型医療保険	(65,103) 65,103	(108.5) 108.5	(71,699) 59,806	(110.1) 91.9
選択緩和型医療一時金保険	(86,839) 86,839	(102.8) 102.8	(71,557) 61,668	(82.4) 71.0
選択緩和型認知症診断保険	(—)	(—)	(49,859) 46,198	(—) —
選択緩和型認知症治療保険	(—)	(—)	(10,326) 9,724	(—) —
特殊養老保険（ひまわり保険）	1,999	96.2	1,952	97.6
その他	(247,406) 167,094	(84.6) 95.7	(266,936) 149,363	(107.9) 89.4
個人年金保険	(8,437) 7,604	(26.0) 31.5	(18,506) 17,895	(219.3) 235.3
小計	(927,834) 646,881	(84.5) 92.6	(1,063,512) 654,531	(114.6) 101.2
団体保険	37,155	37.4	150,438	404.9
団体定期保険	27,807	259.7	5,521	19.9
総合福祉団体定期保険	—	—	108,018	—
団体信用生命保険	37	6.3	845	2,283.8
団体終身保険	—	—	—	—
心身障害者扶養者生命保険	—	—	—	—
団体生活介護保険	9,310	44.1	36,054	387.3
団体信用介護保障保険	1	—	—	—
年金特約	—	—	—	—
団体年金保険	4,303	86.6	88	2.0
企業年金保険	—	—	—	—
新企業年金保険	—	—	—	—
拠出型企業年金保険	4,303	—	88	2.0
国民年金基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	—	—	—	—
確定給付企業年金保険	—	—	—	—
財形保険	85	94.4	79	92.9
財形貯蓄保険	15	71.4	17	113.3
財形住宅貯蓄積立保険	70	101.4	62	88.6
財形年金保険	14	43.8	15	107.1
財形年金積立保険	14	43.8	15	107.1
医療保障保険	139	—	—	—
就業不能保障保険	—	—	—	—

(注) 1. 上段（ ）内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。

2. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

3. 特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）には特定疾病治療保険（I型・II型）を含んでいます。

4. 就業不能収入保障保険（I型・II型）には就業不能収入保障保険を含んでいます。

5. 選択緩和型医療一時金保険は選択緩和型7大疾病医療一時金保険と選択緩和型女性疾病医療一時金保険の合計です。

②金額

(単位：百万円、%)

区分	2017年度		2018年度	
	金額	前年比	金額	前年比
個人保険	(2,701,667) 1,299,137	(77.3) 87.8	(2,371,921) 1,089,217	(87.8) 83.8
終身介護保険	—	—	—	—
終身保険	(22,994) 7,725	(39.4) 28.9	(17,252) 5,103	(75.0) 66.1
特殊終身保険	—	—	—	—
終身生活介護年金保険・終身生活介護年金保険（I型）	(153,235) 153,235	(55.1) 55.1	(327,500) 327,500	(213.7) 213.7
定期付養老保険	—	—	—	—
生存給付金付定期保険	(1,964) 739	(62.0) 58.4	(1,576) 603	(80.2) 81.6
定期保険	(32,408) 26,710	(86.0) 97.0	(31,877) 23,158	(98.4) 86.7
特定疾病保険	(—)	(—)	(—)	(—)
特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）	(274,249) 121,768	(68.2) 75.5	(232,421) 90,981	(84.7) 74.7
生活介護保険（II型）	(13,990) 7,513	(18.7) 21.9	(7,783) 2,858	(55.6) 38.0
軽度介護保険	(—)	(—)	(—)	(—)
収入保障保険	(84,862) 7,043	(48.5) 61.0	(154,280) 37,776	(181.8) 536.3
生活介護収入保障保険	(—)	(—)	(—)	(—)
就業不能収入保障保険（I型・II型）	(2,077,346) 936,576	(86.2) 105.7	(1,549,213) 560,917	(74.6) 59.9
積立保険	(9,787) 6,996	(75.5) 76.0	(9,289) 6,562	(94.9) 93.8
養老保険	—	—	—	—
特殊養老保険（けんこう）	—	—	—	—
医療保険（けんこう）	—	—	—	—
入院保険	(—)	(—)	(—)	(—)
手術保険	(—)	(—)	(—)	(—)
無選択型医療保険	597	132.6	511	85.7
選択緩和型医療保険	(16,426) 16,426	(97.2) 97.2	(19,463) 14,052	(118.5) 85.5
選択緩和型医療一時金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
選択緩和型認知症診断保険	(—)	(—)	(11,456) 9,894	(—) —
選択緩和型認知症治療保険	(—)	(—)	(—)	(—)
特殊養老保険（ひまわり保険）	1,394	84.5	1,341	96.2
その他	(12,409) 12,409	(48.5) 48.5	(7,953) 7,953	(64.1) 64.1
個人年金保険	(35,746) 33,165	(28.9) 33.4	(62,761) 60,871	(175.6) 183.5
小計	(2,737,413) 1,332,303 [1,686,796]	(75.6) 84.3 [80.9]	(2,434,683) 1,150,088 [1,196,690]	(88.9) 86.3 [70.9]
団体保険	15,677	142.8	53,015	338.2
団体定期保険	14,901	897.8	363	2.4
総合福祉団体定期保険	—	—	51,466	—
団体信用生命保険	775	15.0	1,186	153.0
団体終身保険	—	—	—	—
心身障害者扶養者生命保険	—	—	—	—
団体生活介護保険	—	—	—	—
団体信用介護保障保険	—	—	—	—
年金特約	—	—	—	—
団体年金保険	0	0.0	1	185.0
企業年金保険	—	—	—	—
新企業年金保険	—	—	—	—
拠出型企業年金保険	0	—	1	185.0
国民年金基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	—	—	—	—
確定給付企業年金保険	—	—	—	—
財形保険	1	89.9	1	94.2
財形貯蓄保険	0	65.8	0	98.6
財形住宅貯蓄積立保険	0	105.1	0	92.4
財形年金保険	0	83.4	0	136.3
財形年金積立保険	—	—	—	—
医療保障保険	0	83.4	0	136.3
就業不能保障保険	—	—	—	—

(注) 1. 上段（ ）内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。なお、小計の〔 〕内は、上段数値より転換前契約高を差し引いた数値です。

2. 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

3. 団体年金保険・財形保険・財形年金積立保険の金額は第1回収入保険料です。

4. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。

5. 就業不能保険保険の金額は、就業不能保険金月額です。

6. 特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）には特定疾病治療保険（I型・II型）を含んでいます。

7. 就業不能収入保障保険（I型・II型）には就業不能収入保障保険を含んでいます。

8. 選択緩和型医療一時金保険は選択緩和型大疾病医療一時金保険と選択緩和型女性疾病医療一時金保険の合計です。

【3】保有契約高（件数・金額・前年度末比）

(単位：件、億円、%)

区分	件数	前年度末比	金額	前年度末比	
2017年 度末	個人保険	6,795,500	102.4	171,567	97.8
	死亡保険	2,048,506	99.6	159,145	98.3
	生死混合保険	726,136	93.2	9,366	91.8
	生存保険	4,020,858	105.8	3,055	90.2
	個人年金保険	1,211,172	94.1	39,977	95.3
	小計	8,006,672	101.1	211,544	97.3
	団体保険	14,348,946	106.1	96,866	97.4
	団体年金保険	7,946,952	101.4	8,902	100.9
	財形保険	915	100.4	28	101.3
	財形年金保険	791	96.7	13	99.7
	医療保障保険	121,067	83.8	1	96.3
	就業不能保障保険	12,534	111.6	1	118.6
2018年 度末	個人保険	6,833,427	100.6	161,183	93.9
	死亡保険	1,959,049	95.6	149,715	94.1
	生死混合保険	712,859	98.2	8,742	93.3
	生存保険	4,161,519	103.5	2,725	89.2
	個人年金保険	1,156,583	95.5	38,272	95.7
	小計	7,990,010	99.8	199,456	94.3
	団体保険	14,387,744	100.3	99,096	102.3
	団体年金保険	7,994,205	100.6	8,984	100.9
	財形保険	916	100.1	29	103.3
	財形年金保険	762	96.3	13	100.7
	医療保障保険	116,554	96.3	1	96.8
	就業不能保障保険	11,325	90.4	1	86.9

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険の件数は被保険者数です。
 2. 個人年金保険、団体保険（年金特約）、財形年金保険（財形年金積立保険を除く）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。
 3. 団体年金保険、財形保険、財形年金保険（財形年金積立保険）の金額は、責任準備金です。
 4. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。
 5. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。

【4】新契約高（その1）（件数・金額・前年比）

(単位：件、億円、%)

区分	件数	前年比	金額	前年比	
2017年度	個人保険	(919,397)	(86.3)	(27,016)	(77.3)
		639,277	94.8	12,991	87.8
	死亡保険	(218,611)	(73.7)	(26,640)	(77.5)
		131,499	77.9	12,655	88.6
	生死混合保険	(46,267)	(98.6)	(258)	(77.3)
		44,664	100.1	246	78.1
	生存保険	(654,519)	(90.6)	(117)	(48.6)
		463,114	100.4	89	43.9
	個人年金保険	(8,437)	(26.0)	(357)	(28.9)
		7,604	31.5	331	33.4
	小計	(927,834)	(84.5)	(27,374)	(75.6)
		646,881	92.6	13,323	84.3
		—	—	[16,867]	[80.9]
2018年度	団体保険	37,155	37.4	156	142.8
	団体年金保険	4,303	86.6	0	0.0
	財形保険	85	94.4	0	89.9
	財形年金保険	14	43.8	0	83.4
	医療保障保険	139	—	0	—
	就業不能保障保険	—	—	—	—
	個人保険	(1,045,006)	(113.7)	(23,719)	(87.8)
		636,636	99.6	10,892	83.8
	死亡保険	(215,884)	(98.8)	(23,253)	(87.3)
		123,708	94.1	10,532	83.2
	生死混合保険	(85,824)	(185.5)	(355)	(137.3)
		71,933	161.1	275	111.9
	生存保険	(743,298)	(113.6)	(110)	(94.4)
		440,995	95.2	83	93.4
	個人年金保険	(18,506)	(219.3)	(627)	(175.6)
		17,895	235.3	608	183.5
	小計	(1,063,512)	(114.6)	(24,346)	(88.9)
		654,531	101.2	11,500	86.3
		—	—	[11,966]	[70.9]
	団体保険	150,438	404.9	530	338.2
	団体年金保険	88	2.0	0	185.0
	財形保険	79	92.9	0	94.2
	財形年金保険	15	107.1	0	136.3
	医療保障保険	—	—	—	—
	就業不能保障保険	—	—	—	—

(注) 1. 上段()内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。なお、小計の[]内は、上段数値より転換前契約高を差し引いた数値です。

2. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

3. 個人年金保険、財形年金保険（財形年金積立保険を除く）の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 団体年金保険、財形保険、財形年金保険（財形年金積立保険）の金額は、第1回収入保険料です。

5. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。

6. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。

【4】新契約高（その2）（金額・転換含む）

(単位：百万円、%)

区分	新契約+転換による純増加	前年比	新契約	転換による純増加	
2017年度	個人保険	1,657,307	83.5	1,299,137	358,170
	個人年金保険	29,488	29.4	33,165	△3,676
	小計	1,686,796	80.9	1,332,303	354,493
	団体保険	15,677	142.8	15,677	—
	団体年金保険	0	0.0	0	—
2018年度	個人保険	1,140,306	68.8	1,089,217	51,089
	個人年金保険	56,383	191.2	60,871	△4,488
	小計	1,196,690	70.9	1,150,088	46,601
	団体保険	53,015	338.2	53,015	—
	団体年金保険	1	185.0	1	—

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

2. 団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

【5】解約失効契約高（金額）

(単位：百万円、%)

区分	2017年度	2018年度	
		前年比	前年比
個人保険	1,179,067	98.4	1,184,903
個人年金保険	57,011	98.9	55,194
小計	1,236,078	98.4	1,240,097
団体保険	556	72.9	994
			178.5

【6】年換算保険料

①保有契約年換算保険料

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末	2018年度末	
		前年度末比	前年度末比
個人保険	306,563	98.0	309,461
個人年金保険	311,836	96.3	304,456
合計	618,400	97.1	613,917
うち医療保障・生前給付保障等	105,721	102.4	110,753
			104.8

②新契約年換算保険料

(単位：百万円、%)

区分	2017年度	2018年度	
		前年比	前年比
個人保険	25,067	79.6	33,644
個人年金保険	2,350	51.1	4,983
合計	27,417	76.0	38,628
うち医療保障・生前給付保障等	13,313	98.8	16,368
			122.9

- (注) 1. 新契約には、転換による純増加を含んでいます。
 2. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
 3. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

【7】保障機能別保有契約高（その1）

(単位：百万円)

区分			保有金額	
			2017年度末	2018年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	15,957,997	14,674,609
		個人年金保険	(2,532,424)	(2,404,949)
		団体保険	9,684,071	9,907,081
		団体年金保険	—	—
		その他共計	25,642,069	24,581,690
	災害死亡	個人保険	(861,969)	(724,334)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(467,146)	(462,363)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(1,329,116)	(1,186,697)
	その他の条件付死亡	個人保険	(2,809)	(2,025)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(3,233)	(3,271)
		団体年金保険	(—)	(—)
生存保障	満期・生存給付	その他共計	(6,043)	(5,296)
		個人保険	495,715	420,116
		個人年金保険	3,275,691	3,106,839
		団体保険	29	117
		団体年金保険	—	—
	年金	その他共計	3,772,383	3,528,071
		個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(582,892)	(562,415)
		団体保険	(375)	(367)
		団体年金保険	(—)	(—)
	その他	その他共計	(583,340)	(562,846)
		個人保険	—	—
		個人年金保険	722,053	720,430
		団体保険	2,566	2,444
		団体年金保険	890,205	898,443
入院保障	災害入院	その他共計	1,618,095	1,624,638
		個人保険	(6,393)	(6,172)
		個人年金保険	(108)	(98)
		団体保険	(146)	(141)
		団体年金保険	(—)	(—)
	疾病入院	その他共計	(6,811)	(6,569)
		個人保険	(6,256)	(6,014)
		個人年金保険	(108)	(98)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
	その他の条件付入院	その他共計	(6,527)	(6,268)
		個人保険	(5,814)	(5,395)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(4)	(4)
		団体年金保険	(—)	(—)
	就業不能保障	その他共計	(5,819)	(5,400)
		個人保険	—	—
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
	その他	その他共計	145	126
		個人保険	703,028	1,023,623
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
	その他	その他共計	703,028	1,023,623

【7】保障機能別保有契約高（その2）

(単位：件)

区分		保有件数	
		2017年度末	2018年度末
障害保障	個人保険	(348,597)	(374,076)
	個人年金保険	(-)	(-)
	団体保険	(910,211)	(892,798)
	団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(1,258,808)	(1,266,874)
手術保障	個人保険	(1,472,341)	(1,480,050)
	個人年金保険	(28,655)	(25,688)
	団体保険	(-)	(-)
	団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(1,500,996)	(1,505,738)

- (注) 1. () 内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障等は主要保障部分に計上いたしました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7. その他の欄の金額は、終身介護保険及び終身生活介護年金保険の基本保険金額等を表します。

【8】個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高（年度末）

(単位：百万円)

区分		保有金額	
		2017年度末	2018年度末
死亡保険	終身保険	678,565	658,792
	定期付終身保険	336,164	295,420
	定期保険	711,683	558,215
	その他共計	15,914,535	14,971,570
生死混合保険	養老保険	455,177	425,040
	定期付養老保険	50,285	47,017
	生存給付金付定期保険	90,747	75,044
	その他共計	936,674	874,221
生存保険		305,531	272,558
年金保険	個人年金保険	3,997,745	3,827,270
災害・疾病 関係特約	災害割増特約	125,570	106,304
	傷害特約	102,150	89,981
	災害入院特約	1,608	1,291
	疾病特約	1,607	1,290
	成人病特約	81	64
	その他の条件付入院特約	940	708
	特定損傷特約	15	14
その他の特約	介護特約	94,087	74,641

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は、入院給付金日額を表します。

【9】個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料（年度末）

(単位：百万円)

区分		保有契約年換算保険料	
		2017年度末	2018年度末
死亡保険	終身保険	29,222	28,357
	定期付終身保険	5,745	4,991
	定期保険	3,844	3,147
	その他共計	126,636	131,953
生死混合保険	養老保険	35,483	32,208
	定期付養老保険	885	827
	生存給付金付定期保険	6,654	5,769
	その他共計	100,818	94,373
生存保険		79,109	83,134
年金保険	個人年金保険	311,836	304,456

(注) 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

【10】保有契約増加率

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	△2.22	△6.05
個人年金保険	△4.71	△4.26
小 計	△2.70	△5.71
団体保険	△2.63	2.30
団体年金保険	0.87	0.93

【11】新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区分	2017年度	2018年度
新契約平均保険金	2,032	1,710
保有契約平均保険金	2,524	2,358

(注) 1. 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。
2. 2008年10月より発売した「保険組曲B e s t」は、個々の保障を主契約として組み合わせた商品であり、件数についてはそれぞれの保障を1件として計算しています。

【12】新契約率（対年度始）

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	7.40	6.35
個人年金保険	0.79	1.52
小 計	6.13	5.44
団体保険	0.16	0.55

(注) 転換契約は含んでいません。

【13】解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	6.72	6.91
個人年金保険	1.36	1.38
小 計	5.69	5.86
団体保険	0.01	0.01

【14】個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

区分	2017年度	2018年度
個人保険新契約平均保険料	5,941	10,887

(注) 1. 転換契約は含んでいません。

2. 2008年10月より発売した「保険組曲Best」は、個々の保障を主契約として組み合わせた商品であり、件数についてはそれぞれの保障を1件として計算しています。

【15】平均予定利率

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険・個人年金保険	2.04	1.94
その他共計	1.92	1.83

【16】死亡率（個人保険主契約）

(単位：‰)

区分	2017年度	2018年度
件数率	5.10	5.38
金額率	1.84	2.06

(注) 1. 支払契約の経過契約に対する割合を記載しています。

2. 1‰(パーセント)は、1,000分の1を表しています。

3. 2008年10月より発売した「保険組曲Best」は、個々の保障を主契約として組み合わせた商品であり、件数についてはそれぞれの保障を1件として計算しています。

【17】特約発生率（個人保険・個人年金保険）

(単位：‰)

区分	2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額
災害死亡保障契約	0.324		0.307	
	0.303		0.284	
障害保障契約	1.448		1.376	
	0.161		0.179	
災害入院保障契約	11.067		11.461	
	329.5		340.2	
疾病入院保障契約	99.851		103.938	
	1,790.6		1,809.1	
成人病入院保障契約	15.208		14.990	
	287.8		283.6	
疾病・傷害手術保障契約	89.866		95.098	
成人病手術保障契約	66.165		79.103	

(注) 1. 支払件数及び支払額の経過契約に対する割合です。

2. 1‰(パーセント)は、1,000分の1を表しています。

【18】事業費率（対収入保険料）

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
事業費率	15.0	10.7

【19】保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

2017年度	2018年度
2 (2)	2 (2)

【20】保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2017年度	2018年度
100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

【21】保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2017年度	2018年度
AA-	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

(注) 格付はスタンダード＆プアーズ (S&P) によるものに基づいています。

【22】未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2017年度	2018年度
10 (-)	70 (-)

※ 【19】～【22】について、() 内数値は、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険を表しています。

【23】第三分野保険の給付事由の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
第三分野発生率	32.0	32.9
医療（疾病）	35.2	35.2
がん	29.3	30.6
介護	27.1	28.5
その他	29.9	32.7

(注) 1. 各給付事由区分には以下のとおり計上しています。

①医療（疾病）：疾病入院、災害入院、手術、生活習慣病入院、女性入院等を保障する主契約及び特約

②がん：ガン保険、ガン特約等

③介護：介護保険、介護特約等

④その他：特定疾病保険、特定疾病特約、保険料免除特約等

2. 発生率は以下の算式により算出しています。

{保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額+保険金支払いに係る事業費等}

÷ {（年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料）/2}

3. (注) 2 の算式中、支払備金繰入額は保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. (注) 2 の算式中、事業費は、保険金支払にかかる事務経費、人件費、システム経費等を計上しています。

【24】保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	851,197	872,302
資本金等	278,423	289,573
価格変動準備金	116,472	120,078
危険準備金	67,325	67,325
一般貸倒引当金	1,075	1,156
(その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・継延ヘッジ損益（税効果控除前）) ×90% (マイナスの場合100%)	189,543	182,474
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	11,851	23,504
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	23,866	21,922
配当準備金中の未割当額	2,975	2,266
税効果相当額	59,664	64,000
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4}$ (B)	203,851	205,310
保険リスク相当額 R ₁	23,842	22,494
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	10,879	11,244
予定期率リスク相当額 R ₂	36,259	34,410
最低保証リスク相当額 R ₇	17	9
資産運用リスク相当額 R ₃	159,906	163,403
経営管理リスク相当額 R ₄	4,618	4,631
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	835.1%	849.7%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

●ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額を構成する各項目の内容は以下のとおりです。

【項目の説明】

資本金等	貸借対照表の純資産の部合計から評価・換算差額等合計及び社外流出予定額を控除した金額です。
価格変動準備金	株式等の価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落した時に生じる損失に備えて積み立てている準備金で、貸借対照表の負債の部に計上しています。
危険準備金	貸借対照表の負債の部に計上している責任準備金の一部で、保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク及び第三分野保険の保険リスクに備えて積み立てている準備金です。
一般貸倒引当金	貸借対照表の資産の部に控除項目として計上している貸倒引当金の一部であり、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒れ見込額です。
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益	売買目的有価証券、満期保有目的債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式以外で時価のある有価証券等に係る評価差額、及び繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益です。貸借対照表の純資産の部にあるその他有価証券評価差額金、及び繰延ヘッジ損益は、法人税等相当額を控除した後の金額ですが、ここでは控除前の金額の90%（マイナスの場合は100%）相当額を表示しています。
土地の含み損益	土地及び無形固定資産に含まれる借地権等の諸権利金の時価と貸借対照表計上額の差額、貸借対照表上の土地再評価差額金、及び貸借対照表上の再評価に係る繰延税金負債の合計額の85%（マイナスの場合は100%）相当額を表示しています。
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	貸借対照表の負債の部に計上している責任準備金から危険準備金を控除した金額のうち、全期チルメル式責任準備金（チルメル期間を保険料払込期間としたチルメル式責任準備金）または解約返戻金相当額のうち大きいほうの金額を超過する部分の金額です。
配当準備金中の未割当額	貸借対照表の負債の部に計上している契約者配当準備金のうち、ご契約者に割り当てている配当金の合計額を超過する部分の金額です。
税効果相当額	任意積立金の取崩しを行うこと等により、リスク対応財源として期待できる部分の金額です。
負債性資本調達手段等	劣後ローンの借り入れや劣後債券の発行等により、社外から調達した金額のうち、一定の条件を満たしたものとの金額です。貸借対照表の負債の部に計上している社債やその他負債のうちの借入金に計上しています。
控除項目	当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、ソルベンシー・マージン総額から控除することとなっている金額です。（なお、当社は該当事項はありません。）

●リスクの合計額

リスクの合計額は、通常予測できる範囲を超える次の諸リスクを数値化して算出しています。

【項目の説明】

保険リスク	大災害の発生などにより、保険金支払が急増するリスク
第三分野保険の保険リスク	第三分野における保険金支払が通常の予測を超えて発生するリスク
予定利率リスク	運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク
最低保証リスク	変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク
資産運用リスク	株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、及び貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク
経営管理リスク	業務の運営上、通常の予測を超えて発生するリスク

【25】契約者配当の状況

①配当率

a.個人保険・個人年金保険（毎年配当契約）

I) 每年お支払いする通常の配当金

○費差配当…据置

例：1993年4月2日以降1999年4月1日以前契約の場合

死亡保険金100万円に対して

(単位：円)

区分	2017年度	2018年度
配当回数1回目	0	0
配当回数2、3回目	300	300
配当回数4回目以降		
2,000万円以下部分（※）	300	300
2,000万円超部分	750	750

(※) 終身保険・養老保険の主契約について、500万円～2,000万円の部分は550円

○死差配当…据置

例：1996年4月2日以降2007年3月31日以前契約の場合

危険保険金100万円に対して

(単位：円)

区分	2017年度	2018年度
男性40歳	380	380
男性55歳	2,080	2,080
女性40歳	170	170
女性55歳	580	580

○利差配当…据置

責任準備金に対する利差配当率（＝配当基準利回り－予定利率）

区分	2017年度	2018年度
予定利率が2.0%以下のご契約	1.65%－予定利率	1.65%－予定利率
予定利率が2.0%超、4.0%以下のご契約	1.45%－予定利率	1.45%－予定利率
予定利率が4.0%超のご契約	1.25%－予定利率	1.25%－予定利率

II) 消滅時などにお支払いする特別配当金

○消滅時配当（疾病健康配当）…据置

入院給付金日額1,000円に対して

(単位：円)

区分	2017年度	2018年度
消滅時配当率（※）	2,200	2,200

(※) 10年以上経過して消滅かつ給付金支払のない疾病保障特約等を対象

(注) 個人保険・個人年金保険（毎年配当契約）のご契約の場合、費差配当、死差配当、利差配当及び特約の配当の合計額がマイナスとなる場合には、そのご契約の配当金をゼロといたします。

b.個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当契約）

5年ごとに利差配当金を通算した額（マイナスとなる場合はゼロ）といたします。

各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差配当率に準じて設定しています（2018年度決算では利差配当率を据置としています。ただし、2001年4月2日以降成立の終身保険で一時払の契約について、2018年度決算の利差配当金をゼロとしています。）。

c.団体年金保険**○利差配当…一部商品について引き下げ****配当基準利回り**

保険種類	2017年度	2018年度
拠出型企業年金保険	1.35%	1.30%
確定給付企業年金保険	1.40%	1.35%
新企業年金保険等	1.00%	1.00%
団体生存保険	1.00%	0.75%

なお、2018年度における契約者配当準備金繰入額は13,138百万円ですが、これは定款に定める契約者配当の対象となる金額19,875百万円の66%にあたります。

（注）定款では、契約者配当準備金への繰入額は、決算期における契約者配当の対象となる金額に、保険業法第55条の2第2項及び第3項の規定に基づき保険業法施行規則で定められる比率（20%）を乗じた額以上の額であることを要することとする旨規定しています。

②配当金例示**a.個人保険・個人年金保険（毎年配当契約）****I) 繼続中のご契約にお支払いする通常の配当金****○定期付終身保険（10倍型）の場合**

契約年齢30歳、60歳払込満了、男性、年払、死亡保険金3,000万円（保険料払込期間中）、300万円（保険料払込期間満了後）

契約年度	経過年数	保険料	2017年度	2018年度	差額
2000年度	19年	191,964円	23,790円	23,790円	0円
1999年度	20年	191,964円	24,330円	24,330円	0円
1998年度	21年	178,980円	10,050円	10,050円	0円

○養老保険の場合

契約年齢30歳、30年満期、男性、年払、保険金100万円

契約年度	経過年数	保険料	2017年度	2018年度	差額
1999年度	20年	30,028円	0円	0円	0円
1994年度	25年	23,946円	0円	0円	0円
1989年度	30年	19,980円	0円	0円	0円

II) 満期を迎えるご契約にお支払いする消滅時配当金**○養老保険の場合**

契約年齢30歳、男性、年払、保険金100万円

契約年度	経過年数	2017年度	2018年度	差額
1999年度	20年	0円	0円	0円
1994年度	25年	0円	0円	0円
1989年度	30年	0円	0円	0円

b.個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当契約）**I) 繼続中のご契約にお支払いする通常の配当金****○定期付終身保険（10倍型）の場合**

契約年齢30歳、60歳払込満了、男性、年払、死亡保険金3,000万円（保険料払込期間中）、300万円（保険料払込期間満了後）

契約年度	経過年数	保険料	2018年度
2004年度	15年	184,233円	4,566円

（注）2004年7月1日契約の配当金を示しています。

【26】市場整合的エンベディッド・バリュー

①市場整合的エンベディッド・バリューについて

エンベディッド・バリュー (Embedded Value : 以下、EV) は、生命保険会社が現在保有する保険契約と総資産に基づき、将来に見込まれる利益の現在価値などから計算される会社の経済的価値であり、貸借対照表などから計算される「修正純資産」と保有契約に基づき計算される「保有契約価値」の合計になります。

当社では、現行の法定会計によって保険契約が将来にわたって企業にもたらす価値を測定することは困難であり、EVは生命保険会社の企業価値を測定する指標として有用であると判断し、企業価値を評価するための社内尺度としてEVを位置づけています。

EVの開示については、当社を含むT&D保険グループ（以下、当グループ）を始め多くの保険会社が市場整合的なEVを公表しています。このような市場整合的なEVに関する基準として、欧州の主要保険会社のCFO（Chief Financial Officer：最高財務責任者）から構成されるCFOフォーラムが、市場整合的なEVに係る計算基準の整合性をさらに高め、ディスクローズ基準を統一する観点から、2008年6月に「The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles^{©1}（以下、MCEV原則）」を公表しています。（1 Copyright ©Stichting CFO Forum Foundation 2008）

当グループにおいても、EV開示の充実を図るため、また、経済価値ベースのリスク管理との親和性が高いことから、2013年3月末より、MCEV原則に基づいた市場整合的なEV（以下、MCEV）を開示しています。

②当社のMCEV

(単位：億円)

	2017年度末	2018年度末
MCEV	8,250	8,562
修正純資産	8,535	8,959
純資産の部合計	2,914	3,048
有価証券の含み損益（税引後）	4,003	4,195
貸付金の含み損益（税引後）	261	254
不動産の含み損益（税引後）	4	96
一般貸倒引当金（税引後）	7	8
負債中の内部留保（税引後）	1,344	1,365
劣後債務の含み損益（税引後）	△1	△10
保有契約価値	△285	△397
確実性等価将来利益現価	515	618
オプションと保証の時間価値	△283	△387
フリクショナル・コスト	△17	△14
ヘッジ不能リスクに係る費用	△500	△613

- (注) 1. 純資産の部合計は、評価・換算差額等合計を除き、株式報酬費用累計額を含みます。
 2. 負債中の内部留保は、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額。
 3. 確実性等価将来利益現価は、参考金利での資産運用収益を前提とし、将来の税引後利益を参考金利で割り引いた現在価値です。この評価額には、当社の商品に含まれるオプションと保証の本源的価値を反映しています。
 4. オプションと保証の時間価値は、市場整合的なリスク中立経済シナリオを用いて確率論的に算定しています。
 5. フリクショナル・コストは、当社が生命保険事業を行っていく上で必要と考える資本水準を維持するための費用です。
 6. ヘッジ不能リスクに係る費用は、将来価値を計算する上で、確実性等価将来利益現価やオプションと保証の時間価値では十分に反映されていない、ヘッジ不能なリスクに係る費用です。

③新契約価値

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
新契約価値	409	553
修正純資産	△332	△307
将来価値	742	860
確実性等価将来利益現価	870	1,045
オプションと保証の時間価値	△12	△25
フリクショナル・コスト	△0	△0
ヘッジ不能リスクに係る費用	△114	△158

- (注) 「新契約価値」は、MCEV総額のうち評価日前1年間の新契約分の数値を表しており、転換契約は転換による価値の純増加分のみを含めています。

④2017年度末から2018年度末へのMCEV変動要因

(単位：億円)

項目	増減
前年度末MCEV	8,250
前年度末MCEVの調整	△125
前年度末MCEV（調整後）	8,124
当年度新契約価値	553
期待された保有契約からの貢献（参照金利部分）	75
期待された保有契約からの貢献（参照金利超過部分）	449
保有契約価値及び必要資本からフリー・サーフラスへの移転	—
保険関係の前提条件と実績の差異	△79
保険関係の前提条件変更	△99
その他保険事業関係の変動	—
保険事業活動によるMCEV増減	899
経済変動及び経済的前提変更の影響	△461
その他事業外の変動	—
MCEV増減総額	437
当年度末MCEV	8,562

⑤前提条件を変更した場合の影響（感応度）

(単位：億円)

	MCEVの変動	新契約価値の変動
2018年度末	8,562	553
感応度1：金利50bp上昇	471	176
感応度2：金利50bp低下（低下後の下限0%）	△189	△139
感応度3：金利50bp低下（全年限一律低下）	△781	△210
感応度4：株式・不動産価値10%下落	△607	—
感応度5：解約失効率10%低下	198	52
感応度6：事業費率（契約維持に関する事業費）10%減少	240	17
感応度7：生命保険の保険事故発生率5%低下	270	3
感応度8：年金保険の死亡率5%低下	△17	△0
感応度9：必要資本を法定最低水準に変更	10	0
感応度10：株式ボラティリティ25%上昇	△42	—
感応度11：金利ボラティリティ25%上昇	△94	△10

⑥MCEV計算における主要な前提条件

a. 参照金利

確実性等価将来利益現価の計算において使用する参照金利（割引率及び運用利回り）は、日本円については評価日現在の日本国債の金利、外貨については評価日現在のスワップレートを使用しています。計算に使用した参考金利（スポットレート換算）は次のとおりです。

期間	日本国債	
	2018年3月末	2019年3月末
1年	△0.134%	△0.178%
2年	△0.137%	△0.183%
3年	△0.118%	△0.195%
4年	△0.118%	△0.211%
5年	△0.108%	△0.202%
10年	0.043%	△0.081%
15年	0.292%	0.165%
20年	0.542%	0.358%
25年	0.709%	0.492%
30年	0.778%	0.538%
40年	0.950%	0.613%
50年	1.070%	0.661%

（データ：財務省（補正後））

期間	米ドル金利スワップ		豪ドル金利スワップ	
	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末
1年	2.435%	2.563%	2.136%	1.733%
2年	2.601%	2.392%	2.237%	1.632%
3年	2.680%	2.309%	2.347%	1.621%
4年	2.698%	2.282%	2.454%	1.640%
5年	2.731%	2.288%	2.538%	1.704%
10年	2.814%	2.428%	2.866%	2.060%
15年	2.863%	2.551%	3.063%	2.305%
20年	2.906%	2.605%	3.127%	2.420%
25年	3.021%	2.619%	3.126%	2.459%
30年	2.834%	2.619%	3.086%	2.431%
40年	2.763%	2.585%	3.025%	2.378%
50年	2.977%	2.526%	2.988%	2.347%

(データ : Bloomberg (補正後))

b. その他の前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュフローは、契約消滅までの期間にわたり、保険種類別に、過去、現在及び期待される将来の実績を勘案したベース（ベスト・エスティメイト前提）で予測しています。

⑦ その他の注意事項

- a. 当グループは、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）に、当グループのMCEVについて検証を依頼し、意見を受領しています。（同意見書及び当グループのMCEVについては、当社ホームページに掲載しています。）
- b. MCEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がMCEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、MCEVは生命保険株式会社の企業価値を評価する一つの指標ですが、実際の株式の市場価値はMCEVから著しく乖離することがあります。

11 計算書類関係

【1】貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)					
現金及び預貯金		378,014	5.2	324,271	4.4
現金		196		138	
預貯金		377,817		324,133	
買入金銭債権		56,122	0.8	61,306	0.8
有価証券		5,291,799	73.3	5,549,950	74.9
国債		1,621,850		1,507,921	
地方債		169,000		164,705	
社債		926,678		1,154,270	
株式		493,407		459,306	
外国証券		1,963,553		2,158,645	
その他の証券		117,309		105,101	
貸付金		1,165,756	16.1	1,145,362	15.5
保険約款貸付		46,694		42,975	
一般貸付		1,119,061		1,102,386	
有形固定資産		233,481	3.2	236,091	3.2
土地		131,498		134,388	
建物		99,386		97,362	
リース資産		1,446		2,951	
建設仮勘定		465		774	
その他の有形固定資産		685		615	
無形固定資産		14,126	0.2	13,583	0.2
ソフトウェア		12,960		12,438	
リース資産		711		693	
その他の無形固定資産		454		451	
再保険貸		241	0.0	133	0.0
その他資産		74,183	1.0	73,608	1.0
未収金		4,287		13,338	
前払費用		3,445		3,920	
未収収益		30,726		33,001	
預託金		4,702		4,591	
金融派生商品		29,408		17,459	
仮払金		1,013		706	
その他の資産		599		590	
繰延税金資産		6,955	0.1	8,858	0.1
貸倒引当金		△1,218	△0.0	△1,301	△0.0
資産の部合計		7,219,463	100.0	7,411,864	100.0

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(負債の部)					
保険契約準備金		6,389,235	88.5	6,569,075	88.6
支払備金		20,006		20,989	
責任準備金		6,336,877		6,519,586	
契約者配当準備金		32,351		28,499	
再保険借		63	0.0	58	0.0
社債		57,000	0.8	37,000	0.5
その他負債		220,053	3.0	243,616	3.3
債券貸借取引受入担保金		109,943		121,374	
借入金		43,000		63,000	
未払法人税等		691		833	
未払金		6,268		6,286	
未払費用		9,081		10,533	
前受収益		819		810	
預り金		896		895	
預り保証金		7,250		8,366	
金融派生商品		3,099		6,773	
金融商品等受入担保金		36,069		18,765	
リース債務		2,371		3,997	
仮受金		559		1,977	
その他の負債		3		3	
役員賞与引当金		88	0.0	93	0.0
退職給付引当金		22,545	0.3	21,522	0.3
価格変動準備金		116,472	1.6	120,078	1.6
再評価に係る繰延税金負債		5,316	0.1	5,106	0.1
負債の部合計		6,810,776	94.3	6,996,551	94.4
(純資産の部)					
資本金		62,500	0.9	62,500	0.8
資本剰余金		62,500	0.9	62,500	0.8
資本準備金		62,500		62,500	
利益剰余金		165,945	2.3	179,203	2.4
その他利益剰余金		165,945		179,203	
不動産圧縮積立金		497		481	
別途積立金		60,000		60,000	
繰越利益剰余金		105,448		118,721	
株主資本合計		290,945	4.0	304,203	4.1
その他有価証券評価差額金		157,699	2.2	149,966	2.0
繰延ヘッジ損益		△4,320	△0.1	△2,987	△0.0
土地再評価差額金		△35,637	△0.5	△35,869	△0.5
評価・換算差額等合計		117,742	1.6	111,109	1.5
純資産の部合計		408,687	5.7	415,312	5.6
負債及び純資産の部合計		7,219,463	100.0	7,411,864	100.0

【2】損益計算書

(単位：百万円)

年度 科目	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	738,716	100.0	917,610	100.0
保険料等収入	511,900		715,120	
保険料	511,514		714,627	
再保険収入	386		493	
資産運用収益	189,495		190,444	
利息及び配当金等収入	137,721		143,579	
預貯金利息	2		6	
有価証券利息・配当金	113,148		119,845	
貸付金利息	13,101		11,538	
不動産賃貸料	7,821		8,486	
その他利息配当金	3,646		3,702	
金銭の信託運用益	0		—	
有価証券売却益	51,357		45,956	
為替差益	—		853	
貸倒引当金戻入額	26		—	
その他運用収益	359		48	
特別勘定資産運用益	30		6	
その他経常収益	37,319		12,044	
年金特約取扱受入金	361		340	
保険金据置受入金	9,431		8,745	
責任準備金戻入額	20,409		—	
退職給付引当金戻入額	4,599		1,023	
その他の経常収益	2,518		1,935	
経常費用	675,925	91.5	863,413	94.1
保険金等支払金	522,746		521,457	
保険金	150,817		149,068	
年金	191,205		190,659	
給付金	76,129		76,398	
解約返戻金	68,780		65,926	
その他返戻金	35,276		38,928	
再保険料	537		475	
責任準備金等繰入額	885		183,693	
支払備金繰入額	884		982	
責任準備金繰入額	—		182,709	
契約者配当金積立利息繰入額	1		1	
資産運用費用	45,292		52,386	
支払利息	638		934	
有価証券売却損	14,099		4,733	
有価証券評価損	—		168	
金融派生商品費用	23,973		39,017	
為替差損	411		—	
貸倒引当金繰入額	—		83	
賃貸用不動産等減価償却費	2,648		3,594	
その他運用費用	3,521		3,854	
事業費	76,698		76,730	
その他経常費用	30,301		29,147	
保険金据置支払金	15,767		13,337	
税金	6,480		7,137	
減価償却費	6,033		6,787	
その他の経常費用	2,019		1,885	
経常利益	62,790	8.5	54,196	5.9
特別利益	26	0.0	152	0.0
固定資産等処分益	0		152	
関係会社株式売却益	26		—	
特別損失	4,280	0.6	5,522	0.6
固定資産等処分損	285		266	
減損損失	744		1,574	
価格変動準備金繰入額	3,251		3,606	
その他特別損失	—		75	
契約者配当準備金繰入額	15,664	2.1	13,138	1.4
税引前当期純利益	42,870	5.8	35,687	3.9
法人税及び住民税	10,238	1.4	10,798	1.2
法人税等調整額	2,151	0.3	△657	△0.1
法人税等合計	12,390	1.7	10,140	1.1
当期純利益	30,480	4.1	25,547	2.8

【3】株主資本等変動計算書

2017年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		不動産圧縮積立金	別途積立金	
当期首残高	62,500	62,500	513	40,000	114,251	154,765	279,765
当期変動額							
不動産圧縮積立金の取崩			△15		15	—	—
別途積立金の積立				20,000	△20,000	—	—
剰余金の配当					△19,582	△19,582	△19,582
当期純利益					30,480	30,480	30,480
土地再評価差額金の取崩					282	282	282
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△15	20,000	△8,803	11,180	11,180
当期末残高	62,500	62,500	497	60,000	105,448	165,945	290,945

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	141,782	△5,203	△35,354	101,224	380,989
当期変動額					
不動産圧縮積立金の取崩					—
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△19,582
当期純利益					30,480
土地再評価差額金の取崩					282
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,916	883	△282	16,517	16,517
当期変動額合計	15,916	883	△282	16,517	27,697
当期末残高	157,699	△4,320	△35,637	117,742	408,687

2018年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		不動産圧縮積立金	別途積立金	
当期首残高	62,500	62,500	497	60,000	105,448	165,945	290,945
当期変動額							
不動産圧縮積立金の取崩			△15		15	—	—
剰余金の配当					△12,522	△12,522	△12,522
当期純利益					25,547	25,547	25,547
土地再評価差額金の取崩					232	232	232
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△15	—	13,273	13,257	13,257
当期末残高	62,500	62,500	481	60,000	118,721	179,203	304,203

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	157,699	△4,320	△35,637	117,742	408,687
当期変動額					
不動産圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△12,522
当期純利益					25,547
土地再評価差額金の取崩					232
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,732	1,332	△232	△6,632	△6,632
当期変動額合計	△7,732	1,332	△232	△6,632	6,624
当期末残高	149,966	△2,987	△35,869	111,109	415,312

2017年度（2018年3月31日現在）	2018年度（2019年3月31日現在）
<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>一時払終身・年金保険資産区分に属する一時払個人年金保険の販売休止から一定期間が経過し、当事業年度において、ALMの観点から運用方針を変更しております。これにより、当該資産区分における満期保有目的の債券の一部を償還期日到来前に売却しております。なお、売却した債券の売却原価は8,263百万円、売却額は11,109百万円であり、売却益を2,845百万円計上しております。</p> <p>また、当売却に伴い、同資産区分の残りの満期保有目的の債券についても、その他有価証券へ保有目的を変更しております。この変更により、有価証券は34,920百万円、その他有価証券評価差額金は25,142百万円増加し、繰延税金資産は9,777百万円減少しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分及び無配当通貨指定型一時払個人年金保険等を除くすべての保険契約 一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険については、通貨別にすべての保険契約 団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 <p>（追加情報）</p> <p>当事業年度より販売開始した無配当通貨指定型一時払個人年金保険について、負債のキャッシュ・フロー特性に応じたリスク管理を行うことを目的として、新たに通貨別に小区分を設定しております。なお、この変更による当事業年度末における貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。</p> <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再評価を行った年月日 2002年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。 <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債（在外子会社等は除く。）は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、在外子会社等は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分及び無配当通貨指定型一時払個人年金保険等を除くすべての保険契約 一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険については、通貨別にすべての保険契約 団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再評価を行った年月日 2002年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。 <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債（在外子会社等は除く。）は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、在外子会社等は、取得時の為替相場により円換算しております。</p>	

2017年度（2018年3月31日現在）	2018年度（2019年3月31日現在）												
7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。	7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。												
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。												
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は212百万円であります。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は211百万円であります。												
8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。	8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。												
9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">退職給付見込額の期間帰属方法</td><td style="width: 50%;">給付算定式基準</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生年度に全額を費用処理</td></tr><tr><td>過去勤務費用の処理年数</td><td>発生年度に全額を費用処理</td></tr></table>	退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理	過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理	9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">退職給付見込額の期間帰属方法</td><td style="width: 50%;">給付算定式基準</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生年度に全額を費用処理</td></tr><tr><td>過去勤務費用の処理年数</td><td>発生年度に全額を費用処理</td></tr></table>	退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理	過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準												
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理												
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理												
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準												
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理												
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理												
10. 価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	10. 価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。												
11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。	11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替変動リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。												
12. 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。												
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。	13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次的方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象となるない契約については、平準純保険料式												
14. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次的方式により計算しております。	14. 株式会社T & Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。												
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象となるない契約については、平準純保険料式	15. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。 リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っています。												
15. 株式会社T & Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	15. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。 リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っています。												

2017年度（2018年3月31日現在）	2018年度（2019年3月31日現在）
<p>17. 未適用の会計基準等 (税効果会計に係る会計基準の適用指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日） ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日） <p>(1) 概要 個別計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。</p> <p>(2) 適用予定日 2018年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。 (収益認識に関する会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日） ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日） <p>(1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価格を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 <p>(2) 適用予定日 2021年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。</p> <p>18. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針 当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。 資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するE RM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。 この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。 なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。 また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク 当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。 有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。 貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。 デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。 デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>16. 未適用の会計基準等 (収益認識に関する会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日） ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日） <p>(1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価格を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 <p>(2) 適用予定日 2021年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。</p> <p>17. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針 当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。 資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するE RM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。 この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。 なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。 また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク 当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。 有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。 貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。 デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。 デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>

2017年度（2018年3月31日現在）		2018年度（2019年3月31日現在）																																																																																																																																																																	
<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>1. 全般的なリスク管理体制</p> <p>当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。</p> <p>組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で徹底したリスク管理を実施しております。</p> <p>なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。</p> <p>□. 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。</p> <p>△. 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。</p> <p>二. 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>		<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>イ. 全般的なリスク管理体制</p> <p>当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。</p> <p>組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で徹底したリスク管理を実施しております。</p> <p>なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。</p> <p>□. 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。</p> <p>△. 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。</p> <p>二. 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表 計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金及び預貯金</td> <td>378,014</td> <td>378,014</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2) 買入金銭債権</td> <td>56,122</td> <td>58,516</td> <td>2,393</td> </tr> <tr> <td>(3) 有価証券</td> <td>5,250,553</td> <td>5,583,413</td> <td>332,859</td> </tr> <tr> <td>①売買目的有価証券</td> <td>310</td> <td>310</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②満期保有目的の債券</td> <td>397,524</td> <td>500,992</td> <td>103,468</td> </tr> <tr> <td>③責任準備金対応債券</td> <td>1,303,187</td> <td>1,532,578</td> <td>229,391</td> </tr> <tr> <td>④その他有価証券</td> <td>3,549,531</td> <td>3,549,531</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸付金</td> <td>1,164,742</td> <td>1,202,149</td> <td>37,406</td> </tr> <tr> <td>①保険契約貸付（*1）</td> <td>46,694</td> <td>52,985</td> <td>6,290</td> </tr> <tr> <td>②一般貸付（*1）</td> <td>1,119,061</td> <td>1,149,164</td> <td>31,116</td> </tr> <tr> <td>③貸倒引当金（*2）</td> <td>△1,013</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>6,849,433</td> <td>7,222,093</td> <td>372,660</td> </tr> <tr> <td>(1) 社債</td> <td>57,000</td> <td>57,087</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>(2) 債券貸借取引受入担保金</td> <td>109,943</td> <td>109,943</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3) 借入金</td> <td>43,000</td> <td>43,100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>209,943</td> <td>210,130</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品（*3）</td> <td>26,308</td> <td>27,201</td> <td>892</td> </tr> <tr> <td>①ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>523</td> <td>523</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>25,784</td> <td>26,677</td> <td>892</td> </tr> </tbody> </table>			貸借対照表 計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	378,014	378,014	-	(2) 買入金銭債権	56,122	58,516	2,393	(3) 有価証券	5,250,553	5,583,413	332,859	①売買目的有価証券	310	310	-	②満期保有目的の債券	397,524	500,992	103,468	③責任準備金対応債券	1,303,187	1,532,578	229,391	④その他有価証券	3,549,531	3,549,531	-	(4) 貸付金	1,164,742	1,202,149	37,406	①保険契約貸付（*1）	46,694	52,985	6,290	②一般貸付（*1）	1,119,061	1,149,164	31,116	③貸倒引当金（*2）	△1,013	-	-	資産計	6,849,433	7,222,093	372,660	(1) 社債	57,000	57,087	87	(2) 債券貸借取引受入担保金	109,943	109,943	-	(3) 借入金	43,000	43,100	100	負債計	209,943	210,130	187	金融派生商品（*3）	26,308	27,201	892	①ヘッジ会計が適用されていないもの	523	523	-	②ヘッジ会計が適用されているもの	25,784	26,677	892	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表 計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金及び預貯金</td> <td>324,271</td> <td>324,271</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2) 買入金銭債権</td> <td>61,306</td> <td>63,558</td> <td>2,251</td> </tr> <tr> <td>(3) 有価証券</td> <td>5,507,402</td> <td>5,875,531</td> <td>368,129</td> </tr> <tr> <td>①売買目的有価証券</td> <td>143</td> <td>143</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②満期保有目的の債券</td> <td>395,529</td> <td>512,598</td> <td>117,068</td> </tr> <tr> <td>③責任準備金対応債券</td> <td>1,344,927</td> <td>1,595,988</td> <td>251,060</td> </tr> <tr> <td>④その他有価証券</td> <td>3,766,801</td> <td>3,766,801</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸付金</td> <td>1,144,360</td> <td>1,180,880</td> <td>36,520</td> </tr> <tr> <td>①保険契約貸付（*1）</td> <td>42,975</td> <td>48,679</td> <td>5,704</td> </tr> <tr> <td>②一般貸付（*1）</td> <td>1,102,386</td> <td>1,132,200</td> <td>30,815</td> </tr> <tr> <td>③貸倒引当金（*2）</td> <td>△1,001</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>7,037,341</td> <td>7,444,242</td> <td>406,901</td> </tr> <tr> <td>(1) 社債</td> <td>37,000</td> <td>37,159</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>(2) 債券貸借取引受入担保金</td> <td>121,374</td> <td>121,374</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3) 借入金</td> <td>63,000</td> <td>64,241</td> <td>1,241</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>221,374</td> <td>222,774</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品（*3）</td> <td>10,685</td> <td>11,558</td> <td>872</td> </tr> <tr> <td>①ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>257</td> <td>257</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>10,427</td> <td>11,300</td> <td>872</td> </tr> </tbody> </table>			貸借対照表 計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	324,271	324,271	-	(2) 買入金銭債権	61,306	63,558	2,251	(3) 有価証券	5,507,402	5,875,531	368,129	①売買目的有価証券	143	143	-	②満期保有目的の債券	395,529	512,598	117,068	③責任準備金対応債券	1,344,927	1,595,988	251,060	④その他有価証券	3,766,801	3,766,801	-	(4) 貸付金	1,144,360	1,180,880	36,520	①保険契約貸付（*1）	42,975	48,679	5,704	②一般貸付（*1）	1,102,386	1,132,200	30,815	③貸倒引当金（*2）	△1,001	-	-	資産計	7,037,341	7,444,242	406,901	(1) 社債	37,000	37,159	159	(2) 債券貸借取引受入担保金	121,374	121,374	-	(3) 借入金	63,000	64,241	1,241	負債計	221,374	222,774	1,400	金融派生商品（*3）	10,685	11,558	872	①ヘッジ会計が適用されていないもの	257	257	-	②ヘッジ会計が適用されているもの	10,427	11,300	872
	貸借対照表 計上額	時価	差額																																																																																																																																																																
(1) 現金及び預貯金	378,014	378,014	-																																																																																																																																																																
(2) 買入金銭債権	56,122	58,516	2,393																																																																																																																																																																
(3) 有価証券	5,250,553	5,583,413	332,859																																																																																																																																																																
①売買目的有価証券	310	310	-																																																																																																																																																																
②満期保有目的の債券	397,524	500,992	103,468																																																																																																																																																																
③責任準備金対応債券	1,303,187	1,532,578	229,391																																																																																																																																																																
④その他有価証券	3,549,531	3,549,531	-																																																																																																																																																																
(4) 貸付金	1,164,742	1,202,149	37,406																																																																																																																																																																
①保険契約貸付（*1）	46,694	52,985	6,290																																																																																																																																																																
②一般貸付（*1）	1,119,061	1,149,164	31,116																																																																																																																																																																
③貸倒引当金（*2）	△1,013	-	-																																																																																																																																																																
資産計	6,849,433	7,222,093	372,660																																																																																																																																																																
(1) 社債	57,000	57,087	87																																																																																																																																																																
(2) 債券貸借取引受入担保金	109,943	109,943	-																																																																																																																																																																
(3) 借入金	43,000	43,100	100																																																																																																																																																																
負債計	209,943	210,130	187																																																																																																																																																																
金融派生商品（*3）	26,308	27,201	892																																																																																																																																																																
①ヘッジ会計が適用されていないもの	523	523	-																																																																																																																																																																
②ヘッジ会計が適用されているもの	25,784	26,677	892																																																																																																																																																																
	貸借対照表 計上額	時価	差額																																																																																																																																																																
(1) 現金及び預貯金	324,271	324,271	-																																																																																																																																																																
(2) 買入金銭債権	61,306	63,558	2,251																																																																																																																																																																
(3) 有価証券	5,507,402	5,875,531	368,129																																																																																																																																																																
①売買目的有価証券	143	143	-																																																																																																																																																																
②満期保有目的の債券	395,529	512,598	117,068																																																																																																																																																																
③責任準備金対応債券	1,344,927	1,595,988	251,060																																																																																																																																																																
④その他有価証券	3,766,801	3,766,801	-																																																																																																																																																																
(4) 貸付金	1,144,360	1,180,880	36,520																																																																																																																																																																
①保険契約貸付（*1）	42,975	48,679	5,704																																																																																																																																																																
②一般貸付（*1）	1,102,386	1,132,200	30,815																																																																																																																																																																
③貸倒引当金（*2）	△1,001	-	-																																																																																																																																																																
資産計	7,037,341	7,444,242	406,901																																																																																																																																																																
(1) 社債	37,000	37,159	159																																																																																																																																																																
(2) 債券貸借取引受入担保金	121,374	121,374	-																																																																																																																																																																
(3) 借入金	63,000	64,241	1,241																																																																																																																																																																
負債計	221,374	222,774	1,400																																																																																																																																																																
金融派生商品（*3）	10,685	11,558	872																																																																																																																																																																
①ヘッジ会計が適用されていないもの	257	257	-																																																																																																																																																																
②ヘッジ会計が適用されているもの	10,427	11,300	872																																																																																																																																																																
<p>(*1) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。</p> <p>(*2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。</p> <p>(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。</p> <p>金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。</p> <p>また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。</p> <p>資産</p> <p>①現金及び預貯金</p> <p>時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額によっています。</p>		<p>(*1) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。</p> <p>(*2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。</p> <p>(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。</p> <p>金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。</p> <p>また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。</p> <p>資産</p> <p>①現金及び預貯金</p> <p>時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額によっています。</p>																																																																																																																																																																	

2017年度（2018年3月31日現在）

②買入金銭債権

有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは取引金融機関から提示された価格によっており、それが出来ない場合には、他の金融機関等から提示された価格によっております。

③有価証券

株式は主として取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。

なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、表中の有価証券に含めておりません。これらの当事業年度末における貸借対照表計上額は、関係会社株式5,763百万円、非上場株式（関係会社株式を除く。）8,938百万円、外国証券15,258百万円、その他の証券11,285百万円であります。

④貸付金

イ. 保険約款貸付

過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。

ロ. 一般貸付

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、原則として見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末における貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

ただし、複合金融商品については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

負債

①社債

元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。

②債券貸借取扱い入担保金

短期間の取り組みであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③借入金

元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。

金融派生商品

①為替予約取引において、当事業年度末の為替予約の評価は主に先渡価格を考慮し時価を算定しております。

②金利スワップ取引の時価は、当事業年度末現在の金利を基に、将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、一部については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

③株価指数先物、株式先渡取引、株価指数オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション及び通貨オプションの時価は、主たる取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

19. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当事業年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は147,018百万円、時価は179,942百万円であります。

なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。

20. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、380,957百万円であります。

21. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,538百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は166百万円、延滞債権額は193百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額6百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

2018年度（2019年3月31日現在）

②買入金銭債権

有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは取引金融機関から提示された価格によっており、それが出来ない場合には、他の金融機関等から提示された価格によっております。

③有価証券

株式は主として取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。

なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、表中の有価証券に含めておりません。これらの当事業年度末における貸借対照表計上額は、関係会社株式5,763百万円、非上場株式（関係会社株式を除く。）8,938百万円、外国証券15,258百万円、その他の証券11,285百万円であります。

④貸付金

イ. 保険約款貸付

過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。

ロ. 一般貸付

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、原則として見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末における貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

ただし、複合金融商品については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

負債

①社債

元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。

②債券貸借取扱い入担保金

短期間の取り組みであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③借入金

元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。

金融派生商品

①為替予約取引において、当事業年度末の為替予約の評価は主に先渡価格を考慮し時価を算定しております。

②金利スワップ取引の時価は、当事業年度末現在の金利を基に、将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、一部については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

③株価指数先物、株式先渡取引、株価指数オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション及び通貨オプションの時価は、主たる取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

18. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当事業年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は150,932百万円、時価は193,086百万円であります。

なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。

19. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、678,286百万円であります。

20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,059百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は137百万円、延滞債権額は182百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額5百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

2017年度（2018年3月31日現在）	2018年度（2019年3月31日現在）																				
(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,159百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,720百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。																				
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。																				
22. 有形固定資産の減価償却累計額は、116,969百万円であります。	21. 有形固定資産の減価償却累計額は、120,567百万円であります。																				
23. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、323百万円であります。なお、負債の額も同額であります。	22. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、151百万円であります。なお、負債の額も同額であります。																				
24. 関係会社に対する金銭債権の総額は13,942百万円、金銭債務の総額は6,885百万円であります。	23. 関係会社に対する金銭債権の総額は17,293百万円、金銭債務の総額は58,730百万円であります。																				
25. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table border="1"><tr><td>当期首現在高</td><td>34,371百万円</td></tr><tr><td>当事業年度契約者配当金支払額</td><td>17,686百万円</td></tr><tr><td>利息による増加等</td><td>1百万円</td></tr><tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>15,664百万円</td></tr><tr><td>当期末現在高</td><td>32,351百万円</td></tr></table>	当期首現在高	34,371百万円	当事業年度契約者配当金支払額	17,686百万円	利息による増加等	1百万円	契約者配当準備金繰入額	15,664百万円	当期末現在高	32,351百万円	24. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table border="1"><tr><td>当期首現在高</td><td>32,351百万円</td></tr><tr><td>当事業年度契約者配当金支払額</td><td>16,991百万円</td></tr><tr><td>利息による増加等</td><td>1百万円</td></tr><tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>13,138百万円</td></tr><tr><td>当期末現在高</td><td>28,499百万円</td></tr></table>	当期首現在高	32,351百万円	当事業年度契約者配当金支払額	16,991百万円	利息による増加等	1百万円	契約者配当準備金繰入額	13,138百万円	当期末現在高	28,499百万円
当期首現在高	34,371百万円																				
当事業年度契約者配当金支払額	17,686百万円																				
利息による増加等	1百万円																				
契約者配当準備金繰入額	15,664百万円																				
当期末現在高	32,351百万円																				
当期首現在高	32,351百万円																				
当事業年度契約者配当金支払額	16,991百万円																				
利息による増加等	1百万円																				
契約者配当準備金繰入額	13,138百万円																				
当期末現在高	28,499百万円																				
26. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。	25. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。																				
27. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）132,120百万円及び有価証券（外国証券）370,941百万円であります。 また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金109,943百万円であります。 なお、上記有価証券（国債）には、無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券10,015百万円を含んでおります。また、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券108,438百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券243,105百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券19,397百万円を含んでおります。	26. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）212,861百万円、有価証券（社債）21,670百万円及び有価証券（外国証券）567,489百万円であります。 また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金121,374百万円であります。 なお、上記有価証券（国債）には、無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券89,126百万円を含んでおり、上記有価証券（社債）には、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券21,670百万円を含んでおります。また、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券121,436百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券395,690百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券50,362百万円を含んでおります。																				
28. 貸付金に係るコミットメント契約の総額は7,760百万円であり、融資未実行残高は5,346百万円であります。	27. 貸付金に係るコミットメント契約の総額は6,700百万円であり、融資未実行残高は4,978百万円であります。																				
29. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。	28. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。																				
30. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	29. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。																				
31. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、9,287百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。	30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、8,821百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。																				
32. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は10百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は225百万円であります。	31. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は70百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は201百万円であります。																				

2017年度（2018年3月31日現在）

33. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。														
(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。														
(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首における退職給付債務</th> <th>54,887百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務費用</td> <td>2,117百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>363百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td> <td>479百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△2,407百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の当期発生額</td> <td>△3,510百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td><u>51,930百万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	期首における退職給付債務	54,887百万円	勤務費用	2,117百万円	利息費用	363百万円	数理計算上の差異の当期発生額	479百万円	退職給付の支払額	△2,407百万円	過去勤務費用の当期発生額	△3,510百万円	期末における退職給付債務	<u>51,930百万円</u>
期首における退職給付債務	54,887百万円													
勤務費用	2,117百万円													
利息費用	363百万円													
数理計算上の差異の当期発生額	479百万円													
退職給付の支払額	△2,407百万円													
過去勤務費用の当期発生額	△3,510百万円													
期末における退職給付債務	<u>51,930百万円</u>													
②年金資産の期首残高と期末残高の調整表														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首における年金資産</th> <th>27,742百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期待運用収益</td> <td>527百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td> <td>276百万円</td> </tr> <tr> <td>事業主からの拠出額</td> <td>1,929百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△1,090百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における年金資産</td> <td><u>29,384百万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	期首における年金資産	27,742百万円	期待運用収益	527百万円	数理計算上の差異の当期発生額	276百万円	事業主からの拠出額	1,929百万円	退職給付の支払額	△1,090百万円	期末における年金資産	<u>29,384百万円</u>		
期首における年金資産	27,742百万円													
期待運用収益	527百万円													
数理計算上の差異の当期発生額	276百万円													
事業主からの拠出額	1,929百万円													
退職給付の支払額	△1,090百万円													
期末における年金資産	<u>29,384百万円</u>													
③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>積立型制度の退職給付債務</th> <th>32,777百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金資産</td> <td>△29,384百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>3,392百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>19,153百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>22,545百万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	積立型制度の退職給付債務	32,777百万円	年金資産	△29,384百万円	非積立型制度の退職給付債務	3,392百万円	退職給付引当金	19,153百万円	合計	<u>22,545百万円</u>				
積立型制度の退職給付債務	32,777百万円													
年金資産	△29,384百万円													
非積立型制度の退職給付債務	3,392百万円													
退職給付引当金	19,153百万円													
合計	<u>22,545百万円</u>													
④退職給付に関連する損益														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務費用</th> <th>2,117百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利息費用</td> <td>363百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td>△527百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td> <td>203百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の当期の費用処理額</td> <td>△3,510百万円</td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td><u>△1,352百万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	勤務費用	2,117百万円	利息費用	363百万円	期待運用収益	△527百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	203百万円	過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,510百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△1,352百万円</u>		
勤務費用	2,117百万円													
利息費用	363百万円													
期待運用収益	△527百万円													
数理計算上の差異の当期の費用処理額	203百万円													
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,510百万円													
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△1,352百万円</u>													
⑤年金資産の主な内訳														
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>生命保険一般勘定</th> <th>39.6%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債券</td> <td>31.1%</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>17.1%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>共同運用資産</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>100.0%</u></td> </tr> </tbody> </table>	生命保険一般勘定	39.6%	債券	31.1%	外国証券	17.1%	株式	9.7%	共同運用資産	2.6%	合計	<u>100.0%</u>		
生命保険一般勘定	39.6%													
債券	31.1%													
外国証券	17.1%													
株式	9.7%													
共同運用資産	2.6%													
合計	<u>100.0%</u>													
⑥長期期待運用収益率の設定方法														
当社は、年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予測される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。														
⑦数理計算上の計算基礎に関する事項														
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>割引率</th> <th>一時金0.5%、年金0.8%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期期待運用収益率</td> <td>1.90%</td> </tr> </tbody> </table>	割引率	一時金0.5%、年金0.8%	長期期待運用収益率	1.90%										
割引率	一時金0.5%、年金0.8%													
長期期待運用収益率	1.90%													

34. 関係会社の株式は、5,763百万円であります。

35. 總延税金資産の総額は、72,525百万円、總延税金負債の総額は、61,405百万円であります。總延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,165百万円であります。
總延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金32,612百万円、保険契約準備金23,726百万円及び退職給付引当金6,312百万円であります。また、總延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金58,904百万円であります。

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。

36. 1株当たりの純資産額は、163,475円13銭であります。

2018年度（2019年3月31日現在）

32. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。												
(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。												
(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首における退職給付債務</th> <th>51,930百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務費用</td> <td>2,017百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>356百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td> <td>94百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△2,362百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td><u>52,035百万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	期首における退職給付債務	51,930百万円	勤務費用	2,017百万円	利息費用	356百万円	数理計算上の差異の当期発生額	94百万円	退職給付の支払額	△2,362百万円	期末における退職給付債務	<u>52,035百万円</u>
期首における退職給付債務	51,930百万円											
勤務費用	2,017百万円											
利息費用	356百万円											
数理計算上の差異の当期発生額	94百万円											
退職給付の支払額	△2,362百万円											
期末における退職給付債務	<u>52,035百万円</u>											
②年金資産の期首残高と期末残高の調整表												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首における年金資産</th> <th>29,384百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期待運用収益</td> <td>558百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td> <td>△193百万円</td> </tr> <tr> <td>事業主からの拠出額</td> <td>1,853百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△1,090百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における年金資産</td> <td><u>30,512百万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	期首における年金資産	29,384百万円	期待運用収益	558百万円	数理計算上の差異の当期発生額	△193百万円	事業主からの拠出額	1,853百万円	退職給付の支払額	△1,090百万円	期末における年金資産	<u>30,512百万円</u>
期首における年金資産	29,384百万円											
期待運用収益	558百万円											
数理計算上の差異の当期発生額	△193百万円											
事業主からの拠出額	1,853百万円											
退職給付の支払額	△1,090百万円											
期末における年金資産	<u>30,512百万円</u>											
③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>積立型制度の退職給付債務</th> <th>32,959百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金資産</td> <td>△30,512百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>2,446百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>19,076百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>21,522百万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	積立型制度の退職給付債務	32,959百万円	年金資産	△30,512百万円	非積立型制度の退職給付債務	2,446百万円	退職給付引当金	19,076百万円	合計	<u>21,522百万円</u>		
積立型制度の退職給付債務	32,959百万円											
年金資産	△30,512百万円											
非積立型制度の退職給付債務	2,446百万円											
退職給付引当金	19,076百万円											
合計	<u>21,522百万円</u>											
④退職給付に関する損益												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務費用</th> <th>2,017百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利息費用</td> <td>356百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td>△558百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td> <td>287百万円</td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td><u>2,102百万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	勤務費用	2,017百万円	利息費用	356百万円	期待運用収益	△558百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	287百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>2,102百万円</u>		
勤務費用	2,017百万円											
利息費用	356百万円											
期待運用収益	△558百万円											
数理計算上の差異の当期の費用処理額	287百万円											
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>2,102百万円</u>											
⑤年金資産の主な内訳												
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>生命保険一般勘定</th> <th>39.6%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債券</td> <td>29.5%</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>17.2%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>10.4%</td> </tr> <tr> <td>共同運用資産</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>100.0%</u></td> </tr> </tbody> </table>	生命保険一般勘定	39.6%	債券	29.5%	外国証券	17.2%	株式	10.4%	共同運用資産	3.3%	合計	<u>100.0%</u>
生命保険一般勘定	39.6%											
債券	29.5%											
外国証券	17.2%											
株式	10.4%											
共同運用資産	3.3%											
合計	<u>100.0%</u>											
⑥長期期待運用収益率の設定方法												
当社は、年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予測される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。												
⑦数理計算上の計算基礎に関する事項												
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>割引率</th> <th>一時金0.5%、年金0.8%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期期待運用収益率</td> <td>1.90%</td> </tr> </tbody> </table>	割引率	一時金0.5%、年金0.8%	長期期待運用収益率	1.90%								
割引率	一時金0.5%、年金0.8%											
長期期待運用収益率	1.90%											

33. 関係会社の株式は、5,808百万円であります。

34. 總延税金資産の総額は、72,730百万円、總延税金負債の総額は、59,625百万円であります。總延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,247百万円であります。
總延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金33,622百万円、保険契約準備金23,415百万円及び退職給付引当金6,026百万円であります。また、總延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金56,931百万円であります。

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。

35. 1株当たりの純資産額は、166,125円03銭であります。

(損益計算書関係)

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)																												
<p>1. 1株当たり当期純利益の金額は、12,192円14銭であります。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は1,219百万円、費用の総額は3,970百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券10,717百万円、株式等26,762百万円、外国証券13,878百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券661百万円、株式等1,073百万円、外国証券12,364百万円であります。</p> <p>5. 金融派生商品費用には、評価益が32,647百万円含まれております。</p> <p>6. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は38百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は12百万円であります。</p> <p>7. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">用途</td> <td style="width: 85%;">遊休不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td>愛知県稲沢市など16件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%;">509百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>234百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>744百万円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	遊休不動産等	種類	土地及び建物	場所等	愛知県稲沢市など16件	減損損失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%;">509百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>234百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>744百万円</td> </tr> </table>	土地	509百万円	建物等	234百万円	計	744百万円	<p>1. 1株当たり当期純利益の金額は、10,218円85銭であります。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は1,170百万円、費用の総額は4,588百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券24,593百万円、株式等18,676百万円、外国証券2,500百万円、その他187百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却損の主な内訳は、株式等77百万円、外国証券4,655百万円であります。</p> <p>5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等168百万円であります。</p> <p>6. 金融派生商品費用には、評価損が33,070百万円含まれております。</p> <p>7. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は59百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は23百万円であります。</p> <p>8. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">用途</td> <td style="width: 85%;">賃貸不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td>神奈川県藤沢市など28件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%;">1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,574百万円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	賃貸不動産等	種類	土地及び建物	場所等	神奈川県藤沢市など28件	減損損失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%;">1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,574百万円</td> </tr> </table>	土地	1,020百万円	建物等	554百万円	計	1,574百万円
用途	遊休不動産等																												
種類	土地及び建物																												
場所等	愛知県稲沢市など16件																												
減損損失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%;">509百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>234百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>744百万円</td> </tr> </table>	土地	509百万円	建物等	234百万円	計	744百万円																						
土地	509百万円																												
建物等	234百万円																												
計	744百万円																												
用途	賃貸不動産等																												
種類	土地及び建物																												
場所等	神奈川県藤沢市など28件																												
減損損失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%;">1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,574百万円</td> </tr> </table>	土地	1,020百万円	建物等	554百万円	計	1,574百万円																						
土地	1,020百万円																												
建物等	554百万円																												
計	1,574百万円																												

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項		1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	
発行済株式	普通株式	発行済株式	普通株式
当事業年度期首株式数	2,500千株	当事業年度期首株式数	2,500千株
当事業年度増加株式数	-千株	当事業年度増加株式数	-千株
当事業年度減少株式数	-千株	当事業年度減少株式数	-千株
当事業年度末株式数	2,500千株	当事業年度末株式数	2,500千株
2. 配当に関する事項		2. 配当に関する事項	
配当金支払額		配当金支払額	
決議	2017年6月23日定時株主総会	決議	2018年6月22日定時株主総会
株式の種類	普通株式	株式の種類	普通株式
配当金の総額	19,582百万円	配当金の総額	12,522百万円
1株当たり配当額	7,833円	1株当たり配当額	5,009円
基準日	2017年6月23日	基準日	2018年6月22日
効力発生日	2017年6月26日	効力発生日	2018年6月25日

【4】 経常利益等の明細（基礎利益）

(単位：百万円)

区分		2017年度	2018年度
基礎利益	A	48,547	51,859
キャピタル収益		52,113	46,809
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		51,357	45,956
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	853
その他キャピタル収益		755	—
キャピタル費用		38,484	44,471
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		14,099	4,733
有価証券評価損		—	168
金融派生商品費用		23,973	39,017
為替差損		411	—
その他キャピタル費用		—	551
キャピタル損益	B	13,629	2,338
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	62,177	54,198
臨時収益		612	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		612	—
個別貸倒引当金戻入額		0	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		—	2
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		—	—
個別貸倒引当金繰入額		—	2
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	612	△2
経常利益	A + B + C	62,790	54,196

(注) 2017年度については、金銭の信託運用益のうち、インカム・ゲインにあたる額0百万円について、金銭の信託運用益に含めず、同額を基礎利益に含めて記載しております。

【ご参考】 その他項目の内訳

(単位：百万円)

区分		2017年度	2018年度
基礎利益	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△755	551
その他キャピタル収益	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	755	—
その他キャピタル費用	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	551

(ご参考) 基礎利益明細

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
基礎収益		
保険料等収入	686,745	871,351
保険料	511,900	715,120
再保険収入	511,514	714,627
386		493
資産運用収益	138,136	143,634
利息及び配当金等収入	137,721	143,579
一般貸倒引当金戻入額	25	—
その他運用収益	359	48
特別勘定資産運用益	30	6
その他経常収益	36,707	12,044
年金特約取扱受入金	361	340
保険金据置受入金	9,431	8,745
支払備金戻入額	—	—
責任準備金戻入額	19,797	—
退職給付引当金戻入額	4,599	1,023
その他の経常収益	2,518	1,935
その他基礎収益	0	551
基礎費用	638,197	819,492
保険金等支払金	522,746	521,457
保険金	150,817	149,068
年金	191,205	190,659
給付金	76,129	76,398
解約返戻金	68,780	65,926
その他返戻金	35,276	38,928
再保険料	537	475
責任準備金等繰入額	885	183,693
資産運用費用	6,808	8,464
支払利息	638	934
一般貸倒引当金繰入額	—	81
賃貸用不動産等減価償却費	2,648	3,594
その他運用費用	3,521	3,854
特別勘定資産運用損	—	—
事業費	76,698	76,730
その他経常費用	30,301	29,147
保険金据置支払金	15,767	13,337
税金	6,480	7,137
減価償却費	6,033	6,787
退職給付引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	2,019	1,885
その他基礎費用	755	—
基礎利益	48,547	51,859

【5】2018年度における保険計理人の確認

保険業法第121条第1項第1号及び第3号の規定に基づく保険計理人の確認を、将来収支分析を用いて行っています。将来収支分析については、金融庁長官の認定基準である公益社団法人日本アクチュアリー会の「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（以下「実務基準」という。）に基づき実施しており、すべてのシナリオについて、実務基準に基本シナリオとして定められたシナリオを用いて分析を行いました。

第三分野保険については、法令（保険業法第121条第1項第1号（第三分野保険に係るものに限る。））等に基づき、第三分野保険のストレステスト、ならびに、必要に応じて負債十分性テストを実施し、責任準備金の積み立てが十分な水準であることを確認しています。ストレステストの計算に際しては、過去の実績保険事故発生率の推移等に基づいて、将来の不確実性を考慮して給付事由ごとに設定したシナリオを用いています。

2018年度の第三分野保険のストレステストの結果、現在の責任準備金の積み立てが十分な水準であることが確認され、負債十分性テストの実施が必要な契約区分は発生いたしませんでした。

なお、責任準備金積立の適切性については、社内の関連委員会等により保険事故発生率等の実績に関するモニタリングを実施することで事後的に検証を行っています。また、ストレステストの内容ならびにその際に用いる危険発生率等の合理性及び妥当性については、計算を行う部門とは独立した部門が検証を行う体制とすることにより、相互牽制機能を働かせています。

(用語説明)

保険計理人の確認

保険会社は、保険業法の規定に基づき、保険計理人を選出し保険数理に関する事項について関与させなければなりません。保険計理人の職務のひとつとして、毎決算期に保険業法に定める事項について確認を行い、その結果を記載した意見書を取り締役会に提出することとされています。

確認を要する事項は、保険業法第121条に規定される次の3項目です。

1. 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか（責任準備金積立の確認）
2. 契約者配当または社員に対する剰余金の分配が公正かつ平衡に行われているかどうか（契約者配当の確認）
3. 財産の状況に関する確認事項として、
 - イ. 予測に基づく将来の資産の額が、負債の額に照らして保険業の継続の観点から適正な水準を維持できるかどうか（事業継続基準の確認）
 - ロ. 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか（ソルベンシー・マージン基準の確認）

将来収支分析

保険計理人の確認を要する3項目のうち、1. 責任準備金積立の確認、3. 財産の状況に関する確認については、その確認にあたり、保険会社の将来の収支予測を用います。この収支予測を用いて分析を行うことを「将来収支分析」といいます。

基本シナリオ

将来収支分析で将来の収支予測を行うためには、新契約獲得見込みや、解約・失効見込み等の前提が必要となります。金融庁長官の認定基準である公益社団法人日本アクチュアリー会の実務基準で示されている方法に則り設定する前提を、「基本シナリオ」といいます。

第三分野保険のストレステスト

1%の確率（信頼水準99%）で発生が見込まれる多額の給付が発生するという前提で計算された、将来10年間の給付金額の累計が、保険料計算上の予定事故発生率に基づき計算された将来10年間の給付金額の累計の範囲内に収まることを、契約区分毎に確認いたします。その結果、不足額が発生した契約区分については、危険準備金を積み立てることとされています。（平成10年大蔵省告示第231号に基づく。）

第三分野保険の負債十分性テスト

第三分野保険のストレステストの結果、通常の予測の範囲内のリスク（信頼水準97.7%）に対応できないおそれがあると認められる契約区分について、責任準備金の十分性を確認するための負債十分性テストを行います。その結果、不足額が発生した契約区分については、不足額に相当する追加責任準備金を積み立てることとされています。（平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に基づく。）

契約区分

第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストは、保有契約のうちで、基礎率が同等と考えられる契約をまとめて契約区分として設定し、その契約区分ごとに計算を行うこととされています。

【6】会社法による会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、2018年度の計算書類等について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

※なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるように、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しています。

【7】事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容

該当事項はありません。

(ご参考) 重要な後発事象

2017年度、2018年度とも記載する事項はありません。

12 有価証券等の時価情報（会社合計）

【1】有価証券の時価情報（会社合計）

①売買目的有価証券の評価損益

売買目的有価証券は、一般勘定では保有していないため、特別勘定と同様です。なお、特別勘定の売買目的有価証券の評価損益は、164ページをご参照ください。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

売買目的有価証券以外の有価証券は、特別勘定では保有していないため、一般勘定と同様です。なお、一般勘定の有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）は、154～157ページをご参照ください。

【2】金銭の信託の時価情報（会社合計）

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

【3】土地等の時価情報（会社合計）

土地等は、特別勘定では保有していないため、一般勘定と同様です。なお、一般勘定の土地等の時価情報は、157ページをご参照ください。

【4】デリバティブ取引の時価情報（会社合計）

デリバティブ取引は、特別勘定では取り組んでいないため、一般勘定と同様です。なお、一般勘定のデリバティブ取引の時価情報は、158～162ページをご参照ください。

13 資産関係

【1】一般勘定資産の運用状況

■ 運用環境

2018年度の日本経済は、主に好調な企業収益や雇用・所得環境の改善により緩やかな景気回復基調が継続しました。このような経済環境のもと、主な市場動向は以下のとおりとなりました。

【国内株式】

国内株式市場は、年度前半は海外株式市場の上昇などを背景に堅調に推移しましたが、年度後半に中国の景気減速懸念などから一時的にリスク回避の動きが強まり、株価は2万円を下回る局面がありました。その後は米国の利上げ観測が弱まることなどから株価は回復し、3月末の日経平均株価は21,205円となりました。

(日経平均株価)

2018年3月末 21,454円	→	2019年3月末 21,205円
------------------	---	------------------

【国内金利】

国内長期金利は、7月末の金融政策決定会合にて日銀が長期金利の誘導レンジを拡大したことにより一時上昇する局面もありましたが、米国の利上げ観測後退などによる海外金利の低下から国内長期金利も低下し、3月末の10年国債利回りは△0.095%となりました。

(10年国債利回り)

2018年3月末 0.045%	→	2019年3月末 △0.095%
-----------------	---	------------------

【外国株式】

米国株式市場は、前半は堅調な経済成長を背景に上昇基調で推移しました。その後、中国の景気減速懸念などにより一時的に下落する局面がありましたが、米国の利上げ観測の後退などから再び上昇基調となり、3月末のN Yダウ平均株価は25,928ドルとなりました。

(N Yダウ平均株価)

2018年3月末 24,103ドル	→	2019年3月末 25,928ドル
-------------------	---	-------------------

【海外金利】

米国長期金利は、堅調な経済指標を背景とした利上げ継続見通しなどから一時3.2%台まで上昇しました。その後、利上げ観測が後退したことから米国長期金利は低下し、3月末の米国10年国債利回りは2.405%となりました。

(米国10年国債利回り)

2018年3月末 2.739%	→	2019年3月末 2.405%
-----------------	---	-----------------

【為替】

為替については、中国の景気減速懸念などからドル円は一時的にリスク回避の動きから円高が進行する局面でしたが、総じて円安基調で推移しました。一方、ユーロはユーロ圏景気鈍化への警戒感から、対ドル、対円で下落となりました。

(ドル／円<TTM>)

2018年3月末 106.24円	→	2019年3月末 110.99円
------------------	---	------------------

(ユーロ／円<TTM>)

2018年3月末 130.52円	→	2019年3月末 124.56円
------------------	---	------------------

■ 運用方針

当社は、ERMのもとで、ご契約者にお約束した利回りを、長期に安定的に確保できるポートフォリオの構築を目指すとともに、公共性、健全性などに十分に配慮しながら資産運用を行うこととしています。

この基本的な方針に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金などの円金利資産を中心に投資する一方で、内外株式などをはじめとするリスク性資産については、適正なリスク管理に基づき資産運用を行っています。

■ 運用実績の概況

【資産の状況】

2018年度末の一般勘定資産は、前年度末比1,925億円増加し、7兆4,117億円となりました。

【主な投資行動】

円金利資産のうち国内公社債については、低金利環境が継続するなかALMの観点から投資を行い、相対的に利回りが高い社債の買入れを行いました。貸付金については、金利動向とともに与信リスクに十分留意し、個別案件を精査し実行しました。

円金利資産以外の資産については、市場動向とともに価格変動リスクに十分留意し、資産配分を増加させました。

【有価証券の差損益】

有価証券の差損益（注）は、国内外の金利が低下したことなどにより、前年度末より257億円増加し、5,752億円となりました。

(注) 有価証券の差損益は、時価のある有価証券の差損益を記載しています。

【資産運用収益費用】

資産運用収益については、有価証券利息・配当金の増加などにより前年度比9億円増加し、1,904億円となりました。

資産運用費用については、金融派生商品費用の増加などにより前年度比70億円増加し、523億円となりました。

その結果、資産運用収支合計は1,380億円と、前年度比61億円減少しています。

(用語説明)

ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント)

資本・収益・リスクを一体的に管理することにより、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成することを目的とした戦略的な経営管理手法のことをいいます。

ALM (アセット・ライアビリティ・マネジメント)

長期の生命保険負債をふまえて、資産と負債を総合的に管理する手法のことをいいます。

【2】ポートフォリオの推移（一般勘定）

①資産の構成

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	378,005	5.2	324,264	4.4
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	56,122	0.8	61,306	0.8
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	5,291,489	73.3	5,549,807	74.9
公社債	2,717,529	37.6	2,826,897	38.1
株式	493,407	6.8	459,306	6.2
外国証券	1,963,553	27.2	2,158,645	29.1
公社債	1,690,574	23.4	1,802,420	24.3
株式等	272,979	3.8	356,225	4.8
その他の証券	116,998	1.6	104,958	1.4
貸付金	1,165,756	16.1	1,145,362	15.5
保険約款貸付	46,694	0.6	42,975	0.6
一般貸付	1,119,061	15.5	1,102,386	14.9
不動産	231,350	3.2	232,524	3.1
繰延税金資産	6,955	0.1	8,858	0.1
その他	90,683	1.3	90,891	1.2
貸倒引当金	△ 1,218	△ 0.0	△ 1,301	△ 0.0
合 計	7,219,144	100.0	7,411,713	100.0
うち外貨建資産	2,090,095	29.0	2,495,083	33.7

(注) 不動産については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

②資産の増減

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	△ 73,877	△ 53,740
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△ 8,917	5,184
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	141,912	258,317
公社債	11,398	109,368
株式	29,639	△ 34,101
外国証券	93,500	195,091
公社債	△ 5,291	111,845
株式等	98,791	83,245
その他の証券	7,373	△ 12,040
貸付金	△ 50,581	△ 20,394
保険約款貸付	△ 3,363	△ 3,719
一般貸付	△ 47,218	△ 16,675
不動産	35,455	1,173
繰延税金資産	△ 8,786	1,903
その他	△ 4,218	208
貸倒引当金	84	△ 83
合 計	31,071	192,569
うち外貨建資産	142,849	404,987

(注) 不動産については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

【3】運用利回り（一般勘定）

(単位：%)

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	△ 0.02	△ 0.02
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2.03	1.93
商品有価証券	—	—
金銭の信託	0.05	—
有価証券	2.54	2.39
公社債	1.81	2.30
株式	9.97	8.26
外国証券	2.06	1.34
その他の証券	4.79	5.88
貸付金	1.10	0.99
うち一般貸付	0.99	0.88
不動産	1.51	1.10
一般勘定計	2.08	1.95
うち海外投融資	1.89	1.26

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、「資産運用収益－資産運用費用」として算出した利回りです。

2. 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計です。

【4】主要資産の平均残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	309,058	304,567
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	58,760	56,297
商品有価証券	—	—
金銭の信託	249	—
有価証券	5,051,709	5,254,725
公社債	2,710,659	2,760,943
株式	355,989	357,127
外国証券	1,890,020	2,048,654
その他の証券	95,039	88,000
貸付金	1,212,234	1,159,341
うち一般貸付	1,163,958	1,114,467
不動産	202,650	231,371
一般勘定計	6,931,376	7,073,484
うち海外投融資	2,049,262	2,358,600

【5】商品有価証券明細表（一般勘定）

当社は、2017年度末、2018年度末とも商品有価証券の残高はありません。

【6】商品有価証券売買高（一般勘定）

当社は、2017年度末、2018年度末とも商品有価証券の売買高はありません。

【7】有価証券明細表（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	1,621,850	30.7	1,507,921	27.2
地方債	169,000	3.2	164,705	3.0
社債	926,678	17.5	1,154,270	20.8
うち公社・公団債	725,804	13.7	882,690	15.9
株式	493,407	9.3	459,306	8.3
外国証券	1,963,553	37.1	2,158,645	38.9
公社債	1,690,574	31.9	1,802,420	32.5
株式等	272,979	5.2	356,225	6.4
その他の証券	116,998	2.2	104,958	1.9
合計	5,291,489	100.0	5,549,807	100.0

【8】有価証券残存期間別残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
2017年度末	有価証券	191,113	364,521	489,647	538,384	745,420	2,962,402
	国債	56,506	4,997	88,301	133,139	131,681	1,207,224
	地方債	9,037	6,840	6,311	10,809	43,787	92,213
	社債	52,563	71,232	95,547	117,788	135,312	454,233
	株式	—	—	—	—	—	493,407
	外国証券	60,611	261,077	286,007	273,658	432,260	649,937
	公社債	58,930	258,633	286,007	273,658	432,260	381,082
	株式等	1,680	2,444	—	—	—	268,854
	その他の証券	12,394	20,373	13,477	2,989	2,378	65,385
	買入金銭債権	—	714	—	—	—	55,407
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
2018年度末	合計	191,113	365,235	489,647	538,384	745,420	3,017,809
	有価証券	130,978	420,553	714,801	515,138	815,935	2,952,400
	国債	4,998	12,512	162,645	104,848	119,534	1,103,381
	地方債	3,251	6,333	16,806	20,623	31,795	85,894
	社債	28,270	93,683	193,372	113,862	228,213	496,867
	株式	—	—	—	—	—	459,306
	外国証券	94,403	278,594	333,560	273,071	434,663	744,351
	公社債	92,871	276,159	333,560	273,071	434,663	392,093
	株式等	1,532	2,434	—	—	—	352,258
	その他の証券	53	29,429	8,416	2,732	1,727	62,598
	買入金銭債権	428	—	—	2,017	—	58,860
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合計	131,407	420,553	714,801	517,156	815,935	3,011,260
							5,611,114

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

【9】保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）

(単位：%)

区分	2017年度末	2018年度末
公社債	1.66	1.72
外国公社債	3.38	3.31

【10】業種別株式保有明細表（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
水産・農林業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	19,245	3.9	19,330	4.2
製造業	238 252 2,067 28,748 6,110 — — 10 6,892 — 638 138,848 24,560 10,948 22,175 828	0.0 0.1 0.4 5.8 1.2 — — 0.0 1.4 — 0.1 28.1 5.0 2.2 4.5 0.2	228 110 1,937 22,249 2,873 — — 10 4,991 — 466 104,058 20,515 9,453 23,716 792	0.0 0.0 0.4 4.8 0.6 — — 0.0 1.1 0.1 22.7 4.5 2.1 5.2 0.2
電気・ガス業	3,045	0.6	3,061	0.7
運輸・情報通信業	86,741 — — 413 12	17.6 — — 0.1 0.0	110,673 — — 367 1,639	24.1 — — 0.1 0.4
商業	15,018 —	3.0 —	16,193 —	3.5 —
金融・保険業	25,487 21,531 13,399 24,444	5.2 4.4 2.7 5.0	21,223 17,040 12,857 20,850	4.6 3.7 2.8 4.5
不動産業	37,013	7.5	39,929	8.7
サービス業	4,733	1.0	4,733	1.0
合計	493,407	100.0	459,306	100.0

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

【11】貸付金明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
保険約款貸付	46,694	42,975
契約者貸付	45,421	41,740
保険料振替貸付	1,273	1,234
一般貸付 (うち非居住者貸付)	1,119,061 (-)	1,102,386 (-)
企業貸付 (うち国内企業向け)	775,645 (775,645)	781,101 (781,101)
国・国際機関・政府関係機関貸付	19	2,015
公共団体・公企業貸付	106,077	101,402
住宅ローン	208,996	195,744
消費者ローン	28,141	21,977
その他	181	146
合計	1,165,756	1,145,362

【12】貸付金残存期間別残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
2017 年度末	変動金利	12,763	32,720	15,525	21,187	5,807	9,858	97,862
	固定金利	128,913	189,685	197,613	167,366	196,705	140,914	1,021,198
	一般貸付計	141,676	222,405	213,138	188,554	202,513	150,773	1,119,061
2018 年度末	変動金利	20,767	20,206	12,943	18,404	4,452	9,302	86,077
	固定金利	104,270	195,976	203,081	162,554	197,495	152,931	1,016,309
	一般貸付計	125,038	216,183	216,024	180,958	201,948	162,233	1,102,386

【13】国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定）

(単位：件、百万円、%)

区分		2017年度末		2018年度末	
		占率	占率	占率	占率
大企業	貸付先数 金額	116 663,480	69.9 85.5	120 661,859	68.6 84.7
中堅企業	貸付先数 金額	2 1,830	1.2 0.2	2 1,490	1.1 0.2
中小企業	貸付先数 金額	48 110,335	28.9 14.2	53 117,751	30.3 15.1
国内企業向け 貸付計	貸付先数 金額	166 775,645	100.0 100.0	175 781,101	100.0 100.0

(注) 1. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

2. 業種の区分は以下のとおりです。

業種	①右の②～④を除く全業種	②「小売業」、「飲食業」		③「サービス業」		④「卸売業」		
大企業	従業員 300人超かつ	資本金 10億円以上	従業員 50人超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100人超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100人超かつ	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下	資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下		

(注) サービス業とは、「物品販賣業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」及び「その他のサービス」で構成されています。

【14】貸付金業種別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末		
	金額	占率	金額	占率	
製造業	101,605	9.1	99,720	9.0	
	食料	1,000	0.1	1,000	0.1
	繊維	7,400	0.7	7,900	0.7
	木材・木製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	6,100	0.5	5,860	0.5
	印刷	—	—	—	—
	化学	32,848	2.9	30,873	2.8
	石油・石炭	—	—	—	—
	窯業・土石	1,000	0.1	1,000	0.1
	鉄鋼	26,000	2.3	24,178	2.2
	非鉄金属	700	0.1	700	0.1
	金属製品	505	0.0	175	0.0
	はん用・生産用・業務用機械	14,500	1.3	9,484	0.9
	電気機械	4,650	0.4	2,650	0.2
	輸送用機械	6,902	0.6	15,900	1.4
	その他の製造業	—	—	—	—
国内向け	農業・林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	8,169	0.7	8,281	0.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	25,011	2.2	33,389	3.0
	情報通信業	3,000	0.3	1,000	0.1
	運輸業、郵便業	73,548	6.6	65,132	5.9
	卸売業	127,000	11.3	125,250	11.4
	小売業	1,280	0.1	1,680	0.2
	金融業、保険業	175,807	15.7	183,173	16.6
	不動産業	113,158	10.1	123,897	11.2
	物品賃貸業	146,560	13.1	141,017	12.8
	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
	宿泊業	62	0.0	43	0.0
	飲食業	—	—	—	—
海外向け	生活関連サービス業、娯楽業	157	0.0	228	0.0
	教育、学習支援業	—	—	—	—
	医療・福祉	—	—	—	—
	その他のサービス	305	0.0	303	0.0
	地方公共団体	106,077	9.5	101,402	9.2
	個人（住宅・消費・納税資金等）	237,319	21.2	217,867	19.8
	その他	—	—	—	—
	合計	1,119,061	100.0	1,102,386	100.0
	政府等	—	—	—	—
	金融機関	—	—	—	—
	商工業（等）	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
一般貸付計		1,119,061	100.0	1,102,386	100.0

(注) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）の業種分類に準拠しています。

【15】貸付金使途別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	40,704	4.6	41,808	4.7
運転資金	841,008	95.4	842,692	95.3
合 計	881,713	100.0	884,501	100.0

(注) 法人向け貸付を対象とし、住宅ローン・消費者ローン等を除いています。

【16】貸付金地域別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	1,172	0.1	1,103	0.1
東北	4,867	0.6	4,938	0.6
関東	656,667	74.5	641,817	72.6
中部	67,739	7.7	78,163	8.8
近畿	117,827	13.4	123,846	14.0
中国	16,783	1.9	15,922	1.8
四国	702	0.1	2,642	0.3
九州	15,951	1.8	16,064	1.8
合 計	881,713	100.0	884,501	100.0

(注) 1. 個人ローン・非居住者貸付・保険約款貸付等は含んでいません。

2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

3. 地域区分 北海道……北海道

東北 ……青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島
 関東 ……茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 中部 ……新潟、富山、石川、福井、長野、山梨、岐阜、愛知、静岡、三重
 近畿 ……滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
 中国 ……鳥取、島根、岡山、広島、山口
 四国 ……香川、徳島、愛媛、高知
 九州 ……福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

【17】貸付金担保別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	48	0.0	37	0.0
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	48	0.0	37	0.0
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	15,469	1.4	13,906	1.3
信用貸付	866,223	77.4	870,574	79.0
その他	237,319	21.2	217,867	19.8
一般貸付計	1,119,061	100.0	1,102,386	100.0
うち劣後特約付貸付	39,500	3.5	40,000	3.6

【18】有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率(%)
2017 年度	土地	112,160	19,982	644 (509)	—	131,498	—
	建物	69,456	34,727	446 (234)	4,351	99,386	114,641 53.6
	リース資産	1,480	224	— (—)	258	1,446	473 24.7
	建設仮勘定	14,278	6,121	19,933 (—)	—	465	—
	その他の有形固定資産	369	438	1 (—)	121	685	1,855 73.0
	合 計	197,744	61,493	21,025 (744)	4,731	233,481	116,969
	うち賃貸等不動産	110,625	38,829	198 (—)	2,315	146,941	54,352
2018 年度	土地	131,498	4,124	1,235 (1,020)	—	134,388	—
	建物	99,386	4,003	685 (554)	5,342	97,362	117,709 54.7
	リース資産	1,446	2,032	2 (—)	524	2,951	950 24.4
	建設仮勘定	465	949	640 (—)	—	774	—
	その他の有形固定資産	685	126	1 (—)	193	615	1,907 75.6
	合 計	233,481	11,236	2,566 (1,574)	6,060	236,091	120,567
	うち賃貸等不動産	146,941	7,548	359 (245)	3,274	150,856	57,210

(注) 「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を記載しています。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
不動産残高	231,350	232,524
営業用	71,609	68,867
賃貸用	159,741	163,657
賃貸用ビル保有数	126棟	126棟

【19】海外投融資の状況（一般勘定）

①資産別明細

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末		
	金額	占率	金額	占率	
外貨建資産	公社債	1,816,375	83.9	2,114,355	82.1
	株式	18,201	0.8	13,228	0.5
	現預金・その他	255,518	11.8	367,499	14.3
	小計	2,090,095	96.5	2,495,083	96.9
円貨額が確定した外貨建資産	公社債	—	—	—	—
	現預金・その他	32,303	1.5	37,944	1.5
	小計	32,303	1.5	37,944	1.5
円貨建資産	非居住者貸付	—	—	—	—
	外国公社債	22,856	1.1	32,937	1.3
	外国株式等	19,746	0.9	8,494	0.3
	その他	34	0.0	67	0.0
	小計	42,637	2.0	41,499	1.6
海外投融資	2,165,036	100.0	2,574,526	100.0	

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

②外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	1,238,966	59.3	1,576,779	63.2
ユーロ	315,538	15.1	368,517	14.8
豪ドル	163,877	7.8	218,294	8.7
英ポンド	190,358	9.1	186,304	7.5
加ドル	123,681	5.9	117,743	4.7
その他	57,672	2.8	27,444	1.1
合計	2,090,095	100.0	2,495,083	100.0

③地域別構成

(単位：百万円、%)

区分	外国証券				非居住者貸付				
	金額	占率	公社債	株式等					
2017年度末	北米	838,616	42.7	816,641	48.3	21,974	8.0	—	—
	ヨーロッパ	516,507	26.3	495,180	29.3	21,327	7.8	—	—
	オセアニア	149,494	7.6	149,494	8.8	—	—	—	—
	アジア	15,631	0.8	—	—	15,631	5.7	—	—
	中南米	231,350	11.8	17,304	1.0	214,045	78.4	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	211,952	10.8	211,952	12.5	—	—	—	—
	合計	1,963,553	100.0	1,690,574	100.0	272,979	100.0	—	—
2018年度末	北米	876,766	40.6	855,468	47.5	21,297	6.0	—	—
	ヨーロッパ	595,892	27.6	582,851	32.3	13,041	3.7	—	—
	オセアニア	124,461	5.8	124,461	6.9	—	—	—	—
	アジア	13,228	0.6	—	—	13,228	3.7	—	—
	中南米	326,351	15.1	17,693	1.0	308,657	86.6	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	221,945	10.3	221,945	12.3	—	—	—	—
	合計	2,158,645	100.0	1,802,420	100.0	356,225	100.0	—	—

【20】公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度		2018年度	
	金額	金額	金額	金額
公共債	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	公社・公団債	25	22	22
	小計	25	22	22
貸付	政府関係機関	19	2,015	2,015
	公共団体・公企業	11,959	900	900
	小計	11,978	2,915	2,915
	合計	12,003	2,937	2,937

(注) 国内向けの新規引受及び新規貸出実行額を対象としています。

【21】各種ローン金利（代表例）

2017年度				2018年度			
一般貸付標準金利 <長期プライムレート>		住宅ローン<全期間固定> 期間35年		一般貸付標準金利 <長期プライムレート>		住宅ローン<全期間固定> 期間35年	
日付	金利	日付	金利	日付	金利	日付	金利
4/10	0.950%	(※)	1.596%	4/10	1.000%		1.596%
5/9	0.950%		1.596%	5/10	1.000%		1.596%
6/9	0.950%		1.596%	6/7	1.000%		1.596%
7/11	1.000%		1.596%	7/9	1.000%		1.596%
8/9	1.000%		1.596%	8/9	1.000%		1.596%
9/7	1.000%		1.596%	9/10	1.000%		1.596%
10/10	1.000%		1.596%	10/9	1.000%		1.596%
11/9	1.000%		1.596%	11/8	1.000%		1.596%
12/7	1.000%		1.596%	12/10	1.000%		1.596%
1/9	1.000%		1.596%	1/9	1.000%		1.596%
2/9	1.000%		1.596%	2/7	1.000%		1.596%
3/9	1.000%		1.596%	3/7	1.000%		1.596%

(注) 住宅ローンは、保証料込みの金利です。

(※) 2016年7月27日

【22】その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類		取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
2017 年度	繰延資産	74	—	0	44	29	
	その他	471	102	3	—	570	
	合計	545	102	3	44	599	
2018 年度	繰延資産	74	—	0	49	24	
	その他	570	31	35	—	565	
	合計	644	31	35	49	590	

【23】債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	351	318
危険債権	9	2
要管理債権	2,179	1,740
小計 (対合計比)	2,540 (0.16%)	2,061 (0.11%)
正常債権	1,546,340	1,823,606
合計	1,548,881	1,825,667

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

【24】リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	166	137
延滞債権額	193	182
3カ月以上延滞債権額	2,159	1,720
貸付条件緩和債権額	20	20
合計 (貸付残高に対する比率)	2,538 (0.22%)	2,059 (0.18%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2017年度末が延滞債権額6百万円、2018年度末が延滞債権額5百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となつた債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあつた債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つたもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

【25】個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
繰入額	143	145
取崩額	144	143
純繰入額	△0	2

(注) 上記取崩額については、目的使用によるものを除いています。

【26】元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況

該当ありません。

14 負債関係

14

負債
関係

【1】支払備金明細表

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
保 險 金	死亡保険金	5,848
	災害保険金	60
	高度障害保険金	787
	満期保険金	249
	その他	1,727
	小計	8,674
年金	726	1,063
給付金	7,504	8,167
解約返戻金	1,634	1,391
保険金据置支払金	101	85
その他共計	20,006	20,989

【2】責任準備金明細表

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険 (一般勘定)	2,210,972
	(特別勘定)	2,210,649
		322
	個人年金保険 (一般勘定)	3,149,871
	(特別勘定)	3,149,871
		—
	団体保険 (一般勘定)	14,196
	(特別勘定)	14,196
		—
	団体年金保険 (一般勘定)	890,205
	(特別勘定)	890,205
		—
その他		4,305
	(一般勘定)	4,305
	(特別勘定)	—
小計		4,400
	(一般勘定)	4,400
	(特別勘定)	—
危険準備金		6,269,552
	(一般勘定)	6,269,229
	(特別勘定)	322
合計	67,325	67,325
(一般勘定)		6,336,877
		6,336,554
		322

【3】責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
保険料積立金	5,559,678	5,597,319
未経過保険料	709,873	854,941
払戻積立金	—	—
危険準備金	67,325	67,325
合計	6,336,877	6,519,586

【4】個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

区分	2017年度末	2018年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約 平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約 平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

【5】責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	11	4.00～5.50
1981年度～1985年度	180,507	1.00～6.00
1986年度～1990年度	398,586	1.00～6.00
1991年度～1995年度	544,468	1.00～5.75
1996年度～2000年度	383,243	1.75～2.75
2001年度～2005年度	316,800	1.50～2.00
2006年度～2010年度	592,020	1.10～1.50
2011年度	421,719	1.10～1.50
2012年度	589,779	1.10～1.50
2013年度	301,583	1.00
2014年度	503,624	1.00
2015年度	304,934	0.50～1.00
2016年度	336,602	0.50～1.00
2017年度	213,990	0.25～2.60
2018年度	447,204	0.25～3.10

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く。）を記載しています。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

【6】特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）の該当はありません。

【7】契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2017年度	当期首現在高	11,440	6,081	14,742	1,715	84	306
	利息による増加	1	0	0	－	0	－
	配当金支払による減少	1,423	1,105	13,977	885	4	290
	当期繰入額	245	154	14,348	630	0	285
	当期末現在高	10,264 (8,439)	5,131 (3,776)	15,113 (90)	1,460 (－)	79 (44)	301 (－) (12,351)
2018年度	当期首現在高	10,264	5,131	15,113	1,460	79	301
	利息による増加	1	0	0	－	0	－
	配当金支払による減少	930	1,033	13,976	767	3	280
	当期繰入額	240	158	12,697	△233	0	274
	当期末現在高	9,575 (8,167)	4,258 (3,336)	13,833 (88)	459 (－)	76 (40)	296 (－) (11,632)

(注) 括弧内はうち積立配当金額です。

【8】引当金明細表

(単位：百万円)

区分	貸倒引当金		役員賞与 引当金	価格変動 準備金
	一般貸倒 引当金	個別貸倒 引当金		
2017年度	当期首残高	1,100	202	75
	当期末残高	1,075	143	88
	当期増減(△)額	△25	△58	13
2018年度	当期首残高	1,075	143	88
	当期末残高	1,156	145	93
	当期増減(△)額	81	2	4
				3,606

【9】特定海外債権引当勘定の状況

当社は、2017年度末、2018年度末とも対象債権額、純繰入額、引当残高について該当ありません。

【10】社債明細表

(単位：百万円、%)

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率	担保	償還期限
当社	第4回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定期付分割制限少人数私募)	2013年9月27日	20,000	—	0.99	なし	2023年9月27日
当社	第5回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定期付分割制限少人数私募)	2017年12月22日	37,000	37,000	0.64	なし	2027年12月22日
合計		—	57,000	37,000	—	—	—

- (注) 1. 第4回期限前償還条項付無担保社債の利率は2013年9月27日の翌日から2018年9月27日までの年率。2018年9月27日の翌日以降は、6ヶ月ユーロ円ライバーに2.02%を加算したものとしています。
 2. 第5回期限前償還条項付無担保社債の利率は2017年12月22日の翌日から2022年12月22日までの年率。2022年12月22日の翌日以降は、6ヶ月ユーロ円ライバーに2.00%を加算したものとしています。

【11】借入金等明細表

(単位：百万円、%)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	512	959	1.45	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	43,000	63,000	1.08	2027年度～2048年度
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,859	3,037	1.46	2020年度～2025年度
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	45,371	66,997	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しています。
 2. 借入金等残存期間別残高は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計	
2017 年度末	長期借入金	—	—	—	30,000	13,000	—	43,000
	リース債務	512	923	723	212	—	—	2,371
	その他有利子負債	—	—	—	—	—	—	—
2018 年度末	長期借入金	—	—	—	—	13,000	50,000	63,000
	リース債務	959	1,798	1,195	42	—	—	3,997
	その他有利子負債	—	—	—	—	—	—	—

15 資本関係

【1】資本金等明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	62,500	—	—	62,500	
うち既発行株式	(普通株式)	(2,500,000株)	(-)	(-)	(2,500,000株)
		62,500	—	—	62,500
	計	62,500	—	—	62,500
資本剰余金	(資本準備金)	62,500	—	—	62,500
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	計	62,500	—	—	62,500

【2】資本金の推移

年月日	増(減) 資額	増(減) 資後資本金	摘要
2003年 4月 1日	37,500百万円	37,500百万円	相互会社から株式会社への組織変更
2009年 3月27日	25,000百万円	62,500百万円	株主割当による新株の発行

16 保険事業関係収支

【1】保険料明細表

①払方別保険料明細表

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	349,976	516,368
(うち一時払)	6,048	1,679
(うち年払)	2,400	2,075
(うち半年払)	321	293
(うち月払)	341,205	512,320
個人年金保険	67,813	90,148
(うち一時払)	21,332	47,909
(うち年払)	—	—
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	46,481	42,238
団体保険	31,469	29,781
団体年金保険	61,048	77,139
その他共計	511,514	714,627

②収入年度別保険料明細表

(単位：百万円、%)

区分	2017年度	2018年度
個人保険 個人年金保険	初年度保険料	78,574
	次年度以降保険料	339,216
	小計	417,790
団体保険	初年度保険料	237
	次年度以降保険料	31,231
	小計	31,469
団体年金保険	初年度保険料	1
	次年度以降保険料	61,046
	小計	61,048
その他共計	初年度保険料	78,841
	次年度以降保険料	432,672
	合計 (増加率)	511,514 (△21.8)

【2】保険金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2017年度	死亡保険金	22,655	699	12,106	—	—	0 35,460
	災害保険金	327	—	16	—	—	— 343
	高度障害保険金	1,005	12	971	—	—	— 1,989
	満期保険金	101,797	—	—	4,158	—	— 105,956
	その他	6,774	9	282	—	—	— 7,066
	合計	132,560	720	13,376	4,158	—	0 150,817
2018年度	死亡保険金	23,130	801	11,466	—	—	0 35,397
	災害保険金	250	—	16	—	—	— 266
	高度障害保険金	1,032	16	919	—	—	— 1,968
	満期保険金	81,191	—	—	22,559	—	— 103,751
	その他	7,367	12	305	—	—	0 7,684
	合計	112,971	829	12,706	22,559	—	0 149,068

【3】年金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2017年度	—	167,561	373	23,185	84	—	191,205
2018年度	—	166,638	355	23,590	74	—	190,659

【4】給付金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2017年度	死亡給付金	1,500	10,277	6	—	1	—
	入院給付金	16,713	169	11	—	—	80
	手術給付金	7,991	160	—	—	—	8,152
	障害給付金	35	—	4	—	—	39
	生存給付金	11,428	—	—	—	51	—
	その他	561	43	1	27,089	—	11,480
	合 計	38,231	10,650	24	27,089	53	80
2018年度	死亡給付金	1,593	10,572	5	—	—	12,172
	入院給付金	16,652	150	11	—	—	80
	手術給付金	8,172	142	—	—	—	8,314
	障害給付金	37	—	11	—	—	48
	生存給付金	10,747	—	—	—	74	—
	その他	920	43	8	27,172	—	0
	合 計	38,123	10,909	36	27,172	74	81

【5】解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2017年度	31,626	31,021	85	5,820	226	—	68,780
2018年度	29,880	33,146	56	2,668	174	—	65,926

17 資産運用関係収支

【1】資産運用収益明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	137,721	143,579
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	0	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	51,357	45,956
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	853
貸倒引当金戻入額	26	—
その他運用収益	359	48
合 計	189,464	190,438

【2】資産運用費用明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
支払利息	638	934
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	14,099	4,733
有価証券評価損	—	168
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	23,973	39,017
為替差損	411	—
貸倒引当金繰入額	—	83
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	2,648	3,594
その他運用費用	3,521	3,854
合 計	45,292	52,386

【3】資産運用関係収支（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
合 計	144,172	138,052

【4】利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
預貯金利息	2	6
有価証券利息・配当金	113,148	119,845
うち公社債利息	43,661	46,438
うち株式配当金	11,302	13,131
うち外国証券利息配当金	54,819	56,408
貸付金利息	13,101	11,538
不動産賃貸料	7,821	8,486
その他共計	137,721	143,579

【5】有価証券売却益明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
国債等債券	10,717	24,593
株式等	26,762	18,676
外国証券	13,878	2,500
その他共計	51,357	45,956

【6】有価証券売却損明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
国債等債券	661	—
株式等	1,073	77
外国証券	12,364	4,655
その他共計	14,099	4,733

【7】有価証券評価損明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
国債等債券	—	—
株式等	—	168
外国証券	—	—
その他共計	—	168

【8】貸付金償却額

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

【9】固定資産等処分益明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
有形固定資産	0	152
土地	—	135
建物	—	17
リース資産	—	—
その他	0	—
無形固定資産	—	—
その他	—	△0
合 計	0	152
うち賃貸等不動産	—	—

【10】固定資産等処分損明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
有形固定資産	263	265
土地	10	4
建物	248	256
リース資産	—	1
その他	4	3
無形固定資産	21	0
その他	—	—
合 計	285	266
うち賃貸等不動産	26	135

【11】賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
2017年度	有形固定資産	133,437	2,641	64,629	48.4
	建物	133,156	2,630	64,552	48.5
	その他の有形固定資産	280	11	77	27.7
	無形固定資産	60	2	21	35.6
	その他	61	3	35	58.3
合 計		133,559	2,648	64,687	48.4
2018年度	有形固定資産	135,123	3,587	67,749	50.1
	建物	135,016	3,578	67,657	50.1
	その他の有形固定資産	106	8	92	86.7
	無形固定資産	61	3	24	40.0
	その他	61	3	39	64.7
合 計		135,246	3,594	67,814	50.1

18 その他収支

【1】減価償却費明細表

(単位：百万円)

区分		取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
2017年度	有形固定資産	85,050	2,089	52,340	32,709	61.5
	建物	80,870	1,720	50,089	30,781	61.9
	リース資産	1,919	258	473	1,446	24.7
	その他の有形固定資産	2,260	109	1,777	482	78.7
	無形固定資産	26,441	3,943	12,763	13,677	48.3
その他		12	0	9	3	71.3
合 計		111,504	6,033	65,113	46,391	58.4
2018年度	有形固定資産	86,374	2,472	52,818	33,555	61.2
	建物	80,054	1,763	50,051	30,003	62.5
	リース資産	3,902	524	950	2,951	24.4
	その他の有形固定資産	2,417	185	1,815	601	75.1
	無形固定資産	26,159	4,314	13,023	13,136	49.8
その他		12	0	9	2	76.0
合 計		112,546	6,787	65,850	46,695	58.5

【2】事業費明細表

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
営業活動費	25,540	25,484
営業管理費	7,443	7,939
一般管理費	43,714	43,305
合 計	76,698	76,730

(注) 一般管理費のうち、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2017年度666百万円、2018年度633百万円です。

【3】税金明細表

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
国税	4,064	4,183
消費税	3,590	3,539
地方法人特別税	382	549
印紙税	86	94
登録免許税	5	—
その他の国税	△0	△0
地方税	2,416	2,953
地方消費税	825	955
法人事業税	917	1,317
固定資産税	547	560
不動産取得税	5	0
事業所税	120	118
その他の地方税	0	0
合 計	6,480	7,137

【4】リース取引

〈リース取引（借主側）〉

〔通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引〕
該当ありません。

19 有価証券等の時価情報（一般勘定）

【1】有価証券の時価情報（一般勘定）

①売買目的有価証券の評価損益

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高及び当期の損益に含まれた評価損益はありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益		差益	差損
			差益	差損		
2017年度末	満期保有目的の債券	430,856	536,719	105,862	105,862	—
	公社債	397,524	500,992	103,468	103,468	—
	買入金銭債権	33,332	35,726	2,393	2,393	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,303,187	1,532,578	229,391	229,725	334
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	その他有価証券	3,358,074	3,572,321	214,246	296,463	82,217
	公社債	1,000,111	1,033,668	33,556	61,096	27,539
	株式	333,670	478,754	145,084	146,940	1,856
	外国証券	1,919,494	1,931,394	11,899	64,606	52,706
	公社債	1,669,388	1,673,723	4,334	50,742	46,407
	株式等	250,106	257,671	7,564	13,864	6,299
	その他の証券	83,764	105,713	21,948	21,948	—
	買入金銭債権	21,032	22,789	1,757	1,871	114
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—
	合 計	5,092,118	5,641,619	549,500	632,051	82,551
	公社債	2,683,972	3,050,654	366,682	394,238	27,556
	株式	333,670	478,754	145,084	146,940	1,856
	外国証券	1,936,346	1,947,979	11,633	64,658	53,024
	公社債	1,686,239	1,690,308	4,068	50,794	46,725
	株式等	250,106	257,671	7,564	13,864	6,299
	その他の証券	83,764	105,713	21,948	21,948	—
	買入金銭債権	54,364	58,516	4,151	4,265	114
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益		差益	差損
			差益	差損		
2018年度末	満期保有目的の債券	428,712	548,032	119,320	119,320	—
	公社債	395,529	512,598	117,068	117,068	—
	買入金銭債権	33,182	35,434	2,251	2,251	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,344,927	1,595,988	251,060	251,097	37
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	その他有価証券	3,590,046	3,794,925	204,879	258,595	53,716
	公社債	1,086,490	1,122,635	36,144	48,093	11,948
	株式	350,244	444,655	94,410	103,859	9,449
	外国証券	2,052,386	2,107,689	55,302	86,936	31,633
	公社債	1,727,810	1,766,224	38,414	66,780	28,366
	株式等	324,575	341,464	16,888	20,155	3,267
	その他の証券	74,755	91,822	17,066	17,695	628
	買入金銭債権	26,169	28,124	1,955	2,011	56
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—
	合 計	5,363,686	5,938,946	575,259	629,013	53,753
	公社債	2,790,753	3,193,703	402,950	414,906	11,956
	株式	350,244	444,655	94,410	103,859	9,449
	外国証券	2,088,581	2,145,207	56,625	88,289	31,663
	公社債	1,764,005	1,803,743	39,737	68,133	28,396
	株式等	324,575	341,464	16,888	20,155	3,267
	その他の証券	74,755	91,822	17,066	17,695	628
	買入金銭債権	59,351	63,558	4,206	4,262	56
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	430,856	536,719	105,862	428,712	548,032	119,320
公社債	397,524	500,992	103,468	395,529	512,598	117,068
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	33,332	35,726	2,393	33,182	35,434	2,251
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	1,286,792	1,516,517	229,725	1,335,547	1,586,644	251,097
公社債	1,281,836	1,511,509	229,673	1,304,929	1,554,673	249,744
外国証券	4,956	5,008	52	30,618	31,971	1,352
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	16,395	16,061	△ 334	9,380	9,343	△37
公社債	4,500	4,483	△ 16	3,803	3,796	△7
外国証券	11,895	11,577	△ 317	5,577	5,547	△29
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	1,711,671	2,008,134	296,463	2,433,491	2,692,086	258,595
公社債	454,414	515,510	61,096	739,992	788,085	48,093
株式	310,376	457,316	146,940	252,577	356,437	103,859
外国証券	853,406	918,013	64,606	1,354,393	1,441,329	86,936
その他の証券	76,441	98,390	21,948	62,432	80,127	17,695
買入金銭債権	17,032	18,903	1,871	24,095	26,106	2,011
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	1,646,403	1,564,186	△ 82,217	1,156,555	1,102,839	△53,716
公社債	545,697	518,157	△ 27,539	346,498	334,550	△11,948
株式	23,294	21,438	△ 1,856	97,667	88,217	△9,449
外国証券	1,066,088	1,013,381	△ 52,706	697,992	666,359	△31,633
その他の証券	7,323	7,323	—	12,323	11,694	△628
買入金銭債権	4,000	3,886	△ 114	2,073	2,017	△56
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

- ・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。
(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	5,763	5,808
その他有価証券	33,125	34,720
非上場国内株式	8,938	8,937
非上場外国株式	11,338	11,309
非上場外国債券	—	—
その他	12,847	14,473
合 計	38,888	40,528

責任準備金対応債券について当社では、アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針を立て、管理しています。

このような運用方針を踏まえ、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としています。

- 一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分及び無配当通貨指定型一時払個人年金保険等を除くすべての保険契約
- 一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金については、通貨別にすべての保険契約
- 団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約
- 一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約

- ・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について為替等を評価し、時価のある有価証券と合計した時価情報は以下のとおりです。

区分	帳簿価額	時価	差損益	時価	
				差益	差損
満期保有目的の債券	430,856	536,719	105,862	105,862	—
公社債	397,524	500,992	103,468	103,468	—
買入金銭債権	33,332	35,726	2,393	2,393	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	1,303,187	1,532,578	229,391	229,725	334
子会社・関連会社株式	5,763	5,762	△ 1	—	1
その他有価証券	3,391,199	3,607,803	216,604	298,830	82,226
公社債	1,000,111	1,033,668	33,556	61,096	27,539
株式	342,609	487,693	145,084	146,940	1,856
外国証券	1,932,481	1,946,652	14,171	66,888	52,716
公社債	1,669,388	1,673,723	4,334	50,742	46,407
株式等	263,092	272,929	9,836	16,146	6,309
その他の証券	94,964	116,998	22,034	22,034	—
買入金銭債権	21,032	22,789	1,757	1,871	114
譲渡性預金	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	5,131,007	5,682,863	551,855	634,418	82,562
公社債	2,683,972	3,050,654	366,682	394,238	27,556
株式	348,323	493,407	145,084	146,940	1,856
外国証券	1,949,382	1,963,286	13,903	66,940	53,036
公社債	1,686,239	1,690,308	4,068	50,794	46,725
株式等	263,142	272,977	9,834	16,146	6,311
その他の証券	94,964	116,998	22,034	22,034	—
買入金銭債権	54,364	58,516	4,151	4,265	114
譲渡性預金	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
2018年度末	満期保有目的の債券	428,712	548,032	119,320	119,320
	公社債	395,529	512,598	117,068	117,068
	買入金銭債権	33,182	35,434	2,251	2,251
	譲渡性預金	—	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,344,927	1,595,988	251,060	251,097
	子会社・関連会社株式	5,808	5,798	△9	9
	その他有価証券	3,624,767	3,831,666	206,898	260,710
	公社債	1,086,490	1,122,635	36,144	48,093
	株式	359,182	453,592	94,410	103,859
	外国証券	2,065,163	2,122,355	57,191	88,915
	公社債	1,727,810	1,766,224	38,414	66,780
	株式等	337,353	356,130	18,777	22,135
	その他の証券	87,760	104,958	17,197	17,831
	買入金銭債権	26,169	28,124	1,955	2,011
	譲渡性預金	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	5,404,215	5,981,485	577,270	631,128
	公社債	2,790,753	3,193,703	402,950	414,906
	株式	364,896	459,306	94,410	103,859
	外国証券	2,101,453	2,159,959	58,505	90,268

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

【2】金銭の信託の時価情報（一般勘定）

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

【3】土地等の時価情報（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損
2017年度末	土地	131,498	175,773	44,274	52,999
	借地権	156	114	△42	12
	合 計	131,655	175,887	44,232	53,011
2018年度末	土地	134,388	192,802	58,414	66,285
	借地権	156	118	△38	13
	合 計	134,544	192,920	58,376	66,298

(注) 時価は、原則として鑑定評価額（重要度の低い物件等については公示価格等）をもとに算出しています。

【4】デリバティブ取引の時価情報 (一般勘定)

<定性的情報>

①取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は主に次のとおりです。

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引

金利関連：金利スワップ取引

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、個別株式オプション取引、先渡取引

債券関連：個別円建債券オプション取引、外国債券先物取引

②取組方針・利用目的

当社では、資産の安定的運用を目的として、保有現物資産とリンクしたリスクのヘッジ目的の活用を基本としています。取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等を事前に設定し、利用目的及び取引の許容範囲を明確にしています。

ただし、リスクの特定及び管理が可能なデリバティブ取引については、年度運用計画と整合性のあるものに限り、事前に取引枠を設定する等取引の許容範囲を明確にしたうえで、ヘッジ目的以外で取り組むことができることとしています。

一方、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、手続き、有効性評価の方法及び指定方法等を規程として明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っています。なお、デリバティブ取引以外の取引でヘッジ会計の適用対象としているものとして、国内・外国株式をヘッジ対象とし、信用取引をヘッジ手段とする取引（時価ヘッジ処理）があります。

③リスクの内容

当社が取り組むデリバティブ取引は、現物資産と同様に市場リスク（金利・株価・為替等市場環境の変化によりデリバティブ取引の価値が減少し損失を被るリスク）や信用リスク（デリバティブ取引の相手先が倒産等により契約不履行に陥り損失を被るリスク）が存在します。

④リスク管理体制

デリバティブ取引の市場リスク管理につきましては、

- a. 取引目的を明確化し、限定された範囲で取組みを行うこと
 - b. 相互牽制が機能する組織体制とすること
 - c. 経営陣への定期的な報告を行うこと
- などを基本としています。つまり、取引に際しては事前に取引内容、ヘッジ対象、取引枠等を設定し、取引後も管理部門によるポジションチェックを行い、また「リスク統括委員会」への定期的な報告を行う体制とされています。

信用リスク管理につきましても、取引先等の審査や取引先ごとに取引枠を設定する等リスクの回避・分散に努めています。

組織面においては、リスク管理部門を投融資執行部門から独立した組織として別途設置しているほか、「リスク統括委員会」の下部組織である「運用リスク専門委員会」において、リスクの把握・分析、リスク管理対策の検討等を行っています。さらに、投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部による監査の実施など、内部牽制が働く体制とされています。

⑤定量的情報に関する補足説明

デリバティブ取引の想定元本額及び契約額は、名目的なものであり、金額そのものが信用リスク量を示すものではありません。

また、デリバティブ取引の信用リスクとは、取引相手先が契約不履行な状態となった場合、同一の取引を市場にて再構築するために負担するコストに、将来の相場変動による潜在的なリスクを加えたものです。

なお、当社では、信用リスク（=与信相当額）を算出するにあたり、カレントエクスポージャー方式を採用しています。

<デリバティブ取引の与信相当額（一般勘定）>

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	契約金額・想定元本額	与信相当額	契約金額・想定元本額	与信相当額
金利スワップ	49,960	1,309	44,987	1,198
通貨関連	1,496,569	44,602	1,752,581	37,433
株式関連	45,100	5,582	44,614	3,275
債券関連	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,591,629	51,494	1,842,183	41,907

(注) 与信相当額の算出については、カレントエクスポージャー方式を採用しています。

(ただし、ネッティング〈取引先ごとに契約したすべてのデリバティブ取引の時価評価額を相殺〉を行っていません。)

<定量的情報>

①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位：百万円)

区分		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
2017 年度末	ヘッジ会計適用分	892	23,329	2,455	—	—	26,677
	ヘッジ会計非適用分	—	523	—	—	—	523
	合 計	892	23,853	2,455	—	—	27,201
2018 年度末	ヘッジ会計適用分	872	10,588	△ 160	—	—	11,300
	ヘッジ会計非適用分	—	257	—	—	—	257
	合 計	872	10,845	△ 160	—	—	11,558

(注) 1. ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2017年度末：通貨関連23,329百万円、株式関連2,455百万円、2018年度末：通貨関連10,588百万円、株式関連△160百万円）、及びヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上されています。

2. 為替予約等により決済時における円貨額が確定しており、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等に係る当該為替予約等は、開示の対象より除いています。

②ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

○通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2017年度末			2018年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売 建	19,086	—	524	524	32,064	—	258	258
	(うち米ドル)	8,681	—	170	170	14,667	—	102	102
	(うちユーロ)	3,940	—	112	112	11,370	—	126	126
	(うち豪ドル)	2,141	—	143	143	2,732	—	21	21
	(うち英ポンド)	4,033	—	74	74	2,578	—	△ 19	△ 19
	(うち加ドル)	289	—	22	22	716	—	27	27
	買 建	64	—	△ 0	△ 0	15	—	△ 0	△ 0
	(うち米ドル)	28	—	△ 0	△ 0	15	—	△ 0	△ 0
	(うち豪ドル)	35	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—
合 計		—	—	—	523	—	—	—	257

(注) 1. 各年度末の為替予約の評価は、主に先渡価格を考慮しています。

2. 為替予約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○株式関連

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

○債券関連

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

○その他

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

③ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	49,960	45,298	892
合 計		—	—	—	892

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2018年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	44,987	33,137	872
合 計		—	—	—	872

【ご参考】金利スワップ残存期間別想定元本残高

(単位：百万円)

区分	2017年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合 計
固定金利受取／変動金利支払 (平均受取金利) (平均支払金利)	4,662 0.42% 0.07%	18,248 0.56% 0.15%	8,000 0.56% 0.08%	17,880 0.89% 0.26%	1,170 0.80% 0.27%	— — —	49,960 0.67% 0.17%

(単位：百万円)

区分	2018年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合 計
固定金利受取／変動金利支払 (平均受取金利) (平均支払金利)	11,850 0.57% 0.10%	10,272 0.59% 0.16%	6,780 0.62% 0.03%	16,085 0.90% 0.30%	— — —	— — —	44,987 0.70% 0.17%

○通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建資産	1,445,119	—	23,329
	売 建		841,902	—	13,386
	(うち米ドル)		241,929	—	3,020
	(うちユーロ)		160,839	—	1,085
	(うち英ポンド)		56,684	—	1,511
	(うち豪ドル)		121,750	—	4,442
	(うち加ドル)		22,014	—	△ 116
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建貸付金	32,297	32,297	—
	(うち米ドル)		32,297	32,297	—
合 計		—	—	—	23,329

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2018年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建資産	1,682,563	—	10,588
	売 建		1,013,046	—	△ 459
	(うち米ドル)		314,056	—	9,005
	(うちユーロ)		133,222	—	666
	(うち英ポンド)		113,200	—	1,325
	(うち豪ドル)		95,010	—	△ 86
	(うち加ドル)		14,027	—	136
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建貸付金	37,937	37,937	—
	(うち米ドル)		37,937	37,937	—
合 計		—	—	—	10,588

- (注) 1. 各年度末の為替予約の評価は、主に先渡價格を考慮しています。
 2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しています。
 3. 為替予約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○株式関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	先渡契約	国内株式			
	売 建		45,100	—	2,455
合 計		—	—	—	2,455

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2018年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	先渡契約	国内株式			
	売 建		44,614	—	△ 160
合 計		—	—	—	△ 160

- (注) 先渡契約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○債券関連

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

○その他

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

④ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値

○金利関連

(単位：百万円)

区分	種類	2017年度末			2018年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	49,960	45,298	892	892	44,987	33,137	872	872
	合 計	—	—	—	892	—	—	—	872

(注) 金利スワップの「時価」欄には、差損益を記載しています。

○通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2017年度末			2018年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約 売 建 (うち米ドル)	1,464,206	—	23,853	23,853	1,714,628	—	10,846	10,846
	(うちユーロ)	850,583	—	13,557	13,557	1,027,713	—	△ 357	△ 357
	(うち英ポンド)	245,870	—	3,132	3,132	325,427	—	9,132	9,132
	(うち豪ドル)	164,872	—	1,160	1,160	135,800	—	646	646
	(うち加ドル)	58,826	—	1,654	1,654	115,933	—	1,346	1,346
	(うちニュージーランドドル)	122,040	—	4,465	4,465	95,727	—	△ 58	△ 58
	買 建	22,014	—	△ 116	△ 116	14,027	—	136	136
	(うち米ドル)	64	—	△ 0	△ 0	15	—	△ 0	△ 0
	(うち豪ドル)	28	—	△ 0	△ 0	15	—	△ 0	△ 0
	合 計	—	—	—	23,853	—	—	—	10,845

(注) 1. 各年度末の為替予約の評価は、主に先渡價格を考慮しています。

2. 為替予約等により決済時における円貨額が確定しており、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等に係る当該為替予約等は、開示の対象より除いています。
3. 為替予約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	2017年度末			2018年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	先渡契約 売 建	45,100	—	2,455	2,455	44,614	—	△ 160	△ 160
	合 計	—	—	—	2,455	—	—	—	△ 160

(注) 先渡契約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○債券関連

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

○その他

当社は、2017年度末・2018年度末とも残高はありません。

20 特別勘定に関する指標等

【1】特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
	金額	金額
個人変額保険	323	151
個人変額年金保険	—	—
団体年金保険	—	—
特別勘定計	323	151

【2】個人変額保険（特別勘定）の状況

①保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険（有期型）	—	—	—	—
変額保険（終身型）	455	1,397	443	828
合 計	455	1,397	443	828

②個人変額保険特別勘定資産の運用の経過

<運用環境>

- ・国内債券市場：国内長期金利は、日銀が長期金利の誘導レンジを拡大したことにより一時上昇する局面もありましたが、その後、米国の利上げ観測後退などから低下しました。
- ・国内株式市場：T O P I Xは、年度前半は好調な海外株式市場の上昇を背景として堅調に推移しましたが、その後、中国の景気減速懸念などから低下しました。
- ・海外債券市場：米国長期金利は、年度前半は利上げ継続見通しなどから上昇基調で推移しましたが、年度後半は利上げ観測の後退などから低下しました。
- ・海外株式市場：S & P 500は、前半は堅調な経済成長を背景に上昇基調で推移しました。その後、中国の景気減速懸念などにより下落する場面もありましたが、米国の利上げ観測の後退などから年明け後は再び上昇しました。
- ・為替市場：ドル円は中国の景気減速懸念などにより一時的に円高が進行する局面がありましたが、総じて円安基調で推移しました。一方、ユーロはユーロ圏景気鈍化への警戒感から、対ドル、対円で下落となりました。

【3】年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	9	2.8	7	4.8
有価証券	310	96.0	143	94.3
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	310	96.0	143	94.3
貸付金	—	—	—	—
その他	3	1.2	1	0.9
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	323	100.0	151	100.0

【4】個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	2017年度		2018年度	
	金額		金額	
利息配当金等収入		12		65
有価証券売却益		—		—
有価証券償還益		—		—
有価証券評価益		101		42
為替差益		—		—
金融派生商品収益		—		—
その他の収益		—		—
有価証券売却損		—		—
有価証券償還損		—		—
有価証券評価損		83		101
為替差損		—		—
金融派生商品費用		—		—
その他の費用		—		—
収支差額		30		6

【5】個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	310	17	143	△ 58

②金銭の信託の時価情報

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

③個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

【6】個人変額年金保険（特別勘定）の状況

当社は、2017年度末、2018年度末とも残高はありません。

21 保険会社及びその子会社等の状況

A. 保険会社及びその子会社等の概況

(1) 主要な事業の内容及び組織の構成

(2019年3月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、完全親会社である株式会社T&Dホールディングスの下、当社、子会社5社及び関連会社2社により構成されており、事業内容及び各事業部門における当社と関係会社の位置づけは以下のとおりです。



(注) ◎印は連結子会社、○印は持分法適用関連会社を示しています。

【2】子会社等に関する事項

(2019年3月31日現在)

①子会社

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	総株主の議決権に占める当社の保有議決権割合	総株主の議決権に占める当社子会社等の保有議決権割合
東陽保険代行株式会社	東京都北区赤羽2-17-4	70百万円	保険代理業	1971年6月4日	100.0%	—
太陽信用保証株式会社	東京都豊島区南池袋2-49-4	50百万円	信用保証業務	1981年4月1日	100.0%	—
T&Dコンファーム株式会社	東京都北区赤羽2-17-4	30百万円	生命保険契約に関する確認代行業務	1991年7月5日	100.0%	—
T&Dリース株式会社	東京都港区港南2-16-2	150百万円	リース業	1966年9月5日	88.4%	—
T&Dカスタマーサービス株式会社	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-18	10百万円	生命保険契約事務の取次ぎ、有価証券等の受渡しに関する業務、書類等の作成・整理・保管・発送・配達等の業務	1984年4月2日	60.0%	—

②子法人等

該当ありません。

③関連法人等

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	総株主の議決権に占める当社の保有議決権割合	総株主の議決権に占める当社子会社等の保有議決権割合
T & D情報システム株式会社	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-18	300百万円	コンピュータ処理業務	1999年7月15日	50.0%	—
Thuriya Ace Technology Company Limited	Building18, 8th Floor, Myanmar ICT Park, Hlaing Campus, Hlaing Township, Yangon,Myanmar	2,351百万チャット	保険会社向けの情報技術、情報技術システムおよびソフトウェアソリューションの設計、開発等の業務	2017年2月1日	49.0%	—

(注) 保険業法、保険業法施行令に規定する「子会社」「子法人等」及び「関連法人等」を記載しています。

B. 保険会社及びその子会社等の主要な業務

【1】直近事業年度における事業の概況

会社名	事業内容
東陽保険代行株式会社	保険代理店として、主にT&D保険グループ従業員等を対象に生命保険、損害保険、ペット保険を販売しています。 2018年度の営業収益は240百万円（前年比99.8%）、経常利益は30百万円（前年比105.7%）、当期純利益は22百万円（前年比128.4%）となりました。
太陽信用保証株式会社	太陽生命が取り扱うアパートローンを中心とした個人向け住宅ローンの信用保証業を営んでいます。 2018年度の営業収益は333百万円（前年比95.0%）、経常利益は127百万円（前年比78.5%）、当期純利益は82百万円（前年比81.5%）となりました。
T&Dコンファーム株式会社	T&D保険グループの生命保険契約に係る確認業務（契約確認・健康確認・支払確認）などを受託しています。 2018年度の営業収益は、320百万円（前年比104.7%）、経常利益は4百万円、当期純利益は5百万円となりました。
T&Dリース株式会社	主にLPガス販売事業者へのガスマーティーのリースをコア事業分野としてリース業を営んでいます。 2018年度の営業収益は17,468百万円（前年比104.8%）、経常利益は580百万円（前年比96.1%）、当期純利益は397百万円（前年比95.8%）となりました。
T&Dカスタマーサービス株式会社	T&D保険グループの事務を担当する会社として、生命保険事務の取次ぎ、有価証券の受渡しに関する業務などを行っています。 2018年度の営業収益は、658百万円（前年比98.1%）、経常利益は14百万円（前年比100.2%）、当期純利益は8百万円（前年比106.6%）となりました。
T&D情報システム株式会社	T&D保険グループのIT戦略会社として、システム開発から構築・運用まで、幅広く手がけています。 2018年度の営業収益は17,790百万円（前年比103.7%）、経常利益は60百万円（前年比102.7%）、当期純利益は39百万円（前年比108.3%）となりました。
Thuriya Ace Technology Company Limited	2017年4月1日より営業を開始しており、ミャンマーにおいて、現地保険会社向けのシステム開発・販売および太陽生命からのシステム開発委託業務を行っています。 2018年度の営業収益は29百万円（前年比102.4%）、経常利益は△12百万円、当期純利益は△12百万円となりました。

【2】主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
経常収益	1,078,370	891,553	915,670	755,465	934,759
経常利益	68,436	80,002	67,470	63,409	54,796
親会社株主に帰属する当期純利益	28,286	27,251	29,406	30,756	25,857
包括利益	171,528	△70,264	△79,663	47,618	19,507

(注) 2015年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」として表示しています。

(単位：百万円)

項目	2014年度 (2015年3月31日現在)	2015年度 (2016年3月31日現在)	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
総資産	7,263,862	7,132,028	7,233,980	7,265,970	7,457,447
連結ソルベンシー・マージン比率	1,001.1%	898.5%	857.6%	842.6%	857.1%

C. 保険会社及びその子会社等の財産の状況

【1】連結貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	年度	2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)					
現金及び預貯金		383,553	5.3	329,055	4.4
買入金銭債権		56,122	0.8	61,306	0.8
有価証券		5,289,192	72.8	5,547,143	74.4
貸付金		1,152,012	15.9	1,128,168	15.1
有形固定資産		233,971	3.2	236,473	3.2
土地		131,500		134,390	
建物		99,484		97,464	
建設仮勘定		465		774	
その他の有形固定資産		2,519		3,843	
無形固定資産		14,261	0.2	13,691	0.2
ソフトウェア		13,799		13,231	
その他の無形固定資産		462		459	
再保険貸		241	0.0	133	0.0
その他資産		130,977	1.8	133,988	1.8
繰延税金資産		7,008	0.1	8,903	0.1
貸倒引当金		△1,372	△0.0	△1,414	△0.0
資産の部合計		7,265,970	100.0	7,457,447	100.0
(負債の部)					
保険契約準備金		6,389,235	87.9	6,569,075	88.1
支払備金		20,006		20,989	
責任準備金		6,336,877		6,519,586	
契約者配当準備金		32,351		28,499	
再保険借		63	0.0	58	0.0
短期社債		6,000	0.1	6,000	0.1
社債		57,000	0.8	37,000	0.5
その他負債		254,674	3.5	276,959	3.7
役員賞与引当金		106	0.0	112	0.0
退職給付に係る負債		22,658	0.3	21,644	0.3
役員退職慰労引当金		32	0.0	36	0.0
価格変動準備金		116,472	1.6	120,078	1.6
繰延税金負債		13	0.0	15	0.0
再評価に係る繰延税金負債		5,316	0.1	5,106	0.1
負債の部合計		6,851,572	94.3	7,036,087	94.3
(純資産の部)					
資本金		62,500	0.9	62,500	0.8
資本剰余金		62,500	0.9	62,500	0.8
利益剰余金		170,607	2.3	184,175	2.5
株主資本合計		295,607	4.1	309,175	4.1
その他有価証券評価差額金		157,898	2.2	150,163	2.0
繰延ヘッジ損益		△4,320	△0.1	△2,987	△0.0
土地再評価差額金		△35,637	△0.5	△35,869	△0.5
為替換算調整勘定		△2	△0.0	1	0.0
その他の包括利益累計額合計		117,938	1.6	111,307	1.5
非支配株主持分		851	0.0	877	0.0
純資産の部合計		414,397	5.7	421,359	5.7
負債及び純資産の部合計		7,265,970	100.0	7,457,447	100.0

【2】連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円、%)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	
		金額	百分比	金額	百分比
経常収益		755,465	100.0	934,759	100.0
保険料等収入		511,900		715,120	
資産運用収益		189,198		190,115	
利息及び配当金等収入		137,377		143,248	
金銭の信託運用益		0		—	
有価証券売却益		51,357		45,956	
為替差益		—		853	
貸倒引当金戻入額		70		—	
その他運用収益		362		51	
特別勘定資産運用益		30		6	
その他経常収益		54,340		29,501	
責任準備金戻入額		20,409		—	
その他の経常収益		33,931		29,501	
持分法による投資利益		25		21	
経常費用		692,056	91.6	879,963	94.1
保険金等支払金		522,746		521,457	
保険金		150,817		149,068	
年金		191,205		190,659	
給付金		76,129		76,398	
解約返戻金		68,780		65,926	
その他返戻金		35,814		39,404	
責任準備金等繰入額		885		183,693	
支払備金繰入額		884		982	
責任準備金繰入額		—		182,709	
契約者配当金積立利息繰入額		1		1	
資産運用費用		45,271		52,344	
支払利息		616		896	
有価証券売却損		14,099		4,733	
有価証券評価損		—		168	
金融派生商品費用		23,973		39,017	
為替差損		411		—	
貸倒引当金繰入額		—		69	
貸付金償却		1		9	
賃貸用不動産等減価償却費		2,648		3,594	
その他運用費用		3,521		3,854	
事業費		77,725		77,683	
その他経常費用		45,427		44,785	
経常利益		63,409	8.4	54,796	5.9
特別利益		15	0.0	201	0.0
固定資産等処分益		0		152	
国庫補助金収入		15		42	
その他特別利益		—		6	
特別損失		4,295	0.6	5,571	0.6
固定資産等処分損		285		265	
減損損失		744		1,574	
価格変動準備金繰入額		3,251		3,606	
その他特別損失		15		124	
契約者配当準備金繰入額		15,664	2.1	13,138	1.4
税金等調整前当期純利益		43,463	5.8	36,288	3.9
法人税及び住民税等		10,483	1.4	11,027	1.2
法人税等調整額		2,173	0.3	△645	△0.1
法人税等合計		12,656	1.7	10,381	1.1
当期純利益		30,806	4.1	25,907	2.8
非支配株主に帰属する当期純利益		50	0.0	49	0.0
親会社株主に帰属する当期純利益		30,756	4.1	25,857	2.8

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科目	年度 (2017年 4月 1日から 2018年 3月31日まで)	2017年度 (2017年 4月 1日から 2018年 3月31日まで)	2018年度 (2018年 4月 1日から 2019年 3月31日まで)
		金額	
当期純利益		30,806	25,907
その他の包括利益		16,811	△6,399
その他有価証券評価差額金		15,930	△7,736
繰延ヘッジ損益		883	1,332
持分法適用会社に対する持分相当額		△2	4
包括利益		47,618	19,507
親会社株主に係る包括利益		47,566	19,459
非支配株主に係る包括利益		52	47

【3】連結株主資本等変動計算書

2017年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	62,500	62,500	159,150	284,150
当期変動額				
剩余金の配当			△19,582	△19,582
親会社株主に帰属する当期純利益			30,756	30,756
土地再評価差額金の取崩			282	282
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	11,456	11,456
当期末残高	62,500	62,500	170,607	295,607

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	継延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	141,969	△5,203	△35,354	△0	101,411	863	386,425
当期変動額							
剩余金の配当							△19,582
親会社株主に帰属する当期純利益							30,756
土地再評価差額金の取崩							282
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,929	883	△282	△2	16,526	△12	16,514
当期変動額合計	15,929	883	△282	△2	16,526	△12	27,971
当期末残高	157,898	△4,320	△35,637	△2	117,938	851	414,397

2018年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	62,500	62,500	170,607	295,607
当期変動額				
剩余金の配当			△12,522	△12,522
親会社株主に帰属する当期純利益			25,857	25,857
土地再評価差額金の取崩			232	232
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	13,568	13,568
当期末残高	62,500	62,500	184,175	309,175

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	継延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	157,898	△4,320	△35,637	△2	117,938	851	414,397
当期変動額							
剩余金の配当							△12,522
親会社株主に帰属する当期純利益							25,857
土地再評価差額金の取崩							232
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,734	1,332	△232	4	△6,631	25	△6,605
当期変動額合計	△7,734	1,332	△232	4	△6,631	25	6,962
当期末残高	150,163	△2,987	△35,869	1	111,307	877	421,359

【4】連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益（△は損失）		43,463	36,288
貸貸用不動産等減価償却費		2,648	3,594
減価償却費		6,213	6,985
減損損失		744	1,574
支払備金の増減額（△は減少）		884	982
責任準備金の増減額（△は減少）		△20,409	182,709
契約者配当準備金積立利息繰入額		1	1
契約者配当準備金繰入額		15,664	13,138
貸倒引当金の増減額（△は減少）		△129	52
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）		△4,589	△1,013
価格変動準備金の増減額（△は減少）		3,251	3,606
利息及び配当金等収入		△137,377	△143,248
有価証券関係損益（△は益）		△37,288	△41,060
支払利息		616	896
為替差損益（△は益）		395	△854
有形固定資産関係損益（△は益）		263	114
持分法による投資損益（△は益）		△25	△21
再保険貸の増減額（△は増加）		2	108
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）		△2,778	△1,502
再保険借の増減額（△は減少）		△12	△4
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）		△1,144	3,471
その他		22,486	39,172
小計		△107,120	104,990
利息及び配当金等の受取額		147,098	148,364
利息の支払額		△529	△891
契約者配当金の支払額		△17,686	△16,991
その他		△2,205	△2,740
法人税等の支払額		△8,813	△10,663
営業活動によるキャッシュ・フロー		10,743	222,067
投資活動によるキャッシュ・フロー			
買入金銭債権の取得による支出		△2,000	△12,359
買入金銭債権の売却・償還による収入		11,632	7,364
金銭の信託の増加による支出		△3,000	—
金銭の信託の減少による収入		3,000	—
有価証券の取得による支出		△637,169	△681,329
有価証券の売却・償還による収入		520,613	447,388
貸付けによる支出		△236,888	△199,659
貸付金の回収による収入		288,549	224,096
その他		△18,042	△39,361
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△73,305 (△62,561)	△253,861 (△31,793)
有形固定資産の取得による支出		△41,714	△10,750
有形固定資産の売却による収入		162	367
その他		△79	△132
投資活動によるキャッシュ・フロー		△114,935	△264,377
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期社債の純増減額（△は減少）		3,000	—
借入れによる収入		23,400	63,000
借入金の返済による支出		△12,991	△42,434
社債の発行による収入		37,000	—
社債の償還による支出		—	△20,000
リース債務の返済による支出		△133	△148
配当金の支払額		△19,582	△12,522
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出		△94	—
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入		56	—
その他		△26	△22
財務活動によるキャッシュ・フロー		30,628	△12,128
現金及び現金同等物に係る換算差額		△67	△60
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		△73,631	△54,498
現金及び現金同等物期首残高		457,184	383,553
現金及び現金同等物期末残高		383,553	329,055

連結財務諸表の作成方針

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結される子会社及び子法人等数 5社 会社名 T&Dコンファーム株式会社、東陽保険代行株式会社、太陽信用保証株式会社、T&Dリース株式会社、T&Dカスタマーサービス株式会社</p> <p>(2) 主要な非連結の子会社及び子法人等 0社</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結される子会社及び子法人等数 5社 会社名 T & Dコンファーム株式会社、東陽保険代行株式会社、太陽信用保証株式会社、T & Dリース株式会社、T & Dカスタマーサービス株式会社</p> <p>(2) 主要な非連結の子会社及び子法人等 0社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連法人等数 2社 会社名 T & D情報システム株式会社、Thuriya Ace Technology Company Limited</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等及び関連法人等 0社</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連法人等数 2社 会社名 T & D情報システム株式会社、Thuriya Ace Technology Company Limited</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等及び関連法人等 0社</p>

連結貸借対照表の注記事項

2017年度（2018年3月31日現在）	2018年度（2019年3月31日現在）
<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報)</p> <p>一時払終身・年金保険資産区分に属する一時払個人年金保険の販売休止から一定期間が経過し、当連結会計年度において、ALMの観点から運用方針を変更しております。これにより、当該資産区分における満期保有目的の債券の一部を償還期日到来前に売却しております。なお、売却した債券の売却原価は8,263百万円、売却額は11,109百万円であり、売却益を2,845百万円計上しております。</p> <p>また、当売却に伴い、同資産区分の残りの満期保有目的の債券についても、その他有価証券へ保有目的を変更しております。この変更により、有価証券は34,920百万円、その他有価証券評価差額金は25,142百万円増加し、繰延税金資産は9,777百万円減少しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分及び無配当通貨指定型一時払個人年金保険等を除くすべての保険契約 ・一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険については、通貨別にすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 (追加情報) <p>当連結会計年度より販売開始した無配当通貨指定型一時払個人年金保険について、負債のキャッシュ・フロー特性に応じたリスク管理を行うことを目的として、新たに通貨別に小区分を設定しております。なお、この変更による当連結会計年度末における連結貸借対照表及び連結損益計算書への影響はありません。</p> <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 2002年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 <p>「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。</p> <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債（在外子会社等は除く。）は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社等の決算期末日の直物為替相場により円換算しております。</p>	<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分及び無配当通貨指定型一時払個人年金保険等を除くすべての保険契約 ・一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険については、通貨別にすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 2002年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 <p>「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。</p> <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債（在外子会社等は除く。）は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社等の決算期末日の直物為替相場により円換算しております。</p>

2017年度（2018年3月31日現在）

2018年度（2019年3月31日現在）

7. 当社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は212百万円であります。

子会社の資産のうち貸付金等については、当社と同等の基準に基づき資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記に準じた引当を行っております。

8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

9. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理

10. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、連結子会社の内規に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

11. 当社の価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

12. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・国外株式及び国内・国外上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

13. 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産の中の前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当連結会計年度に費用処理しております。

15. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次的方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

16. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

17. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。

7. 当社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は211百万円であります。

子会社の資産のうち貸付金等については、当社と同等の基準に基づき資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記に準じた引当を行っております。

8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

9. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理

10. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、連結子会社の内規に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

11. 当社の価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

12. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・国外株式及び国内・国外上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産の中の前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当連結会計年度に費用処理しております。

14. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次的方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

15. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行ております。

リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。

2017年度（2018年3月31日現在）	2018年度（2019年3月31日現在）
<p>18. 未適用の会計基準等 (税効果会計に係る会計基準の適用指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日） 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日） <p>(1) 概要 個別計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。</p> <p>(2) 適用予定日 2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。 (収益認識に関する会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日） 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日） <p>(1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価格を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p>(2) 適用予定日 2021年4月1日以後開始する連結会計年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。</p> <p>19. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針 当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。 資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するE RM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。</p> <p>この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。</p> <p>また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク 当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。 有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。</p> <p>デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>17. 未適用の会計基準等 (収益認識に関する会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日） 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日） <p>(1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価格を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p>(2) 適用予定日 2021年4月1日以後開始する連結会計年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。</p> <p>18. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針 当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。 資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するE RM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。</p> <p>この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。</p> <p>また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク 当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。 有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。</p> <p>デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>

2017年度（2018年3月31日現在）

③金融商品に係るリスク管理体制

1. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で徹底したリスク管理を実施しております。

なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。

□. 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

△. 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。

二. 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	383,553	383,553	－
(2) 買入金銭債権	56,122	58,516	2,393
(3) 有価証券	5,253,224	5,586,085	332,861
①売買目的の有価証券	310	310	－
②満期保有目的の債券	398,024	501,494	103,469
③責任準備金対応債券	1,303,187	1,532,578	229,391
④その他有価証券	3,551,701	3,551,701	－
(4) 貸付金	1,150,800	1,188,092	37,291
①保険約款貸付（＊1）	46,694	52,985	6,290
②一般貸付（＊1）	1,105,318	1,135,107	31,001
③貸倒引当金（＊2）	△1,079	－	－
④前受収益（＊3）	△132	－	－
資産計	6,843,700	7,216,247	372,546
(1) 短期社債	6,000	6,000	－
(2) 社債	57,000	57,087	87
(3) その他負債中の債券貸借取扱い担保金	109,943	109,943	－
(4) その他負債中の借入金	76,929	77,111	181
負債計	249,873	250,142	268
金融派生商品（＊4）	26,308	27,201	892
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	523	523	－
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	25,784	26,677	892

（＊1）差額欄は、貸倒引当金・前受収益を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

（＊2）貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（＊3）個人ローン等にかかる前受保証料を控除しております。

（＊4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は連結貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。

また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一緒にとして処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

2018年度（2019年3月31日現在）

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で徹底したリスク管理を実施しております。

なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。

□. 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

△. 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。

二. 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	329,055	329,055	－
(2) 買入金銭債権	61,306	63,558	2,251
(3) 有価証券	5,509,866	5,877,996	368,130
①売買目的の有価証券	143	143	－
②満期保有目的の債券	395,929	512,999	117,069
③責任準備金対応債券	1,344,927	1,595,988	251,060
④その他有価証券	3,768,866	3,768,866	－
(4) 貸付金	1,127,002	1,163,369	36,366
①保険約款貸付（＊1）	42,975	48,679	5,704
②一般貸付（＊1）	1,085,192	1,114,689	30,662
③貸倒引当金（＊2）	△1,060	－	－
④前受収益（＊3）	△105	－	－
資産計	7,027,230	7,433,979	406,748
(1) 短期社債	6,000	6,000	－
(2) 社債	37,000	37,159	159
(3) その他負債中の債券貸借取扱い担保金	121,374	121,374	－
(4) その他負債中の借入金	97,494	98,818	1,323
負債計	261,869	263,352	1,483
金融派生商品（＊4）	10,685	11,558	872
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	257	257	－
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	10,427	11,300	872

（＊1）差額欄は、貸倒引当金・前受収益を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

（＊2）貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（＊3）個人ローン等にかかる前受保証料を控除しております。

（＊4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は連結貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。

また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一緒にとして処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

2017年度（2018年3月31日現在）	2018年度（2019年3月31日現在）
<p>資産</p> <p>①現金及び預貯金 時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額によっております。</p> <p>②買入金銭債権 有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは取引金融機関から提示された価格によっており、それが出来ない場合には、他の金融機関等から提示された価格によっております。</p> <p>③有価証券 株式は主として取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。</p> <p>なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、表中の有価証券に含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は、関係会社株式486百万円、非上場株式（関係会社株式を除く。）8,938百万円、外国証券15,258百万円、その他の証券11,285百万円であります。</p> <p>④貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 保険約款貸付 過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。 ロ. 一般貸付 変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額によっております。 ハ. 固定金利によるものは、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。 シ. また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、原則として見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。 ス. ただし、複合金融商品については取引金融機関から提示された価格等によっております。 <p>負債</p> <p>①短期社債 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>②社債 元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>③債券貸借取引受入担保金 短期間の取り組みであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>④借入金 元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>金融派生商品</p> <p>①為替予約取引において、当連結会計年度末の為替予約の評価は主に先渡価格を考慮し時価を算定しております。</p> <p>②金利スワップ取引の時価は、当連結会計年度末現在の金利を基に、将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、一部については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。</p> <p>③株価指数先物、株式先渡取引、株価指数オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション及び通貨オプションの時価は、主たる取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。</p> <p>20. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項</p> <p>当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は145,897百万円、時価は178,473百万円であります。</p> <p>なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。</p>	<p>資産</p> <p>①現金及び預貯金 時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額によっております。</p> <p>②買入金銭債権 有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは取引金融機関から提示された価格によっており、それが出来ない場合には、他の金融機関等から提示された価格によっております。</p> <p>③有価証券 株式は主として取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。</p> <p>なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、表中の有価証券に含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は、関係会社株式535百万円、非上場株式（関係会社株式を除く。）8,937百万円、外国証券14,666百万円、その他の証券13,135百万円であります。</p> <p>④貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 保険約款貸付 過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。 ロ. 一般貸付 変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額によっております。 ハ. 固定金利によるものは、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。 シ. また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、原則として見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。 ス. ただし、複合金融商品については取引金融機関から提示された価格等によっております。 <p>負債</p> <p>①短期社債 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>②社債 元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>③債券貸借取引受入担保金 短期間の取り組みであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>④借入金 元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>金融派生商品</p> <p>①為替予約取引において、当連結会計年度末の為替予約の評価は主に先渡価格を考慮し時価を算定しております。</p> <p>②金利スワップ取引の時価は、当連結会計年度末現在の金利を基に、将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、一部については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。</p> <p>③株価指数先物、株式先渡取引、株価指数オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション及び通貨オプションの時価は、主たる取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。</p> <p>19. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項</p> <p>当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は149,939百万円、時価は191,751百万円であります。</p> <p>なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。</p>

2017年度（2018年3月31日現在）	2018年度（2019年3月31日現在）																				
21. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、380,957百万円であります。	20. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、678,286百万円であります。																				
22. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,607百万円であります。それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は166百万円、延滞債権額は261百万円であります。 上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額1百万円、延滞債権額7百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,159百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	21. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,066百万円であります。それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は137百万円、延滞債権額は188百万円であります。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額15百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,720百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。																				
23. 有形固定資産の減価償却累計額は、118,477百万円であります。	22. 有形固定資産の減価償却累計額は、121,725百万円であります。																				
24. 当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、323百万円であります。なお、負債の額も同額であります。	23. 当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、151百万円であります。なお、負債の額も同額であります。																				
25. 1株当たり純資産額は、165,418円24銭であります。	24. 1株当たり純資産額は、168,193円03銭であります。																				
26. 当社の契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table><tbody><tr><td>当連結会計年度期首現在高</td><td>34,371百万円</td></tr><tr><td>当連結会計年度契約者配当金支払額</td><td>17,686百万円</td></tr><tr><td>利息による増加等</td><td>1百万円</td></tr><tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>15,664百万円</td></tr><tr><td>当連結会計年度末現在高</td><td>32,351百万円</td></tr></tbody></table>	当連結会計年度期首現在高	34,371百万円	当連結会計年度契約者配当金支払額	17,686百万円	利息による増加等	1百万円	契約者配当準備金繰入額	15,664百万円	当連結会計年度末現在高	32,351百万円	25. 当社の契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table><tbody><tr><td>当連結会計年度期首現在高</td><td>32,351百万円</td></tr><tr><td>当連結会計年度契約者配当金支払額</td><td>16,991百万円</td></tr><tr><td>利息による増加等</td><td>1百万円</td></tr><tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>13,138百万円</td></tr><tr><td>当連結会計年度末現在高</td><td>28,499百万円</td></tr></tbody></table>	当連結会計年度期首現在高	32,351百万円	当連結会計年度契約者配当金支払額	16,991百万円	利息による増加等	1百万円	契約者配当準備金繰入額	13,138百万円	当連結会計年度末現在高	28,499百万円
当連結会計年度期首現在高	34,371百万円																				
当連結会計年度契約者配当金支払額	17,686百万円																				
利息による増加等	1百万円																				
契約者配当準備金繰入額	15,664百万円																				
当連結会計年度末現在高	32,351百万円																				
当連結会計年度期首現在高	32,351百万円																				
当連結会計年度契約者配当金支払額	16,991百万円																				
利息による増加等	1百万円																				
契約者配当準備金繰入額	13,138百万円																				
当連結会計年度末現在高	28,499百万円																				
27. 関係会社の株式は486百万円であります。	26. 関係会社の株式は535百万円であります。																				
28. 当社の保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。	27. 当社の保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。																				
29. 当社の貸付金に係るコミットメント契約の総額は7,760百万円であります。融資未実行残高は5,346百万円であります。	28. 当社の貸付金に係るコミットメント契約の総額は6,700百万円であります。融資未実行残高は4,978百万円であります。																				
30. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。	29. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。																				
31. その他負債に計上している借入金のうち43,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	30. その他負債に計上している借入金のうち63,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。																				
32. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は、9,287百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。	31. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は、8,821百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。																				

2017年度（2018年3月31日現在）	2018年度（2019年3月31日現在）
33. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。	32. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。
(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。	(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。
(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付債務 54,989百万円 勤務費用 2,130百万円 利息費用 363百万円 数理計算上の差異の当期発生額 479百万円 退職給付の支払額 △2,409百万円 過去勤務費用の当期発生額 △3,510百万円 期末における退職給付債務 52,042百万円	期首における退職給付債務 52,042百万円 勤務費用 2,026百万円 利息費用 356百万円 数理計算上の差異の当期発生額 94百万円 退職給付の支払額 △2,362百万円 期末における退職給付債務 52,156百万円
②年金資産の期首残高と期末残高の調整表	②年金資産の期首残高と期末残高の調整表
期首における年金資産 27,742百万円 期待運用収益 527百万円 数理計算上の差異の当期発生額 276百万円 事業主からの拠出額 1,929百万円 退職給付の支払額 △1,090百万円 期末における年金資産 29,384百万円	期首における年金資産 29,384百万円 期待運用収益 558百万円 数理計算上の差異の当期発生額 △193百万円 事業主からの拠出額 1,853百万円 退職給付の支払額 △1,090百万円 期末における年金資産 30,512百万円
③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表	③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
積立型制度の退職給付債務 32,777百万円 年金資産 △29,384百万円 非積立型制度の退職給付債務 3,392百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 19,265百万円 退職給付に係る負債 22,658百万円 退職給付に係る資産 -百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 22,658百万円	積立型制度の退職給付債務 32,959百万円 年金資産 △30,512百万円 非積立型制度の退職給付債務 2,446百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 21,644百万円 退職給付に係る負債 21,644百万円 退職給付に係る資産 -一百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 21,644百万円
④退職給付に関連する損益	④退職給付に関連する損益
勤務費用 2,130百万円 利息費用 363百万円 期待運用収益 △527百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 203百万円 過去勤務費用の当期の費用処理額 △3,510百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 △1,339百万円	勤務費用 2,026百万円 利息費用 356百万円 期待運用収益 △558百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 287百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 △2,112百万円
⑤年金資産の主な内訳	⑤年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。 生命保険一般勘定 39.6% 債券 31.1% 外国証券 17.1% 株式 9.7% 共同運用資産 2.6% 合計 100.0%	年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。 生命保険一般勘定 39.6% 債券 29.5% 外国証券 17.2% 株式 10.4% 共同運用資産 3.3% 合計 100.0%
⑥長期期待運用収益率の設定方法	⑥長期期待運用収益率の設定方法
当社は、年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	当社は、年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
⑦数理計算上の計算基礎に関する事項	⑦数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 一時金0.5%、年金0.8% 長期期待運用収益率 1.90%	期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 一時金0.5%、年金0.8% 長期期待運用収益率 1.90%
34. 繰延税金資産の総額は、72,674百万円、繰延税金負債の総額は、61,509百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,169百万円であります。	33. 繰延税金資産の総額は、72,866百万円、繰延税金負債の総額は、59,728百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,250百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金32,612百万円、保険契約準備金23,726百万円及び退職給付に係る負債6,348百万円であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金59,008百万円であります。	繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金33,622百万円、保険契約準備金23,415百万円及び退職給付に係る負債6,064百万円であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金57,034百万円であります。
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。
35. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）132,120百万円及び有価証券（外国証券）370,941百万円であります。	34. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）212,861百万円、有価証券（社債）21,670百万円及び有価証券（外国証券）567,489百万円であります。
また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金109,943百万円であります。	また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金121,374百万円であります。
なお、上記有価証券（国債）には、無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券10,015百万円を含んでおります。また、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券108,438百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券243,105百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券19,397百万円を含んでおります。	なお、上記有価証券（国債）には、無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券89,126百万円を含んでおり、上記有価証券（社債）には、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券21,670百万円を含んでおります。また、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券121,436百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券395,690百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券50,362百万円を含んでおります。

連結損益計算書の注記事項

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)																												
<p>1. 1株当たり当期純利益の額は12,302円50銭であります。</p> <p>2. 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>当社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>なお、子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">用途</td> <td style="width: 90%;">遊休不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td>愛知県稻沢市など16件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">土地</td> <td style="width: 10%;">509百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>234百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>744百万円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	遊休不動産等	種類	土地及び建物	場所等	愛知県稻沢市など16件	減損損失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">土地</td> <td style="width: 10%;">509百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>234百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>744百万円</td> </tr> </table>	土地	509百万円	建物等	234百万円	計	744百万円	<p>1. 1株当たり当期純利益の額は10,343円12銭であります。</p> <p>2. 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>当社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>なお、子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">用途</td> <td style="width: 90%;">賃貸不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td>神奈川県藤沢市など28件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">土地</td> <td style="width: 10%;">1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,574百万円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	賃貸不動産等	種類	土地及び建物	場所等	神奈川県藤沢市など28件	減損損失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">土地</td> <td style="width: 10%;">1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,574百万円</td> </tr> </table>	土地	1,020百万円	建物等	554百万円	計	1,574百万円
用途	遊休不動産等																												
種類	土地及び建物																												
場所等	愛知県稻沢市など16件																												
減損損失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">土地</td> <td style="width: 10%;">509百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>234百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>744百万円</td> </tr> </table>	土地	509百万円	建物等	234百万円	計	744百万円																						
土地	509百万円																												
建物等	234百万円																												
計	744百万円																												
用途	賃貸不動産等																												
種類	土地及び建物																												
場所等	神奈川県藤沢市など28件																												
減損損失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">土地</td> <td style="width: 10%;">1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,574百万円</td> </tr> </table>	土地	1,020百万円	建物等	554百万円	計	1,574百万円																						
土地	1,020百万円																												
建物等	554百万円																												
計	1,574百万円																												

連結包括利益計算書の注記事項

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
その他の包括利益の内訳	その他の包括利益の内訳
その他有価証券評価差額金：	その他有価証券評価差額金：
当期発生額 53,329百万円	当期発生額 31,226百万円
組替調整額 △31,210百万円	組替調整額 △40,937百万円
税効果調整前 22,118百万円	税効果調整前 △9,710百万円
税効果額 △6,187百万円	税効果額 1,973百万円
その他有価証券評価差額金 15,930百万円	その他有価証券評価差額金 △7,736百万円
繰延ヘッジ損益：	繰延ヘッジ損益：
当期発生額 -百万円	当期発生額 -百万円
組替調整額 1,226百万円	組替調整額 1,850百万円
税効果調整前 1,226百万円	税効果調整前 1,850百万円
税効果額 △343百万円	税効果額 △518百万円
繰延ヘッジ損益 883百万円	繰延ヘッジ損益 1,332百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	持分法適用会社に対する持分相当額：
当期発生額 △2百万円	当期発生額 4百万円
その他の包括利益合計 16,811百万円	その他の包括利益合計 △6,399百万円

連結株主資本等変動計算書の注記事項

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項
発行済株式 普通株式	発行済株式 普通株式
当連結会計年度期首株式数 2,500千株	当連結会計年度期首株式数 2,500千株
当連結会計年度増加株式数 -千株	当連結会計年度増加株式数 -千株
当連結会計年度減少株式数 -千株	当連結会計年度減少株式数 -千株
当連結会計年度末株式数 2,500千株	当連結会計年度末株式数 2,500千株
2. 配当に関する事項	2. 配当に関する事項
配当金支払額 決議 2017年6月23日定時株主総会	配当金支払額 決議 2018年6月22日定時株主総会
株式の種類 普通株式	株式の種類 普通株式
配当金の総額 19,582百万円	配当金の総額 12,522百万円
1株当たり配当額 7,833円	1株当たり配当額 5,009円
基準日 2017年6月23日	基準日 2018年6月22日
効力発生日 2017年6月26日	効力発生日 2018年6月25日

連結キャッシュ・フロー計算書の注記事項

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、現金、隨時引き出し可能な預金及び安いに換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期資金からなっております。	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、現金、隨時引き出し可能な預金及び安いに換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期資金からなっております。
2. 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との差額 ・連結貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定 383,553百万円 現金及び現金同等物 383,553百万円	2. 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との差額 ・連結貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定 329,055百万円 現金及び現金同等物 329,055百万円

【5】リスク管理債権の状況（連結）

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	166	137
延滞債権額	261	188
3カ月以上延滞債権額	2,159	1,720
貸付条件緩和債権額	20	20
合 計	2,607	2,066
(貸付残高に対する比率)	(0.23%)	(0.18%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2017年度末が破綻先債権額1百万円、延滞債権額7百万円、2018年度末は破綻先債権額ではなく、延滞債権額15百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となつた債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあつた債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つたもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

【6】保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
連結ソルベンシー・マージン総額 (A)	856,556	877,939
資本金等	283,912	295,401
価格変動準備金	116,472	120,078
危険準備金	67,325	67,325
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	1,163	1,232
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 90% (マイナスの場合100%)	189,813	182,742
土地の含み損益 × 85% (マイナスの場合100%)	11,850	23,503
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	23,866	21,922
配当準備金中の未割当額	2,975	2,266
税効果相当額	59,664	64,000
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△488	△534
連結リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_6+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4+R_6}$ (B)	203,299	204,844
保険リスク相当額 R ₁	23,842	22,494
一般保険リスク相当額 R ₅	—	—
巨大災害リスク相当額 R ₆	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	10,879	11,244
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉	—	—
予定期リスク相当額 R ₂	36,259	34,410
最低保証リスク相当額 R ₇	17	9
資産運用リスク相当額 R ₃	159,357	162,939
経営管理リスク相当額 R ₄	4,607	4,621
連結ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	842.6%	857.1%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 「資本金等」は、連結貸借対照表上の「純資産の部合計」から、その他の包括利益累計額合計及び社外流出予定額を控除した額を記載しています。
3. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

【7】子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)

2017年度、2018年度とも記載すべきものはありません。

【8】セグメント情報

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
当社及び連結子会社は、生命保険事業以外にリース事業等を営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しております。	当社及び連結子会社は、生命保険事業以外にリース事業等を営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しております。

【9】連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した2018年度の連結財務諸表について、E Y新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

※なお、当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるように、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しています。

【10】代表者による連結財務諸表の適正性に関する確認

当社では、代表取締役社長が、2018年度の連結財務諸表の適正性について確認しています。

2018年度の確認書は以下のとおりです。

確認書

2019年6月3日

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長

副島直樹

1. 私は、当社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結財務諸表の記載内容が、すべての重要な点において適正であることを確認いたしました。

2. 私は、上記確認を行うにあたり、以下に記載する各項目について、これらが適正に機能していたことを確認いたしました。

(1) 内部管理体制の確立及び運用

当社の内部管理体制について、「業務遂行体制」「内部監査」「監査役監査」「重要な経営情報の報告体制」「規程・方針等の周知徹底」に係る規程が適切に整備されていることを確認するとともに、内部監査結果の確認等を通じて、規程に則った適切な運用がなされていることを確認いたしました。

(2) 連結財務諸表の作成プロセス

連結財務諸表の作成プロセスについて、連結財務諸表の所管部門からの報告、および内部監査部門による監査結果報告を受け、「基礎データの収集・検証」「連結財務諸表の作成・検証」が適切に実施されていること、法令等に準拠して連結財務諸表が作成されていることを確認いたしました。

(3) その他

連結財務諸表は、当社の経営執行会議において審議を行い、取締役会において審議、承認されております。

以上

【11】事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容

該当事項はありません。

(ご参考) 重要な後発事象

2017年度、2018年度とも記載する事項はありません。

生命保険協会統一開示項目索引

I 保険会社の概況及び組織	(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約) 104	2 法令遵守の体制 46
1 沿革 51	(6) 死亡率(個人保険主契約) 104	3 法第百二十二条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものが限る)の合理性及び妥当性 128
2 経営の組織 58	(7) 特約発生率(個人保険) 104	4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称指定期生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 86
3 店舗網一覧 58	(8) 事業費率(対収入保険料) 104	5 個人データ保護について 87
4 資本金の推移 147	(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を受けた主要な保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 104	6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 84
5 株式の総数 61	(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を受けた主要な保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 105	
6 株式の状況 (発行済株式の種類等) 61	(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を受けた主要な保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 105	
(大株主) 61	(12) 未収受再保険金の額 105	
7 主要株主の状況 61	(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106	
8 取締役及び監査役(役職名・氏名) 53		
9 会計監査人の氏名又は名称 55		
10 従業員の在籍・採用状況 56		
11 平均給与(内勤職員) 56		
12 平均給与(営業職員) 56		
II 保険会社の主要な業務の内容	VIII 特別勘定に関する指標等	
1 主要な業務の内容 61	1 特別勘定資産残高の状況 163	
2 経営方針 1	2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 163	
III 直近事業年度における事業の概況	3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	
1 直近事業年度における事業の概況 62	(1) 保有契約高 163	
2 契約者懇談会開催の概況 69	(2) 年度末資産の内訳 164	
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会・苦情)の件数、及び苦情からの改善事例 67	(3) 運用収支状況 164	
4 契約者に対する情報提供の実態 69	(4) 有価証券等の時価情報 (有価証券) 164 (金銭の信託) 164 (デリバティブ取引) 164	
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 70		
6 営業職員・代理店教育・研修の概略 28		
7 新規開発商品の状況 76		
8 保険商品一覧 76		
9 情報システムに関する状況 75		
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 41		
IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	IX 保険会社及びその子会社等の状況	
す指標 93	1 保険会社及びその子会社等の概況	
V 財産の状況	(1) 主要な事業の内容及び組織の構成 165	
1 貸借対照表 113	(2) 子会社等に関する事項 (名称) 166 (主たる営業所又は事務所の所在地) 166 (資本金又は出資金の額) 166 (事業の内容) 166 (設立年月日) 166	
2 損益計算書 115		
3 株主資本等変動計算書 116		
4 債務者区分による債権の状況 143		
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権) 143		
(危険債権) 143		
(要管理債権) 143		
(正常債権) 143		
5 リスク管理債権の状況 143		
(破綻先債権) 143		
(延滞債権) 143		
(3ヶ月以上延滞債権) 143		
(貸付条件緩和債権) 143		
6 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況 143		
7 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベーシン・マージン比率) 106		
8 有価証券等の時価情報(会社計) (有価証券) 130		
(金銭の信託) 130		
(デリバティブ取引) 130		
9 経常利益等の明細(基礎利益) 126		
10 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 129		
11 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 該当せず		
12 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容 129		
VI 業務の状況を示す指標等	X 連絡貸付対照表	
1 主要な業務の状況を示す指標等		
(1) 決算業績の概況 17	(1) 連絡貸付対照表 168	
(2) 保有契約高及び新契約高 98,99	(2) 連絡損益計算書及び連絡包括利益計算書 (連絡損益計算書) 169 (連絡包括利益計算書) 170	
(3) 年換算保険料 100		
(4) 保障機能別保有契約高 101,102		
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 102		
(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料 103		
(7) 契約者配当の状況 108		
2 保険契約に関する指標等		
(1) 保有契約増加率 103		
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険) 103		
(3) 新契約率(対年度始) 103		
(4) 解約失効率(対年度始) 103		
VII 保険会社の運営	(3) 連絡キャッシュ・フロー計算書 172	
1 リスク管理体制 47		
2 法令遵守の体制 46		
3 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
4 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
5 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
6 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
7 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
8 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
9 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
10 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
11 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
14 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
15 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
16 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
17 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
18 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
19 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
20 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
21 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
22 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
23 有形固定資産明細表 (有形固定資産の明細) 140		
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数) 140		
24 固定資産等処分益明細表 152		
25 固定資産等処分損明細表 152		
26 貸付用不動産等減価償却費明細表 152		
27 海外投融資の状況 141		
(資産別明細) 141		
(地域別構成) 141		
(外資建資産の通貨別構成) 141		
28 海外投融資利回り 134		
29 公共関係投融資の概況 142		
(新規引受け額、貸出額) 142		
30 各種ローン金利 142		
31 その他の資産明細表 142		
5 有価証券等の時価情報(一般勘定) (有価証券) 154		
(金銭の信託) 157		
(デリバティブ取引) 158		
VIII 保険会社の運営	(6) 連絡貸付対照表、連絡損益計算書及び連絡包括利益計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 該当せず(ご参考185)	
1 リスク管理体制 47		
2 法令遵守の体制 46		
3 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
4 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
5 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
6 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
7 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
8 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
9 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
10 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
11 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
14 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
15 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
16 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
17 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
18 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
19 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
20 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
21 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
22 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
23 有形固定資産明細表 (有形固定資産の明細) 140		
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数) 140		
24 固定資産等処分益明細表 152		
25 固定資産等処分損明細表 152		
26 貸付用不動産等減価償却費明細表 152		
27 海外投融資の状況 141		
(資産別明細) 141		
(地域別構成) 141		
(外資建資産の通貨別構成) 141		
28 海外投融資利回り 134		
29 公共関係投融資の概況 142		
(新規引受け額、貸出額) 142		
30 各種ローン金利 142		
31 その他の資産明細表 142		
5 有価証券等の時価情報(一般勘定) (有価証券) 154		
(金銭の信託) 157		
(デリバティブ取引) 158		
VIII 保険会社の運営		
1 リスク管理体制 47		
2 法令遵守の体制 46		
3 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
4 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
5 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
6 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
7 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
8 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
9 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
10 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
11 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
14 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
15 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
16 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
17 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
18 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
19 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
20 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
21 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
22 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
23 有形固定資産明細表 (有形固定資産の明細) 140		
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数) 140		
24 固定資産等処分益明細表 152		
25 固定資産等処分損明細表 152		
26 貸付用不動産等減価償却費明細表 152		
27 海外投融資の状況 141		
(資産別明細) 141		
(地域別構成) 141		
(外資建資産の通貨別構成) 141		
28 海外投融資利回り 134		
29 公共関係投融資の概況 142		
(新規引受け額、貸出額) 142		
30 各種ローン金利 142		
31 その他の資産明細表 142		
5 有価証券等の時価情報(一般勘定) (有価証券) 154		
(金銭の信託) 157		
(デリバティブ取引) 158		
VIII 保険会社の運営		
1 リスク管理体制 47		
2 法令遵守の体制 46		
3 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
4 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
5 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
6 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
7 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
8 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
9 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
10 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
11 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
14 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
15 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
16 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
17 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
18 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
19 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
20 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
21 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
22 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
23 有形固定資産明細表 (有形固定資産の明細) 140		
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数) 140		
24 固定資産等処分益明細表 152		
25 固定資産等処分損明細表 152		
26 貸付用不動産等減価償却費明細表 152		
27 海外投融資の状況 141		
(資産別明細) 141		
(地域別構成) 141		
(外資建資産の通貨別構成) 141		
28 海外投融資利回り 134		
29 公共関係投融資の概況 142		
(新規引受け額、貸出額) 142		
30 各種ローン金利 142		
31 その他の資産明細表 142		
5 有価証券等の時価情報(一般勘定) (有価証券) 154		
(金銭の信託) 157		
(デリバティブ取引) 158		
VIII 保険会社の運営		
1 リスク管理体制 47		
2 法令遵守の体制 46		
3 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
4 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
5 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 105		
6 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
7 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
8 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
9 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
10 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
11 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
14 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
15 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
16 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 106		
17 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発		

五十音順索引

あ	総資産..... 2,65,93,113	ら	リスク管理..... 47,85
運用方針..... 132	組織図（本社）..... 57	連結キャッシュ・フロー計算書..... 172	
運用利回り..... 134	ソルベンシー・マージン比率..... 19,93,106	連結ソルベンシー・マージン比率..... 167,183	
沿革..... 51	損益計算書..... 115	連結損益計算書..... 169	
お客様懇談会..... 33,69		連結貸借対照表..... 168	
お客様の声..... 33,67		連結包括利益計算書..... 170	
お客さま本位の業務運営に係る方針..... 21			
か		英字	
海外事業の推進..... 15		ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）..... 86,132	
会社概要..... 2		CSR（企業の社会的責任）..... 2	
価格変動準備金..... 107		ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）..... 47,132	
格付け..... 19		ESG..... 37,38,43,64	
かけつけ隊サービス..... 14,22,32		EV（エンペディッド・バリュー）..... 18,110	
監査報告..... 129,185		ISO10002 33,68	
勧誘方針..... 90		MCEV（市場整合的エンペディッド・バリュー）..... 18,110	
基礎利益..... 18,93,126,127		SDGs 43	
金融ADR制度 86		T&Dホールディングス 2	
グループ中期経営計画..... 9		T&D保険グループ 2,9	
経営ビジョン..... 1			
経営方針..... 1			
経営理念..... 1			
契約者配当..... 108	内部監査..... 44		
健康経営優良法人（ホワイト500）..... 36	内部統制..... 45		
健康増進への取組み..... 36	日本版スチュワードシップ・コード..... 38		
コーポレート・ガバナンス..... 44	認知症サポーター..... 31		
子会社..... 165	認知症セミナー..... 12		
個人情報保護..... 87	認知症予防アプリ..... 12,31		
コンビ活動..... 22	年換算保険料..... 100		
コンプライアンス..... 46,82			
な			
は			
さ			
サービスガイドブック..... 30,69	働きなくなったときの保険..... 22,23,76		
サービス品質向上委員会..... 33,68	反社会的勢力対応..... 82,84		
支社等一覧..... 59	ひまわり通信..... 30		
実質純資産..... 93	ひまわり認知症予防保険..... 22,25,77,78		
指定代理請求特約..... 71,78	ベストシニアサービス..... 13		
支払備金明細表..... 144	保険組曲Best 22,23,76,77		
資本金..... 2,93,147	保険計理人..... 128		
従業員等の状況..... 56	保障性年換算保険料..... 17		
順ざやの状況..... 18,93	保有契約高..... 94,98		
商品一覧..... 76	保有契約年換算保険料..... 100		
新契約高..... 96,99			
新契約年換算保険料..... 100			
スポーツを通じた社会への貢献..... 39	や		
スマートワークの実現..... 34	役員（取締役、監査役及び執行役員）..... 53		
生命保険契約者保護機構..... 72,91	ユニバーサルマナー検定..... 31		
責任準備金..... 65,144			
責任投資原則（PRI）..... 37,64			
早期是正措置..... 91			

当資料は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

太陽生命保険株式会社

本社 〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1
お客様サービスセンター 0120-97-2111
<ホームページ> <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。